




赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

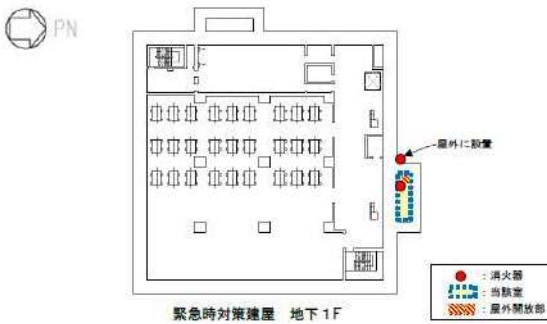
第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8) 燃料移送ポンプ(A)室(Y-7-8)</p> <p>燃料移送ポンプ(A)室(床面積 15m²)は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置している機器、配管、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <p>(エアレイアウト)</p>  <p>室内の様子(写真①)及び設置されている機器</p>  <p>油配管 ポンプ設置予定箇所</p> <p>上部開放箇所</p>  <p>上部開放箇所(入域不可)</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は燃料油移送ポンプは屋内に設置されているため、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) ケーブルピット(A) (KB-2-12)</p> <p>ケーブルピット(A) (床面積 8m²) は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置している電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓から取水して消火活動を行う。取水は2 箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <div data-bbox="712 596 1317 1027" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> </div>	<p>(1) 代替非常用発電機 (0/B 1-5, 0/B 1-6)</p> <p>代替非常用発電機は屋外に設置しており、火災が発生しても煙が大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置している電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を設置、初期消火要員が迅速に使用できるように屋外に配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓から取水して消火活動を行う。取水は2 箇所以上から対応可能である。</p> <div data-bbox="1344 596 1957 896" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> </div>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による配置の相違</p>


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) ケーブルピット(B) (KB-2-13)</p> <p>ケーブルピット(B) (床面積 8m²) は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置している電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓から取水して消火活動を行う。取水は2 箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <div data-bbox="712 598 1323 1027" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0


第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) ケーブル取合ピット(A) (E-1-6)</p> <p>ケーブル取合ピット(A) (床面積 37m²) は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置しているケーブルトレイは、支持構造物の主要な構造材には、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。また、ケーブルトレイに敷設したケーブルは、難燃ケーブルを使用していること、過電流防止装置により過電流が発生するおそれがないことから、自己発火のおそれは小さい。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <div data-bbox="712 707 1321 1125" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>緊急用電気設備 地下1F</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

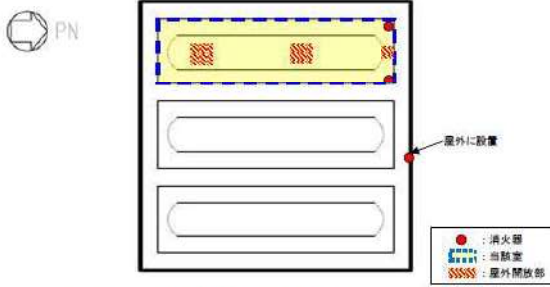
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) ケーブル取合ピット(B) (E-1-7)</p> <p>ケーブル取合ピット(B) (床面積 8m²) は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置しているケーブルトレイは、支持構造物の主要な構造材には、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。また、ケーブルトレイに敷設したケーブルは、難燃ケーブルを使用していること、過電流防止装置により過電流が発生するおそれがないことから、自己発火のおそれは小さい。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2 箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <div data-bbox="712 831 1317 1236" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p>  <p>緊急用電気品建屋 地下1F</p> <ul style="list-style-type: none"> ● : 消火器 ■ : 消火器 SSSS : 屋外開放部 </div>		<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

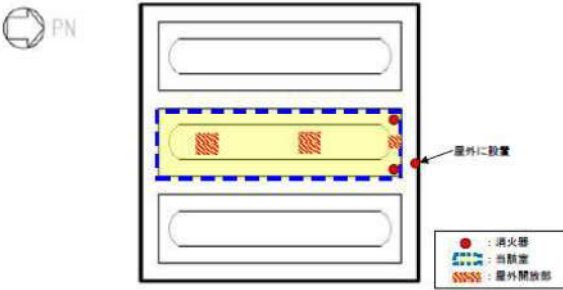
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) ケーブル取合ピット(C) (E-1-8)</p> <p>ケーブル取合ピット(C) (床面積 25m²) は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置しているケーブルトレイは、支持構造物の主要な構造材には、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。また、ケーブルトレイに敷設したケーブルは、難燃ケーブルを使用していること、過電流防止装置により過電流が発生するおそれがないことから、自己発火のおそれは小さい。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <div data-bbox="712 710 1326 1125" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p>  </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

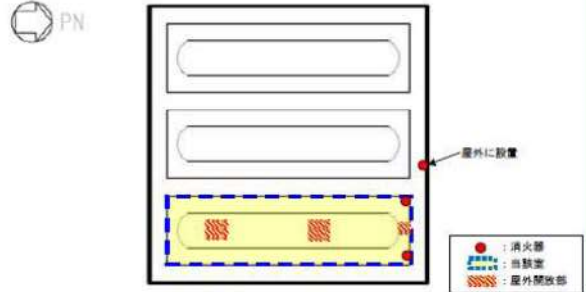
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(6) ガスタービン発電設備軽油タンク(A)室 (Y-8-1)</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンク(A)室 (床面積 96㎡) は、屋外の地下貯蔵タンクで、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、ガスタービン発電設備軽油タンク(A) (110 k l) があるが、これら含めて設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <div data-bbox="712 659 1317 1066" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p>  <p>ガスタービン発電設備軽油タンクエリア 地下1F (O.P.56700)</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

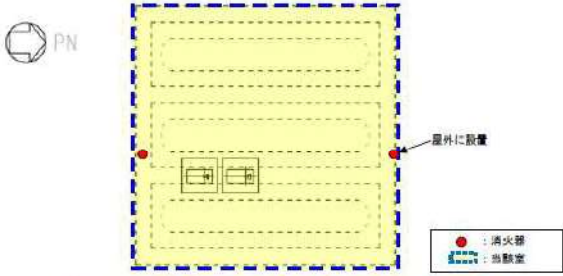
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(7) ガスタービン発電設備軽油タンク(B)室 (Y-8-2)</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンク(B)室 (床面積 96㎡) は、屋外の地下貯蔵タンクで、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、ガスタービン発電設備軽油タンク(B) (110 k l) があるが、これら含めて設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <div data-bbox="712 627 1326 1034" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p>  <p>ガスタービン発電設備軽油タンクエリア 地下1F (0.P.56700)</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8) ガスタービン発電設備軽油タンク(C)室 (Y-8-3)</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンク(C)室 (床面積 96㎡) は、屋外の地下貯蔵タンクで、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、ガスタービン発電設備軽油タンク(C) (110k l) があるが、これら含めて設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <div data-bbox="712 632 1328 1027" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p>  <p>ガスタービン発電設備軽油タンクエリア 地下1F (0.P.56700)</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(9) ガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリア (Y-8-4)</p> <p>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリア (床面積 484m²) は、屋外に設置されており、火災が発生しても煙が大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <div data-bbox="712 592 1326 963" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリア 地上1F (0.P.62300)</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(10) ガスタービン発電機室 (E-2-1)</p> <p>ガスタービン発電機室 (床面積 532m²) は、屋外に設置されており、屋根及びルーバーの壁に囲まれ、火災が発生しても、ルーバーから煙が大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、ガスタービン発電機車 2 台、制御車 2 台及び各燃料タンク (発電用 500L (軽油)) がある。</p> <p>各車両間の離隔距離は約 3mと消火器運搬、ホース展開には十分なスペースを有している。</p> <p>消火器は、大型消火器、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は 2 箇所以上から対応可能である。(別紙 1)</p> <div data-bbox="712 635 1326 1061" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>緊急用電気品建屋 1F</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p>海水ポンプ室 (補機ポンプエリア) へのアクセス性及び消火活動について</p> <p>1. 海水ポンプ室 (補機ポンプエリア) へのアクセス性</p> <p>地下ピット構造の海水ポンプ室 (補機ポンプエリア) は、竜巻防護ネットを設置する設計であるが、竜巻防護ネット設置後においても、地上面 (OP14,800) から循環水ポンプ室と TSW ポンプ室を通過し各部屋 (P3,000) にアクセスし、大型消火器及び小型消火器で初期消火を行うことが可能なことを確認した。(第1図)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;">  </div> <p style="text-align: center;">第1図 海水ポンプ室 (補機ポンプエリア) へのアクセス性</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は海水ポンプ室は屋内の火災区画となっており、全域ガス消火設備で消火する設計となっているため、当該記載はない。</p>




赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

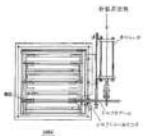

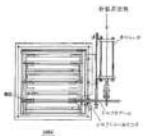

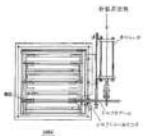

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
	<p>2. 移動式消火設備による消火活動</p> <p>移動式消火設備の化学消防自動車は消火栓又は防火水槽から取水し、消火ホースを海水ポンプ室（補機ポンプエリア）ほかに敷設し消火活動を行う。</p> <p>取水は2箇所以上から対応可能である。（第2図）取水箇所と各消火エリアの消火ホース敷設距離は最大約400m、高低差は地上面より下方への放水となり、化学消防自動車の性能や消火ホース圧損を考慮しても消火活動は可能である。</p> <p>化学消防自動車の車幅は約2.3mであり、保管場所から取水箇所までの道幅は3.5m以上を確保しており化学消防自動車の活動は可能である。また、地下ピット構造の海水ポンプ室（補機ポンプエリア）は、竜巻防護ネット及び浸水防止壁を設置する設計であるが、地上面から放水による消火活動が、竜巻防護ネット構造及び浸水防止壁高さ（約0.6m）を考慮しても消火活動が可能であることを確認した。（第3図）</p> <p>移動式消火設備の化学消防自動車の消火活動は、火災区画毎に消防車と消火エリアの高低差、活動ルート、消火ホース敷設距離（第1表）などが変わることから、火災発生時の必要な消防資機材や消防車の操作等について、個別の消火手順を整備すること及び要員の訓練（第4図）を計画的に行うことを火災防護計画に定める。</p> <table border="1" data-bbox="712 874 1323 1161"> <caption>第1表 消火ホース敷設距離</caption> <thead> <tr> <th>消火エリア</th> <th>水源</th> <th>距離（最大）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">海水ポンプ室（補機ポンプエリア）</td> <td>屋外消火栓</td> <td>約170m</td> </tr> <tr> <td>耐震性防火水槽</td> <td>約320m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽油タンクエリア及び燃料移送ポンプ室</td> <td>屋外消火栓</td> <td>約80m</td> </tr> <tr> <td>耐震性防火水槽</td> <td>約150m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策建屋</td> <td>屋外消火栓</td> <td>約120m</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓</td> <td>約400m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急用電気品建屋及びガスタービン発電設備軽油タンクエリア</td> <td>屋外消火栓</td> <td>約130m</td> </tr> <tr> <td>耐震性防火水槽</td> <td>約360m</td> </tr> </tbody> </table>	消火エリア	水源	距離（最大）	海水ポンプ室（補機ポンプエリア）	屋外消火栓	約170m	耐震性防火水槽	約320m	軽油タンクエリア及び燃料移送ポンプ室	屋外消火栓	約80m	耐震性防火水槽	約150m	緊急時対策建屋	屋外消火栓	約120m	屋外消火栓	約400m	緊急用電気品建屋及びガスタービン発電設備軽油タンクエリア	屋外消火栓	約130m	耐震性防火水槽	約360m		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は海水ポンプ室は屋内の火災区画となっており、全域ガス消火設備で消火する設計となっているため、当該記載はない。</p>
消火エリア	水源	距離（最大）																								
海水ポンプ室（補機ポンプエリア）	屋外消火栓	約170m																								
	耐震性防火水槽	約320m																								
軽油タンクエリア及び燃料移送ポンプ室	屋外消火栓	約80m																								
	耐震性防火水槽	約150m																								
緊急時対策建屋	屋外消火栓	約120m																								
	屋外消火栓	約400m																								
緊急用電気品建屋及びガスタービン発電設備軽油タンクエリア	屋外消火栓	約130m																								
	耐震性防火水槽	約360m																								

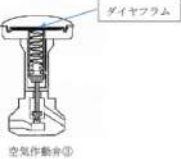
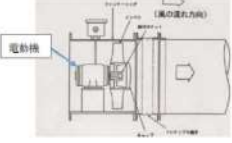
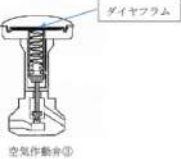
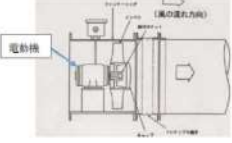
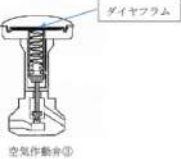
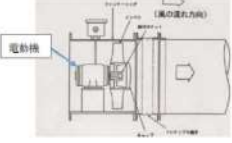
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2図 移動式消火設備による消火活動例</p>  <p>第3図 電器防護ネットの概要図 (北西側から見た場合)</p>  <p>第4図 化学消防自動車泡放水 (訓練写真)</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は海水ポンプ室は屋内の火災区画となっており、全域ガス消火設備で消火する設計となっているため、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">各機器における火災の発生防止対策について</p> <table border="1" data-bbox="168 331 604 986"> <tr> <td data-bbox="168 331 280 443">タンク ダクト 配管 コンテナ ドラム缶 資材</td> <td data-bbox="280 331 604 443"> 金属製 (不燃材料) の静的機器であり、火災源とならない。 なお、コンテナ及びドラム缶は、金属、コンクリートのような不燃性の放射性廃棄物のみ収納している。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 443 280 646">ダンパ</td> <td data-bbox="280 443 604 646"> 全て金属製 (不燃材料) の部品で構成されており、火災源とならない。  <p style="text-align: center;">ダンパ</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 646 280 986">空気作動弁</td> <td data-bbox="280 646 604 986"> シリンダに計器用空気を給気/排気することで動作する弁であり、全て金属製 (不燃材料) で構成されており、火災源とならない。  <p style="text-align: center;">空気作動弁① 空気作動弁②</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">図外の範囲は機器に異なる事項ですので公開することはできません。</p> </td> </tr> </table>	タンク ダクト 配管 コンテナ ドラム缶 資材	金属製 (不燃材料) の静的機器であり、火災源とならない。 なお、コンテナ及びドラム缶は、金属、コンクリートのような不燃性の放射性廃棄物のみ収納している。	ダンパ	全て金属製 (不燃材料) の部品で構成されており、火災源とならない。  <p style="text-align: center;">ダンパ</p>	空気作動弁	シリンダに計器用空気を給気/排気することで動作する弁であり、全て金属製 (不燃材料) で構成されており、火災源とならない。  <p style="text-align: center;">空気作動弁① 空気作動弁②</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">図外の範囲は機器に異なる事項ですので公開することはできません。</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p>
タンク ダクト 配管 コンテナ ドラム缶 資材	金属製 (不燃材料) の静的機器であり、火災源とならない。 なお、コンテナ及びドラム缶は、金属、コンクリートのような不燃性の放射性廃棄物のみ収納している。								
ダンパ	全て金属製 (不燃材料) の部品で構成されており、火災源とならない。  <p style="text-align: center;">ダンパ</p>								
空気作動弁	シリンダに計器用空気を給気/排気することで動作する弁であり、全て金属製 (不燃材料) で構成されており、火災源とならない。  <p style="text-align: center;">空気作動弁① 空気作動弁②</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">図外の範囲は機器に異なる事項ですので公開することはできません。</p>								

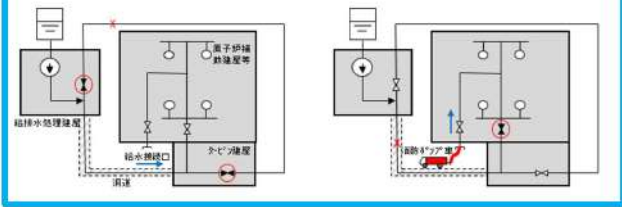
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="165 193 282 451"> <p>空気作動弁</p> </td> <td data-bbox="282 193 598 451"> <p>ダイヤフラムに計器用空気を給気/排気することで動作する弁であり、可とう性のあるダイヤフラムは可燃物であるが、金属製 (不燃材料) の筐体で覆われていること、ダイヤフラム以外の構成品は、全て金属製 (不燃材料) で構成されており、火災源とならない。</p>  <p>ダイヤフラム</p> <p>空気作動弁①</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 451 282 507"> <p>制御・計装品</p> </td> <td data-bbox="282 451 598 507"> <p>金属筐体で覆われた構造であり、付属ケーブルは電線管に収納することで、他の機器に延焼するおそれなく、煙の発生は抑制される。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 507 282 799"> <p>冷却ファン</p> </td> <td data-bbox="282 507 598 799"> <p>冷却ファンは、電動機で駆動するファンであるが、電動機はグリスを使用し、潤滑油は使用していない。また、電動機及び付属のケーブルは金属製の筐体及び電線管に収納することで、他の機器に延焼するおそれなく、煙の発生は抑制される。</p>  <p>電動機</p> <p>冷却ファン</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 799 282 879"> <p>ユーティリティ機器 (照明灯、コンセン ト、大排連動カメラ、 ベージング等)</p> </td> <td data-bbox="282 799 598 879"> <p>過電流による発火が想定されるが、金属製の筐体等で構成されており、当該機器の筐体にとどまることから、火災源とならない。</p> </td> </tr> </table>	<p>空気作動弁</p>	<p>ダイヤフラムに計器用空気を給気/排気することで動作する弁であり、可とう性のあるダイヤフラムは可燃物であるが、金属製 (不燃材料) の筐体で覆われていること、ダイヤフラム以外の構成品は、全て金属製 (不燃材料) で構成されており、火災源とならない。</p>  <p>ダイヤフラム</p> <p>空気作動弁①</p>	<p>制御・計装品</p>	<p>金属筐体で覆われた構造であり、付属ケーブルは電線管に収納することで、他の機器に延焼するおそれなく、煙の発生は抑制される。</p>	<p>冷却ファン</p>	<p>冷却ファンは、電動機で駆動するファンであるが、電動機はグリスを使用し、潤滑油は使用していない。また、電動機及び付属のケーブルは金属製の筐体及び電線管に収納することで、他の機器に延焼するおそれなく、煙の発生は抑制される。</p>  <p>電動機</p> <p>冷却ファン</p>	<p>ユーティリティ機器 (照明灯、コンセン ト、大排連動カメラ、 ベージング等)</p>	<p>過電流による発火が想定されるが、金属製の筐体等で構成されており、当該機器の筐体にとどまることから、火災源とならない。</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>(女川実績の反映:着色せず)</p>
<p>空気作動弁</p>	<p>ダイヤフラムに計器用空気を給気/排気することで動作する弁であり、可とう性のあるダイヤフラムは可燃物であるが、金属製 (不燃材料) の筐体で覆われていること、ダイヤフラム以外の構成品は、全て金属製 (不燃材料) で構成されており、火災源とならない。</p>  <p>ダイヤフラム</p> <p>空気作動弁①</p>										
<p>制御・計装品</p>	<p>金属筐体で覆われた構造であり、付属ケーブルは電線管に収納することで、他の機器に延焼するおそれなく、煙の発生は抑制される。</p>										
<p>冷却ファン</p>	<p>冷却ファンは、電動機で駆動するファンであるが、電動機はグリスを使用し、潤滑油は使用していない。また、電動機及び付属のケーブルは金属製の筐体及び電線管に収納することで、他の機器に延焼するおそれなく、煙の発生は抑制される。</p>  <p>電動機</p> <p>冷却ファン</p>										
<p>ユーティリティ機器 (照明灯、コンセン ト、大排連動カメラ、 ベージング等)</p>	<p>過電流による発火が想定されるが、金属製の筐体等で構成されており、当該機器の筐体にとどまることから、火災源とならない。</p>										



赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">添付資料13</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における 消火配管の凍結防止対策, 地盤変位対策について</p> <p>1. 発電所の水消火設備の設計概要</p> <p>(1) 泊発電所の消火設備について</p> <p>火災防護の審査基準で, 消火困難箇所や系統分離を行うために設置する消火設備は, 安全機能を有する構築物, 系統及び機器の耐震クラスに応じて, 地震時においても機能を維持することが求められている。</p> <p>泊発電所の消火設備は, 従来, 水消火設備を主とする設計としていたが, 水消火設備は耐震Cクラス設計であり, 上記の要求を満足することは難しいことから, 原子炉建屋等の建屋にはSs機能維持された全域ガス消火設備, 放射性廃棄物処理建屋や固体廃棄物貯蔵庫, ペイラ室には耐震クラスに応じた全域ガス消火設備を設置する設計とし, 耐震性を満足することを確認した。</p> <p>(2) 水消火設備について</p> <p>火災防護に係る審査基準における, 水消火設備に対する要求事項を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 消火剤に水を使用する消火設備については, ①に掲げるところによるほか, 以下に掲げるところによること。</p> <p>a. 消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は, 多重性又は多様性を備えた設計であること。</p> <p>b. 2時間の最大放水量を確保できる設計であること。</p> <p>c. 消火用水供給系をサービス系又は水道水系と共用する場合には, 隔離弁等を設置して遮断する等の措置により, 消火用水の供給を優先する設計であること。</p> </div> <p>2.2.2 火災感知設備及び消火設備は, 以下の各号に示すように, 地震等の自然現象によっても, 火災感知及び消火の機能, 性能が維持される設計であること。</p> <p>(1) 凍結するおそれがある消火設備は, 凍結防止対策を講じた</p> <p>(3) 消火配管は, 地震時における地盤変位対策を考慮した設計であること。</p> <p>泊発電所の水消火設備は, 上記審査基準の要求事項に適合するものであり, 設計に当たっては「原子力発電所の火災防</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>泊は消火水配管の凍結防止及び地盤変位対策の設計について記載する方針とする。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>護規程」（日本電気協会JEAC4626-2010 以下「JEAC」という）の要求事項を満足するとともに、「原子力発電所の火災防護指針」（日本電気協会JEAG4607-2010 以下「JEAG」という）に示されている例示については、泊発電所の状況等を踏まえ極力取り込むこととした。</p> <p>泊発電所の消火用水供給系は以下に示すとおり、原子炉補助建屋等に消火用水を供給する主配管は主ループ回路を構成し（第1図）、地震時に消火水配管が損傷することを想定し、消防ポンプ車を用いて、原子炉補助建屋等の屋内消火栓に消火用水を給水することを可能とする給水接続口（第2図）を原子炉補助建屋等に設置し、多様性を持たせることにより消火用水供給系の信頼度の向上を図る設計としている。なお、消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、多重性又は多様性を備えた設計としている。</p> <p>万一、消火用水のループ構成の主配管が破断した場合（ケース1（埋設消火配管部分での破断）又はケース2（洞道内での破断））を想定しても、以下のように当該部分を原子炉補助建屋等の消火設備から隔離した上で、消火ポンプ又は消防ポンプ車により原子炉補助建屋等に消火水を供給でき、多様な手段による対応が可能な設計となっている。</p> <p>また、洞道内は人の立ち入りが可能であり、破断箇所の発見及び修保は容易である。</p> <div data-bbox="1355 906 1975 1220"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>ケース1 屋外消火栓の埋設消火配管部分で破断が生じた場合は、赤棒の隔離弁を閉止し、保守点検が可能である。 原子炉補助建屋等への消火水供給は、消火用水供給系を使用してタービン建屋側から可能。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>ケース2 洞道内の消火配管部分で破断が生じた場合は、赤棒の隔離弁を閉止し、保守点検が可能である。 原子炉補助建屋等への消火水供給は、消防ポンプ車を用いて給水接続口から可能。</p> </div> </div>  </div> <p style="text-align: center;">第1図：消火用水供給系概要図</p> <p>なお、泊発電所1～3号炉の運転開始以降における消火用水のループ構成の主配管損傷事例は、2号側屋外消火栓の埋設消火配管での1例^{※1}のみであり、消火配管の単一故障^{※2}を仮定する必要性は十分に低いものと考えます。</p> <p>※1 建設時の消火配管埋め戻しに際して砂利等による配管損</p>	

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>傷部からの劣化事象及び2号機側バックフィル部での配管損傷事象。</p> <p>※2 審査基準2.2.1(2) 消火設備 (参考) ④で, 「消火設備は, 消火ポンプ系等の動的機器の単一故障により, 同時に機能を喪失することがないこと」との記載がある。</p> <p>給水接続口の設置状況について, 第2図に示す。</p>  <p>第2図 給水接続口設置状況</p> <p>消火配管系統概要図を第3図に示す。</p>  <p>第3図 消火配管系統概要図 (1/2)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第3図 消火配管系統概要図 (2/2)</p> <p>(3) 水消火配管の敷設について</p> <p>水消火設備は、給排水処理建屋内に消火ポンプを設置し、屋内消火栓及び屋外消火栓に消火配管を敷設する設計としている。</p> <p>3号炉のプラント配置設計において、給排水処理建屋からタービン建屋間は多数の配管の往来があり、かつ電源及び制御ケーブルも同様であるため、施工性、保守・運用性を考慮し、給排水処理建屋とタービン建屋間に洞道を設け、連絡配管及びケーブルの引回しを行う設計であり、給排水処理建屋内設置の消火ポンプからタービン建屋へ敷設される消火配管についても他の配管同様に洞道内に敷設する設計としている。</p> <p>2. 屋外消火栓 (埋設消火配管) の設計方針</p> <p>「原子力発電所の火災防護規程」 (日本電気協会JEAC4626-2010 以下、「JEAC」) では、自然現象に対する消火装置の性能維持として、地震等の自然現象によってもその性能が著しく阻害されないことを求めており、そのための耐震設計として、以下が求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 屋内・屋外消火栓設備等の機能を地震後においても維持する観点から、消火配管について、耐震強度や耐震構造を考慮し耐震性を確保すること。 ② 消火配管については、地震時における地盤変位対策を考慮した設計とすること。 <p>JEACの[解説-3-11]で上記「耐震強度や耐震構造の考慮」とし</p>	

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>て、屋外の埋設消火配管については、耐震性確保をするための耐震強度や耐震構造は、産業保安上の観点から、ガス導管等に適用されている技術基準等を参考に検討するものとされている。</p> <p>また、屋外消火栓については、泊発電所の設計外気温度が-19℃であることから消火配管の地上化のみでは十分な凍結防止が難しいこと、すでに多数の埋設物がある中に新たに広範囲に洞道を設置することが困難であることから、プラント設計として凍結防止の観点と合わせてより合理的と判断される消火配管の埋設を採用している。</p> <p>屋外消火栓については、JEACの『凍結の可能性のある屋外消火栓は、凍結防止を考慮した設計とすること』との要求事項に基づき、凍結防止対策として凍結深さより深く消火配管を埋設する設計を基本とし、埋設することが困難であり地上化する場合は保温材等により配管内部の水が凍結しない設計としている。</p> <p>そこで、泊発電所の屋外の消火配管は、凍結防止のため埋設を基本とし、地震時における地盤変位対策として、建屋接続部には機械式継手ではなくフレキシブル継手又は溶接継手を採用するとともに、屋外の埋設消火配管については、JEACの[解説-3-11]で示された「高圧ガス導管耐震設計指針」により耐震性の確保を確認する設計とする。</p> <p>3. 屋外消火栓（消火配管の一部地上化）の設計方針</p> <p>屋外消火配管は上記のとおり埋設を基本としているが、2号炉バックフィル部については工事により損傷し、再度埋設化による復旧が困難であったことから地上化する設計としている。地上化にあたり、凍結防止対策として保温材等の施工による凍結防止対策を図る設計としている。</p>  <p>第4図 地上化した消火配管の凍結防止対策 概要図</p> <p>4. 洞道内消火配管の設計方針</p> <p>給排水処理建屋からタービン建屋への消火配管は、凍結深さ</p>	

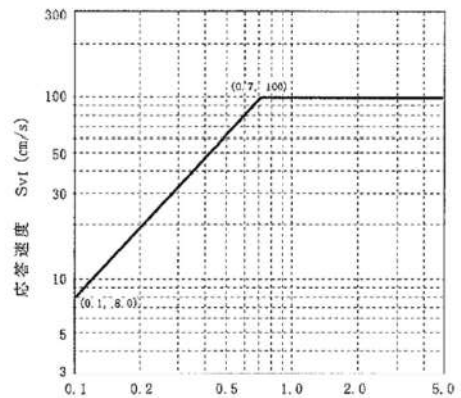
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>より深く施工され建屋内と同様に凍結防止が図られる建屋間の洞道内に敷設することで地盤変位の影響を直接受けない設計としている。</p> <p>5. 屋外の水消火配管の地盤変位対策について</p> <p>屋外の水消火配管の地盤変位対策については、「中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会中越沖地震における原子力施設に関する自衛消防及び情報連絡・提供に関するWG 報告書（平成20年2月 中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会）」において、中越沖地震に伴う消火配管の損傷状況として、「埋設配管に地盤沈下等により局部的に大きな変位が発生し機械継手部は完全破断、溶接継手部は損傷はあるが漏洩は微小」であったことから、「地盤変位対策として、地上化、トレンチ内設置、フレキシブル継手や溶接継手等を最優先で行うべきであり、中越沖地震で被害が集中した建屋接続部の機械式継手は廃止すべきである。」とされている。</p> <p>このため、泊3号炉の屋外水消火配管における地盤変位対策として、地上化又はトレンチ内設置とともに、建屋接続部及びタンク接続部にはフレキシブル継手又は溶接継手を採用する設計としている。加えて、確実な凍結防止対策を行うため埋設としている水消火配管については、同WG報告書を踏まえ高圧ガス導管耐震設計指針に基づき耐震性評価を実施し、必要な耐震性を有する設計としている。</p> <p>また、万一の消火配管の漏えいについては、圧力低下に伴う中央制御室への警報発信により検知し、地上化部は目視、トレンチ内は漏水検知器の動作による警報発信及び目視、埋設部については消火配管系統の弁開閉操作により圧力低下を確認することで漏えい箇所を特定している。加えて、万一の水消火配管の損傷を考慮し、移動式消火設備である化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車の配備並びに移動式消火設備による消火水の供給を可能とするよう建屋外壁に給水接続口を設置している。</p> <p>泊発電所3号炉の屋外の水消火配管は以上の地盤変位対策により、十分な耐震性を有しており、万一の水消火配管の損傷時においても消火活動が可能な設計としている。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">添付資料14</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における 消火配管の地盤変位対策に対する耐震評価について</p> <p>1. はじめに 「原子力発電所の火災防護規程」（日本電気協会JEAC4626-2010以下、「JEAC」）では、自然現象に対する消火装置の性能維持として、地震等の自然現象によってもその性能が著しく阻害されないことを求めており、そのための耐震設計として、 ①屋内・屋外消火栓設備等の機能を地震後においても維持する観点から、消火配管について、耐震強度や耐震構造を考慮し耐震性を確保すること。 ②消火配管については、地震時における地盤変位対策を考慮した設計とすることが求められている。 また、JEACの[解説-3-11]で上記「耐震強度や耐震構造の考慮」として、屋外の埋設消火配管については、耐震性を確保するための耐震強度や耐震構造は、産業保安上の観点から、ガス導管等に適用されている技術基準等を参考に検討するものとされている。 泊発電所の屋外消火栓は凍結防止の観点から基本的に埋設消火配管であることから、JEACの[解説-3-11]で示された「高圧ガス導管耐震設計指針」により係る評価を行う。</p> <p>2. 屋外埋設消火配管仕様 ・管規格：JIS G 3454 圧力配管用炭素鋼配管 ・継手規格：JIS B 2312 配管用鋼製突合せ溶接式管継手 ・配管材質：STPG370 (STPG38) ・管厚さ：SCH40 ・管径：80A, 100A, 150A, 200A</p> <p>3. 評価方法 (1) 「高圧ガス導管耐震設計指針」（JGA 指-206-03：社団法人日本ガス協会発行）に基づき、第1表のとおりレベル1地震動及びレベル2地震動に対して評価を実施した。</p>	<p>【女川・大飯】 ■記載方針の相違 泊の屋外の水消火配管については、凍結防止も考慮し、埋設を基本としており、地盤変位対策が大飯発電所3 / 4号炉及び女川原子力発電所2号炉と相違することから、本資料にて示す。（以降は、同様な相違理由のため着色せず）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
		<p style="text-align: center;">第1表 設計地震動一覧</p> <table border="1" data-bbox="1355 188 1960 470"> <thead> <tr> <th></th> <th>想定する地震動</th> <th>設計地震動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル1 地震動</td> <td>ガス導管供用期間中に1~2回発生する確率を有する一般的な地震動</td> <td>$K_d=0.15 \cdot v_1 \cdot v_2 = 0.09$ K_d: 設計水平震度 v_1: 埋設区分 (=1.0) v_2: 地域別補正係数 (=0.6)</td> </tr> <tr> <td>レベル2 地震動</td> <td>ガス導管供用期間中に発生する確率は低い、非常に強い地震動</td> <td>「高圧ガス導管耐震設計指針」に記載される兵庫県南部地震の震源等の観測波をもとに設定された地震基盤面の速度応答スペクトルを適用</td> </tr> <tr> <td>(参考) 耐震C クラス設計</td> <td>「耐震設計に係る工認審査ガイド」に基づく機器・配管系に対する静的地震力</td> <td>$K_h=1.2 \cdot C_i=0.24$ K_h: 設計水平震度 C_i: 地震層せん断力係数 (=0.2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>レベル2地震動による評価にあたっては、「高圧ガス導管耐震設計指針」に記載される設計地震動のうち、最も大きな地震動である兵庫県南部地震の震源等の観測波をもとに設定された地震基盤面の速度応答スペクトル（第1図）に対する評価を行っている。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>第1図 レベル2地震動評価に用いる速度応答スペクトル</p> <p>なお、「道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編」によると、「高圧ガス導管耐震設計指針」に記載される兵庫県南部地震の震源等の観測波をもとに設定されたレベル2地震動は、設計水平震度0.40~0.50以上を想定していることから、耐震Cクラス設計に基づく設計水平震度0.24よりも大きいことを確認している。</p>		想定する地震動	設計地震動	レベル1 地震動	ガス導管供用期間中に1~2回発生する確率を有する一般的な地震動	$K_d=0.15 \cdot v_1 \cdot v_2 = 0.09$ K_d : 設計水平震度 v_1 : 埋設区分 (=1.0) v_2 : 地域別補正係数 (=0.6)	レベル2 地震動	ガス導管供用期間中に発生する確率は低い、非常に強い地震動	「高圧ガス導管耐震設計指針」に記載される兵庫県南部地震の震源等の観測波をもとに設定された地震基盤面の速度応答スペクトルを適用	(参考) 耐震C クラス設計	「耐震設計に係る工認審査ガイド」に基づく機器・配管系に対する静的地震力	$K_h=1.2 \cdot C_i=0.24$ K_h : 設計水平震度 C_i : 地震層せん断力係数 (=0.2)	
	想定する地震動	設計地震動													
レベル1 地震動	ガス導管供用期間中に1~2回発生する確率を有する一般的な地震動	$K_d=0.15 \cdot v_1 \cdot v_2 = 0.09$ K_d : 設計水平震度 v_1 : 埋設区分 (=1.0) v_2 : 地域別補正係数 (=0.6)													
レベル2 地震動	ガス導管供用期間中に発生する確率は低い、非常に強い地震動	「高圧ガス導管耐震設計指針」に記載される兵庫県南部地震の震源等の観測波をもとに設定された地震基盤面の速度応答スペクトルを適用													
(参考) 耐震C クラス設計	「耐震設計に係る工認審査ガイド」に基づく機器・配管系に対する静的地震力	$K_h=1.2 \cdot C_i=0.24$ K_h : 設計水平震度 C_i : 地震層せん断力係数 (=0.2)													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(2) 上記第1表の設計地震動及び泊発電所内の屋外埋設消火配管周辺の埋戻地盤データを基に、表層地盤変位及び表層地盤ひずみを算出する。</p> <p>表層地盤ひずみは、表層地盤の厚さ（表層地盤の固有周期）に応じて変化することから、消火配管敷設ルートにおける表層地盤の厚さの分布状況を確認し、0~30mの範囲で評価する。</p> <p>(3) 表層地盤変位及び地盤ひずみ等からそれぞれ配管直管部、曲管部及びT字管部に発生する地震時ひずみを算出する。</p> <p>(4) 配管の地震時ひずみがそれぞれ「高圧ガス導管耐震設計指針」において設定される以下の許容ひずみ以内であることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> レベル1地震動に対する許容ひずみ：1% レベル2地震動に対する許容ひずみ：3% 	
		<p>第2図 レベル2地震動に対する耐震性評価フロー図 （「高圧ガス導管耐震設計指針」を参照して作成）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>4. 評価結果</p> <p>埋設消火配管について、各敷設ルートにおける管径、管底深度及び表層地盤の厚さの分布状況をそれぞれ確認し、「高圧ガス導管耐震設計指針」に基づき耐震評価を行った。</p> <p>評価に当たっては、管底深度を固定し、管底深度に応じて管径ごとに表層地盤の厚さを0～30mの範囲で変化させ、各埋設消火配管に発生する地震時ひずみの最大値を算出した。</p> <p>最も厳しい評価となったのは、管底深度GL. -800mm に対し、管径ごとに表層地盤の厚さを0～30mの範囲で変化させて地震時ひずみを算出した場合であり、この算出結果を第3図及び第4図に示す。</p> <p>また、第3図及び第4図で示す地震時ひずみの最大値を第2表及び第3表に示す。</p> <p>評価の結果、表層地盤の厚さが10m～20mの範囲において各埋設消火配管に発生する地震時ひずみがそれぞれ最大となるが、レベル1地震動に対する許容ひずみ（1%）及びレベル2地震動に対する許容ひずみ（3%）以下となることから、それぞれの地震動に対して安定性を有することを確認した。</p> <div data-bbox="1411 861 1904 1260" data-label="Figure"> </div> <p>第3図 レベル2地震動に対する耐震性評価結果 （管底深度GL. -800mm）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																														
		<p>第4図 (参考) レベル1地震動に対する耐震性評価結果 (管底深度GL. -800mm)</p> <p>第2表 レベル2地震動に対する耐震性評価結果 (管底深度GL. -800mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管径</th> <th>管種</th> <th>許容ひずみ(%)</th> <th>地震時最大ひずみ(%)</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">80A</td> <td>直管部</td> <td rowspan="10">3</td> <td>0.36</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>曲管部</td> <td>2.29</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">100A</td> <td>直管部</td> <td>0.36</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>曲管部</td> <td>2.17</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">150A</td> <td>直管部</td> <td>0.35</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>曲管部</td> <td>1.99</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">200A</td> <td>直管部</td> <td>0.34</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>曲管部</td> <td>1.79</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T字管部 主管：200A 枝管：100A</td> <td></td> <td></td> <td>1.99</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3表 (参考) レベル1地震動に対する耐震性評価結果 (管底深度GL. -800mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管径</th> <th>管種</th> <th>許容ひずみ(%)</th> <th>地震時最大ひずみ(%)</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">80A</td> <td rowspan="2">直管部</td> <td rowspan="8">1</td> <td>直管部</td> <td>0.08</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.15</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">曲管部</td> <td>曲管部</td> <td>0.09</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.05</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">100A</td> <td rowspan="2">直管部</td> <td>直管部</td> <td>0.07</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.15</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">曲管部</td> <td>曲管部</td> <td>0.09</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.04</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">150A</td> <td rowspan="2">直管部</td> <td>直管部</td> <td>0.07</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.14</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">曲管部</td> <td>曲管部</td> <td>0.10</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.03</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">200A</td> <td rowspan="2">直管部</td> <td>直管部</td> <td>0.07</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.14</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">曲管部</td> <td>曲管部</td> <td>0.09</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.03</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">T字管部 枝管：100A 主管：200A</td> <td>直管部</td> <td></td> <td>0.32</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td></td> <td>0.39</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>直管部</td> <td>0.08</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>接合部</td> <td>0.10</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	管径	管種	許容ひずみ(%)	地震時最大ひずみ(%)	結果	80A	直管部	3	0.36	○	曲管部	2.29	○	100A	直管部	0.36	○	曲管部	2.17	○	150A	直管部	0.35	○	曲管部	1.99	○	200A	直管部	0.34	○	曲管部	1.79	○	T字管部 主管：200A 枝管：100A			1.99	○	管径	管種	許容ひずみ(%)	地震時最大ひずみ(%)	結果	80A	直管部	1	直管部	0.08	○	接合部	0.15	○	曲管部	曲管部	0.09	○	接合部	0.05	○	100A	直管部	直管部	0.07	○	接合部	0.15	○	曲管部	曲管部	0.09	○	接合部	0.04	○	150A	直管部	直管部	0.07	○	接合部	0.14	○	曲管部	曲管部	0.10	○	接合部	0.03	○	200A	直管部	直管部	0.07	○	接合部	0.14	○	曲管部	曲管部	0.09	○	接合部	0.03	○	T字管部 枝管：100A 主管：200A	直管部		0.32	○	接合部		0.39	○				直管部	0.08	○				接合部	0.10	○	
管径	管種	許容ひずみ(%)	地震時最大ひずみ(%)	結果																																																																																																																													
80A	直管部	3	0.36	○																																																																																																																													
	曲管部		2.29	○																																																																																																																													
100A	直管部		0.36	○																																																																																																																													
	曲管部		2.17	○																																																																																																																													
150A	直管部		0.35	○																																																																																																																													
	曲管部		1.99	○																																																																																																																													
200A	直管部		0.34	○																																																																																																																													
	曲管部		1.79	○																																																																																																																													
T字管部 主管：200A 枝管：100A				1.99	○																																																																																																																												
管径	管種		許容ひずみ(%)	地震時最大ひずみ(%)	結果																																																																																																																												
80A	直管部	1	直管部	0.08	○																																																																																																																												
			接合部	0.15	○																																																																																																																												
	曲管部		曲管部	0.09	○																																																																																																																												
			接合部	0.05	○																																																																																																																												
100A	直管部		直管部	0.07	○																																																																																																																												
			接合部	0.15	○																																																																																																																												
	曲管部		曲管部	0.09	○																																																																																																																												
			接合部	0.04	○																																																																																																																												
150A	直管部	直管部	0.07	○																																																																																																																													
		接合部	0.14	○																																																																																																																													
	曲管部	曲管部	0.10	○																																																																																																																													
		接合部	0.03	○																																																																																																																													
200A	直管部	直管部	0.07	○																																																																																																																													
		接合部	0.14	○																																																																																																																													
	曲管部	曲管部	0.09	○																																																																																																																													
		接合部	0.03	○																																																																																																																													
T字管部 枝管：100A 主管：200A	直管部		0.32	○																																																																																																																													
	接合部		0.39	○																																																																																																																													
			直管部	0.08	○																																																																																																																												
			接合部	0.10	○																																																																																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

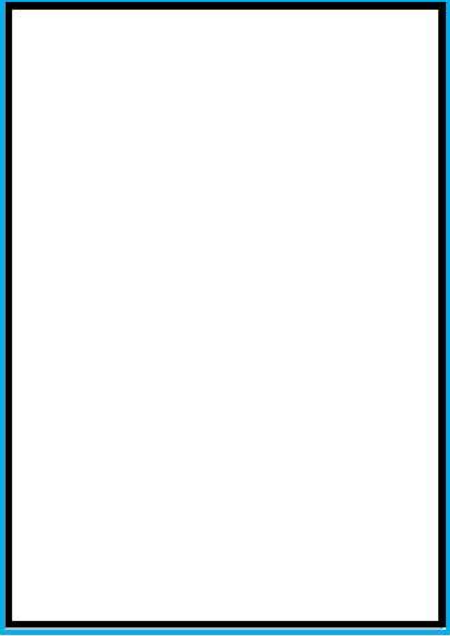
第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災防護対策について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>41-6 重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災防護対策について（資料5）</p> <p><目次></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 火災区域、火災区画の設定 2. 火災感知設備 3. 消火設備 <p>添付資料1 重大事故等対処施設を設置する火災区域（区画）の火災感知器の配置を明示した図</p> <p>添付資料2 重大事故等対処施設を設置する火災区域（区画）の消火設備を明示した図</p> <p>添付資料3 重大事故等対処施設を設置する火災区域（区画）及び火災防護対策について</p>	<p>41-6 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災防護対策について</p> <p><目次></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 概要 2. 火災区域又は火災区画の設定について 3. 火災感知設備について 4. 消火設備について <p>添付資料1 女川原子力発電所2号炉における重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画及び火災防護対策一覧</p>	<p>41-6 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災防護対策について</p> <p><目次></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 概要 2. 火災区域又は火災区画の設定について 3. 火災感知設備について 4. 消火設備について <p>添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画及び火災防護対策一覧</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 （女川実績の反映）</p>

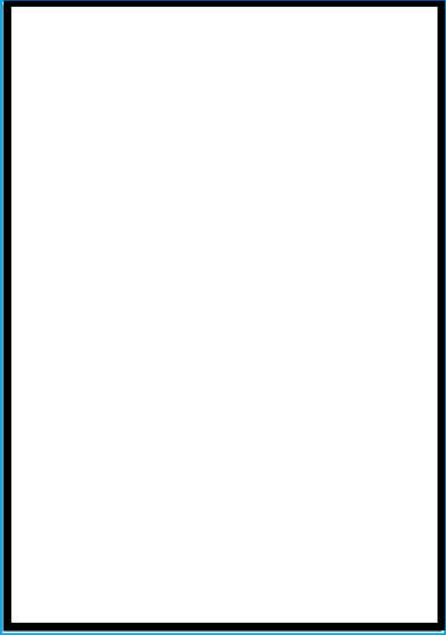
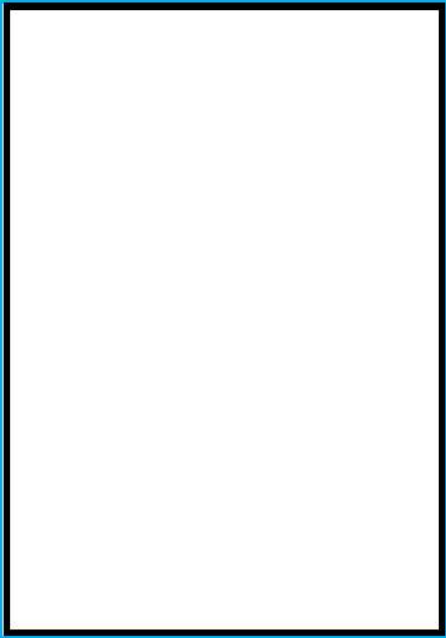
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災防護対策について</p> <p>大飯原子力発電所3/4号機における重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災防護対策のうち、「火災区域、区画の設定」「火災感知設備」「消火設備」について以下のとおり整理を行った。</p> <p>1. 火災区域、火災区画の設定（資料2）</p> <p>原子炉格納容器、アニュラス部、原子炉周辺建屋、制御建屋、緊急時対策所と屋外の重大事故等対処施設を設置するエリアについて火災区域及び火災区画を設定した。</p> <p>2. 火災感知設備（資料3）</p> <p>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知するために、環境条件や予想される火災の性質を考慮して火災感知設備を設置する。</p> <p>3. 消火設備（資料4）</p> <p>消火設備は、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火するために、火災発生時の煙の充満等により、消火活動が困難となる火災区域又は火災区画であるかを考慮して設計する。</p> <p>本資料では、これらをもとに火災防護対策をまとめ、その結果を以下の添付資料に示す。</p>	<p>41-6</p> <p>重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災防護対策について</p> <p>1. 概要</p> <p>女川原子力発電所2号炉における重大事故等対処施設を設置する火災区域の火災防護対策のうち、「火災区域又は火災区画の設定」「火災感知設備」「消火設備」について以下のとおり整理を行った。</p> <p>2. 火災区域又は火災区画の設定について</p> <p>重大事故等対処施設の火災防護対策を講じるために、原子炉建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、緊急用電気品建屋と屋外の常設重大事故等対処施設を設置するエリアについて、火災区域又は火災区画を設定した。（補足41-3）</p> <p>3. 火災感知設備について</p> <p>火災感知設備は、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知するために設置する設計とする。（補足41-4）</p> <p>4. 消火設備について</p> <p>消火設備は、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火するため、火災防護に係る審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に基づき「消火設備」を設置する設計とする。（補足41-5）</p>	<p>41-6</p> <p>重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災防護対策について</p> <p>1. 概要</p> <p>泊発電所3号炉における重大事故等対処施設を設置する火災区域の火災防護対策のうち、「火災区域又は火災区画の設定」「火災感知設備」「消火設備」について以下のとおり整理を行った。</p> <p>2. 火災区域又は火災区画の設定について</p> <p>重大事故等対処施設の火災防護対策を講じるために、原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、緊急時対策所及び循環水ポンプ建屋と屋外の常設重大事故等対処施設を設置するエリアについて、火災区域又は火災区画を設定した。（補足41-3）</p> <p>3. 火災感知設備について</p> <p>火災感知設備は、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知するために設置する設計とする。（補足41-4）</p> <p>4. 消火設備について</p> <p>消火設備は、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火するため、火災防護に係る審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に基づき「消火設備」を設置する設計とする。（補足41-5）</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【女川・大飯】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違 建屋設計及び建屋名称の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 （女川実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料1</p> <p>重大事故等対処施設を設置する火災区域 (区画) の 火災感知器の配置を明示した図</p> 			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

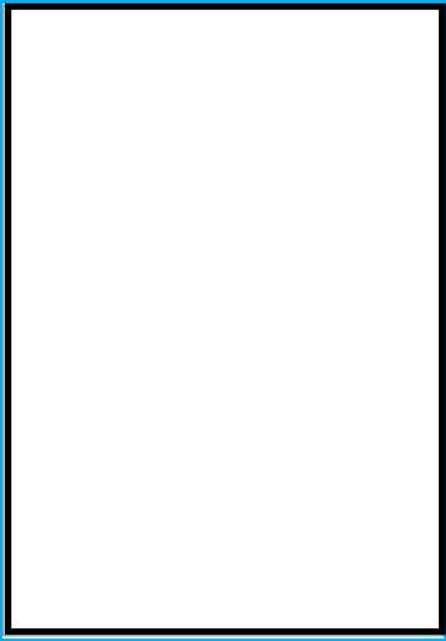
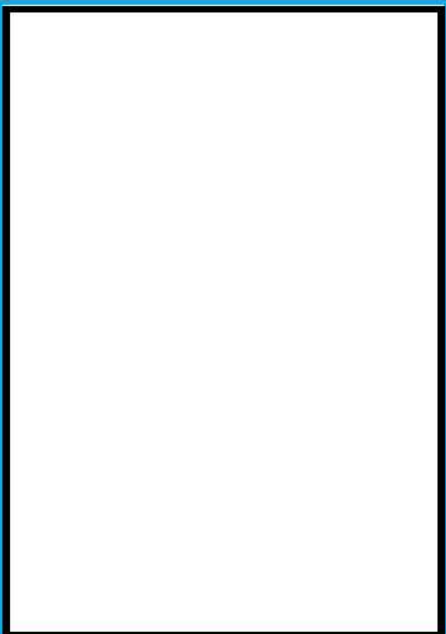
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

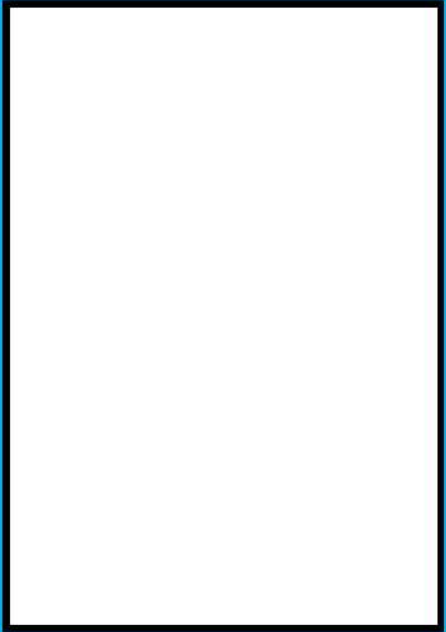
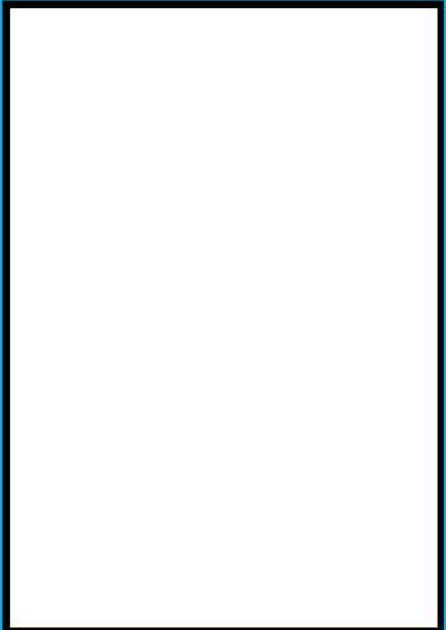
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

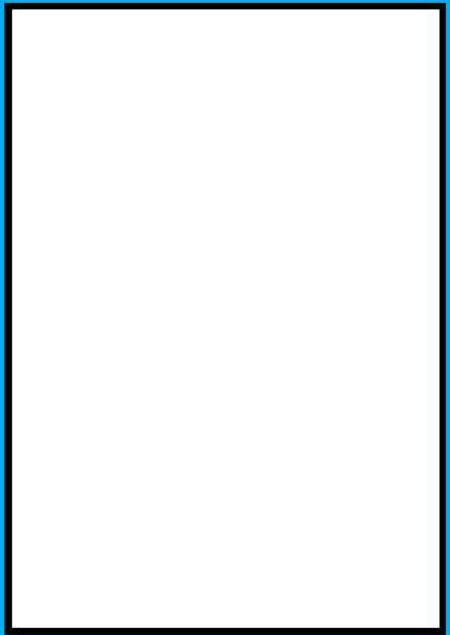
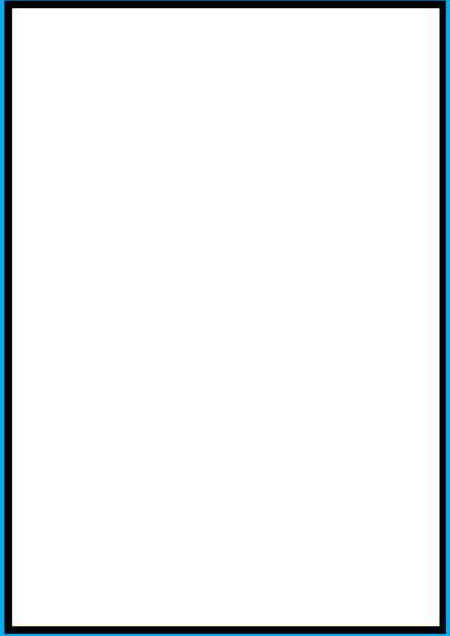
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

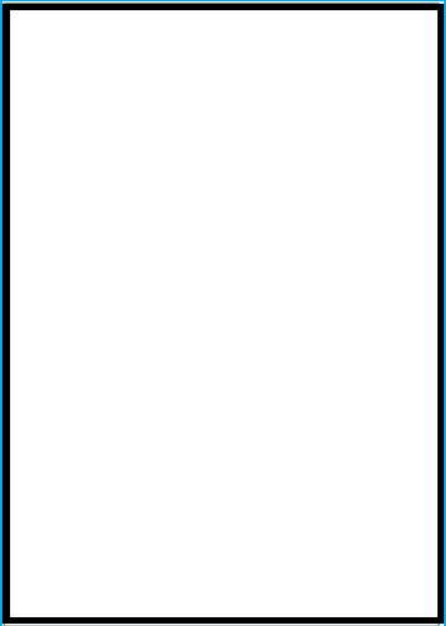
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

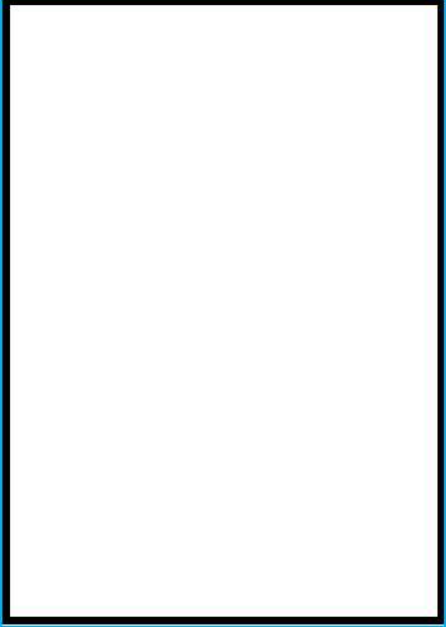
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

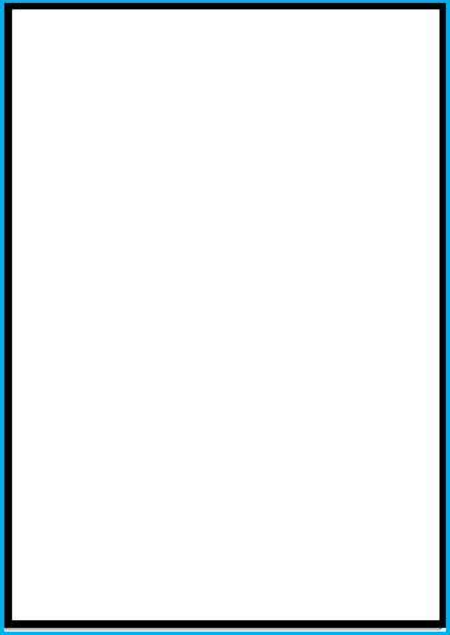
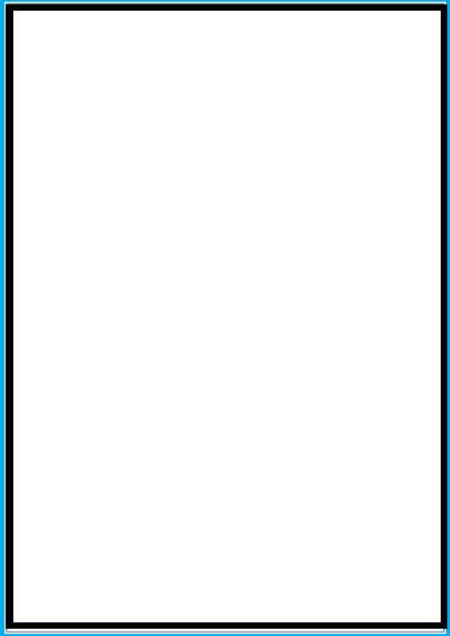
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

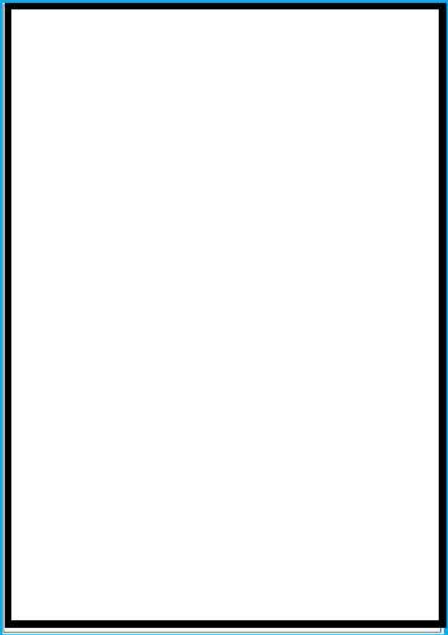
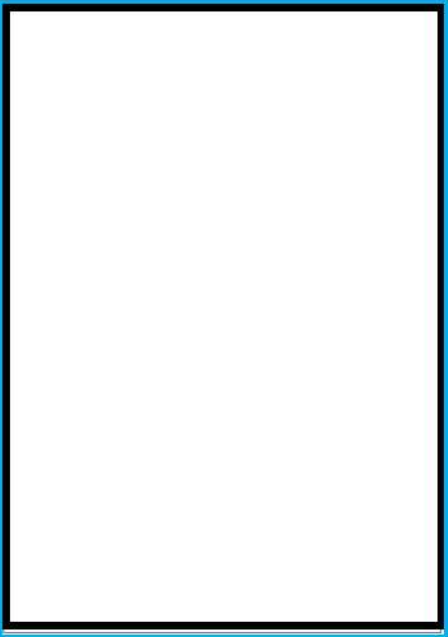
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)
			【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料2</p> <p>重大事故等対処施設を設置する火災区域 (区画) の 消火設備を明示した図</p> 			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)


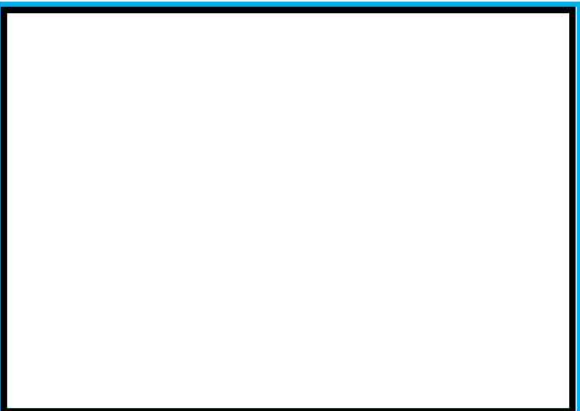
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)


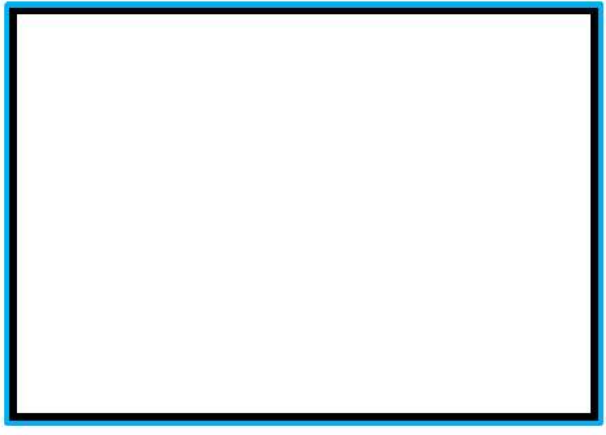
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止(補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区域対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由																																																																																																																																																																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">火災区域(区画)</th> <th colspan="3">重大事故等対処施設の大気設備概要(原則機種・消火)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>機号</th> <th>主 機</th> <th>火災感知機</th> <th>消火設備</th> <th>消火方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災区域</td> <td>R/B 0-2</td> <td>主蒸気・主給水管室</td> <td>煙・熱</td> <td>ガス消火設備(ケーブルトレイ消火設備)</td> <td>自動</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>R/B 0-3</td> <td>格納容器補助ファン室及び送風</td> <td>煙・熱</td> <td>スプリンクラー消火設備 ハロン消火設備</td> <td>固定の手動 自動</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>R/B 0-6</td> <td>アキュラスユリア</td> <td>煙・熱</td> <td>消火器又は消火栓</td> <td>手動</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>R/B 7-1</td> <td>原子炉補機冷却水サージタンク室</td> <td>煙・熱</td> <td>消火器又は消火栓</td> <td>手動</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>C/F 3-1</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>煙・熱</td> <td>消火器又は消火栓 原子炉格納容器スプレイ設備</td> <td>手動 固定の手動</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>C/B 1-4</td> <td>原子炉補機冷却水ポンプ室(3号機)</td> <td>煙・熱・炎</td> <td>スプリンクラー消火設備 ハロン消火設備</td> <td>固定の手動 自動</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>C/B 1-7</td> <td>原子炉補機冷却水ポンプ室-2(3号機)</td> <td>煙・熱・炎</td> <td>スプリンクラー消火設備 ハロン消火設備 ケーブルトレイ消火設備</td> <td>自動 自動 自動</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>C/B 3-6</td> <td>B安全補機閉鎖器室(3号機)</td> <td>煙・熱・炎</td> <td>ハロン消火設備</td> <td>自動</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>C/B 3-7</td> <td>B蓄電池室(3号機)</td> <td>煙・炎</td> <td>ハロン消火設備</td> <td>自動</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>C/B 3-8</td> <td>A蓄電池室(3号機)</td> <td>煙・炎</td> <td>ハロン消火設備</td> <td>自動</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>C/B 4-6</td> <td>中央制御室</td> <td>煙・炎</td> <td>消火器 エアロゾル消火設備(電氣室内) ハロン消火設備</td> <td>手動 自動 自動</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>C/B 4-10</td> <td>A1次系補機室(3号機)</td> <td>煙・炎</td> <td>ハロン消火設備</td> <td>自動</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>C/B 4-11</td> <td>計算機室(3号機)</td> <td>煙・熱</td> <td>ハロン消火設備</td> <td>自動</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>C/B 6-1</td> <td>空調ダクトエリア</td> <td>煙・熱</td> <td>スプリンクラー消火設備 ガス消火設備(ケーブルトレイ消火設備)</td> <td>自動 自動</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>C/B 6-2</td> <td>空調ダクトエリア-2</td> <td>煙・熱</td> <td>スプリンクラー消火設備 ガス消火設備(ケーブルトレイ消火設備)</td> <td>自動 自動</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>C/B 6-3</td> <td>中央制御室非常用換気フィルタユニット室(3号機)</td> <td>煙・熱</td> <td>消火器又は消火栓</td> <td>手動</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>A/B1-1</td> <td>緊急時対策所</td> <td>煙・熱</td> <td>消火器</td> <td>手動</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>屋外1-1</td> <td>海水ポンプ室</td> <td>熱・炎</td> <td>二酸化炭素消火設備</td> <td>自動</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>屋外1-3</td> <td>3号A-DG燃料貯蔵タンク</td> <td>熱・炎</td> <td>消火器</td> <td>手動</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>屋外1-4</td> <td>3号B-DG燃料貯蔵タンク</td> <td>熱・炎</td> <td>消火器</td> <td>手動</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>屋外1-5</td> <td>重油タンク3A</td> <td>熱・炎</td> <td>消火器</td> <td>手動</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>屋外1-6</td> <td>重油タンク3B</td> <td>熱・炎</td> <td>消火器</td> <td>手動</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>屋外1-11</td> <td>3号A空冷式非常用発電機室</td> <td>熱・炎</td> <td>消火器又は消火栓</td> <td>手動</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>屋外1-12</td> <td>3号B空冷式非常用発電機室</td> <td>熱・炎</td> <td>消火器又は消火栓</td> <td>手動</td> </tr> </tbody> </table>			火災区域(区画)			重大事故等対処施設の大気設備概要(原則機種・消火)			区分	機号	主 機	火災感知機	消火設備	消火方法	火災区域	R/B 0-2	主蒸気・主給水管室	煙・熱	ガス消火設備(ケーブルトレイ消火設備)	自動	火災区域	R/B 0-3	格納容器補助ファン室及び送風	煙・熱	スプリンクラー消火設備 ハロン消火設備	固定の手動 自動	火災区域	R/B 0-6	アキュラスユリア	煙・熱	消火器又は消火栓	手動	火災区域	R/B 7-1	原子炉補機冷却水サージタンク室	煙・熱	消火器又は消火栓	手動	火災区域	C/F 3-1	原子炉格納容器	煙・熱	消火器又は消火栓 原子炉格納容器スプレイ設備	手動 固定の手動	火災区域	C/B 1-4	原子炉補機冷却水ポンプ室(3号機)	煙・熱・炎	スプリンクラー消火設備 ハロン消火設備	固定の手動 自動	火災区域	C/B 1-7	原子炉補機冷却水ポンプ室-2(3号機)	煙・熱・炎	スプリンクラー消火設備 ハロン消火設備 ケーブルトレイ消火設備	自動 自動 自動	火災区域	C/B 3-6	B安全補機閉鎖器室(3号機)	煙・熱・炎	ハロン消火設備	自動	火災区域	C/B 3-7	B蓄電池室(3号機)	煙・炎	ハロン消火設備	自動	火災区域	C/B 3-8	A蓄電池室(3号機)	煙・炎	ハロン消火設備	自動	火災区域	C/B 4-6	中央制御室	煙・炎	消火器 エアロゾル消火設備(電氣室内) ハロン消火設備	手動 自動 自動	火災区域	C/B 4-10	A1次系補機室(3号機)	煙・炎	ハロン消火設備	自動	火災区域	C/B 4-11	計算機室(3号機)	煙・熱	ハロン消火設備	自動	火災区域	C/B 6-1	空調ダクトエリア	煙・熱	スプリンクラー消火設備 ガス消火設備(ケーブルトレイ消火設備)	自動 自動	火災区域	C/B 6-2	空調ダクトエリア-2	煙・熱	スプリンクラー消火設備 ガス消火設備(ケーブルトレイ消火設備)	自動 自動	火災区域	C/B 6-3	中央制御室非常用換気フィルタユニット室(3号機)	煙・熱	消火器又は消火栓	手動	火災区域	A/B1-1	緊急時対策所	煙・熱	消火器	手動	火災区域	屋外1-1	海水ポンプ室	熱・炎	二酸化炭素消火設備	自動	火災区域	屋外1-3	3号A-DG燃料貯蔵タンク	熱・炎	消火器	手動	火災区域	屋外1-4	3号B-DG燃料貯蔵タンク	熱・炎	消火器	手動	火災区域	屋外1-5	重油タンク3A	熱・炎	消火器	手動	火災区域	屋外1-6	重油タンク3B	熱・炎	消火器	手動	火災区域	屋外1-11	3号A空冷式非常用発電機室	熱・炎	消火器又は消火栓	手動	火災区域	屋外1-12	3号B空冷式非常用発電機室	熱・炎	消火器又は消火栓	手動	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機種】主要設備</th> <th>火災区域又は火災区域番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">40</td> <td>【高圧炉心スプレイ系】による原子炉の冷却 高圧炉心スプレイ系ポンプ 高圧炉心スプレイ系・補給水系 配管・弁・ストレーナー・エアロック【流路】 原子炉圧力容器【注水先】 復水貯蔵タンク【火源】 サブシスレムタンク【火源】</td> <td>R-1-5</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>【ほう酸水注入系】による送風機閉鎖 ほう酸水注入弁</td> <td>R-5-31</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">44</td> <td>【主蒸気逃がし安全弁】 主蒸気逃がし安全弁 主蒸気逃がし安全弁【手動使用】 キムレータ 主蒸気逃がし安全弁自動戻り機能使用キムレータ 主蒸気系 配管・フエントナル【流路】 【原子炉補機冷却水の自動戻り】 【自動戻り機能】のみ 代替自動戻り回路(代替自動戻り機能) ATWS線有状態(自動戻り系自動戻り機能)</td> <td>R-1-60</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>【可搬型代替電源設備】による主蒸気逃がし安全弁機能回復 可搬型代替電源設備</td> <td>C-4-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">46</td> <td>【高圧送電ガス供給系(非常系)】による作動異常ガス確保(主蒸気逃がし安全弁(自動戻り機能)のみ) 主蒸気逃がし安全弁自動戻り機能使用キムレータ【流路】 高圧送電ガス供給系 配管・弁【流路】 主蒸気系配管・弁【流路】</td> <td>R-7-10</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>【代替送電ガス供給系】による原子炉補機冷却水の自動戻りによる原子炉補機冷却水の自動戻り機能【自動戻り機能】のみ 代替送電ガス供給系 配管・弁【流路】</td> <td>R-7-10</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">46</td> <td>【インターフェイスシステム】LOCA隔離 RPCS注入機停止</td> <td>R-5-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>【ブローアウトバルブ】 原子炉補機冷却水ポンプ 【高圧炉心スプレイ系(常設)】(復水貯蔵タンク)による原子炉の冷却 復水貯蔵タンク 補給水系・高圧炉心スプレイ系・燃料ポンプ補給水系・熱交換器系 配管・弁【流路】 原子炉圧力容器【注水先】 復水貯蔵タンク【火源】</td> <td>R-3-8</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>				関連条文	【系統機種】主要設備	火災区域又は火災区域番号	感知設備	消火設備	40	【高圧炉心スプレイ系】による原子炉の冷却 高圧炉心スプレイ系ポンプ 高圧炉心スプレイ系・補給水系 配管・弁・ストレーナー・エアロック【流路】 原子炉圧力容器【注水先】 復水貯蔵タンク【火源】 サブシスレムタンク【火源】	R-1-5	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	【ほう酸水注入系】による送風機閉鎖 ほう酸水注入弁	R-5-31	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	44	【主蒸気逃がし安全弁】 主蒸気逃がし安全弁 主蒸気逃がし安全弁【手動使用】 キムレータ 主蒸気逃がし安全弁自動戻り機能使用キムレータ 主蒸気系 配管・フエントナル【流路】 【原子炉補機冷却水の自動戻り】 【自動戻り機能】のみ 代替自動戻り回路(代替自動戻り機能) ATWS線有状態(自動戻り系自動戻り機能)	R-1-60	煙感知器・熱感知器	消火器	【可搬型代替電源設備】による主蒸気逃がし安全弁機能回復 可搬型代替電源設備	C-4-1	煙感知器・熱感知器	消火器	46	【高圧送電ガス供給系(非常系)】による作動異常ガス確保(主蒸気逃がし安全弁(自動戻り機能)のみ) 主蒸気逃がし安全弁自動戻り機能使用キムレータ【流路】 高圧送電ガス供給系 配管・弁【流路】 主蒸気系配管・弁【流路】	R-7-10	煙感知器・熱感知器	消火器	【代替送電ガス供給系】による原子炉補機冷却水の自動戻りによる原子炉補機冷却水の自動戻り機能【自動戻り機能】のみ 代替送電ガス供給系 配管・弁【流路】	R-7-10	煙感知器・熱感知器	消火器	46	【インターフェイスシステム】LOCA隔離 RPCS注入機停止	R-5-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	【ブローアウトバルブ】 原子炉補機冷却水ポンプ 【高圧炉心スプレイ系(常設)】(復水貯蔵タンク)による原子炉の冷却 復水貯蔵タンク 補給水系・高圧炉心スプレイ系・燃料ポンプ補給水系・熱交換器系 配管・弁【流路】 原子炉圧力容器【注水先】 復水貯蔵タンク【火源】	R-3-8	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機種】主要設備</th> <th>火災区域又は火災区域番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">44</td> <td>【原子炉出力抑制(手動)】 主蒸気隔離弁 電動補助給水ポンプ タービン補助給水ポンプ 補助給水ヘッド【水源】 主蒸気安全弁 加圧器安全弁 加圧器安全弁 蒸気発生器 主蒸気系【流路】 主蒸気設備 配管・弁【流路】 補助給水設備 配管・弁【流路】 1次冷却設備【流路】 (1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>R/B 5-03</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>【ほう酸水注入(ほう酸タンク→充てんライン)】 ほう酸タンク【水源】 ほう酸ポンプ 緊急ほう酸注入弁【流路】 充てんポンプ ほう酸フィルタ【流路】 再生熱交換器【流路】 化学体積制御設備 配管・弁【流路】</td> <td>R/B 3-04</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">44</td> <td>【ほう酸水注入(ほう酸タンク→充てんライン)】 ほう酸タンク【水源】 ほう酸ポンプ 緊急ほう酸注入弁【流路】 充てんポンプ ほう酸フィルタ【流路】 再生熱交換器【流路】 化学体積制御設備 配管・弁【流路】</td> <td>R/B 3-05</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>【ほう酸水注入(ほう酸タンク→充てんライン)】 ほう酸タンク【水源】 ほう酸ポンプ 緊急ほう酸注入弁【流路】 充てんポンプ ほう酸フィルタ【流路】 再生熱交換器【流路】 化学体積制御設備 配管・弁【流路】</td> <td>R/B 3-03-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">44</td> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁【流路】)及び原子炉補機冷却水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>A/B 4-02-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁【流路】)及び原子炉補機冷却水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>A/B 3-04</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">44</td> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁【流路】)及び原子炉補機冷却水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>A/B 3-05</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁【流路】)及び原子炉補機冷却水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>A/B 3-01-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>44</td> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁【流路】)及び原子炉補機冷却水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>R/B 4-02-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>				関連条文	【系統機種】主要設備	火災区域又は火災区域番号	感知設備	消火設備	44	【原子炉出力抑制(手動)】 主蒸気隔離弁 電動補助給水ポンプ タービン補助給水ポンプ 補助給水ヘッド【水源】 主蒸気安全弁 加圧器安全弁 加圧器安全弁 蒸気発生器 主蒸気系【流路】 主蒸気設備 配管・弁【流路】 補助給水設備 配管・弁【流路】 1次冷却設備【流路】 (1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	【ほう酸水注入(ほう酸タンク→充てんライン)】 ほう酸タンク【水源】 ほう酸ポンプ 緊急ほう酸注入弁【流路】 充てんポンプ ほう酸フィルタ【流路】 再生熱交換器【流路】 化学体積制御設備 配管・弁【流路】	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	44	【ほう酸水注入(ほう酸タンク→充てんライン)】 ほう酸タンク【水源】 ほう酸ポンプ 緊急ほう酸注入弁【流路】 充てんポンプ ほう酸フィルタ【流路】 再生熱交換器【流路】 化学体積制御設備 配管・弁【流路】	R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	【ほう酸水注入(ほう酸タンク→充てんライン)】 ほう酸タンク【水源】 ほう酸ポンプ 緊急ほう酸注入弁【流路】 充てんポンプ ほう酸フィルタ【流路】 再生熱交換器【流路】 化学体積制御設備 配管・弁【流路】	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	44	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁【流路】)及び原子炉補機冷却水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	A/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁【流路】)及び原子炉補機冷却水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	A/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	44	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁【流路】)及び原子炉補機冷却水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	A/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁【流路】)及び原子炉補機冷却水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	44	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁【流路】)及び原子炉補機冷却水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違(女川実績の反映) ■設計の相違 ■プラント配置、設備及び系統構成の相違による火災防護対策の相違
火災区域(区画)			重大事故等対処施設の大気設備概要(原則機種・消火)																																																																																																																																																																																																																																																											
区分	機号	主 機	火災感知機	消火設備	消火方法																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域	R/B 0-2	主蒸気・主給水管室	煙・熱	ガス消火設備(ケーブルトレイ消火設備)	自動																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域	R/B 0-3	格納容器補助ファン室及び送風	煙・熱	スプリンクラー消火設備 ハロン消火設備	固定の手動 自動																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域	R/B 0-6	アキュラスユリア	煙・熱	消火器又は消火栓	手動																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域	R/B 7-1	原子炉補機冷却水サージタンク室	煙・熱	消火器又は消火栓	手動																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域	C/F 3-1	原子炉格納容器	煙・熱	消火器又は消火栓 原子炉格納容器スプレイ設備	手動 固定の手動																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域	C/B 1-4	原子炉補機冷却水ポンプ室(3号機)	煙・熱・炎	スプリンクラー消火設備 ハロン消火設備	固定の手動 自動																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域	C/B 1-7	原子炉補機冷却水ポンプ室-2(3号機)	煙・熱・炎	スプリンクラー消火設備 ハロン消火設備 ケーブルトレイ消火設備	自動 自動 自動																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域	C/B 3-6	B安全補機閉鎖器室(3号機)	煙・熱・炎	ハロン消火設備	自動																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域	C/B 3-7	B蓄電池室(3号機)	煙・炎	ハロン消火設備	自動																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域	C/B 3-8	A蓄電池室(3号機)	煙・炎	ハロン消火設備	自動																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域	C/B 4-6	中央制御室	煙・炎	消火器 エアロゾル消火設備(電氣室内) ハロン消火設備	手動 自動 自動																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域	C/B 4-10	A1次系補機室(3号機)	煙・炎	ハロン消火設備	自動																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域	C/B 4-11	計算機室(3号機)	煙・熱	ハロン消火設備	自動																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域	C/B 6-1	空調ダクトエリア	煙・熱	スプリンクラー消火設備 ガス消火設備(ケーブルトレイ消火設備)	自動 自動																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域	C/B 6-2	空調ダクトエリア-2	煙・熱	スプリンクラー消火設備 ガス消火設備(ケーブルトレイ消火設備)	自動 自動																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域	C/B 6-3	中央制御室非常用換気フィルタユニット室(3号機)	煙・熱	消火器又は消火栓	手動																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域	A/B1-1	緊急時対策所	煙・熱	消火器	手動																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域	屋外1-1	海水ポンプ室	熱・炎	二酸化炭素消火設備	自動																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域	屋外1-3	3号A-DG燃料貯蔵タンク	熱・炎	消火器	手動																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域	屋外1-4	3号B-DG燃料貯蔵タンク	熱・炎	消火器	手動																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域	屋外1-5	重油タンク3A	熱・炎	消火器	手動																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域	屋外1-6	重油タンク3B	熱・炎	消火器	手動																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域	屋外1-11	3号A空冷式非常用発電機室	熱・炎	消火器又は消火栓	手動																																																																																																																																																																																																																																																									
火災区域	屋外1-12	3号B空冷式非常用発電機室	熱・炎	消火器又は消火栓	手動																																																																																																																																																																																																																																																									
関連条文	【系統機種】主要設備	火災区域又は火災区域番号	感知設備	消火設備																																																																																																																																																																																																																																																										
40	【高圧炉心スプレイ系】による原子炉の冷却 高圧炉心スプレイ系ポンプ 高圧炉心スプレイ系・補給水系 配管・弁・ストレーナー・エアロック【流路】 原子炉圧力容器【注水先】 復水貯蔵タンク【火源】 サブシスレムタンク【火源】	R-1-5	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																																																																																																																																																										
	【ほう酸水注入系】による送風機閉鎖 ほう酸水注入弁	R-5-31	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																																																																																																																																																										
44	【主蒸気逃がし安全弁】 主蒸気逃がし安全弁 主蒸気逃がし安全弁【手動使用】 キムレータ 主蒸気逃がし安全弁自動戻り機能使用キムレータ 主蒸気系 配管・フエントナル【流路】 【原子炉補機冷却水の自動戻り】 【自動戻り機能】のみ 代替自動戻り回路(代替自動戻り機能) ATWS線有状態(自動戻り系自動戻り機能)	R-1-60	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																																																																																																																																																																																										
	【可搬型代替電源設備】による主蒸気逃がし安全弁機能回復 可搬型代替電源設備	C-4-1	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																																																																																																																																																																																										
46	【高圧送電ガス供給系(非常系)】による作動異常ガス確保(主蒸気逃がし安全弁(自動戻り機能)のみ) 主蒸気逃がし安全弁自動戻り機能使用キムレータ【流路】 高圧送電ガス供給系 配管・弁【流路】 主蒸気系配管・弁【流路】	R-7-10	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																																																																																																																																																																																										
	【代替送電ガス供給系】による原子炉補機冷却水の自動戻りによる原子炉補機冷却水の自動戻り機能【自動戻り機能】のみ 代替送電ガス供給系 配管・弁【流路】	R-7-10	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																																																																																																																																																																																										
46	【インターフェイスシステム】LOCA隔離 RPCS注入機停止	R-5-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																																																																																																																																																										
	【ブローアウトバルブ】 原子炉補機冷却水ポンプ 【高圧炉心スプレイ系(常設)】(復水貯蔵タンク)による原子炉の冷却 復水貯蔵タンク 補給水系・高圧炉心スプレイ系・燃料ポンプ補給水系・熱交換器系 配管・弁【流路】 原子炉圧力容器【注水先】 復水貯蔵タンク【火源】	R-3-8	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																																																																																																																																																										
関連条文	【系統機種】主要設備	火災区域又は火災区域番号	感知設備	消火設備																																																																																																																																																																																																																																																										
44	【原子炉出力抑制(手動)】 主蒸気隔離弁 電動補助給水ポンプ タービン補助給水ポンプ 補助給水ヘッド【水源】 主蒸気安全弁 加圧器安全弁 加圧器安全弁 蒸気発生器 主蒸気系【流路】 主蒸気設備 配管・弁【流路】 補助給水設備 配管・弁【流路】 1次冷却設備【流路】 (1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																																																																																																																																																										
	【ほう酸水注入(ほう酸タンク→充てんライン)】 ほう酸タンク【水源】 ほう酸ポンプ 緊急ほう酸注入弁【流路】 充てんポンプ ほう酸フィルタ【流路】 再生熱交換器【流路】 化学体積制御設備 配管・弁【流路】	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																																																																																																																																																										
44	【ほう酸水注入(ほう酸タンク→充てんライン)】 ほう酸タンク【水源】 ほう酸ポンプ 緊急ほう酸注入弁【流路】 充てんポンプ ほう酸フィルタ【流路】 再生熱交換器【流路】 化学体積制御設備 配管・弁【流路】	R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																																																																																																																																																										
	【ほう酸水注入(ほう酸タンク→充てんライン)】 ほう酸タンク【水源】 ほう酸ポンプ 緊急ほう酸注入弁【流路】 充てんポンプ ほう酸フィルタ【流路】 再生熱交換器【流路】 化学体積制御設備 配管・弁【流路】	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																																																																																																																																																										
44	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁【流路】)及び原子炉補機冷却水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	A/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																																																																																																																																																										
	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁【流路】)及び原子炉補機冷却水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	A/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																																																																																																																																																										
44	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁【流路】)及び原子炉補機冷却水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	A/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																																																																																																																																																										
	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁【流路】)及び原子炉補機冷却水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																																																																																																																																																										
44	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁【流路】)及び原子炉補機冷却水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																																																																																																																																																										

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止(補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由																																																																																																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">火災区域(区画)</th> <th colspan="3">重大事故等対処施設の大災防護対策(早期検知・消火)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>大災感知器</th> <th>消火設備</th> <th>消火方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災区画</td> <td>R/B 5-24</td> <td>格納容器給気ファン室及び通路</td> <td>煙・熱</td> <td>スプリンクラー消火設備 ハロン消火設備</td> <td>固定の手動 自動</td> </tr> <tr> <td>火災区画</td> <td>R/B 6-26</td> <td>アピュスエリア</td> <td>煙・熱</td> <td>消火器又は消火栓</td> <td>手動</td> </tr> <tr> <td>火災区画</td> <td>R/H7-21</td> <td>原子炉補機冷却水サーージタンク室</td> <td>煙・熱</td> <td>消火器又は消火栓</td> <td>手動</td> </tr> <tr> <td>火災区画</td> <td>C/V 3-21</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>煙・熱</td> <td>消火器又は消火栓 原子炉格納容器スプレイ設備</td> <td>手動 固定の手動</td> </tr> <tr> <td>火災区画</td> <td>C/B 1-2</td> <td>原子炉補機冷却水ポンプ室(4号機)</td> <td>煙・熱・炎</td> <td>スプリンクラー消火設備 ハロン消火設備</td> <td>固定の手動 自動</td> </tr> <tr> <td>火災区画</td> <td>C/B 1-6</td> <td>原子炉補機冷却水ポンプ室-2(4号機)</td> <td>煙・熱・炎</td> <td>スプリンクラー消火設備 ハロン消火設備</td> <td>自動 自動</td> </tr> <tr> <td>火災区画</td> <td>C/B 3-1</td> <td>B安全備用閉鎖器室(4号機)</td> <td>煙・熱・炎</td> <td>ハロン消火設備 ガス消火設備(ケープルトレイ消火設備)</td> <td>自動 自動</td> </tr> <tr> <td>火災区画</td> <td>C/B 3-2</td> <td>D蓄電池室(4号機)</td> <td>煙・熱・炎</td> <td>ハロン消火設備</td> <td>自動</td> </tr> <tr> <td>火災区画</td> <td>C/B 3-3</td> <td>A蓄電池室(4号機)</td> <td>煙・炎</td> <td>ハロン消火設備</td> <td>自動</td> </tr> <tr> <td>火災区画</td> <td>C/B 4-2</td> <td>B1次系統電器室及び通路(4号機)</td> <td>煙・熱</td> <td>ハロン消火設備</td> <td>自動</td> </tr> <tr> <td>火災区画</td> <td>C/B 4-3</td> <td>A1次系統電器室及び通路(4号機)</td> <td>煙・熱</td> <td>ハロン消火設備</td> <td>自動</td> </tr> <tr> <td>火災区画</td> <td>C/B 5-4</td> <td>中央制御室非常用簡便フィルタユニット室(4号機)</td> <td>煙・熱</td> <td>消火器又は消火栓</td> <td>手動</td> </tr> <tr> <td>火災区画</td> <td>屋外1-7</td> <td>4号A-DG燃料貯蔵タンク</td> <td>熱・炎</td> <td>消火器</td> <td>手動</td> </tr> <tr> <td>火災区画</td> <td>屋外1-8</td> <td>4号B-DG燃料貯蔵タンク</td> <td>熱・炎</td> <td>消火器</td> <td>手動</td> </tr> <tr> <td>火災区画</td> <td>屋外1-9</td> <td>重油タンク4A</td> <td>熱・炎</td> <td>消火器</td> <td>手動</td> </tr> <tr> <td>火災区画</td> <td>屋外1-10</td> <td>重油タンク4B</td> <td>熱・炎</td> <td>消火器</td> <td>手動</td> </tr> <tr> <td>火災区画</td> <td>屋外1-13</td> <td>4号B空冷式非常用発電装置</td> <td>熱・炎</td> <td>消火器又は消火栓</td> <td>手動</td> </tr> <tr> <td>火災区画</td> <td>屋外1-14</td> <td>4号B空冷式非常用発電装置</td> <td>熱・炎</td> <td>消火器又は消火栓</td> <td>手動</td> </tr> </tbody> </table>			火災区域(区画)			重大事故等対処施設の大災防護対策(早期検知・消火)			区分	番号	名称	大災感知器	消火設備	消火方法	火災区画	R/B 5-24	格納容器給気ファン室及び通路	煙・熱	スプリンクラー消火設備 ハロン消火設備	固定の手動 自動	火災区画	R/B 6-26	アピュスエリア	煙・熱	消火器又は消火栓	手動	火災区画	R/H7-21	原子炉補機冷却水サーージタンク室	煙・熱	消火器又は消火栓	手動	火災区画	C/V 3-21	原子炉格納容器	煙・熱	消火器又は消火栓 原子炉格納容器スプレイ設備	手動 固定の手動	火災区画	C/B 1-2	原子炉補機冷却水ポンプ室(4号機)	煙・熱・炎	スプリンクラー消火設備 ハロン消火設備	固定の手動 自動	火災区画	C/B 1-6	原子炉補機冷却水ポンプ室-2(4号機)	煙・熱・炎	スプリンクラー消火設備 ハロン消火設備	自動 自動	火災区画	C/B 3-1	B安全備用閉鎖器室(4号機)	煙・熱・炎	ハロン消火設備 ガス消火設備(ケープルトレイ消火設備)	自動 自動	火災区画	C/B 3-2	D蓄電池室(4号機)	煙・熱・炎	ハロン消火設備	自動	火災区画	C/B 3-3	A蓄電池室(4号機)	煙・炎	ハロン消火設備	自動	火災区画	C/B 4-2	B1次系統電器室及び通路(4号機)	煙・熱	ハロン消火設備	自動	火災区画	C/B 4-3	A1次系統電器室及び通路(4号機)	煙・熱	ハロン消火設備	自動	火災区画	C/B 5-4	中央制御室非常用簡便フィルタユニット室(4号機)	煙・熱	消火器又は消火栓	手動	火災区画	屋外1-7	4号A-DG燃料貯蔵タンク	熱・炎	消火器	手動	火災区画	屋外1-8	4号B-DG燃料貯蔵タンク	熱・炎	消火器	手動	火災区画	屋外1-9	重油タンク4A	熱・炎	消火器	手動	火災区画	屋外1-10	重油タンク4B	熱・炎	消火器	手動	火災区画	屋外1-13	4号B空冷式非常用発電装置	熱・炎	消火器又は消火栓	手動	火災区画	屋外1-14	4号B空冷式非常用発電装置	熱・炎	消火器又は消火栓	手動	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機能】 主要設備</th> <th>火災区域又は火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>47</td> <td>【非常用取水設備】 貯留槽、取水口 貯水塔、取水ポンプ室</td> <td></td> <td>その他の設備に設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>47</td> <td>【低圧代替注水系(黄酸) (復水移送ポンプ)による残存炉心の冷却】 低圧代替注水系(黄酸) (復水移送ポンプ)</td> <td>低圧代替注水系(黄酸) (復水移送ポンプ)による原子炉の冷却に設置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>47</td> <td>【低圧代替注水系(可搬型)による残存炉心の冷却】 低圧代替注水系(可搬型)</td> <td>低圧代替注水系(可搬型)による原子炉の冷却に設置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>47</td> <td>【代替循環冷却系による残存炉心の冷却】 代替循環冷却系</td> <td>56条に設置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>48</td> <td>【原子炉補機代替冷却水系による除熱(水頭は適を参照)】 原子炉補機冷却水系 配管・弁・サーージタンク、残熱除去系熱交換器【直路】 貯留槽 取水口 取水塔 取水ポンプ室</td> <td>E-7-14</td> <td>煙感知器、炎感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>48</td> <td>【副圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱】 原子炉格納容器調気系・非常用ガス処理系 配管・弁・非常用【直路】 送風機手動操作設備 原子炉格納容器(真空破壊装置を含む。)【排出元】</td> <td>E-9-16</td> <td>煙感知器、熱感知器 又は 煙感知器、炎感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>48</td> <td>【原子炉格納容器フィルタメント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱】 フィルタ装置 フィルタ装置出口側圧力開放板 原子炉格納容器フィルタメント系、原子炉格納容器調気系配管・弁【直路】 送風機手動操作設備 原子炉格納容器(真空破壊装置を含む)【排出元】 取水貯水槽(No.1)【水源】 取水貯水槽(No.2)【水源】</td> <td>56条、56条、その他の設備に設置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>48</td> <td>【残存熱除去系(原子炉停止時冷却モード)による残存炉心の冷却】 残存熱除去系(原子炉停止時冷却モード)</td> <td></td> <td>41条に設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>48</td> <td>【残存熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)による原子炉格納容器内の冷却】 残存熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)</td> <td></td> <td>42条に設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>【残存熱除去系(サブプレッションプール冷却モード)によるサブプレッションプール水の冷却】 残存熱除去系(サブプレッションプール冷却モード)</td> <td></td> <td>43条に設置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	47	【非常用取水設備】 貯留槽、取水口 貯水塔、取水ポンプ室		その他の設備に設置		47	【低圧代替注水系(黄酸) (復水移送ポンプ)による残存炉心の冷却】 低圧代替注水系(黄酸) (復水移送ポンプ)	低圧代替注水系(黄酸) (復水移送ポンプ)による原子炉の冷却に設置			47	【低圧代替注水系(可搬型)による残存炉心の冷却】 低圧代替注水系(可搬型)	低圧代替注水系(可搬型)による原子炉の冷却に設置			47	【代替循環冷却系による残存炉心の冷却】 代替循環冷却系	56条に設置			48	【原子炉補機代替冷却水系による除熱(水頭は適を参照)】 原子炉補機冷却水系 配管・弁・サーージタンク、残熱除去系熱交換器【直路】 貯留槽 取水口 取水塔 取水ポンプ室	E-7-14	煙感知器、炎感知器	消火器	48	【副圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱】 原子炉格納容器調気系・非常用ガス処理系 配管・弁・非常用【直路】 送風機手動操作設備 原子炉格納容器(真空破壊装置を含む。)【排出元】	E-9-16	煙感知器、熱感知器 又は 煙感知器、炎感知器	消火器	48	【原子炉格納容器フィルタメント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱】 フィルタ装置 フィルタ装置出口側圧力開放板 原子炉格納容器フィルタメント系、原子炉格納容器調気系配管・弁【直路】 送風機手動操作設備 原子炉格納容器(真空破壊装置を含む)【排出元】 取水貯水槽(No.1)【水源】 取水貯水槽(No.2)【水源】	56条、56条、その他の設備に設置			48	【残存熱除去系(原子炉停止時冷却モード)による残存炉心の冷却】 残存熱除去系(原子炉停止時冷却モード)		41条に設置		48	【残存熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)による原子炉格納容器内の冷却】 残存熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)		42条に設置		49	【残存熱除去系(サブプレッションプール冷却モード)によるサブプレッションプール水の冷却】 残存熱除去系(サブプレッションプール冷却モード)		43条に設置		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機能】 主要設備</th> <th>火災区域又は火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45</td> <td>【1次冷却系のフィードアンドブリード(高圧注入ポンプ)】 高圧注入ポンプ 加圧器遮り弁 燃料取替用水ビット【水源】 蓄圧タンク 蓄圧タンク出口弁 蓄圧タンクポンプ 余熱除去冷却器 格納容器再循環サンブスクリーン ほう酸注入タンク【流路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁【流路】 高圧注入系 配管・弁【流路】 余熱除去設備 配管・弁【流路】</td> <td>A/B 1-03 A/B 1-04 C/V 3-01 A/B 3-01-1</td> <td>煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器、炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備) 全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サーージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁【流路】及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】) 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却器ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーージ管) 原子炉容器【注水先】</td> <td>R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 A/B 2-02</td> <td>煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器、炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>				関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	45	【1次冷却系のフィードアンドブリード(高圧注入ポンプ)】 高圧注入ポンプ 加圧器遮り弁 燃料取替用水ビット【水源】 蓄圧タンク 蓄圧タンク出口弁 蓄圧タンクポンプ 余熱除去冷却器 格納容器再循環サンブスクリーン ほう酸注入タンク【流路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁【流路】 高圧注入系 配管・弁【流路】 余熱除去設備 配管・弁【流路】	A/B 1-03 A/B 1-04 C/V 3-01 A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器、炎感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備) 全城ガス消火設備		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サーージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁【流路】及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】) 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却器ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーージ管) 原子炉容器【注水先】	R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器、炎感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び系統構成の相違による火災防護対策の相違
火災区域(区画)			重大事故等対処施設の大災防護対策(早期検知・消火)																																																																																																																																																																																																						
区分	番号	名称	大災感知器	消火設備	消火方法																																																																																																																																																																																																				
火災区画	R/B 5-24	格納容器給気ファン室及び通路	煙・熱	スプリンクラー消火設備 ハロン消火設備	固定の手動 自動																																																																																																																																																																																																				
火災区画	R/B 6-26	アピュスエリア	煙・熱	消火器又は消火栓	手動																																																																																																																																																																																																				
火災区画	R/H7-21	原子炉補機冷却水サーージタンク室	煙・熱	消火器又は消火栓	手動																																																																																																																																																																																																				
火災区画	C/V 3-21	原子炉格納容器	煙・熱	消火器又は消火栓 原子炉格納容器スプレイ設備	手動 固定の手動																																																																																																																																																																																																				
火災区画	C/B 1-2	原子炉補機冷却水ポンプ室(4号機)	煙・熱・炎	スプリンクラー消火設備 ハロン消火設備	固定の手動 自動																																																																																																																																																																																																				
火災区画	C/B 1-6	原子炉補機冷却水ポンプ室-2(4号機)	煙・熱・炎	スプリンクラー消火設備 ハロン消火設備	自動 自動																																																																																																																																																																																																				
火災区画	C/B 3-1	B安全備用閉鎖器室(4号機)	煙・熱・炎	ハロン消火設備 ガス消火設備(ケープルトレイ消火設備)	自動 自動																																																																																																																																																																																																				
火災区画	C/B 3-2	D蓄電池室(4号機)	煙・熱・炎	ハロン消火設備	自動																																																																																																																																																																																																				
火災区画	C/B 3-3	A蓄電池室(4号機)	煙・炎	ハロン消火設備	自動																																																																																																																																																																																																				
火災区画	C/B 4-2	B1次系統電器室及び通路(4号機)	煙・熱	ハロン消火設備	自動																																																																																																																																																																																																				
火災区画	C/B 4-3	A1次系統電器室及び通路(4号機)	煙・熱	ハロン消火設備	自動																																																																																																																																																																																																				
火災区画	C/B 5-4	中央制御室非常用簡便フィルタユニット室(4号機)	煙・熱	消火器又は消火栓	手動																																																																																																																																																																																																				
火災区画	屋外1-7	4号A-DG燃料貯蔵タンク	熱・炎	消火器	手動																																																																																																																																																																																																				
火災区画	屋外1-8	4号B-DG燃料貯蔵タンク	熱・炎	消火器	手動																																																																																																																																																																																																				
火災区画	屋外1-9	重油タンク4A	熱・炎	消火器	手動																																																																																																																																																																																																				
火災区画	屋外1-10	重油タンク4B	熱・炎	消火器	手動																																																																																																																																																																																																				
火災区画	屋外1-13	4号B空冷式非常用発電装置	熱・炎	消火器又は消火栓	手動																																																																																																																																																																																																				
火災区画	屋外1-14	4号B空冷式非常用発電装置	熱・炎	消火器又は消火栓	手動																																																																																																																																																																																																				
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																																																																																																																																																					
47	【非常用取水設備】 貯留槽、取水口 貯水塔、取水ポンプ室		その他の設備に設置																																																																																																																																																																																																						
47	【低圧代替注水系(黄酸) (復水移送ポンプ)による残存炉心の冷却】 低圧代替注水系(黄酸) (復水移送ポンプ)	低圧代替注水系(黄酸) (復水移送ポンプ)による原子炉の冷却に設置																																																																																																																																																																																																							
47	【低圧代替注水系(可搬型)による残存炉心の冷却】 低圧代替注水系(可搬型)	低圧代替注水系(可搬型)による原子炉の冷却に設置																																																																																																																																																																																																							
47	【代替循環冷却系による残存炉心の冷却】 代替循環冷却系	56条に設置																																																																																																																																																																																																							
48	【原子炉補機代替冷却水系による除熱(水頭は適を参照)】 原子炉補機冷却水系 配管・弁・サーージタンク、残熱除去系熱交換器【直路】 貯留槽 取水口 取水塔 取水ポンプ室	E-7-14	煙感知器、炎感知器	消火器																																																																																																																																																																																																					
48	【副圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱】 原子炉格納容器調気系・非常用ガス処理系 配管・弁・非常用【直路】 送風機手動操作設備 原子炉格納容器(真空破壊装置を含む。)【排出元】	E-9-16	煙感知器、熱感知器 又は 煙感知器、炎感知器	消火器																																																																																																																																																																																																					
48	【原子炉格納容器フィルタメント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱】 フィルタ装置 フィルタ装置出口側圧力開放板 原子炉格納容器フィルタメント系、原子炉格納容器調気系配管・弁【直路】 送風機手動操作設備 原子炉格納容器(真空破壊装置を含む)【排出元】 取水貯水槽(No.1)【水源】 取水貯水槽(No.2)【水源】	56条、56条、その他の設備に設置																																																																																																																																																																																																							
48	【残存熱除去系(原子炉停止時冷却モード)による残存炉心の冷却】 残存熱除去系(原子炉停止時冷却モード)		41条に設置																																																																																																																																																																																																						
48	【残存熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)による原子炉格納容器内の冷却】 残存熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)		42条に設置																																																																																																																																																																																																						
49	【残存熱除去系(サブプレッションプール冷却モード)によるサブプレッションプール水の冷却】 残存熱除去系(サブプレッションプール冷却モード)		43条に設置																																																																																																																																																																																																						
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																																																																																																																																																					
45	【1次冷却系のフィードアンドブリード(高圧注入ポンプ)】 高圧注入ポンプ 加圧器遮り弁 燃料取替用水ビット【水源】 蓄圧タンク 蓄圧タンク出口弁 蓄圧タンクポンプ 余熱除去冷却器 格納容器再循環サンブスクリーン ほう酸注入タンク【流路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁【流路】 高圧注入系 配管・弁【流路】 余熱除去設備 配管・弁【流路】	A/B 1-03 A/B 1-04 C/V 3-01 A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器、炎感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備) 全城ガス消火設備																																																																																																																																																																																																					
	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サーージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁【流路】及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】) 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却器ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーージ管) 原子炉容器【注水先】	R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器、炎感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備																																																																																																																																																																																																					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止(補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機能】 主要設備</th> <th>火災区域又は火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">48</td> <td rowspan="5">【原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却水系を含む。)(水源は直を使用)】 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却水系を含む。)(配管・弁・潜水ポンプ・ストレーナ・サージタンク[流路]) 原子炉補機冷却水系 熱交換器</td> <td>R-1-8</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-1-20</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>F-1-1</td> <td>熱感知カメラ・炎感知器</td> <td>消火器又は移動式消火設備</td> </tr> <tr> <td>F-1-4</td> <td>熱感知カメラ・炎感知器</td> <td>消火器又は移動式消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-1-7</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R-11-1</td> <td>煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">48</td> <td rowspan="3">【高圧炉心スプレィ補機冷却水系(高圧炉心スプレィ補機冷却水系を含む。)(水源は直を使用)】 高圧炉心スプレィ補機冷却水ポンプ 高圧炉心スプレィ補機冷却水ポンプ 高圧炉心スプレィ補機冷却水系(高圧炉心スプレィ補機冷却水系を含む。)(配管・弁・潜水ポンプ・ストレーナ・サージタンク[流路]) 高圧炉心スプレィ補機冷却水系 熱交換器</td> <td>R-1-6</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>F-1-3</td> <td>熱感知カメラ・炎感知器</td> <td>消火器又は移動式消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-9-1</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器又は固定ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>48</td> <td>【非常用取水設備】 貯留罐 取水口 取水筒 取水ポンプ室</td> <td></td> <td>その他の設備に記載</td> <td></td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>【原子炉格納容器代替スプレィ冷却系(原設計)による原子炉格納容器内の冷却】 復水器ポンプ 補給水配管・弁[流路] 高圧炉心スプレィ配管・弁[流路] 燃料プール補給水系[流路] 残留熱除去系配管・弁[流路] スプレィ管[流路] 原子炉格納容器[注水先] 復水器タンク[水源]</td> <td>R-9-3</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>【原子炉格納容器代替スプレィ冷却系(可換型)による原子炉格納容器内の冷却】 残留熱除去系 配管・弁・スプレィ管[流路] 原子炉格納容器[注水先] 決水貯水罐(No.1)[水源] 決水貯水罐(No.2)[水源]</td> <td>R-1-2</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	48	【原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却水系を含む。)(水源は直を使用)】 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却水系を含む。)(配管・弁・潜水ポンプ・ストレーナ・サージタンク[流路]) 原子炉補機冷却水系 熱交換器	R-1-8	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R-1-20	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	F-1-1	熱感知カメラ・炎感知器	消火器又は移動式消火設備	F-1-4	熱感知カメラ・炎感知器	消火器又は移動式消火設備	R-1-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R-11-1	煙感知器・炎感知器	消火器	48	【高圧炉心スプレィ補機冷却水系(高圧炉心スプレィ補機冷却水系を含む。)(水源は直を使用)】 高圧炉心スプレィ補機冷却水ポンプ 高圧炉心スプレィ補機冷却水ポンプ 高圧炉心スプレィ補機冷却水系(高圧炉心スプレィ補機冷却水系を含む。)(配管・弁・潜水ポンプ・ストレーナ・サージタンク[流路]) 高圧炉心スプレィ補機冷却水系 熱交換器	R-1-6	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	F-1-3	熱感知カメラ・炎感知器	消火器又は移動式消火設備	R-9-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は固定ガス消火設備	48	【非常用取水設備】 貯留罐 取水口 取水筒 取水ポンプ室		その他の設備に記載		49	【原子炉格納容器代替スプレィ冷却系(原設計)による原子炉格納容器内の冷却】 復水器ポンプ 補給水配管・弁[流路] 高圧炉心スプレィ配管・弁[流路] 燃料プール補給水系[流路] 残留熱除去系配管・弁[流路] スプレィ管[流路] 原子炉格納容器[注水先] 復水器タンク[水源]	R-9-3	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	49	【原子炉格納容器代替スプレィ冷却系(可換型)による原子炉格納容器内の冷却】 残留熱除去系 配管・弁・スプレィ管[流路] 原子炉格納容器[注水先] 決水貯水罐(No.1)[水源] 決水貯水罐(No.2)[水源]	R-1-2	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機能】 主要設備</th> <th>火災区域又は火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">45</td> <td rowspan="5">【蒸気発生器2次側からの除熱(タービン駆動補助給水ポンプの機能回復)】 タービン駆動補助給水ポンプ 主蒸気逃がし弁 補助給水ビレット[水源] 蒸気発生器[注水先] タービン駆動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁 主蒸気管[流路] 補助給水設備 配管・弁[流路] 主蒸気設備 配管・弁[流路]</td> <td>R/B 3-03-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 5-03</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 3-04</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 3-05</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 5-03</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 3-03-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【監視及び制御に用いる設備】 加圧器水位 蒸気発生器水位(広域) 蒸気発生器水位(狭域) 補助給水流量 補助給水ビレット水位</td> <td></td> <td>58条に記載</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	45	【蒸気発生器2次側からの除熱(タービン駆動補助給水ポンプの機能回復)】 タービン駆動補助給水ポンプ 主蒸気逃がし弁 補助給水ビレット[水源] 蒸気発生器[注水先] タービン駆動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁 主蒸気管[流路] 補助給水設備 配管・弁[流路] 主蒸気設備 配管・弁[流路]	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備			R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		【監視及び制御に用いる設備】 加圧器水位 蒸気発生器水位(広域) 蒸気発生器水位(狭域) 補助給水流量 補助給水ビレット水位		58条に記載		<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																																				
48	【原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却水系を含む。)(水源は直を使用)】 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却水系を含む。)(配管・弁・潜水ポンプ・ストレーナ・サージタンク[流路]) 原子炉補機冷却水系 熱交換器	R-1-8	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																				
		R-1-20	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																				
		F-1-1	熱感知カメラ・炎感知器	消火器又は移動式消火設備																																																																																				
		F-1-4	熱感知カメラ・炎感知器	消火器又は移動式消火設備																																																																																				
		R-1-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																				
		R-11-1	煙感知器・炎感知器	消火器																																																																																				
48	【高圧炉心スプレィ補機冷却水系(高圧炉心スプレィ補機冷却水系を含む。)(水源は直を使用)】 高圧炉心スプレィ補機冷却水ポンプ 高圧炉心スプレィ補機冷却水ポンプ 高圧炉心スプレィ補機冷却水系(高圧炉心スプレィ補機冷却水系を含む。)(配管・弁・潜水ポンプ・ストレーナ・サージタンク[流路]) 高圧炉心スプレィ補機冷却水系 熱交換器	R-1-6	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																				
		F-1-3	熱感知カメラ・炎感知器	消火器又は移動式消火設備																																																																																				
		R-9-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は固定ガス消火設備																																																																																				
48	【非常用取水設備】 貯留罐 取水口 取水筒 取水ポンプ室		その他の設備に記載																																																																																					
49	【原子炉格納容器代替スプレィ冷却系(原設計)による原子炉格納容器内の冷却】 復水器ポンプ 補給水配管・弁[流路] 高圧炉心スプレィ配管・弁[流路] 燃料プール補給水系[流路] 残留熱除去系配管・弁[流路] スプレィ管[流路] 原子炉格納容器[注水先] 復水器タンク[水源]	R-9-3	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																				
49	【原子炉格納容器代替スプレィ冷却系(可換型)による原子炉格納容器内の冷却】 残留熱除去系 配管・弁・スプレィ管[流路] 原子炉格納容器[注水先] 決水貯水罐(No.1)[水源] 決水貯水罐(No.2)[水源]	R-1-2	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																				
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																																				
45	【蒸気発生器2次側からの除熱(タービン駆動補助給水ポンプの機能回復)】 タービン駆動補助給水ポンプ 主蒸気逃がし弁 補助給水ビレット[水源] 蒸気発生器[注水先] タービン駆動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁 主蒸気管[流路] 補助給水設備 配管・弁[流路] 主蒸気設備 配管・弁[流路]	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																				
		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																																																				
		R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																				
		R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																				
		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																																																				
		R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																				
	【監視及び制御に用いる設備】 加圧器水位 蒸気発生器水位(広域) 蒸気発生器水位(狭域) 補助給水流量 補助給水ビレット水位		58条に記載																																																																																					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由		
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違		
40	【残留熱除去系 (格納容器スプレッド冷却モード) による原子炉格納容器内の冷却】 残留熱除去系ポンプ 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ・スプレッド管【流路】 残留熱除去系 熱交換器 原子炉格納容器【注水先】 サブプレッションチェンバ【水筒】	R-1-2	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	【1次冷却系のフィードアンドブリード (高圧注入ポンプ)】 高圧注入ポンプ 加圧源逃がし弁 燃料取替用水ベント【水源】 蓄圧タンク 蓄圧タンク出口弁 余熱除去ポンプ 余熱除去冷却器 格納容器再循環ポンプ 格納容器再循環ポンプスクリーン ほう酸注入タンク【流路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁【流路】	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
		R-1-3	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備								
		R-7-14	煙感知器・炎感知器	消火器								
	R-7-52	煙感知器・炎感知器	消火器	A/B 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火柱 クォータミスト (C/Vスプレッド設備)						
	40	【残留熱除去系 (サブプレッションアール水冷却モード) によるサブプレッションチェンバール水冷却】 残留熱除去系ポンプ 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ【流路】 残留熱除去系 熱交換器 原子炉格納容器【注水先】 サブプレッションチェンバ【水筒】	R-1-2	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器			全域ガス消火設備	R/B 4-02-1	
R-1-3			煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備								
40	【原子炉機械冷却用水系による除熱 (水筒は毒を使用)】 原子炉機械冷却用水系 配管・弁・サージタンク、残留熱除去系熱交換器【流路】 貯留罐 取水口 取水部 潜水ポンプ室	49条に記載	49条に記載	49条に記載	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備		
											R-7-14	煙感知器・炎感知器
49	【非常用取水設備】 貯留罐、取水口 取水部、潜水ポンプ室	その他の関係に記載	その他の関係に記載	その他の関係に記載	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		
											R-7-52	煙感知器・炎感知器

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
50	【代替設備の取扱い】 【代替設備の取扱い】 代替設備冷却ポンプ 残留熱除去系 熱交換器 原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却水系を含む。)・残留熱除去系 配管・弁・サージタンク・ストレーナ・スプレイング (流路) 補給水系配管・弁 (流路) 原子炉圧力容器 (注水先) 原子炉格納容器 (注水先) ナフレンシオンチェンバ (冷却) 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却水熱交換器 貯留罐 取水口 取水路 海水ポンプ室	R-1-21	煙感知器・熱感知器	消火器	46	【蒸気発生器2次側からの除熱】 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット (注水) 予蒸気過がし弁 蒸気発生器 (注水先) 主蒸気管 (流路) 補助給水設備 配管・弁 (流路) 主蒸気設備 配管・弁 (流路)	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
		R-1-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備						
		R-1-39	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備						
		Y-1-1	熱感知カメラ、炎感知器	消火器又は移動式消火設備						
50	【原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱】 フィルタ設置 フィルタ設置出口側圧力開放装置 原子炉格納容器フィルタベント系・原子炉格納容器調気系配管・弁 (流路) 遮断手動弁操作設備 原子炉格納容器 (真空破壊装置を含む。) (排気先) 汲水貯水槽 (No.1) (注水) 汲水貯水槽 (No.2) (注水)	R-7-40	煙感知器・炎感知器	消火器	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			
		51	【原子炉格納容器下部注水系 (電動) (復水移送ポンプ) による原子炉格納容器下部への注水】 復水移送ポンプ 補給水系・高圧炉心スプレイング系・燃料プールの補給水系 配管・弁 (流路) 原子炉格納容器 (注水先) 復水貯蔵タンク (水源)	R-9-8	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
51	【蒸気発生器2次側からの除熱 (タービン動補助給水ポンプの機能回復)】 タービン動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入弁 補助給水ピット (注水) 蒸気発生器 (注水先)・主蒸気過がし弁 主蒸気管 (流路) 補助給水設備 配管・弁 (流路) 主蒸気設備 配管・弁 (流路)			R/B 3-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
		R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備						
		R/B 3-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備						
		R/B 3-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備						

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機能】 主要設備</th> <th>火災区域又は火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">E1</td> <td>【原子炉格納容器下部注水系 (常設) (代替循環冷却ポンプ) による原子炉格納容器下部への注水】 代替循環冷却ポンプ 残存熱除去蒸気交換器・配管・弁・ストレータ [流路]</td> <td>R-1-21</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>補助水系配管・弁 [流路]</td> <td>R-1-7</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器 [注水先] サブプレッションタンク [水源]</td> <td>R-1-30</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>E1</td> <td>【原子炉格納容器下部注水系 (可搬型) による原子炉格納容器下部への注水】 補助水系 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器 [注水先] 淡水貯水槽 [No.1] [水源] 淡水貯水槽 [No.2] [水源]</td> <td>R-1-60</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	E1	【原子炉格納容器下部注水系 (常設) (代替循環冷却ポンプ) による原子炉格納容器下部への注水】 代替循環冷却ポンプ 残存熱除去蒸気交換器・配管・弁・ストレータ [流路]	R-1-21	煙感知器・熱感知器	消火器	補助水系配管・弁 [流路]	R-1-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	原子炉格納容器 [注水先] サブプレッションタンク [水源]	R-1-30	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	E1	【原子炉格納容器下部注水系 (可搬型) による原子炉格納容器下部への注水】 補助水系 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器 [注水先] 淡水貯水槽 [No.1] [水源] 淡水貯水槽 [No.2] [水源]	R-1-60	煙感知器・熱感知器	消火器	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機能】 主要設備</th> <th>火災区域又は火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">46</td> <td>【蒸気発生器2次側からの除熱 (電動補助給水ポンプの機能回復)】</td> <td>R/E 3-04</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>電動補助給水ポンプ補助給水セット [水源] 蒸気発生器 [注水先]</td> <td>R/E 3-05</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし弁 主蒸気管 [流路]</td> <td>R/E 5-03</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>補助給水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>R/E 3-03-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>主蒸気設備 配管・弁 [流路]</td> <td>R/E 4-02-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>【加圧器逃がし弁の機能回復】 加圧器逃がし弁空気供給配管・弁 [流路] 加圧器逃がし弁</td> <td>A/E 3-08</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ ホース・弁 [流路]</td> <td>A/E 3-09</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>加圧器逃がし弁操作用バッテリー</td> <td>C/V 3-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレー設備)</td> </tr> <tr> <td>【1次冷却系統の減圧 (SG出熱管破損発生時、I S-L O C A発生時)】 主蒸気逃がし弁 加圧器逃がし弁</td> <td>R/E 5-03</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C/V 3-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレー設備)</td> </tr> <tr> <td>【余熱除去系統の隔離 (I S-L O C A発生時)】 余熱除去ポンプ入口弁口</td> <td>A/E 2-02</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	46	【蒸気発生器2次側からの除熱 (電動補助給水ポンプの機能回復)】	R/E 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	電動補助給水ポンプ補助給水セット [水源] 蒸気発生器 [注水先]	R/E 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	主蒸気逃がし弁 主蒸気管 [流路]	R/E 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	補助給水設備 配管・弁 [流路]	R/E 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	主蒸気設備 配管・弁 [流路]	R/E 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	【加圧器逃がし弁の機能回復】 加圧器逃がし弁空気供給配管・弁 [流路] 加圧器逃がし弁	A/E 3-08	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ ホース・弁 [流路]	A/E 3-09	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	加圧器逃がし弁操作用バッテリー	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレー設備)	【1次冷却系統の減圧 (SG出熱管破損発生時、I S-L O C A発生時)】 主蒸気逃がし弁 加圧器逃がし弁	R/E 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレー設備)	【余熱除去系統の隔離 (I S-L O C A発生時)】 余熱除去ポンプ入口弁口	A/E 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 <p>プラント配置、設備及び系統構成の相違による火災防護対策の相違</p>
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																								
E1	【原子炉格納容器下部注水系 (常設) (代替循環冷却ポンプ) による原子炉格納容器下部への注水】 代替循環冷却ポンプ 残存熱除去蒸気交換器・配管・弁・ストレータ [流路]	R-1-21	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																								
	補助水系配管・弁 [流路]	R-1-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																								
	原子炉格納容器 [注水先] サブプレッションタンク [水源]	R-1-30	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																								
E1	【原子炉格納容器下部注水系 (可搬型) による原子炉格納容器下部への注水】 補助水系 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器 [注水先] 淡水貯水槽 [No.1] [水源] 淡水貯水槽 [No.2] [水源]	R-1-60	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																								
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																								
46	【蒸気発生器2次側からの除熱 (電動補助給水ポンプの機能回復)】	R/E 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																								
	電動補助給水ポンプ補助給水セット [水源] 蒸気発生器 [注水先]	R/E 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																								
	主蒸気逃がし弁 主蒸気管 [流路]	R/E 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																																								
	補助給水設備 配管・弁 [流路]	R/E 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																								
	主蒸気設備 配管・弁 [流路]	R/E 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																								
	【加圧器逃がし弁の機能回復】 加圧器逃がし弁空気供給配管・弁 [流路] 加圧器逃がし弁	A/E 3-08	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																								
	加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ ホース・弁 [流路]	A/E 3-09	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																								
	加圧器逃がし弁操作用バッテリー	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレー設備)																																																																								
	【1次冷却系統の減圧 (SG出熱管破損発生時、I S-L O C A発生時)】 主蒸気逃がし弁 加圧器逃がし弁	R/E 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																																								
		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレー設備)																																																																								
【余熱除去系統の隔離 (I S-L O C A発生時)】 余熱除去ポンプ入口弁口	A/E 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																																									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由																						
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び系統構成の相違による火災防護対策の相違																						
51	【原子炉格納容器代替スプレィ冷却系(常設)による原子炉格納容器下部への注水】 復水移送ポンプ 補給水系配管・弁【流路】 高圧炉心スプレィ系配管・弁【流路】 燃料ペール補給水弁【流路】 残留熱除去系配管・弁【流路】 スプレィ管【流路】 原子炉格納容器【注水先】 復水貯蔵タンク【水溜】	49条、56条、その他の設備に記載			A/B 3-03	燃感知器・熱感知器	全城ガス消火設備				■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び系統構成の相違による火災防護対策の相違																					
	【原子炉格納容器代替スプレィ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水】 残留熱除去系配管・弁【流路】 スプレィ管【流路】 原子炉格納容器【注水先】 淡水貯水槽 (No.1)【水源】 淡水貯水槽 (No.2)【水源】											49条、56条、その他の設備に記載		A/B 3-04	燃感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																
	【代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水】 代替循環冷却ポンプ 残留熱除去系熱交換器 残留熱除去系配管・弁・ストレーナ【流路】 スプレィ管【流路】 原子炉格納容器【注水先】 ナフレンシヨウチェンゲル【水溜】 原子炉補機冷却水系配管・弁・サージタンク【流路】																			48条、50条、56条、その他の設備に記載		A/B 3-05	燃感知器・熱感知器	全城ガス消火設備								
	原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却水系【原子炉補機冷却海水系を含む。】配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク【流路】 原子炉補機冷却水系熱交換器 貯留罐 取水口 取水路 海水ポンプ室																											A/B 3-01-1	燃感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		
	【停炉炉心の落下防止】 高圧代替注水系 炉心冷却水注入弁 低圧代替注水系(常設) (復水移送ポンプ) 代替循環冷却系																															
【炉心注水(充てんポンプ)】 (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時) 充てんポンプ 燃料取替用水ビッド【水源】 再生熱交換器【流路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁【流路】 化学体積制御設備 配管・弁【流路】 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁【流路】及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】)	A/B 4-01-7	燃感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																													
1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器【注水先】						C/V 3-01	燃感知器・熱感知器 又は 燃感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレィ設備)																								

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機能】 主要設備</th> <th>火災区域又は火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>54</td> <td>【燃料プールのスプレイス系 (背散装置) による使用済燃料プールへのスプレイス】 使用済燃料プール【注水先】 燃料プール冷却浄化系配管・弁【流路】 排水貯水槽 (No.1) 【水源】 排水貯水槽 (No.2) 【水源】</td> <td>R-11-1</td> <td>煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>54</td> <td>【燃料プールのスプレイス系 (可搬型) による使用済燃料プールへのスプレイス】 使用済燃料プール【注水先】 排水貯水槽 (No.1) 【水源】 排水貯水槽 (No.2) 【水源】</td> <td></td> <td colspan="2">不燃材のため追加対策不要</td> </tr> <tr> <td>54</td> <td>【使用済燃料プールの監視】 使用済燃料プール水位 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール温度 (ガイドバルブ式) 使用済燃料プール温度 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール温度 (ガイドバルブ式) 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量 低線量)</td> <td></td> <td colspan="2">58条に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">54</td> <td rowspan="2">【重大事故等時における使用済燃料プールの除熱】 燃料プール冷却浄化系ポンプ 燃料プール冷却浄化系 熱交換器 燃料プール冷却浄化系 配管・弁・ディフューザ・スキマセージング・熱交換器【流路】 原子炉補機冷却水系配管・弁・セージング【流路】 使用済燃料プール【水質】 使用済燃料プール【注水先】 貯留罐 取水口 取水路 排水ポンプ室</td> <td>R-7-3</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-7-4</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>55</td> <td>【大気への放射性物質の拡散抑制 (水源は毒を使用)】 貯留罐 取水口 取水路 排水ポンプ室</td> <td></td> <td colspan="2">その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>56</td> <td>【航空機燃料水災への消滅火 (水源は毒を使用)】 貯留罐 取水口 取水路 排水ポンプ室</td> <td></td> <td colspan="2">その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	54	【燃料プールのスプレイス系 (背散装置) による使用済燃料プールへのスプレイス】 使用済燃料プール【注水先】 燃料プール冷却浄化系配管・弁【流路】 排水貯水槽 (No.1) 【水源】 排水貯水槽 (No.2) 【水源】	R-11-1	煙感知器・炎感知器	消火器	54	【燃料プールのスプレイス系 (可搬型) による使用済燃料プールへのスプレイス】 使用済燃料プール【注水先】 排水貯水槽 (No.1) 【水源】 排水貯水槽 (No.2) 【水源】		不燃材のため追加対策不要		54	【使用済燃料プールの監視】 使用済燃料プール水位 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール温度 (ガイドバルブ式) 使用済燃料プール温度 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール温度 (ガイドバルブ式) 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量 低線量)		58条に記載		54	【重大事故等時における使用済燃料プールの除熱】 燃料プール冷却浄化系ポンプ 燃料プール冷却浄化系 熱交換器 燃料プール冷却浄化系 配管・弁・ディフューザ・スキマセージング・熱交換器【流路】 原子炉補機冷却水系配管・弁・セージング【流路】 使用済燃料プール【水質】 使用済燃料プール【注水先】 貯留罐 取水口 取水路 排水ポンプ室	R-7-3	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R-7-4	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	55	【大気への放射性物質の拡散抑制 (水源は毒を使用)】 貯留罐 取水口 取水路 排水ポンプ室		その他の設備に記載		56	【航空機燃料水災への消滅火 (水源は毒を使用)】 貯留罐 取水口 取水路 排水ポンプ室		その他の設備に記載		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機能】 主要設備</th> <th>火災区域又は火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">47</td> <td rowspan="7">【代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ車) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系統定喪失時)】 補助給水設備又は燃料貯留用水設備 配管・弁【流路】 原子炉格納容器スプレイス設備及び余熱除去設備 配管・弁【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器セージ管)</td> <td>A/B 1-03</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>A/B 1-04</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 2-03</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 3-04</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 3-05</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 3-03-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 5-03</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>A/B 3-01-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>C/V 3-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイス設備)</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	47	【代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ車) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系統定喪失時)】 補助給水設備又は燃料貯留用水設備 配管・弁【流路】 原子炉格納容器スプレイス設備及び余熱除去設備 配管・弁【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器セージ管)	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 2-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイス設備)	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び系統構成の相違による火災防護対策の相違</p>
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																							
54	【燃料プールのスプレイス系 (背散装置) による使用済燃料プールへのスプレイス】 使用済燃料プール【注水先】 燃料プール冷却浄化系配管・弁【流路】 排水貯水槽 (No.1) 【水源】 排水貯水槽 (No.2) 【水源】	R-11-1	煙感知器・炎感知器	消火器																																																																							
54	【燃料プールのスプレイス系 (可搬型) による使用済燃料プールへのスプレイス】 使用済燃料プール【注水先】 排水貯水槽 (No.1) 【水源】 排水貯水槽 (No.2) 【水源】		不燃材のため追加対策不要																																																																								
54	【使用済燃料プールの監視】 使用済燃料プール水位 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール温度 (ガイドバルブ式) 使用済燃料プール温度 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール温度 (ガイドバルブ式) 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量 低線量)		58条に記載																																																																								
54	【重大事故等時における使用済燃料プールの除熱】 燃料プール冷却浄化系ポンプ 燃料プール冷却浄化系 熱交換器 燃料プール冷却浄化系 配管・弁・ディフューザ・スキマセージング・熱交換器【流路】 原子炉補機冷却水系配管・弁・セージング【流路】 使用済燃料プール【水質】 使用済燃料プール【注水先】 貯留罐 取水口 取水路 排水ポンプ室	R-7-3	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																							
		R-7-4	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																							
55	【大気への放射性物質の拡散抑制 (水源は毒を使用)】 貯留罐 取水口 取水路 排水ポンプ室		その他の設備に記載																																																																								
56	【航空機燃料水災への消滅火 (水源は毒を使用)】 貯留罐 取水口 取水路 排水ポンプ室		その他の設備に記載																																																																								
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																							
47	【代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ車) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系統定喪失時)】 補助給水設備又は燃料貯留用水設備 配管・弁【流路】 原子炉格納容器スプレイス設備及び余熱除去設備 配管・弁【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器セージ管)	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																							
		A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																							
		R/B 2-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																							
		R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																							
		R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																							
		R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																							
		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																																							
A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																									
C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイス設備)																																																																									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
56	【重大事故等収束のための水源 (水原としては海も使用可能)】 復水貯蔵タンク サブプレッションチェンバ 淡水貯水槽 (No.1) 淡水貯水槽 (No.2) ほう酸水注入系貯蔵タンク		不燃材のため追加対策不要							
56	【水の供給 (復水貯蔵タンクへの供給)】 補給水系 配管・弁〔流路〕 貯留罐 取水口 取水路 海水ポンプ室	Y-7-7	煙感知器・熱感知器	消火器			A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
57	【常設代替交流電源設備による給電】 ガスタービン発電機 ガスタービン発電機駆動油タンク 軽油タンク ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ガスタービン発電機燃料移送系 配管・弁〔燃料流路〕 非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕 高圧炉心スプレイスターバイパス発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕 ガスタービン発電機～非常用高圧母線 2C系及び非常用高圧母線 2D系電路〔電路〕 ガスタービン発電機～緊急用低圧母線 2G系電路〔電路〕	E-1-1	炎感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	47	【代替再循環運転 (B-格納容器スプレイスリフ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロートライン系機能喪失時)】 B-格納容器スプレイポンプ B-格納容器再循環サンプ〔水原〕 B-格納容器再循環サンプスクリーン〔流路〕 B-格納容器スプレイ冷却器〔流路〕 B-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁〔流路〕 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁〔流路〕 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕)及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕 1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器〔注水先〕	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	
		E-2-1	炎感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備			R/B 2-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
57	【可搬型代替交流電源設備による給電】 軽油タンク ガスタービン発電機駆動油タンク 非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕 高圧炉心スプレイスターバイパス発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕 ガスタービン発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕 電線架設口 (原子炉建屋)～非常用高圧母線 2C系及び非常用高圧母線 2D系電路〔電路〕 電線架設口 (原子炉建屋)～緊急用低圧母線 2G系電路〔電路〕	Y-7-3	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			
		Y-7-6	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備						
		Y-8-1	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備						
		Y-8-2	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備						
		Y-9-3	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条項</th> <th>【系統機軸】 主要設備</th> <th>火災区域又は火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>57</td> <td>【所内常設蓄電池充放電原動機による発電】 125V 蓄電池 2A 125V 蓄電池 2B 125V 充電器 2A 125V 充電器 2B 125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A～125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 電路【電路】 125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B～125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路【電路】</td> <td>C-2-6</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>C-2-7</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>57</td> <td>【省設代替蓄電池原動機による発電】 125V 代替蓄電池 250V 蓄電池</td> <td>C-3-40</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>125V 代替蓄電池～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路【電路】 250V 蓄電池～250V 直流主母線盤電路【電路】</td> <td>C-2-5</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>C-1-4</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【可搬型代替蓄電池原動機による発電】 125V 代替蓄電池盤 125V 代替蓄電池 250V 蓄電池 250V 充電器盤 軽油タンク ガスタービン発電機燃料油タンク 非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁【燃料油路】 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁【燃料油路】 ガスタービン発電機燃料移送系配管・弁【燃料油路】</td> <td>C-2-2</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>C-3-40</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>C-3-46</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Y-7-3</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器又は移動式消火設備</td> </tr> <tr> <td>57</td> <td>125V 代替蓄電池及び 125V 代替充電器盤～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路【電路】 250V 蓄電池及び 250V 充電器盤～250V 直流主母線盤【電路】 電源系接続口 (原子炉建屋) ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路【電路】 電源系接続口 (原子炉建屋) ～250V 直流主母線盤電路【電路】</td> <td>Y-7-6</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器又は移動式消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連条項	【系統機軸】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	57	【所内常設蓄電池充放電原動機による発電】 125V 蓄電池 2A 125V 蓄電池 2B 125V 充電器 2A 125V 充電器 2B 125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A～125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 電路【電路】 125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B～125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路【電路】	C-2-6	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			C-2-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	57	【省設代替蓄電池原動機による発電】 125V 代替蓄電池 250V 蓄電池	C-3-40	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		125V 代替蓄電池～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路【電路】 250V 蓄電池～250V 直流主母線盤電路【電路】	C-2-5	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			C-1-4	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		【可搬型代替蓄電池原動機による発電】 125V 代替蓄電池盤 125V 代替蓄電池 250V 蓄電池 250V 充電器盤 軽油タンク ガスタービン発電機燃料油タンク 非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁【燃料油路】 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁【燃料油路】 ガスタービン発電機燃料移送系配管・弁【燃料油路】	C-2-2	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			C-3-40	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			C-3-46	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			Y-7-3	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備	57	125V 代替蓄電池及び 125V 代替充電器盤～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路【電路】 250V 蓄電池及び 250V 充電器盤～250V 直流主母線盤【電路】 電源系接続口 (原子炉建屋) ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路【電路】 電源系接続口 (原子炉建屋) ～250V 直流主母線盤電路【電路】	Y-7-6	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条項</th> <th>【系統機軸】 主要設備</th> <th>火災区域又は火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>47</td> <td>【炉心注水 (高圧注入ポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機軸喪失時)】 高圧注入ポンプ 燃料取扱母水ピット【水面】 ほうせん注入タンク【電路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁 高圧注入系 配管・弁【電路】 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水冷却器及び原子炉補機冷却水冷却器 配管・弁【電路】及び原子炉補機冷却水冷却器 配管・弁、ストレーナ【電路】) 1次冷却設備【電路】 (高圧発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器【注水先】</td> <td>A/B 1-03</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 1-04</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 3-01-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 4-02-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 4-01-7</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>C/V 3-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器又は消火検出器 クォークミスト (C/Vスプレィ設備)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 2-02</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 3-03</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 3-04</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 3-05</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>47</td> <td>【炉心注水 (充てんポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機軸喪失時)】 充てんポンプ 燃料取扱母水ピット【水面】 再生熱交換器【電路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁【電路】 化学体積制御設備 配管・弁【電路】 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水冷却器 配管・弁【電路】及び原子炉補機冷却水冷却器 配管・弁、ストレーナ【電路】) 1次冷却設備【電路】 (高圧発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器【注水先】</td> <td>A/B 3-01-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 4-02-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 4-01-7</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>C/V 3-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器又は消火検出器 クォークミスト (C/Vスプレィ設備)</td> </tr> </tbody> </table>	関連条項	【系統機軸】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	47	【炉心注水 (高圧注入ポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機軸喪失時)】 高圧注入ポンプ 燃料取扱母水ピット【水面】 ほうせん注入タンク【電路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁 高圧注入系 配管・弁【電路】 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水冷却器及び原子炉補機冷却水冷却器 配管・弁【電路】及び原子炉補機冷却水冷却器 配管・弁、ストレーナ【電路】) 1次冷却設備【電路】 (高圧発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器【注水先】	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	消火器又は消火検出器 クォークミスト (C/Vスプレィ設備)			A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			A/B 3-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			A/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			A/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	47	【炉心注水 (充てんポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機軸喪失時)】 充てんポンプ 燃料取扱母水ピット【水面】 再生熱交換器【電路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁【電路】 化学体積制御設備 配管・弁【電路】 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水冷却器 配管・弁【電路】及び原子炉補機冷却水冷却器 配管・弁、ストレーナ【電路】) 1次冷却設備【電路】 (高圧発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器【注水先】	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	消火器又は消火検出器 クォークミスト (C/Vスプレィ設備)	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 <p>プラント配置、設備及び系統構成の相違による火災防護対策の相違</p>
関連条項	【系統機軸】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																																																																																	
57	【所内常設蓄電池充放電原動機による発電】 125V 蓄電池 2A 125V 蓄電池 2B 125V 充電器 2A 125V 充電器 2B 125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A～125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 電路【電路】 125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B～125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路【電路】	C-2-6	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																	
		C-2-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																	
57	【省設代替蓄電池原動機による発電】 125V 代替蓄電池 250V 蓄電池	C-3-40	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																	
	125V 代替蓄電池～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路【電路】 250V 蓄電池～250V 直流主母線盤電路【電路】	C-2-5	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																	
		C-1-4	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																	
	【可搬型代替蓄電池原動機による発電】 125V 代替蓄電池盤 125V 代替蓄電池 250V 蓄電池 250V 充電器盤 軽油タンク ガスタービン発電機燃料油タンク 非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁【燃料油路】 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁【燃料油路】 ガスタービン発電機燃料移送系配管・弁【燃料油路】	C-2-2	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																	
		C-3-40	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																	
		C-3-46	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																	
		Y-7-3	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備																																																																																																																																	
57	125V 代替蓄電池及び 125V 代替充電器盤～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路【電路】 250V 蓄電池及び 250V 充電器盤～250V 直流主母線盤【電路】 電源系接続口 (原子炉建屋) ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路【電路】 電源系接続口 (原子炉建屋) ～250V 直流主母線盤電路【電路】	Y-7-6	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備																																																																																																																																	
関連条項	【系統機軸】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																																																																																	
47	【炉心注水 (高圧注入ポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機軸喪失時)】 高圧注入ポンプ 燃料取扱母水ピット【水面】 ほうせん注入タンク【電路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁 高圧注入系 配管・弁【電路】 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水冷却器及び原子炉補機冷却水冷却器 配管・弁【電路】及び原子炉補機冷却水冷却器 配管・弁、ストレーナ【電路】) 1次冷却設備【電路】 (高圧発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器【注水先】	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																	
		A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																	
		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																	
		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																	
		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																	
		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	消火器又は消火検出器 クォークミスト (C/Vスプレィ設備)																																																																																																																																	
		A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																	
		A/B 3-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																	
		A/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																	
		A/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																	
47	【炉心注水 (充てんポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機軸喪失時)】 充てんポンプ 燃料取扱母水ピット【水面】 再生熱交換器【電路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁【電路】 化学体積制御設備 配管・弁【電路】 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水冷却器 配管・弁【電路】及び原子炉補機冷却水冷却器 配管・弁、ストレーナ【電路】) 1次冷却設備【電路】 (高圧発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器【注水先】	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																	
		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																	
		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																	
		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	消火器又は消火検出器 クォークミスト (C/Vスプレィ設備)																																																																																																																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機能】 主要設備</th> <th>火災区域又は火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">57</td> <td rowspan="2">【代替所内電気設備による給電】 ガスタービン発電機接続盤 緊急用高圧母線 2F 系 緊急用高圧母線 2G 系 緊急用動力変圧器 2G 系 緊急用低圧母線 2G 系 緊急用交流電圧調整器 2G 系 緊急用交流電圧調整器 2C 系 緊急用交流電圧調整器 2B 系 非常用高圧母線 2D 系 非常用高圧母線 2B 系</td> <td>E-1-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-9-19</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">57</td> <td rowspan="8">【非常用交流電源設備】 非常用ディーゼル発電機 軽油タンク 非常用ディーゼル発電設備燃料デイツタンク 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 非常用ディーゼル発電設備 燃料移送系 配管・弁 [燃料流路] 非常用ディーゼル発電機～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路 [電路] 高圧伊心スプレイス系ディーゼル発電機 高圧伊心スプレイス系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 高圧伊心スプレイス系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 [燃料流路] 高圧伊心スプレイス系ディーゼル発電機～非常用高圧母線 2B 系電路 [電路]</td> <td>R-7-41</td> <td>煙感知器・炎感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-7-46</td> <td>煙感知器・炎感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>Y-7-3</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器又は移動式消火設備</td> </tr> <tr> <td>Y-7-6</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器又は移動式消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-9-20</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-9-30</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>Y-7-2</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器又は移動式消火設備</td> </tr> <tr> <td>Y-7-5</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器又は移動式消火設備</td> </tr> <tr> <td>Y-7-8</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器又は移動式消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-7-45</td> <td>煙感知器・炎感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	57	【代替所内電気設備による給電】 ガスタービン発電機接続盤 緊急用高圧母線 2F 系 緊急用高圧母線 2G 系 緊急用動力変圧器 2G 系 緊急用低圧母線 2G 系 緊急用交流電圧調整器 2G 系 緊急用交流電圧調整器 2C 系 緊急用交流電圧調整器 2B 系 非常用高圧母線 2D 系 非常用高圧母線 2B 系	E-1-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R-9-19	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	57	【非常用交流電源設備】 非常用ディーゼル発電機 軽油タンク 非常用ディーゼル発電設備燃料デイツタンク 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 非常用ディーゼル発電設備 燃料移送系 配管・弁 [燃料流路] 非常用ディーゼル発電機～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路 [電路] 高圧伊心スプレイス系ディーゼル発電機 高圧伊心スプレイス系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 高圧伊心スプレイス系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 [燃料流路] 高圧伊心スプレイス系ディーゼル発電機～非常用高圧母線 2B 系電路 [電路]	R-7-41	煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	R-7-46	煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	Y-7-3	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備	Y-7-6	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備	R-9-20	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R-9-30	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	Y-7-2	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備	Y-7-5	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備	Y-7-8	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備	R-7-45	煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機能】 主要設備</th> <th>火災区域又は火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">47</td> <td rowspan="6">【代替所内電気設備による給電】 ガスタービン発電機接続盤 緊急用高圧母線 2F 系 緊急用高圧母線 2G 系 緊急用動力変圧器 2G 系 緊急用低圧母線 2G 系 緊急用交流電圧調整器 2G 系 緊急用交流電圧調整器 2C 系 緊急用交流電圧調整器 2B 系 非常用高圧母線 2D 系 非常用高圧母線 2B 系</td> <td>A/B 1-04</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>A/B 2-02</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>A/B 3-01-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>E/B 4-02-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>A/B 4-01-7</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>C/V 3-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器又は消火セ ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	47	【代替所内電気設備による給電】 ガスタービン発電機接続盤 緊急用高圧母線 2F 系 緊急用高圧母線 2G 系 緊急用動力変圧器 2G 系 緊急用低圧母線 2G 系 緊急用交流電圧調整器 2G 系 緊急用交流電圧調整器 2C 系 緊急用交流電圧調整器 2B 系 非常用高圧母線 2D 系 非常用高圧母線 2B 系	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	E/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火セ ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 <p>プラント配置、設備及び系統構成の相違による火災防護対策の相違</p>
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																					
57	【代替所内電気設備による給電】 ガスタービン発電機接続盤 緊急用高圧母線 2F 系 緊急用高圧母線 2G 系 緊急用動力変圧器 2G 系 緊急用低圧母線 2G 系 緊急用交流電圧調整器 2G 系 緊急用交流電圧調整器 2C 系 緊急用交流電圧調整器 2B 系 非常用高圧母線 2D 系 非常用高圧母線 2B 系	E-1-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																					
		R-9-19	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																																					
57	【非常用交流電源設備】 非常用ディーゼル発電機 軽油タンク 非常用ディーゼル発電設備燃料デイツタンク 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 非常用ディーゼル発電設備 燃料移送系 配管・弁 [燃料流路] 非常用ディーゼル発電機～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路 [電路] 高圧伊心スプレイス系ディーゼル発電機 高圧伊心スプレイス系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 高圧伊心スプレイス系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 [燃料流路] 高圧伊心スプレイス系ディーゼル発電機～非常用高圧母線 2B 系電路 [電路]	R-7-41	煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																																					
		R-7-46	煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																																					
		Y-7-3	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備																																																																					
		Y-7-6	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備																																																																					
		R-9-20	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																					
		R-9-30	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																					
		Y-7-2	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備																																																																					
		Y-7-5	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備																																																																					
Y-7-8	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備																																																																							
R-7-45	煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																																							
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																					
47	【代替所内電気設備による給電】 ガスタービン発電機接続盤 緊急用高圧母線 2F 系 緊急用高圧母線 2G 系 緊急用動力変圧器 2G 系 緊急用低圧母線 2G 系 緊急用交流電圧調整器 2G 系 緊急用交流電圧調整器 2C 系 緊急用交流電圧調整器 2B 系 非常用高圧母線 2D 系 非常用高圧母線 2B 系	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																					
		A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																																					
		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																					
		E/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																					
		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																					
		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火セ ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																																																					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機能】 主要設備</th> <th>火災区域又は火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">51</td> <td rowspan="6">【非常用直流電源設備】 125V蓄電池2A 125V蓄電池2B 125V充電器2A 125V充電器2B 125V蓄電池2A及び125V充電器2A~125V真流主母線盤2A及び125V真流主母線盤2A-1電路〔電路〕 125V蓄電池2B及び125V充電器2B~125V真流主母線盤2B及び125V真流主母線盤2B-1電路〔電路〕 125V蓄電池2B 125V充電器2B 125V蓄電池2B及び125V充電器2B~125V真流主母線盤2B-1電路〔電路〕</td> <td>C-2-6</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>C-2-7</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>C-2-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>C-2-8</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-9-12</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-5-31</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">51</td> <td rowspan="2">【燃料供給設備】 貯油タンク ガスタービン発電設備燃料タンク 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁〔燃料系統〕 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁〔燃料系統〕 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁〔燃料系統〕</td> <td>Y-7-3</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器又は移動式消火設備</td> </tr> <tr> <td>Y-7-6</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器又は移動式消火設備</td> </tr> <tr> <td>58</td> <td>【原子炉圧力容器内の温度】 原子炉圧力容器温度</td> <td>R-1-30</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>58</td> <td>【原子炉圧力容器内の圧力】 原子炉圧力 原子炉圧力〔SA〕</td> <td>R-7-1</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器又は原所ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>58</td> <td>【原子炉圧力容器内の水位】 原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA広帯域) 原子炉水位 (SA燃料域)</td> <td>R-5-1</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	51	【非常用直流電源設備】 125V蓄電池2A 125V蓄電池2B 125V充電器2A 125V充電器2B 125V蓄電池2A及び125V充電器2A~125V真流主母線盤2A及び125V真流主母線盤2A-1電路〔電路〕 125V蓄電池2B及び125V充電器2B~125V真流主母線盤2B及び125V真流主母線盤2B-1電路〔電路〕 125V蓄電池2B 125V充電器2B 125V蓄電池2B及び125V充電器2B~125V真流主母線盤2B-1電路〔電路〕	C-2-6	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	C-2-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	C-2-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	C-2-8	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R-9-12	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R-5-31	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	51	【燃料供給設備】 貯油タンク ガスタービン発電設備燃料タンク 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁〔燃料系統〕 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁〔燃料系統〕 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁〔燃料系統〕	Y-7-3	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備	Y-7-6	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備	58	【原子炉圧力容器内の温度】 原子炉圧力容器温度	R-1-30	煙感知器・熱感知器	消火器	58	【原子炉圧力容器内の圧力】 原子炉圧力 原子炉圧力〔SA〕	R-7-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は原所ガス消火設備	58	【原子炉圧力容器内の水位】 原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA広帯域) 原子炉水位 (SA燃料域)	R-5-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機能】 主要設備</th> <th>火災区域又は火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">【代燃炉心注水 (代替格納容器スプレィポンプ) (1次炉心材料喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)】 代替格納容器スプレィポンプ 燃料取替用水ピット〔水盤〕 補助給水ピット〔水盤〕 非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕 補助給水設備 配管・弁〔流路〕 原子炉格納容器スプレィ設備及び余熱除去設備 配管・弁〔流路〕 1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却器ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器〔圧水先〕</td> <td>R/B 3-03-1</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>A/B 3-01-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>A/B 4-01-7</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>C/Y 3-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器又は消火制御水ミスト (C/Aスプレィ設備)</td> </tr> <tr> <td>E/B 3-04</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>E/B 3-05</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 3-03-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 3-03</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>A/B 2-02</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	47	【代燃炉心注水 (代替格納容器スプレィポンプ) (1次炉心材料喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)】 代替格納容器スプレィポンプ 燃料取替用水ピット〔水盤〕 補助給水ピット〔水盤〕 非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕 補助給水設備 配管・弁〔流路〕 原子炉格納容器スプレィ設備及び余熱除去設備 配管・弁〔流路〕 1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却器ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器〔圧水先〕	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	C/Y 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火制御水ミスト (C/Aスプレィ設備)	E/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	E/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 3-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) ■設計の相違 プラント配置、設備及び系統構成の相違による火災防護対策の相違
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																																				
51	【非常用直流電源設備】 125V蓄電池2A 125V蓄電池2B 125V充電器2A 125V充電器2B 125V蓄電池2A及び125V充電器2A~125V真流主母線盤2A及び125V真流主母線盤2A-1電路〔電路〕 125V蓄電池2B及び125V充電器2B~125V真流主母線盤2B及び125V真流主母線盤2B-1電路〔電路〕 125V蓄電池2B 125V充電器2B 125V蓄電池2B及び125V充電器2B~125V真流主母線盤2B-1電路〔電路〕	C-2-6	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																				
		C-2-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																				
		C-2-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																				
		C-2-8	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																				
		R-9-12	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																				
		R-5-31	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																				
51	【燃料供給設備】 貯油タンク ガスタービン発電設備燃料タンク 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁〔燃料系統〕 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁〔燃料系統〕 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁〔燃料系統〕	Y-7-3	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備																																																																																				
		Y-7-6	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備																																																																																				
58	【原子炉圧力容器内の温度】 原子炉圧力容器温度	R-1-30	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																				
58	【原子炉圧力容器内の圧力】 原子炉圧力 原子炉圧力〔SA〕	R-7-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は原所ガス消火設備																																																																																				
58	【原子炉圧力容器内の水位】 原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA広帯域) 原子炉水位 (SA燃料域)	R-5-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																																																				
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																																				
47	【代燃炉心注水 (代替格納容器スプレィポンプ) (1次炉心材料喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)】 代替格納容器スプレィポンプ 燃料取替用水ピット〔水盤〕 補助給水ピット〔水盤〕 非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕 補助給水設備 配管・弁〔流路〕 原子炉格納容器スプレィ設備及び余熱除去設備 配管・弁〔流路〕 1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却器ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器〔圧水先〕	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																																																				
		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																				
		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																				
		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																				
		C/Y 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火制御水ミスト (C/Aスプレィ設備)																																																																																				
		E/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																				
		E/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																				
		R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																				
		R/B 3-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																																																				
		A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																																																				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機能】 主要設備</th> <th>火災区域又は火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">58</td> <td rowspan="8">【原子炉圧力容器への注水量】 高圧代替注水ポンプ出口流量 機内熱除去系洗浄ライン流量 (機内熱除去系ヘッドスプレイレイン冷却流量) 機内熱除去系洗浄ライン流量 (機内熱除去系B系冷却節流弁冷却ライン冷却流量) 原子炉格納容器冷却ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイレインポンプ出口流量 低圧炉心スプレイレインポンプ出口流量 機内熱除去系ポンプ出口流量 代替節流弁冷却ポンプ出口流量 直流駆動低圧注水ポンプ出口流量</td> <td>R-3-9</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-6-1</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-1-14</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-3-4</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-3-3</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-3-2</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-3-9</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-1-9</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">59</td> <td rowspan="3">【原子炉格納容器への注水量】 原子炉格納容器代替スプレイレイン流量 原子炉格納容器下部注水流量 代替節流弁冷却ポンプ出口流量 機内熱除去系洗浄ライン流量 (機内熱除去系ヘッドスプレイレイン冷却流量) 機内熱除去系洗浄ライン流量 (機内熱除去系B系冷却節流弁冷却ライン冷却流量)</td> <td>R-7-1</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器又は面所ガス 消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-5-1</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>59</td> <td>【原子炉格納容器内の風速】 ドライウェル風速 圧力抑制室内空気風速 サブプレッションボール風速 原子炉格納容器下部風速</td> <td>R-1-80</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">58</td> <td rowspan="3">【原子炉格納容器内の圧力】 ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力</td> <td>R-9-1</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器又は面所ガス 消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-9-5</td> <td>煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>R-5-1</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">58</td> <td rowspan="2">【原子炉格納容器内の水位】 圧力抑制室水位 原子炉格納容器下部水位 ドライウェル水位</td> <td>R-1-4</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-1-80</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	58	【原子炉圧力容器への注水量】 高圧代替注水ポンプ出口流量 機内熱除去系洗浄ライン流量 (機内熱除去系ヘッドスプレイレイン冷却流量) 機内熱除去系洗浄ライン流量 (機内熱除去系B系冷却節流弁冷却ライン冷却流量) 原子炉格納容器冷却ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイレインポンプ出口流量 低圧炉心スプレイレインポンプ出口流量 機内熱除去系ポンプ出口流量 代替節流弁冷却ポンプ出口流量 直流駆動低圧注水ポンプ出口流量	R-3-9	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R-6-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	R-1-14	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R-3-4	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R-3-3	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R-3-2	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R-3-9	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R-1-9	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	59	【原子炉格納容器への注水量】 原子炉格納容器代替スプレイレイン流量 原子炉格納容器下部注水流量 代替節流弁冷却ポンプ出口流量 機内熱除去系洗浄ライン流量 (機内熱除去系ヘッドスプレイレイン冷却流量) 機内熱除去系洗浄ライン流量 (機内熱除去系B系冷却節流弁冷却ライン冷却流量)	R-7-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は面所ガス 消火設備	R-5-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備				59	【原子炉格納容器内の風速】 ドライウェル風速 圧力抑制室内空気風速 サブプレッションボール風速 原子炉格納容器下部風速	R-1-80	煙感知器・熱感知器	消火器	58	【原子炉格納容器内の圧力】 ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力	R-9-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は面所ガス 消火設備	R-9-5	煙感知器・炎感知器	消火器	R-5-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	58	【原子炉格納容器内の水位】 圧力抑制室水位 原子炉格納容器下部水位 ドライウェル水位	R-1-4	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R-1-80	煙感知器・熱感知器	消火器	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機能】 主要設備</th> <th>火災区域又は火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">47</td> <td rowspan="2">【代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ車) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)】 代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ車) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系機能喪失時) 原子炉格納容器スプレイレイン設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路] 1次冷却設備 [流路]</td> <td>R/B 4-02-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>C/V 3-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイレイン設備)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">【代替炉心注水 (代替格納容器スプレイレインポンプ) (代替電源) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、サポート系機能喪失時)】 代替格納容器スプレイレインポンプ 燃料取替用ホット [水取] 補助給水ピット [水取] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器スプレイレイン設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路] 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先]</td> <td>R/B 3-08-1</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>A/B 3-01-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>A/B 4-01-7</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>C/V 3-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイレイン設備)</td> </tr> <tr> <td>R/B 3-04</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 3-05</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 3-03-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 5-03</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>C/V 3-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイレイン設備)</td> </tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>A/B 2-02</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	47	【代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ車) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)】 代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ車) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系機能喪失時) 原子炉格納容器スプレイレイン設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路] 1次冷却設備 [流路]	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイレイン設備)	47	【代替炉心注水 (代替格納容器スプレイレインポンプ) (代替電源) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、サポート系機能喪失時)】 代替格納容器スプレイレインポンプ 燃料取替用ホット [水取] 補助給水ピット [水取] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器スプレイレイン設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路] 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先]	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイレイン設備)	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイレイン設備)	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																																																																				
58	【原子炉圧力容器への注水量】 高圧代替注水ポンプ出口流量 機内熱除去系洗浄ライン流量 (機内熱除去系ヘッドスプレイレイン冷却流量) 機内熱除去系洗浄ライン流量 (機内熱除去系B系冷却節流弁冷却ライン冷却流量) 原子炉格納容器冷却ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイレインポンプ出口流量 低圧炉心スプレイレインポンプ出口流量 機内熱除去系ポンプ出口流量 代替節流弁冷却ポンプ出口流量 直流駆動低圧注水ポンプ出口流量	R-3-9	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																				
		R-6-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																				
		R-1-14	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																				
		R-3-4	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																				
		R-3-3	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																				
		R-3-2	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																				
		R-3-9	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																				
		R-1-9	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																				
59	【原子炉格納容器への注水量】 原子炉格納容器代替スプレイレイン流量 原子炉格納容器下部注水流量 代替節流弁冷却ポンプ出口流量 機内熱除去系洗浄ライン流量 (機内熱除去系ヘッドスプレイレイン冷却流量) 機内熱除去系洗浄ライン流量 (機内熱除去系B系冷却節流弁冷却ライン冷却流量)	R-7-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は面所ガス 消火設備																																																																																																																				
		R-5-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																				
59	【原子炉格納容器内の風速】 ドライウェル風速 圧力抑制室内空気風速 サブプレッションボール風速 原子炉格納容器下部風速	R-1-80	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																																																				
58	【原子炉格納容器内の圧力】 ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力	R-9-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は面所ガス 消火設備																																																																																																																				
		R-9-5	煙感知器・炎感知器	消火器																																																																																																																				
		R-5-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																				
58	【原子炉格納容器内の水位】 圧力抑制室水位 原子炉格納容器下部水位 ドライウェル水位	R-1-4	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																				
		R-1-80	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																																																				
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																																																																				
47	【代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ車) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)】 代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ車) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系機能喪失時) 原子炉格納容器スプレイレイン設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路] 1次冷却設備 [流路]	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																				
		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイレイン設備)																																																																																																																				
47	【代替炉心注水 (代替格納容器スプレイレインポンプ) (代替電源) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、サポート系機能喪失時)】 代替格納容器スプレイレインポンプ 燃料取替用ホット [水取] 補助給水ピット [水取] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器スプレイレイン設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路] 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先]	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																				
		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																				
		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																				
		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																				
		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイレイン設備)																																																																																																																				
		R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																				
		R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																				
		R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																				
		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																				
		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイレイン設備)																																																																																																																				
R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																						
A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																						

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉				相違理由		
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違	
56	【原子炉格納容器内の水素濃度】 格納容器内水素濃度(D/W) 格納容器内水素濃度(G/C) 格納容器内窒素気水素濃度	R-1-80	煙感知器・熱感知器	消火器	47	【代替炉心注水(可搬型大型送水ポンプ等;海水) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、サボート系機能喪失時)】 補助給水設備又は燃料取扱用水設備 配管・弁〔流路〕 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁〔流路〕 1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違	
		R-1-1	煙感知器・熱感知器	消火器			R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		
		R-9-14	煙感知器・熱感知器	消火器			R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		
		R-9-15	煙感知器・熱感知器	消火器			R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備		
	56	【原子炉格納容器内の放射線量率】 格納容器内中性子放射線モニタ(D/W) 格納容器内中性子放射線モニタ(S/C)	R-5-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器			全域ガス消火設備	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器		全域ガス消火設備
			R-1-1	煙感知器・熱感知器			消火器	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器		消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)
	56	【未検出の漏洩又は監視】 駆動領域モニタ 平均出力領域モニタ	R-1-60	煙感知器・熱感知器			消火器	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器		全域ガス消火設備
			R-1-1	煙感知器・熱感知器			消火器	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器		全域ガス消火設備
	56	【最終ヒートシンクの確保(代替循環冷却系)】 サブレーションプール水温度 残留熱除去系熱交換器入口温度 代替循環冷却ポンプ出口流量	R-1-1	煙感知器・熱感知器			消火器	A/B 3-04	煙感知器・熱感知器		全域ガス消火設備
			R-1-21	煙感知器・熱感知器			消火器	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器		全域ガス消火設備
	56	【最終ヒートシンクの確保(原子炉格納容器フィルタベント系)】 フィルタ装置入口圧力(広帯域) フィルタ装置出口圧力(広帯域) フィルタ装置水位(広帯域) フィルタ装置水温度 フィルタ装置出口水素濃度 フィルタ装置出口放射線モニタ	R-7-41	煙感知器・炎感知器			全域ガス消火設備	A/B 3-04	煙感知器・熱感知器		全域ガス消火設備
			R-7-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器			消火器又は初期ガス 消火設備	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器		全域ガス消火設備
R-7-40			煙感知器・炎感知器	消火器	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備				
R-9-1			煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器または局所ガス 消火設備	A/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備				
R-9-55			煙感知器・熱感知器	消火器	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備				
56	【最終ヒートシンクの確保(前任強化ベント系)】 前任強化ベント系放射線モニタ	R-1-80	煙感知器・熱感知器	消火器	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備				
		R-9-2	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備				
56	【最終ヒートシンクの確保(残留熱除去系)】 残留熱除去系ポンプ出口流量 残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器出口温度	R-3-9	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備				
		R-1-9	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備				
56	【格納容器パインスの監視(原子炉圧力容器内の監視)】 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA広帯域) 原子炉水位(SA燃料域) 原子炉圧力 原子炉圧力(SA)	R-5-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備				
		R-7-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は局所ガス 消火設備	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機能】 主要設備</th> <th>火災区域又は火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">58</td> <td rowspan="3">【格納容器バイパスの監視 (原子炉格納容器内の状態)】 ドライウェル温度 ドライウェル圧力</td> <td>R-1-60</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>R-9-1</td> <td>煙感知器・熱感知器又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器又は周所ガス 消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-9-5</td> <td>煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">58</td> <td rowspan="4">【格納容器バイパスの監視 (原子炉建屋内の状態)】 高圧炉心スプレイズポンプ出口圧力 低圧炉心スプレイズポンプ出口圧力 残留熱除去ポンプ出口圧力</td> <td>R-3-4</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全滅ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-3-3</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全滅ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-3-2</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全滅ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-3-9</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全滅ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R-1-14</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全滅ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>58</td> <td>【水源の確保】 復水貯蔵タンク水位 圧力制御室水位</td> <td>R-1-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全滅ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>58</td> <td>【原子炉建屋内の水害濃度】 原子炉建屋内水質濃度</td> <td>R-7-12</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全滅ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">58</td> <td rowspan="2">【原子炉格納容器内の酸素濃度】 格納容器内空気酸素濃度</td> <td>R-9-14</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>R-9-15</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>58</td> <td>【使用済燃料プールの監視】 使用済燃料プール水位 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール温度 (ガイドバルブ式) 使用済燃料プール濃度 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール温度 (ガイドバルブ式) 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (濃縮量、低濃縮) 使用済燃料プール監視カメラ</td> <td>R-11-1</td> <td>煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>58</td> <td>【発電機内の過電流検出】 安全パラメータ表示システム (SPRG)</td> <td>C-4-2</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	58	【格納容器バイパスの監視 (原子炉格納容器内の状態)】 ドライウェル温度 ドライウェル圧力	R-1-60	煙感知器・熱感知器	消火器	R-9-1	煙感知器・熱感知器又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は周所ガス 消火設備	R-9-5	煙感知器・炎感知器	消火器	58	【格納容器バイパスの監視 (原子炉建屋内の状態)】 高圧炉心スプレイズポンプ出口圧力 低圧炉心スプレイズポンプ出口圧力 残留熱除去ポンプ出口圧力	R-3-4	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備	R-3-3	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備	R-3-2	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備	R-3-9	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備	R-1-14	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備	58	【水源の確保】 復水貯蔵タンク水位 圧力制御室水位	R-1-1	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備	58	【原子炉建屋内の水害濃度】 原子炉建屋内水質濃度	R-7-12	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備	58	【原子炉格納容器内の酸素濃度】 格納容器内空気酸素濃度	R-9-14	煙感知器・熱感知器	消火器	R-9-15	煙感知器・熱感知器	消火器	58	【使用済燃料プールの監視】 使用済燃料プール水位 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール温度 (ガイドバルブ式) 使用済燃料プール濃度 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール温度 (ガイドバルブ式) 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (濃縮量、低濃縮) 使用済燃料プール監視カメラ	R-11-1	煙感知器・炎感知器	消火器	58	【発電機内の過電流検出】 安全パラメータ表示システム (SPRG)	C-4-2	煙感知器・熱感知器	消火器	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機能】 主要設備</th> <th>火災区域又は火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">47</td> <td rowspan="4">【代替再循環運転 (A-高圧注入ポンプ (海水冷却)) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、サポート系機能喪失時)】 A-高圧注入ポンプ A-格納容器再循環ポンプ【水銀】 A-格納容器再循環ポンプスクリーン【流路】 ほう融注入タンク【流路】 高圧再循環系 配管・弁【流路】 原子炉機械冷却設備 配管・弁【流路】 1次冷却設備【流路】 【蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧サージ管】 原子炉容器【注水缶】 非常用取水設備【流路】 【貯留罐、取水口、取水継、取水ピットスクリーン室、取水ピットポンプ室】</td> <td>V/B 1-03</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全滅ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>V/B 2-02</td> <td>煙感知器・熱感知器又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全滅ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 2-01</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全滅ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 2-02</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全滅ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 2-03</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全滅ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	47	【代替再循環運転 (A-高圧注入ポンプ (海水冷却)) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、サポート系機能喪失時)】 A-高圧注入ポンプ A-格納容器再循環ポンプ【水銀】 A-格納容器再循環ポンプスクリーン【流路】 ほう融注入タンク【流路】 高圧再循環系 配管・弁【流路】 原子炉機械冷却設備 配管・弁【流路】 1次冷却設備【流路】 【蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧サージ管】 原子炉容器【注水缶】 非常用取水設備【流路】 【貯留罐、取水口、取水継、取水ピットスクリーン室、取水ピットポンプ室】	V/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備	V/B 2-02	煙感知器・熱感知器又は 煙感知器・炎感知器	全滅ガス消火設備	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備	R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備			R/B 2-03	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び系統構成の相違による火災防護対策の相違
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																																				
58	【格納容器バイパスの監視 (原子炉格納容器内の状態)】 ドライウェル温度 ドライウェル圧力	R-1-60	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																				
		R-9-1	煙感知器・熱感知器又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は周所ガス 消火設備																																																																																				
		R-9-5	煙感知器・炎感知器	消火器																																																																																				
58	【格納容器バイパスの監視 (原子炉建屋内の状態)】 高圧炉心スプレイズポンプ出口圧力 低圧炉心スプレイズポンプ出口圧力 残留熱除去ポンプ出口圧力	R-3-4	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備																																																																																				
		R-3-3	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備																																																																																				
		R-3-2	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備																																																																																				
		R-3-9	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備																																																																																				
R-1-14	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備																																																																																						
58	【水源の確保】 復水貯蔵タンク水位 圧力制御室水位	R-1-1	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備																																																																																				
58	【原子炉建屋内の水害濃度】 原子炉建屋内水質濃度	R-7-12	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備																																																																																				
58	【原子炉格納容器内の酸素濃度】 格納容器内空気酸素濃度	R-9-14	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																				
		R-9-15	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																				
58	【使用済燃料プールの監視】 使用済燃料プール水位 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール温度 (ガイドバルブ式) 使用済燃料プール濃度 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール温度 (ガイドバルブ式) 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (濃縮量、低濃縮) 使用済燃料プール監視カメラ	R-11-1	煙感知器・炎感知器	消火器																																																																																				
58	【発電機内の過電流検出】 安全パラメータ表示システム (SPRG)	C-4-2	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																				
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																																				
47	【代替再循環運転 (A-高圧注入ポンプ (海水冷却)) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、サポート系機能喪失時)】 A-高圧注入ポンプ A-格納容器再循環ポンプ【水銀】 A-格納容器再循環ポンプスクリーン【流路】 ほう融注入タンク【流路】 高圧再循環系 配管・弁【流路】 原子炉機械冷却設備 配管・弁【流路】 1次冷却設備【流路】 【蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧サージ管】 原子炉容器【注水缶】 非常用取水設備【流路】 【貯留罐、取水口、取水継、取水ピットスクリーン室、取水ピットポンプ室】	V/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備																																																																																				
		V/B 2-02	煙感知器・熱感知器又は 煙感知器・炎感知器	全滅ガス消火設備																																																																																				
		R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備																																																																																				
		R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備																																																																																				
		R/B 2-03	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備																																																																																				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉				相違理由											
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及びシステム構成の相違による 火災防護対策の相違										
58	【その他】 減圧室空ガス供給系 ADS 入口圧力 代替減圧室空ガス供給系空室ガス供給止M 弁入口圧力 0-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2E 母線電圧 4-2C 母線電圧 4-2D 母線電圧 125V 減圧室母線 1A 電圧 125V 減圧室母線 2B 電圧 125V 減圧室母線 2A-1 電圧 125V 減圧室母線 2B-1 電圧 250V 減圧室母線電圧 RPCS125V 減圧室母線電圧	C-4-1	煙感知器・熱感知器	消火器	格納容器スプレー (格納容器スプレーポンプ) (格納容器本器内)	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	全域ガス消火設備	全域ガス消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及びシステム構成の相違による 火災防護対策の相違									
	【居住性の確保】 中央制御室 中央制御室避難 中央制御室送風機 中央制御室排風機 中央制御室再循環フィルタ装置 中央制御室換気空調システム [流路] 中央制御室待避所 中央制御室待避所避難 中央制御室待避所加圧設備 (配管・弁) 【施設】 無線連絡設備 (固定型) 無線電話設備 (固定型) 無線連絡設備 (屋外アンテナ) [伝送線] 無線電話設備 (屋外アンテナ) [伝送線] 有線 (兼用内) [伝送線] データ表示装置 (兼用内)											C-1-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	全域ガス消火設備	全域ガス消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及びシステム構成の相違による 火災防護対策の相違
	【排気口の確保】 非常用ガス処理系排風機 非常用ガス処理系空気設備装置 [流路] 非常用ガス処理系フィルタ装置 [流路] 非常用ガス処理系配管・弁 [流路] 排気筒 [流路] 原子炉補機換気炉 [流路] 原子炉補機フローアクトバルブ停止装置																			
	【モニタリングポストの代替復元】 データ処理装置 [伝送線]											C-4-1	煙感知器・熱感知器	消火器	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレー設備)	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレー設備)	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレー設備)	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及びシステム構成の相違による 火災防護対策の相違
	【気象観測設備の代替復元】 データ処理装置 [伝送線]											C-4-1	煙感知器・熱感知器	消火器	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	全域ガス消火設備	全域ガス消火設備	
	【気象観測設備の代替復元】 データ処理装置 [伝送線]											C-4-1	煙感知器・熱感知器	消火器	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	全域ガス消火設備	全域ガス消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及びシステム構成の相違による 火災防護対策の相違
	【気象観測設備の代替復元】 データ処理装置 [伝送線]											C-4-1	煙感知器・熱感知器	消火器	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	全域ガス消火設備	全域ガス消火設備	
	【気象観測設備の代替復元】 データ処理装置 [伝送線]											C-4-1	煙感知器・熱感知器	消火器	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	全域ガス消火設備	全域ガス消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及びシステム構成の相違による 火災防護対策の相違
	【気象観測設備の代替復元】 データ処理装置 [伝送線]											C-4-1	煙感知器・熱感知器	消火器	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	全域ガス消火設備	全域ガス消火設備	
	【気象観測設備の代替復元】 データ処理装置 [伝送線]											C-4-1	煙感知器・熱感知器	消火器	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	全域ガス消火設備	全域ガス消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及びシステム構成の相違による 火災防護対策の相違
【気象観測設備の代替復元】 データ処理装置 [伝送線]	C-4-1	煙感知器・熱感知器	消火器	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	全域ガス消火設備	全域ガス消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及びシステム構成の相違による 火災防護対策の相違											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由	
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及びシステム構成の相違による 火災防護対策の相違	
	60 【モータリングガストの代替交流電源からの給電】 常設代替交流電源設備		57条に記載								
	61 【居住性の確保 (緊急時対策所)】 緊急時対策所 緊急時対策所運搬 緊急時対策所非常用送風機 緊急時対策所非常用フィルタ装置 緊急時対策所非常用給排水配管・弁〔水路〕 緊急時対策所加圧設備 (配管・弁)〔水路〕 送注針	K3-1-3	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	47	代替格納容器スプレイ (代替格納容器スプレイポンプ) (格納容器水張り) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融デブリが原子炉容器に存在する場合) 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取扱用水ビット〔水取〕 補助給水ビット〔水取〕 非常用炉心冷却設備 配管・弁〔水路〕 補助給水設備 配管・弁〔水路〕 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁〔水路〕 原子炉格納容器〔注水先〕	R/B 3-08-1 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/V 3-01 R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 3-03-1 R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備) 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備		
	61 【電線の確保 (緊急時対策所)】 ガスタービン発電機 ガスタービン発電機軽油タンク 軽油タンク ガスタービン発電機燃料移送ポンプ ガスタービン発電機燃料移送配管・弁〔燃料管路〕 非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料管路〕 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料管路〕 ガスタービン発電機燃料移送系 緊急用高圧母線2F系 緊急時対策所軽油タンク 緊急時対策所燃料移送系 配管・弁〔燃料管路〕 緊急時対策所用高圧母線J系 ガスタービン発電機～緊急時対策所用高圧母線J系電線〔電路〕 電線車線線口 (緊急時対策用)～緊急時対策所用高圧母線J系電線〔電路〕	K3-1-2 K3-1-2 K3-1-3	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備							
	61 【必要な警報の把握】 安全パラメータ表示システム (SPDS)		62条に記載								
	61 【通信連絡 (緊急時対策所)】 無線連絡設備 (固定型) 衛星電話設備 (固定型) 組合原子力防災ネットワークを用いた通信 事故設備 無線通信装置〔伝送路〕 無線連絡設備 (屋外アンテナ)〔伝送路〕 衛星電話設備 (屋外アンテナ)〔伝送路〕 衛星通信装置〔伝送路〕 有線 (建屋内)〔伝送路〕		62条に記載								

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機能】 主要設備</th> <th>火災区域又は火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>02</td> <td>【発電所内の通信連絡】 無線連絡設備 (固定型) 敷設電話設備 (固定型) 安全パラメータ表示システム (DPO) 無線連絡設備 (屋外アンテナ) (伝送路) 衛星電話設備 (屋外アンテナ) (伝送路) 無線通信装置 (伝送路) 有線 (屋内) (誘行型通信装置、無線連絡設備 (固定型)、衛星電話設備 (固定型)に係るもの) (伝送路) 有線 (屋内) (安全パラメータ表示システム (DPO)に係るもの) (伝送路)</td> <td>R3-1-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>C-4-2</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>02</td> <td>【発電所外の通信連絡】 衛星電話設備 (固定型) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 データ伝送設備 衛星電話設備 (屋外アンテナ) (伝送路) 無線通信装置 (伝送路) 有線 (屋内) (衛星電話設備 (固定型)に係るもの) (伝送路) 有線 (屋内) (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ伝送設備に係るもの) (伝送路)</td> <td>R3-1-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>C-4-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>C-4-2</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>その他の設備</td> <td>【重大事故等時に対処するための措置、注水先、注入手、排出元等】 原子炉圧力容器 原子炉格納容器 使用済燃料プール 原子炉建屋原子炉棟</td> <td></td> <td>不燃材のため通知対策不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の設備</td> <td>【非常用消火設備】 貯留庫 取水口 取水路 潜水ポンプ室</td> <td></td> <td>不燃材のため通知対策不要</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	02	【発電所内の通信連絡】 無線連絡設備 (固定型) 敷設電話設備 (固定型) 安全パラメータ表示システム (DPO) 無線連絡設備 (屋外アンテナ) (伝送路) 衛星電話設備 (屋外アンテナ) (伝送路) 無線通信装置 (伝送路) 有線 (屋内) (誘行型通信装置、無線連絡設備 (固定型)、衛星電話設備 (固定型)に係るもの) (伝送路) 有線 (屋内) (安全パラメータ表示システム (DPO)に係るもの) (伝送路)	R3-1-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			C-4-2	煙感知器・熱感知器	消火器	02	【発電所外の通信連絡】 衛星電話設備 (固定型) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 データ伝送設備 衛星電話設備 (屋外アンテナ) (伝送路) 無線通信装置 (伝送路) 有線 (屋内) (衛星電話設備 (固定型)に係るもの) (伝送路) 有線 (屋内) (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ伝送設備に係るもの) (伝送路)	R3-1-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			C-4-1	煙感知器・熱感知器	消火器			C-4-2	煙感知器・熱感知器	消火器	その他の設備	【重大事故等時に対処するための措置、注水先、注入手、排出元等】 原子炉圧力容器 原子炉格納容器 使用済燃料プール 原子炉建屋原子炉棟		不燃材のため通知対策不要		その他の設備	【非常用消火設備】 貯留庫 取水口 取水路 潜水ポンプ室		不燃材のため通知対策不要		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機能】 主要設備</th> <th>火災区域又は火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>47</td> <td>【蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生していない場合、フロントライン系機能喪失時)】 電動補助給水ポンプ タービン駆動補助給水ポンプ 補助給水ピット【水源】 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器【注水先】 主蒸気管【流路】 補助給水設備 配管・弁【流路】 主蒸気設備 配管・弁【流路】</td> <td>R/B 3-04</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 3-05</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (代替電源) (1次冷却材喪失事象が発生していない場合、サポート系機能喪失時)】 電動補助給水ポンプ タービン駆動補助給水ポンプ 補助給水ピット【水源】 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器【注水先】 主蒸気管【流路】 補助給水設備 配管・弁【流路】 主蒸気設備 配管・弁【流路】</td> <td>R/B 3-03-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 5-03</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	47	【蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生していない場合、フロントライン系機能喪失時)】 電動補助給水ポンプ タービン駆動補助給水ポンプ 補助給水ピット【水源】 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器【注水先】 主蒸気管【流路】 補助給水設備 配管・弁【流路】 主蒸気設備 配管・弁【流路】	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		【蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (代替電源) (1次冷却材喪失事象が発生していない場合、サポート系機能喪失時)】 電動補助給水ポンプ タービン駆動補助給水ポンプ 補助給水ピット【水源】 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器【注水先】 主蒸気管【流路】 補助給水設備 配管・弁【流路】 主蒸気設備 配管・弁【流路】	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																
02	【発電所内の通信連絡】 無線連絡設備 (固定型) 敷設電話設備 (固定型) 安全パラメータ表示システム (DPO) 無線連絡設備 (屋外アンテナ) (伝送路) 衛星電話設備 (屋外アンテナ) (伝送路) 無線通信装置 (伝送路) 有線 (屋内) (誘行型通信装置、無線連絡設備 (固定型)、衛星電話設備 (固定型)に係るもの) (伝送路) 有線 (屋内) (安全パラメータ表示システム (DPO)に係るもの) (伝送路)	R3-1-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																
		C-4-2	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																
02	【発電所外の通信連絡】 衛星電話設備 (固定型) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 データ伝送設備 衛星電話設備 (屋外アンテナ) (伝送路) 無線通信装置 (伝送路) 有線 (屋内) (衛星電話設備 (固定型)に係るもの) (伝送路) 有線 (屋内) (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ伝送設備に係るもの) (伝送路)	R3-1-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																
		C-4-1	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																
		C-4-2	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																
その他の設備	【重大事故等時に対処するための措置、注水先、注入手、排出元等】 原子炉圧力容器 原子炉格納容器 使用済燃料プール 原子炉建屋原子炉棟		不燃材のため通知対策不要																																																																	
その他の設備	【非常用消火設備】 貯留庫 取水口 取水路 潜水ポンプ室		不燃材のため通知対策不要																																																																	
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																
47	【蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生していない場合、フロントライン系機能喪失時)】 電動補助給水ポンプ タービン駆動補助給水ポンプ 補助給水ピット【水源】 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器【注水先】 主蒸気管【流路】 補助給水設備 配管・弁【流路】 主蒸気設備 配管・弁【流路】	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																
		R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																
	【蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (代替電源) (1次冷却材喪失事象が発生していない場合、サポート系機能喪失時)】 電動補助給水ポンプ タービン駆動補助給水ポンプ 補助給水ピット【水源】 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器【注水先】 主蒸気管【流路】 補助給水設備 配管・弁【流路】 主蒸気設備 配管・弁【流路】	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																
		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																																

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対策施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機能】 主要設備</th> <th>火災区域又は火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備		<table border="1"> <thead> <tr> <th>【大飯】</th> </tr> </thead> </table>	【大飯】																													
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																			
【大飯】																																							
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>47</td> <td>【伊心性水（充てんポンプ）（運転停止中の場合、フロントライン系統断喪失時）】 充てんポンプ 燃料取替用水ピット【水銀】 再生熱交換器【流路】 非常用伊心性冷却設備 配管・弁【流路】 化学体積制御設備 配管・弁【流路】 原子炉蒸気冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁【流路】及び原子炉補機冷却水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】) 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器【圧木先】</td> <td>A/B 3-03</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全滅ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 3-04</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全滅ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 3-05</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全滅ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>E/B 4-02-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全滅ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	47	【伊心性水（充てんポンプ）（運転停止中の場合、フロントライン系統断喪失時）】 充てんポンプ 燃料取替用水ピット【水銀】 再生熱交換器【流路】 非常用伊心性冷却設備 配管・弁【流路】 化学体積制御設備 配管・弁【流路】 原子炉蒸気冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁【流路】及び原子炉補機冷却水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】) 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器【圧木先】	A/B 3-03	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備			A/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備			A/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備			E/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</td> </tr> <tr> <td>【女川】</td> </tr> <tr> <td>■設計の相違 プラント配置、設備及び系統構成の相違による火災防護対策の相違</td> </tr> </tbody> </table>	■記載方針の相違 (女川実績の反映)	【女川】	■設計の相違 プラント配置、設備及び系統構成の相違による火災防護対策の相違												
47	【伊心性水（充てんポンプ）（運転停止中の場合、フロントライン系統断喪失時）】 充てんポンプ 燃料取替用水ピット【水銀】 再生熱交換器【流路】 非常用伊心性冷却設備 配管・弁【流路】 化学体積制御設備 配管・弁【流路】 原子炉蒸気冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁【流路】及び原子炉補機冷却水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】) 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器【圧木先】	A/B 3-03	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備																																			
		A/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備																																			
		A/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備																																			
		E/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備																																			
■記載方針の相違 (女川実績の反映)																																							
【女川】																																							
■設計の相違 プラント配置、設備及び系統構成の相違による火災防護対策の相違																																							
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>47</td> <td>【伊心性水（高圧注入ポンプ）（運転停止中の場合、フロントライン系統断喪失時）】 高圧注入ポンプ 燃料取替用水ピット【水銀】 ほう酸注入タンク【流路】 非常用伊心性冷却設備 配管・弁【流路】 高圧注入式 配管・弁【流路】 原子炉蒸気冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】) 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器【圧木先】</td> <td>A/B 1-03</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全滅ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 1-04</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全滅ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 3-01-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全滅ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>E/B 4-02-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全滅ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 4-01-7</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全滅ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>C/V 3-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレー設備)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 2-02</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全滅ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	47	【伊心性水（高圧注入ポンプ）（運転停止中の場合、フロントライン系統断喪失時）】 高圧注入ポンプ 燃料取替用水ピット【水銀】 ほう酸注入タンク【流路】 非常用伊心性冷却設備 配管・弁【流路】 高圧注入式 配管・弁【流路】 原子炉蒸気冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】) 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器【圧木先】	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備			A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備			A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備			E/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備			A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備			C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレー設備)			A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全滅ガス消火設備		
47	【伊心性水（高圧注入ポンプ）（運転停止中の場合、フロントライン系統断喪失時）】 高圧注入ポンプ 燃料取替用水ピット【水銀】 ほう酸注入タンク【流路】 非常用伊心性冷却設備 配管・弁【流路】 高圧注入式 配管・弁【流路】 原子炉蒸気冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】) 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器【圧木先】	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備																																			
		A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備																																			
		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備																																			
		E/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備																																			
		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全滅ガス消火設備																																			
		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレー設備)																																			
		A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全滅ガス消火設備																																			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
			【代替炉心注水 (B-格納容器 スプレイポンプ) (運転停止中の場合、フロント ライン系機能喪失時)】 B-格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット〔水側〕 B-格納容器スプレイ冷却器 〔流路〕 非常用炉心冷却設備 配管・弁 〔流路〕	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
		47	原子炉格納容器スプレイ設備及 び余熱除去設備 配管・弁〔流 路〕 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原 子炉補機冷却水サージタンク、原 子炉補機冷却水冷却器並びに原 子炉補機冷却水設備 配管・弁 〔流路〕及び原子炉補機冷却海 水設備 配管・弁・ストレーナ 〔流路〕) 1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器サージ管) 原子炉容器〔注水先〕	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレイ設備)	
				R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	
			【代替炉心注水 (代替格納容器 スプレイポンプ) (運転停止中の場合、フロント ライン系機能喪失時)】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット〔水側〕 補助給水ピット〔水側〕 非常用炉心冷却設備 配管・弁 〔流路〕 補助給水設備 配管・弁〔流 路〕 原子炉格納容器スプレイ設備及 び余熱除去設備 配管・弁〔流 路〕 1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器サージ管) 原子炉容器〔注水先〕	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
		47		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレイ設備)	
				R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 0-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
				R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
		47	【代替炉心注水 (可搬型大型送 水ポンプ車) (運転停止中の場合、フロント ライン系機能喪失時)】 補助給水設備又は燃料取扱用水 設備 配管・弁〔流路〕 原子炉格納容器スプレイ設備及 び余熱除去設備 配管・弁〔流 路〕 1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器サージ管) 原子炉容器〔注水先〕 非常用取水設備〔流路〕	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	
				C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)	
				A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
		47	【再循環運転 (高圧注入ポンプ) (運転停止中の場合、フロント ライン系機能喪失時)】 高圧注入ポンプ 格納容器再循環タンク [水側] 格納容器再循環タンクスクリーン [流路] 安全注入ポンプ再循環タンク開 入口C/V外側隔離弁 [流路] ほう酸注入タンク [流路] 高圧再循環系 配管・弁 [流 路] 原子炉補機冷却設備 [原子炉補機冷却水ポンプ、原 子炉補機冷却海水ポンプ、原 子炉補機冷却水サージタンク、原 子炉補機冷却水冷却器並びに原 子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海 水設備 配管・弁・ストレーナ [流路]] 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先]	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 2-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1346 165 1391 197">関連 全文</th> <th data-bbox="1391 165 1576 197">【系統機能】 主要設備</th> <th data-bbox="1576 165 1666 197">火災区域又は 火災区画番号</th> <th data-bbox="1666 165 1800 197">感知設備</th> <th data-bbox="1800 165 1951 197">消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1346 229 1391 708">47</td> <td data-bbox="1391 229 1576 708"> 【代替再循環運転 (B-格納容器スプレイポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)】 B-格納容器スプレイポンプ B-格納容器再循環サンパ [水源] B-格納容器再循環サンパスクリーン [流路] B-格納容器スプレイ冷却器 [流路] B-安全注入ポンプ再循環サンパ側入口C/V外側隔離弁 [流路] 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路] 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水タンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁、ストレーナ [流路]) 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先] </td> <td data-bbox="1576 229 1666 325">A/B 1-04</td> <td data-bbox="1666 229 1800 325">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1800 229 1951 325">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 325 1391 453"></td> <td data-bbox="1391 325 1576 453"> B-安全注入ポンプ再循環サンパ側入口C/V外側隔離弁 [流路] 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路] </td> <td data-bbox="1576 325 1666 453">A/B 2-02</td> <td data-bbox="1666 325 1800 453">煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td data-bbox="1800 325 1951 453">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 453 1391 580"></td> <td data-bbox="1391 453 1576 580"> 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水タンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁、ストレーナ [流路]) 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先] </td> <td data-bbox="1576 453 1666 580">C/V 3-01</td> <td data-bbox="1666 453 1800 580">煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td data-bbox="1800 453 1951 580">消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 580 1391 708"></td> <td data-bbox="1391 580 1576 708"> 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先] </td> <td data-bbox="1576 580 1666 708">R/B 4-02-1</td> <td data-bbox="1666 580 1800 708">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1800 580 1951 708">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 708 1391 788">47</td> <td data-bbox="1391 708 1576 788"> 【蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)】 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット [水源] 主蒸気過かし弁 蒸気発生器 [注水先] 主蒸気管 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流路] 主蒸気設備 配管・弁 [流路] </td> <td data-bbox="1576 708 1666 788">R/B 3-04</td> <td data-bbox="1666 708 1800 788">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1800 708 1951 788">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 788 1391 868"></td> <td data-bbox="1391 788 1576 868"> 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット [水源] 主蒸気過かし弁 </td> <td data-bbox="1576 788 1666 868">R/B 3-05</td> <td data-bbox="1666 788 1800 868">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1800 788 1951 868">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 868 1391 932"></td> <td data-bbox="1391 868 1576 932"> 蒸気発生器 [注水先] 主蒸気管 [流路] </td> <td data-bbox="1576 868 1666 932">R/B 3-03-1</td> <td data-bbox="1666 868 1800 932">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1800 868 1951 932">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 932 1391 1018"></td> <td data-bbox="1391 932 1576 1018"> 補助給水設備 配管・弁 [流路] 主蒸気設備 配管・弁 [流路] </td> <td data-bbox="1576 932 1666 1018">R/B 5-03</td> <td data-bbox="1666 932 1800 1018">煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td data-bbox="1800 932 1951 1018">全城ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連 全文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	47	【代替再循環運転 (B-格納容器スプレイポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)】 B-格納容器スプレイポンプ B-格納容器再循環サンパ [水源] B-格納容器再循環サンパスクリーン [流路] B-格納容器スプレイ冷却器 [流路] B-安全注入ポンプ再循環サンパ側入口C/V外側隔離弁 [流路] 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路] 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水タンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁、ストレーナ [流路]) 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先]	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		B-安全注入ポンプ再循環サンパ側入口C/V外側隔離弁 [流路] 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水タンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁、ストレーナ [流路]) 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先]	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先]	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	47	【蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)】 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット [水源] 主蒸気過かし弁 蒸気発生器 [注水先] 主蒸気管 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流路] 主蒸気設備 配管・弁 [流路]	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット [水源] 主蒸気過かし弁	R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		蒸気発生器 [注水先] 主蒸気管 [流路]	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		補助給水設備 配管・弁 [流路] 主蒸気設備 配管・弁 [流路]	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 <p>プラント配置、設備及び系統構成の相違による火災防護対策の相違</p>
関連 全文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																												
47	【代替再循環運転 (B-格納容器スプレイポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)】 B-格納容器スプレイポンプ B-格納容器再循環サンパ [水源] B-格納容器再循環サンパスクリーン [流路] B-格納容器スプレイ冷却器 [流路] B-安全注入ポンプ再循環サンパ側入口C/V外側隔離弁 [流路] 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路] 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水タンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁、ストレーナ [流路]) 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先]	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																												
	B-安全注入ポンプ再循環サンパ側入口C/V外側隔離弁 [流路] 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																												
	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水タンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁、ストレーナ [流路]) 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先]	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																												
	1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先]	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																												
47	【蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)】 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット [水源] 主蒸気過かし弁 蒸気発生器 [注水先] 主蒸気管 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流路] 主蒸気設備 配管・弁 [流路]	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																												
	電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット [水源] 主蒸気過かし弁	R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																												
	蒸気発生器 [注水先] 主蒸気管 [流路]	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																												
	補助給水設備 配管・弁 [流路] 主蒸気設備 配管・弁 [流路]	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1346 161 1391 204">関連 条文</th> <th data-bbox="1391 161 1576 204">【系統機能】 主要設備</th> <th data-bbox="1576 161 1675 204">火災区域又は 火災区画番号</th> <th data-bbox="1675 161 1809 204">感知設備</th> <th data-bbox="1809 161 1951 204">消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 3-08-1</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 3-04</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 3-05</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 3-03-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>47</td> <td>【代替炉心注水 (代替格納容器 スプレイポンプ) (代替電源) (運転停止中の場合、サポート 系機能喪失時)】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット [水源] 補助給水ピット [水源] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流 路]</td> <td>R/B 5-03</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉格納容器スプレイ設備及 び余熱除去設備 配管・弁 [流 路] 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先]</td> <td>A/B 3-01-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 4-02-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 4-01-7</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>C/V 3-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 2-02</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備			R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備			R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	47	【代替炉心注水 (代替格納容器 スプレイポンプ) (代替電源) (運転停止中の場合、サポート 系機能喪失時)】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット [水源] 補助給水ピット [水源] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流 路]	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備		原子炉格納容器スプレイ設備及 び余熱除去設備 配管・弁 [流 路] 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先]	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)			A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																																						
		R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																						
		R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																						
		R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																						
		R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																						
47	【代替炉心注水 (代替格納容器 スプレイポンプ) (代替電源) (運転停止中の場合、サポート 系機能喪失時)】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット [水源] 補助給水ピット [水源] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流 路]	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																						
	原子炉格納容器スプレイ設備及 び余熱除去設備 配管・弁 [流 路] 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先]	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																						
		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																						
		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																						
		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)																																																						
		A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1346 164 1391 196">関連条文</th> <th data-bbox="1391 164 1574 196">【系統機能】 主要設備</th> <th data-bbox="1574 164 1668 196">火災区域又は 火災区画番号</th> <th data-bbox="1668 164 1809 196">感知設備</th> <th data-bbox="1809 164 1951 196">消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">47</td> <td rowspan="7">【代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ車) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)】 補助給水設備又は燃料取替用水設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路] 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先] 非常用取水設備 [流路] (貯留罐、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室)</td> <td>R/B 3-04</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 3-05</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 3-03-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 5-03</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>C/V 3-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)</td> </tr> <tr> <td>A/B 3-01-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>A/B 2-02</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	47	【代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ車) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)】 補助給水設備又は燃料取替用水設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路] 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先] 非常用取水設備 [流路] (貯留罐、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室)	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																														
47	【代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ車) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)】 補助給水設備又は燃料取替用水設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路] 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先] 非常用取水設備 [流路] (貯留罐、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室)	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																														
		R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																														
		R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																														
		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																														
		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)																														
		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																														
		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																														
A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1352 165 1384 204">関連条文</th> <th data-bbox="1384 165 1576 204">【系統機能】 主要設備</th> <th data-bbox="1576 165 1671 204">火災区域又は 火災区画番号</th> <th data-bbox="1671 165 1812 204">感知設備</th> <th data-bbox="1812 165 1944 204">消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">47</td> <td rowspan="7">【代替炉心注水（充てんポンプ（自己冷却））（運転停止中の場合、サポート系機能喪失時）】 B-充てんポンプ 燃料取替用水ピット〔水面〕 再生熱交換器〔流路〕 非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕 化学体積制御設備 配管・弁〔流路〕 原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕 1次冷却設備〔流路〕 （蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管） 原子炉容器〔注水先〕</td> <td>A/B 3-04</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>A/B 3-01-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>A/B 4-01-7</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 2-01</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 2-02</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>C/V 3-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">47</td> <td rowspan="5">【代替再循環運転（A-高圧注入ポンプ（海水冷却））（運転停止中の場合、サポート系機能喪失時）】 A-高圧注入ポンプ A-格納容器再蒸発サンプ〔水面〕 A-格納容器再蒸発サンプスクリーン〔流路〕 A-安全注入ポンプ再蒸発サンプ側入口C/V外側隔離弁〔流路〕 H-酸注入タンク〔流路〕 高圧再循環系 配管・弁〔流路〕 原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕 1次冷却設備〔流路〕 （蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管） 原子炉容器〔注水先〕 非常用取水設備〔流路〕</td> <td>A/B 1-03</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>A/B 2-02</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 2-01</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 2-02</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 2-03</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	47	【代替炉心注水（充てんポンプ（自己冷却））（運転停止中の場合、サポート系機能喪失時）】 B-充てんポンプ 燃料取替用水ピット〔水面〕 再生熱交換器〔流路〕 非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕 化学体積制御設備 配管・弁〔流路〕 原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕 1次冷却設備〔流路〕 （蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管） 原子炉容器〔注水先〕	A/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)	47	【代替再循環運転（A-高圧注入ポンプ（海水冷却））（運転停止中の場合、サポート系機能喪失時）】 A-高圧注入ポンプ A-格納容器再蒸発サンプ〔水面〕 A-格納容器再蒸発サンプスクリーン〔流路〕 A-安全注入ポンプ再蒸発サンプ側入口C/V外側隔離弁〔流路〕 H-酸注入タンク〔流路〕 高圧再循環系 配管・弁〔流路〕 原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕 1次冷却設備〔流路〕 （蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管） 原子炉容器〔注水先〕 非常用取水設備〔流路〕	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 2-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																												
47	【代替炉心注水（充てんポンプ（自己冷却））（運転停止中の場合、サポート系機能喪失時）】 B-充てんポンプ 燃料取替用水ピット〔水面〕 再生熱交換器〔流路〕 非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕 化学体積制御設備 配管・弁〔流路〕 原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕 1次冷却設備〔流路〕 （蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管） 原子炉容器〔注水先〕	A/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																												
		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																												
		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																												
		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																												
		R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																												
		R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																												
		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)																																												
47	【代替再循環運転（A-高圧注入ポンプ（海水冷却））（運転停止中の場合、サポート系機能喪失時）】 A-高圧注入ポンプ A-格納容器再蒸発サンプ〔水面〕 A-格納容器再蒸発サンプスクリーン〔流路〕 A-安全注入ポンプ再蒸発サンプ側入口C/V外側隔離弁〔流路〕 H-酸注入タンク〔流路〕 高圧再循環系 配管・弁〔流路〕 原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕 1次冷却設備〔流路〕 （蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管） 原子炉容器〔注水先〕 非常用取水設備〔流路〕	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																												
		A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																												
		R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																												
		R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																												
		R/B 2-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
		47	【蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (代替電 源) (運転停止中の場合、サポート 系機能喪失時)】 電動補助給水ポンプ タービン駆動補助給水ポンプ 補助給水ピット【水源】 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器【注水先】 主蒸気管【流路】 補助給水設備 配管・弁【流 路】 主蒸気設備 配管・弁【流路】	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	
			【伊心注水(高圧注入ポンプ) (常設伊心の原子炉格納容器下 部への落下遅延及び防止、交流 動力電源及び原子炉補機冷却機 能が健全である場合)】 高圧注入ポンプ 燃料取扱用水ピット【水源】 ほう酸注入タンク【流路】 非常用伊心冷却設備 配管・弁 【流路】 高圧注入系 配管・弁【流路】 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原 子炉補機冷却海水ポンプ、原 子炉補機冷却水サージタンク、原 子炉補機冷却水冷却器並びに原 子炉補機冷却水設備 配管・弁 【流路】及び原子炉補機冷却海 水設備 配管・弁、ストレーナ 【流路】) 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器サージ管) 原子炉容器【注水先】	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
		47		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	
				C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレー設備)	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機能】 主要設備</th> <th>火災区域又は 火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	【大飯】																								
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																												
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="7">47</td> <td>【炉心注水 (余熱除去ポンプ)】 (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)】 余熱除去ポンプ 燃料取替用水ピット [水源] 余熱除去冷却器 [流路] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 余熱除去設備 配管・弁 [流路]</td> <td>A/B 1-03</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A/B 1-04</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A/B 3-01-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>R/B 4-02-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A/B 4-01-7</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C/V 3-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A/B 2-02</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	47	【炉心注水 (余熱除去ポンプ)】 (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)】 余熱除去ポンプ 燃料取替用水ピット [水源] 余熱除去冷却器 [流路] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 余熱除去設備 配管・弁 [流路]	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)		A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	<p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
47	【炉心注水 (余熱除去ポンプ)】 (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)】 余熱除去ポンプ 燃料取替用水ピット [水源] 余熱除去冷却器 [流路] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 余熱除去設備 配管・弁 [流路]	A/B 1-03		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																											
		A/B 1-04		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																											
		A/B 3-01-1		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																											
		R/B 4-02-1		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																											
		A/B 4-01-7		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																											
		C/V 3-01		煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)																											
		A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																												
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="7">47</td> <td>【炉心注水 (充てんポンプ)】 (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)】 充てんポンプ 燃料取替用水ピット [水源] 再生熱交換器 [流路] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 化学体積制御設備 配管・弁 [流路]</td> <td>A/B 3-03</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A/B 3-04</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A/B 3-00</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A/B 3-01-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>R/B 4-02-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A/B 4-01-7</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C/V 3-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)</td> </tr> </tbody> </table>	47	【炉心注水 (充てんポンプ)】 (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)】 充てんポンプ 燃料取替用水ピット [水源] 再生熱交換器 [流路] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 化学体積制御設備 配管・弁 [流路]	A/B 3-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		A/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		A/B 3-00	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)	
47	【炉心注水 (充てんポンプ)】 (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)】 充てんポンプ 燃料取替用水ピット [水源] 再生熱交換器 [流路] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 化学体積制御設備 配管・弁 [流路]	A/B 3-03		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																											
		A/B 3-04		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																											
		A/B 3-00		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																											
		A/B 3-01-1		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																											
		R/B 4-02-1		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																											
		A/B 4-01-7		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																											
		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)																												

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連 条本文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
		47	【代替炉心注水 (B-格納容器 スプレイポンプ) (炉心内の原子炉格納容器下 部への落下遅延及び防止、交流 動力電源及び原子炉補機冷却機 能が健全である場合)】 B-格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット【水源】 B-格納容器スプレイ冷却器 【流路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁 【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及 び余熱除去設備 配管・弁【流 路】 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原 子炉補機冷却海水ポンプ、原 子炉補機冷却水サージタンク、原 子炉補機冷却水冷却器並びに原 子炉補機冷却水設備 配管・弁 【流路】及び原子炉補機冷却海 水設備 配管・弁・ストレーナ 【流路】) 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器サージ管) 原子炉容器【注水先】	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)	
				R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連条文 47	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
				R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	
				V/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
			【代替炉心注水 (代替格納容器 スプレイポンプ) (溶融炉心の原子炉格納容器下 部への落下遅延及び防止、交流 動力電源及び原子炉補機冷却機 能が健全である場合)】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用ホット [水銀] 補助給水ピット [水銀]	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				V/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
			非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流 路]	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)	
			原子炉格納容器スプレイ設備及 び余熱除去設備 配管・弁 [流 路] 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先]	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	【大飯】
				A/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	■記載方針の相違 (女川実績の反映)
				A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	【女川】
		47	【代替炉心注水(充てんポンプ 自己冷却) (溶融炉心の原子炉格納容器下 部への落下蔓延及び防止、全交 流動力電源喪失又は原子炉補機 冷却機能喪失時)】 B-充てんポンプ 燃料取替用水ヒート[水脈] 再生熱交換器[管路] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [管路] 化学体積制御設備 配管・弁 [管路] 原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁[管路] 1次冷却設備[管路] (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器サージ管) 原子炉容器[注水先]	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
				A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	
				R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	
				R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	
				C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレー設備)	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉			相違理由		
		関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
				R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	
				A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	
				R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	
			【代替炉心注水 (代替格納容器 スプレイポンプ) (代替電源) (溶融炉心の原子炉格納容器下 部への落下遅延及び防止、全交 流動力電源喪失又は原子炉補機 冷却機能喪失時)】	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	
			代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット [水源] 補助給水ピット [水源] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)	
		47	補助給水設備 配管・弁 [流 路] 原子炉格納容器スプレイ設備及 び余熱除去設備 配管・弁 [流 路]	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	
			1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先]	R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	
				R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	
				R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	
				A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
		47	【余熱除去設備】 余熱除去ポンプ 余熱除去冷却器 余熱除去設備 配管・弁〔流 路〕 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原 子炉補機冷却海水ポンプ、原 子炉補機冷却水サージタンク、原 子炉補機冷却水冷却器並びに原 子炉補機冷却水設備 配管・弁 〔流路〕及び原子炉補機冷却海 水設備 配管・弁、ストレーナ 〔流路〕) 1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器サージ管) 原子炉容器〔注水先〕	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレイ設備)	
				R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	
		47	【低圧注水系 低圧時再循環】 余熱除去ポンプ 余熱除去冷却器 燃料取替用水ピット〔水源〕 格納容器再循環サンパ〔水源〕 格納容器再循環サンパスクリー ン〔流路〕 非常用炉心冷却設備 配管・弁 〔流路〕 余熱除去設備 配管・弁〔流 路〕 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原 子炉補機冷却海水ポンプ、原 子炉補機冷却水サージタンク、原 子炉補機冷却水冷却器並びに原 子炉補機冷却水設備 配管・弁 〔流路〕及び原子炉補機冷却海 水設備 配管・弁、ストレーナ 〔流路〕) 1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器サージ管) 原子炉容器〔注水先〕	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレイ設備)	
				A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連 本文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
		48	<p>【蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (フロントライン系機能喪失 時)】 電動補助給水ポンプ タービン駆動補助給水ポンプ 補助給水ピット [水源] 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器 [注水先] 主蒸気管 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流 路] 主蒸気設備 配管・弁 [流路]</p>	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
		48	<p>【格納容器内自然対流冷却 (C /V再循環ユニット：海水) (フロントライン系機能喪失 時)】 C、D-格納容器再循環ユニ ット 原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁 [流路] 可搬型温度計測装置 原子炉格納容器 非常用取水設備 [流路] (貯留庫、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)</p>	R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
		48	【代替補機冷却 (A-SIP (海水冷却)) (フロントライン系機能喪失 時)】 A-高圧注入ポンプ 原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁〔流路〕 非常用取水設備〔流路〕 (貯留罐、取水口、取水路、取 水ビットスクリーン室、取水 ビットポンプ室)	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
		48	【蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (代替電 源) (サポート系機能喪失時)】 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ビット〔水源〕 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器〔注水先〕 主蒸気管〔流路〕 補助給水設備 配管・弁〔流 路〕 主蒸気設備 配管・弁〔流路〕	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 153 1391 193">関連条文</th> <th data-bbox="1391 153 1576 193">【系統機能】 主要設備</th> <th data-bbox="1576 153 1671 193">火災区域又は 火災区画番号</th> <th data-bbox="1671 153 1809 193">感知設備</th> <th data-bbox="1809 153 1951 193">消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 193 1391 571">48</td> <td data-bbox="1391 193 1576 571"> 【格納容器内自然対流冷却 (海水) (サボート系機能喪失時)】 C、D-格納容器再循環ユニット 原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 可搬型温度計測装置 (注2) 原子炉格納容器 非常用取水設備 [流路] </td> <td data-bbox="1576 193 1671 316">C/V 3-01</td> <td data-bbox="1671 193 1809 316">煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td data-bbox="1809 193 1951 316">消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 316 1391 438"></td> <td data-bbox="1391 316 1576 438"></td> <td data-bbox="1576 316 1671 438">R/B 2-01</td> <td data-bbox="1671 316 1809 438">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1809 316 1951 438">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 438 1391 571"></td> <td data-bbox="1391 438 1576 571"></td> <td data-bbox="1576 438 1671 571">R/B 2-02</td> <td data-bbox="1671 438 1809 571">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1809 438 1951 571">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 571 1391 758">48</td> <td data-bbox="1391 571 1576 758"> 【代替補機冷却 (高圧注入ポンプ (海水冷却) (代替電源)) (サボート系機能喪失時)】 A-高圧注入ポンプ 原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 非常用取水設備 [流路] (貯留室、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室) </td> <td data-bbox="1576 571 1671 667">A/B 1-03</td> <td data-bbox="1671 571 1809 667">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1809 571 1951 667">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 758 1391 858"></td> <td data-bbox="1391 758 1576 858"></td> <td data-bbox="1576 758 1671 858">R/B 2-01</td> <td data-bbox="1671 758 1809 858">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1809 758 1951 858">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 858 1391 997"></td> <td data-bbox="1391 858 1576 997"></td> <td data-bbox="1576 858 1671 997">R/B 2-02</td> <td data-bbox="1671 858 1809 997">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1809 858 1951 997">全城ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	48	【格納容器内自然対流冷却 (海水) (サボート系機能喪失時)】 C、D-格納容器再循環ユニット 原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 可搬型温度計測装置 (注2) 原子炉格納容器 非常用取水設備 [流路]	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)			R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	48	【代替補機冷却 (高圧注入ポンプ (海水冷却) (代替電源)) (サボート系機能喪失時)】 A-高圧注入ポンプ 原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 非常用取水設備 [流路] (貯留室、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室)	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 <p>プラント配置、設備及び系統構成の相違による火災防護対策の相違</p>
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																		
48	【格納容器内自然対流冷却 (海水) (サボート系機能喪失時)】 C、D-格納容器再循環ユニット 原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 可搬型温度計測装置 (注2) 原子炉格納容器 非常用取水設備 [流路]	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)																																		
		R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																		
		R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																		
48	【代替補機冷却 (高圧注入ポンプ (海水冷却) (代替電源)) (サボート系機能喪失時)】 A-高圧注入ポンプ 原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 非常用取水設備 [流路] (貯留室、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室)	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																		
		R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																		
		R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1346 148 1391 180">関連条文</th> <th data-bbox="1391 148 1576 180">【系統機能】 主要設備</th> <th data-bbox="1576 148 1671 180">火災区域又は 火災区画番号</th> <th data-bbox="1671 148 1812 180">感知設備</th> <th data-bbox="1812 148 1951 180">消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">48</td> <td rowspan="6">【原子炉補機冷却設備】 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁・サージタンク [復路] 原子炉補機冷却海水設備 配 管・弁・ストレーナ [復路] 原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>R/B 2-01</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 2-02</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 8-02</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>CWP/B 1-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>CWP/B 1-02-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>CWP/B 1-02-2</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	48	【原子炉補機冷却設備】 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁・サージタンク [復路] 原子炉補機冷却海水設備 配 管・弁・ストレーナ [復路] 原子炉補機冷却水冷却器	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 8-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	CWP/B 1-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	CWP/B 1-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	CWP/B 1-02-2	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置, 設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																								
48	【原子炉補機冷却設備】 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁・サージタンク [復路] 原子炉補機冷却海水設備 配 管・弁・ストレーナ [復路] 原子炉補機冷却水冷却器	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																								
		R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																								
		R/B 8-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																								
		CWP/B 1-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																								
		CWP/B 1-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																								
		CWP/B 1-02-2	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																								

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
		49	<p>【格納容器内自然対流冷却 (原子炉補機冷却水) (炉心の著しい損傷防止、フロントライン系統能喪失時)】 C、D-格納容器再循環ユニット C、D-原子炉補機冷却水ポンプ C、D-原子炉補機冷却水冷却器 原子炉補機冷却水サージタンク C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ [流路] C、D-原子炉補機冷却海水冷却器海水入口ストレーナ [流路] 原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 原子炉補機冷却海水設備 配管・弁 [流路] 可搬型温度計測装置 (注2) 原子炉格納容器 非常用取水設備 [流路] (貯留罐、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室、取水ピットポンプ室) 原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンプホース・弁 [流路]</p>	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)	
				R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	
				R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	
				CWP/B 1-02-2	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	
				R/B 8-01	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1346 165 1391 197">関連条文</th> <th data-bbox="1391 165 1576 197">【系統機能】 主要設備</th> <th data-bbox="1576 165 1671 197">火災区域又は 火災区画番号</th> <th data-bbox="1671 165 1816 197">感知設備</th> <th data-bbox="1816 165 1951 197">消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 3-08-1</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 3-01-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 4-02-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 4-01-7</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 補助給水設備 配管・弁 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 原子炉格納容器 [注水先]</td> <td>C/V 3-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 3-04</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 3-05</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 3-03-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 5-03</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備			R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備			A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	49	非常用炉心冷却設備 配管・弁 補助給水設備 配管・弁 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 原子炉格納容器 [注水先]	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)			R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置, 設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																																	
		R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																	
		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																	
		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																	
		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																	
49	非常用炉心冷却設備 配管・弁 補助給水設備 配管・弁 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 原子炉格納容器 [注水先]	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)																																																	
		R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																	
		R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																	
		R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																	
		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1346 161 1391 193">関連条文</th> <th data-bbox="1391 161 1576 193">【系統機能】 主要設備</th> <th data-bbox="1576 161 1671 193">火災区域又は 火災区画番号</th> <th data-bbox="1671 161 1812 193">感知設備</th> <th data-bbox="1812 161 1951 193">消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 3-08-1</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 3-01-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 4-02-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 4-01-7</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>4D</td> <td>【代替格納容器スプレィ (代替格納容器スプレィポンプ) (代替電源) (炉心の著しい損傷防止、サボート系機能喪失時)】 代替格納容器スプレィポンプ 燃料取替用水ピット [水源] 補助給水ピット [水源] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器スプレィ設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器 [注水先]</td> <td>C/V 3-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレィ設備)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 3-04</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 3-05</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 3-03-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 5-03</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備			R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備			A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	4D	【代替格納容器スプレィ (代替格納容器スプレィポンプ) (代替電源) (炉心の著しい損傷防止、サボート系機能喪失時)】 代替格納容器スプレィポンプ 燃料取替用水ピット [水源] 補助給水ピット [水源] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器スプレィ設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器 [注水先]	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレィ設備)			R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 <p>プラント配置、設備及び系統構成の相違による火災防護対策の相違</p>
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																																	
		R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																	
		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																	
		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																	
		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																	
4D	【代替格納容器スプレィ (代替格納容器スプレィポンプ) (代替電源) (炉心の著しい損傷防止、サボート系機能喪失時)】 代替格納容器スプレィポンプ 燃料取替用水ピット [水源] 補助給水ピット [水源] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器スプレィ設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器 [注水先]	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレィ設備)																																																	
		R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																	
		R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																	
		R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																	
		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 161 1391 193">関連条文</th> <th data-bbox="1391 161 1576 193">【系統機能】 主要設備</th> <th data-bbox="1576 161 1668 193">火災区域又は 火災区画番号</th> <th data-bbox="1668 161 1807 193">感知設備</th> <th data-bbox="1807 161 1942 193">消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 193 1391 608">49</td> <td data-bbox="1391 193 1576 608"> 【格納容器内自然対流冷却 (海水) (炉心の著しい損傷防止、サ ポート系機能喪失時)】 C、D-格納容器再循環ユニッ ト 原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁 [流路] 可搬型温度計測装置 (注2) 原子炉格納容器 非常用取水設備 [流路] (貯留罐、取水口、取水路、取 水ビットスクリーン室、取水 ビットポンプ室) </td> <td data-bbox="1576 193 1668 264">C/V 3-01</td> <td data-bbox="1668 193 1807 264">煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炭感知器</td> <td data-bbox="1807 193 1942 264">消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 264 1391 344"></td> <td data-bbox="1391 264 1576 344"></td> <td data-bbox="1576 264 1668 344">R/B 2-01</td> <td data-bbox="1668 264 1807 344">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1807 264 1942 344">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 344 1391 608"></td> <td data-bbox="1391 344 1576 608"></td> <td data-bbox="1576 344 1668 608">R/B 2-02</td> <td data-bbox="1668 344 1807 608">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1807 344 1942 608">全城ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	49	【格納容器内自然対流冷却 (海水) (炉心の著しい損傷防止、サ ポート系機能喪失時)】 C、D-格納容器再循環ユニッ ト 原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁 [流路] 可搬型温度計測装置 (注2) 原子炉格納容器 非常用取水設備 [流路] (貯留罐、取水口、取水路、取 水ビットスクリーン室、取水 ビットポンプ室)	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炭感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)			R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																			
49	【格納容器内自然対流冷却 (海水) (炉心の著しい損傷防止、サ ポート系機能喪失時)】 C、D-格納容器再循環ユニッ ト 原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁 [流路] 可搬型温度計測装置 (注2) 原子炉格納容器 非常用取水設備 [流路] (貯留罐、取水口、取水路、取 水ビットスクリーン室、取水 ビットポンプ室)	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炭感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																			
		R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																			
		R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																			

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由		
		関連条項	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違	
				C/Y 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Yスプレー設備)		
		49	【格納容器内自然対流冷却 (原子炉格納容器冷却水) (格納容器破損防止、フロントライン系統喪失時)】 C、D-格納容器再循環ユニット C、D-原子炉補機冷却水ポンプ C、D-原子炉補機冷却水冷却器 原子炉補機冷却水サージタンク C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ [流路] C、D-原子炉補機冷却海水冷却器海水入口ストレーナ [流路] 原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 原子炉補機冷却海水設備 配管・弁 [流路] 可搬型温度計測装置 (注2) 原子炉格納容器 非常用取水設備 [流路] (貯留罐、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室) 原子炉補機冷却水サージタンク 加圧用可搬型窒素ガスポンプホース・弁 [流路]	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		
				R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		
				CRP/B 1-02-2	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備		
				R/B 8-01	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 プラント配置, 設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
				R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
			【代替格納容器スプレィ (代替格納容器スプレィポンプ) (格納容器破壊防止, フロントライン系機能喪失時)】	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
		49	代替格納容器スプレィポンプ 燃料取替用水ピット【水脈】 補助給水ピット【水脈】 非常用炉心冷却設備 配管・弁 【流路】 補助給水設備 配管・弁【流路】 原子炉格納容器スプレィ設備 配管・弁【流路】 原子炉格納容器【注水先】	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレィ設備)	
				R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
			【代替格納容器スプレイ (代替格納容器スプレイポンプ) (代替電源) (格納容器破損防止、サポート系機能喪失時)】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料五替用水ビット【水源】 補助給水ビット【水源】 非常用炉心冷却設備 配管・弁 【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 【流路】 原子炉格納容器【注水先】	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	
		A/B 3-01-1		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		
		R/B 4-02-1		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		
		A/B 4-01-7		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		
		C/V 3-01		煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)		
		R/B 3-04		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		
		R/B 3-05		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		
		R/B 3-03-1		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		
		R/B 5-03		煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備		
		R/B 4-02-1		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		
			【格納容器内自然対流冷却 (海水) (格納容器破損防止、サポート系機能喪失時)】 C、D-格納容器再蒸発ユニット 原子炉補機冷却水設備 配管・弁 【流路】 可搬型温度計測装置 (注2) 原子炉格納容器 非常用取水設備【流路】 (貯留室、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室)	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)	
		R/B 2-01		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		
		R/B 2-02		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
		49	<p>【格納容器スプレイ 格納容器スプレイ再循環】 格納容器スプレイポンプ 格納容器スプレイ冷却器 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 燃料取替用水ピット【水艇】 非常用炉心冷却設備 配管・弁 格納容器再循環サンプ【水艇】 格納容器再循環サンプスクリーン 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子 炉補機冷却海水ポンプ、原子 炉補機冷却水サージタンク、原 子炉補機冷却水冷却器並びに原 子炉補機冷却水設備 配管・弁 【流路】及び原子炉補機冷却海 水設備 配管・弁、ストレーナ 原子炉格納容器【注水先】</p>	<p>A/B 1-03 A/B 1-04 A/B 2-02 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/Y 3-01</p>	<p>煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</p>	<p>全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</p>	
		50	<p>【格納容器スプレイ (格納容器 スプレイポンプ) (交流動力電源及び原子炉補機 冷却機能が健全である場合)】 格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット【水艇】 格納容器スプレイ冷却器【流 路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原 子炉補機冷却海水ポンプ、原 子炉補機冷却水サージタンク、原 子炉補機冷却水冷却器並びに原 子炉補機冷却水設備 配管・弁 【流路】及び原子炉補機冷却海 水設備 配管・弁、ストレーナ 原子炉格納容器【注水先】</p>	<p>A/B 1-03 A/B 1-04 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/Y 3-01</p>	<p>煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</p>	<p>全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	【大飯】
				C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)	■記載方針の相違 (女川実績の反映)
		50	【格納容器内自然対流冷却 (原 子炉補機冷却水) (交流動力電源及び原子炉補機 冷却機能が健全である場合)】 C、D-格納容器再循環ユニッ ト C、D-原子炉補機冷却水ポン プ C、D-原子炉補機冷却水冷却 器 原子炉補機冷却水サージタンク C、D-原子炉補機冷却海水ポン プ C、D-原子炉補機冷却海水ボ ンプ出口ストレーナ【流路】 C、D-原子炉補機冷却水冷却 器海水入口ストレーナ【流路】 原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁【流路】 原子炉補機冷却海水設備 配 管・弁【流路】 可搬型温度計測装置 (注2) 原子炉格納容器 非常用取水設備【流路】 (貯留庫、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室) 原子炉補機冷却水サージタンク 加圧用可搬型窒素ガスポンプ ホース・弁【流路】	E/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	【女川】
				E/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
				C/P/B 1-02-2	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	
				E/B 8-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
		50	【代替格納容器スプレイ (代替 格納容器スプレイポンプ) (交流動力電源及び原子炉補機 冷却機能が健全である場合)】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット [水源] 補助給水ピット [水源] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流 路] 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器 [注水先]	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	
		A/B 3-01-1		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		
		R/B 4-02-1		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		
		A/B 4-01-7		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		
		C/V 3-01		煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)		
		R/B 3-04		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		
		R/B 3-05		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		
		R/B 3-03-1		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		
		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	【大飯】
		50	【格納容器内自然対流冷却 (海水) (全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)】 C、D-格納容器再循環ユニット 原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 可搬型温度計測装置 (注2) 原子炉格納容器 非常用取水設備 [流路] (貯留罐、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室)	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)	■記載方針の相違 (女川実績の反映)
				R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	【女川】
				R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
			【代替格納容器スプレー (代替格納容器スプレーポンプ) (代替電源) (全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)】 代替格納容器スプレーポンプ 燃料取替用水ビット [水源] 補助給水ビット [水源] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器スプレー設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器 [注水先]	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
		50		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)	
				R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1346 161 1391 201">関連条文</th> <th data-bbox="1391 161 1576 201">【系統機能】 主要設備</th> <th data-bbox="1576 161 1671 201">火災区域又は 火災区画番号</th> <th data-bbox="1671 161 1809 201">感知設備</th> <th data-bbox="1809 161 1951 201">消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 1-03</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【格納容器スプレィ (格納容器スプレィポンプ) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)】 格納容器スプレィポンプ 燃料取替用水ピット【水漏】 格納容器スプレィ冷却器【流路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁【流路】</td> <td>A/B 1-04</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉格納容器スプレィ設備 配管・弁【流路】</td> <td>A/B 2-02</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>51</td> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに配管・弁【流路】及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】)</td> <td>A/B 3-01-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉格納容器【注水先】</td> <td>R/B 4-02-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 4-01-7</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>C/Y 3-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Yスプレィ設備)</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備			A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		【格納容器スプレィ (格納容器スプレィポンプ) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)】 格納容器スプレィポンプ 燃料取替用水ピット【水漏】 格納容器スプレィ冷却器【流路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁【流路】	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		原子炉格納容器スプレィ設備 配管・弁【流路】	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	51	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに配管・弁【流路】及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】)	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		原子炉格納容器【注水先】	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			C/Y 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Yスプレィ設備)	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																							
		A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																							
	【格納容器スプレィ (格納容器スプレィポンプ) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)】 格納容器スプレィポンプ 燃料取替用水ピット【水漏】 格納容器スプレィ冷却器【流路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁【流路】	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																							
	原子炉格納容器スプレィ設備 配管・弁【流路】	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																							
51	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに配管・弁【流路】及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ【流路】)	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																							
	原子炉格納容器【注水先】	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																							
		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																							
		C/Y 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Yスプレィ設備)																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1352 161 1391 204">関連条文</th> <th data-bbox="1391 161 1576 204">【系統機能】 主要設備</th> <th data-bbox="1576 161 1675 204">火災区域又は 火災区画番号</th> <th data-bbox="1675 161 1809 204">感知設備</th> <th data-bbox="1809 161 1944 204">消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 1-03</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 1-04</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 3-01-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 4-02-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>51</td> <td>【代替格納容器スプレイ (代替格納容器スプレイポンプ) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取扱用水ピット [水源] 補助給水ピット [水源] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器 [注水先]</td> <td>A/B 4-01-7</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>C/V 3-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 3-04</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 3-05</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/D 3-03-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 5-03</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全域ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備			A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	51	【代替格納容器スプレイ (代替格納容器スプレイポンプ) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取扱用水ピット [水源] 補助給水ピット [水源] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器 [注水先]	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)			R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			R/D 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 <p>プラント配置、設備及び系統構成の相違による火災防護対策の相違</p>
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																																						
		A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																						
		A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																						
		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																						
		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																						
51	【代替格納容器スプレイ (代替格納容器スプレイポンプ) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取扱用水ピット [水源] 補助給水ピット [水源] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器 [注水先]	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																						
		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)																																																						
		R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																						
		R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																						
		R/D 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																						
		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																						

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
		51	【熔融炉心の落下遅延・防止】 炉心注水 (高圧注入ポンプ) 炉心注水 (余熱除去ポンプ) 炉心注水 (充てんポンプ) 代替炉心注水 (B-格納容器ス プレイポンプ) 代替炉心注水 (代替格納容器ス プレイポンプ) 代替炉心注水 (B-充てんポン プ)		47条に記載		
		52	【水素濃度低減 (原子炉格納容 器内水素処理装置)】 原子炉格納容器内水素処理装置 原子炉格納容器 原子炉格納容器	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)	
		52	【水素濃度低減 (格納容器水素 イグナイタ)】 格納容器水素イグナイタ 格納容器水素イグナイタ 原子炉格納容器	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1346 161 1391 193">関連条文</th> <th data-bbox="1391 161 1576 193">【系統機能】 主要設備</th> <th data-bbox="1576 161 1666 193">火災区域又は 火災区画番号</th> <th data-bbox="1666 161 1809 193">感知設備</th> <th data-bbox="1809 161 1944 193">消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1346 400 1391 416">52</td> <td data-bbox="1391 264 1576 552"> 【水素濃度監視】 格納容器等閉気ガス試料採取設備 格納容器等閉気ガス試料採取設備 配管・弁〔流路〕 原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕 非常用取水設備〔流路〕 (貯留罐、取水口、取水路、取水ビットスタリオン室、取水ビットポンプ室) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット 可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ 可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置 格納容器空気サンプルライン隔離弁兼作用可搬型窒素ガスポンプ </td> <td data-bbox="1576 264 1666 280">R/B 2-01</td> <td data-bbox="1666 264 1809 280">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1809 264 1944 280">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 400 1391 416">52</td> <td data-bbox="1391 360 1576 552"> 【水素濃度監視】 格納容器等閉気ガス試料採取設備 格納容器等閉気ガス試料採取設備 配管・弁〔流路〕 原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕 非常用取水設備〔流路〕 (貯留罐、取水口、取水路、取水ビットスタリオン室、取水ビットポンプ室) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット 可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ 可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置 格納容器空気サンプルライン隔離弁兼作用可搬型窒素ガスポンプ </td> <td data-bbox="1576 400 1666 416">R/B 2-02</td> <td data-bbox="1666 400 1809 416">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1809 400 1944 416">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 552 1391 568"></td> <td data-bbox="1391 504 1576 552"> 【水素濃度監視】 格納容器等閉気ガス試料採取設備 格納容器等閉気ガス試料採取設備 配管・弁〔流路〕 原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕 非常用取水設備〔流路〕 (貯留罐、取水口、取水路、取水ビットスタリオン室、取水ビットポンプ室) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット 可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ 可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置 格納容器空気サンプルライン隔離弁兼作用可搬型窒素ガスポンプ </td> <td data-bbox="1576 552 1666 568">R/B 5-01-1</td> <td data-bbox="1666 552 1809 568">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1809 552 1944 568">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 759 1391 775">53</td> <td data-bbox="1391 647 1576 855"> 【アニュラス空気浄化設備による水素排出 (交流動力電源及び直流電源が健全である場合)】 アニュラス空気浄化ファン アニュラス空気浄化フィルタユニット 排気筒〔流路〕 アニュラス空気浄化設備 配管・弁・ダンパ〔流路〕 </td> <td data-bbox="1576 687 1666 703">R/B 4-02-1</td> <td data-bbox="1666 687 1809 703">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1809 687 1944 703">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 759 1391 775">53</td> <td data-bbox="1391 759 1576 855"> 【アニュラス空気浄化設備による水素排出 (交流動力電源及び直流電源が健全である場合)】 アニュラス空気浄化ファン アニュラス空気浄化フィルタユニット 排気筒〔流路〕 アニュラス空気浄化設備 配管・弁・ダンパ〔流路〕 </td> <td data-bbox="1576 823 1666 839">R/B 7-02</td> <td data-bbox="1666 823 1809 839">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1809 823 1944 839">全城ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	52	【水素濃度監視】 格納容器等閉気ガス試料採取設備 格納容器等閉気ガス試料採取設備 配管・弁〔流路〕 原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕 非常用取水設備〔流路〕 (貯留罐、取水口、取水路、取水ビットスタリオン室、取水ビットポンプ室) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット 可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ 可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置 格納容器空気サンプルライン隔離弁兼作用可搬型窒素ガスポンプ	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	52	【水素濃度監視】 格納容器等閉気ガス試料採取設備 格納容器等閉気ガス試料採取設備 配管・弁〔流路〕 原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕 非常用取水設備〔流路〕 (貯留罐、取水口、取水路、取水ビットスタリオン室、取水ビットポンプ室) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット 可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ 可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置 格納容器空気サンプルライン隔離弁兼作用可搬型窒素ガスポンプ	R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		【水素濃度監視】 格納容器等閉気ガス試料採取設備 格納容器等閉気ガス試料採取設備 配管・弁〔流路〕 原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕 非常用取水設備〔流路〕 (貯留罐、取水口、取水路、取水ビットスタリオン室、取水ビットポンプ室) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット 可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ 可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置 格納容器空気サンプルライン隔離弁兼作用可搬型窒素ガスポンプ	R/B 5-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	53	【アニュラス空気浄化設備による水素排出 (交流動力電源及び直流電源が健全である場合)】 アニュラス空気浄化ファン アニュラス空気浄化フィルタユニット 排気筒〔流路〕 アニュラス空気浄化設備 配管・弁・ダンパ〔流路〕	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	53	【アニュラス空気浄化設備による水素排出 (交流動力電源及び直流電源が健全である場合)】 アニュラス空気浄化ファン アニュラス空気浄化フィルタユニット 排気筒〔流路〕 アニュラス空気浄化設備 配管・弁・ダンパ〔流路〕	R/B 7-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 <p>プラント配置、設備及び系統構成の相違による火災防護対策の相違</p>
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																													
52	【水素濃度監視】 格納容器等閉気ガス試料採取設備 格納容器等閉気ガス試料採取設備 配管・弁〔流路〕 原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕 非常用取水設備〔流路〕 (貯留罐、取水口、取水路、取水ビットスタリオン室、取水ビットポンプ室) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット 可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ 可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置 格納容器空気サンプルライン隔離弁兼作用可搬型窒素ガスポンプ	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																													
52	【水素濃度監視】 格納容器等閉気ガス試料採取設備 格納容器等閉気ガス試料採取設備 配管・弁〔流路〕 原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕 非常用取水設備〔流路〕 (貯留罐、取水口、取水路、取水ビットスタリオン室、取水ビットポンプ室) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット 可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ 可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置 格納容器空気サンプルライン隔離弁兼作用可搬型窒素ガスポンプ	R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																													
	【水素濃度監視】 格納容器等閉気ガス試料採取設備 格納容器等閉気ガス試料採取設備 配管・弁〔流路〕 原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕 非常用取水設備〔流路〕 (貯留罐、取水口、取水路、取水ビットスタリオン室、取水ビットポンプ室) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット 可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ 可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置 格納容器空気サンプルライン隔離弁兼作用可搬型窒素ガスポンプ	R/B 5-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																													
53	【アニュラス空気浄化設備による水素排出 (交流動力電源及び直流電源が健全である場合)】 アニュラス空気浄化ファン アニュラス空気浄化フィルタユニット 排気筒〔流路〕 アニュラス空気浄化設備 配管・弁・ダンパ〔流路〕	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																													
53	【アニュラス空気浄化設備による水素排出 (交流動力電源及び直流電源が健全である場合)】 アニュラス空気浄化ファン アニュラス空気浄化フィルタユニット 排気筒〔流路〕 アニュラス空気浄化設備 配管・弁・ダンパ〔流路〕	R/B 7-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	【大飯】
		53	【アンユラス空気浄化設備による水素排出 (全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)】 B-アンユラス空気浄化ファン B-アンユラス空気浄化フィルタユニット 排気筒 [流路] アンユラス空気浄化設備 配管・弁・ダンパ [流路] アンユラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスポンプ ホース・弁 [流路]	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	■記載方針の相違 (女川実績の反映)
				R/B 7-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	【女川】
				R/B 7-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
		53	【水素濃度監視】 試料採取設備 配管・弁 [流路] 可搬型アンユラス水素濃度計測ユニット ホース・弁 [流路]	R/B 5-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
		54	【使用済燃料ピットへの注水】 使用済燃料ピット (サイフォン 防止機能を含む。) [注水先] 非常用取水設備 [流路] (貯留罐、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)		不燃材のため追加対策不要		
		54	【使用済燃料ピットへのスプレ イ】 使用済燃料ピット [注水先] 非常用取水設備 [流路] (貯留罐、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)		不燃材のため追加対策不要		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
		54	【使用済燃料ピットの監視】 使用済燃料ピット水位 (AM用) (※3) 使用済燃料ピット温度 (AM用) (※3) 使用済燃料ピット監視カメラ (使用済燃料ピット監視カメラ 空冷装置 (注4) を含む。) 使用済燃料ピット水位 (可搬 型) 使用済燃料ピット可搬型エリア モニター	R/B 4-02-3	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓	
				R/B 6-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓	
				A/B 6-01	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	
				R/B 4-02-7	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓	
		55	【大気への拡散抑制 (炉心の著しい損傷及び原子炉 格納容器の破損時)】 非常用取水設備【流路】 (貯留罐、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)		その他の設備に記載		
		55	【大気への拡散抑制 (使用済燃料ピット内燃料体等 の著しい損傷時)】 非常用取水設備【流路】 (貯留罐、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)		その他の設備に記載		
		55	【大気への拡散抑制 (使用済燃料ピット内燃料体等 の著しい損傷時)】 非常用取水設備【流路】 (貯留罐、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)		その他の設備に記載		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
		55	【航空機燃料火災への 消火水】 非常用取水設備〔流路〕 (貯留罐、取水口、取水路、取 水ビットスクリーン室、取水 ビットポンプ室)		その他の設備に記載		
		56	【重大事故等収束のための水圏 中水原としては海も使用可能】 燃料取替用水ビット 補助給水ビット 代替給水ビット 2次系統水タンク ろ過水タンク 原水槽 ほう酸タンク		不燃材のため追加対策不要		
		56	【水の供給】 燃料取替用水設備 配管・弁 〔流路〕 補助給水設備 配管・弁〔流 路〕 非常用取水設備〔流路〕 (貯留罐、取水口、取水路、取 水ビットスクリーン室、取水 ビットポンプ室)	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウオータミスト (C/Vスプレイ設備)	
				A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/D 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1346 165 1384 209">関連条文</th> <th data-bbox="1384 165 1576 209">【系統機能】 主要設備</th> <th data-bbox="1576 165 1671 209">火災区域又は 火災区画番号</th> <th data-bbox="1671 165 1816 209">感知設備</th> <th data-bbox="1816 165 1955 209">消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>0/B 1-05</td> <td>熱感知カメラ・炎検知器</td> <td>消火器又は移動式消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0/B 1-01</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0/B 1-02</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>DG/B 2-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>DG/B 2-02</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 6-01</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B-D</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 5-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 2-01-2</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 3-08</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 3-09</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備			0/B 1-05	熱感知カメラ・炎検知器	消火器又は移動式消火設備			0/B 1-01	煙感知器・熱感知器	消火器			0/B 1-02	煙感知器・熱感知器	消火器			DG/B 2-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器	全城ガス消火設備			DG/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器	全城ガス消火設備			A/B 6-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			A/B-D	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			A/B 5-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備			A/B 2-01-2	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			A/B 3-08	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			A/B 3-09	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 <p>プラント配置、設備及び系統構成の相違による火災防護対策の相違</p>
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																																											
		0/B 1-05	熱感知カメラ・炎検知器	消火器又は移動式消火設備																																																											
		0/B 1-01	煙感知器・熱感知器	消火器																																																											
		0/B 1-02	煙感知器・熱感知器	消火器																																																											
		DG/B 2-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																											
		DG/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																											
		A/B 6-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																											
		A/B-D	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																											
		A/B 5-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																											
		A/B 2-01-2	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																											
		A/B 3-08	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																											
		A/B 3-09	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
		57	【可搬型代替交流電源設備による給電】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ディーゼル発電機設備燃料油系統 配管・弁〔燃料流路〕 可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路〔電路〕 可搬型直流変換器 可搬型直流変換器～後備蓄電池接続盤電路〔電路〕	0/B 1-01	煙感知器・熱感知器	消火器	
	0/B 1-02			煙感知器・熱感知器	消火器		
	DG/B 2-01			煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器	全域ガス消火設備		
	DG/B 2-02			煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器	全域ガス消火設備		
	A/B 3-08			煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		
	A/B 3-09			煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		
	A/B 6-01			煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		
	A/B-D			煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		
	A/B 5-01			煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備		
	A/B 2-01-2			煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		
	R/B 4-02-7	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓				
	R/B 5-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1346 161 1391 193">関連条文</th> <th data-bbox="1391 161 1576 193">【系統機能】 主要設備</th> <th data-bbox="1576 161 1666 193">火災区域又は 火災区画番号</th> <th data-bbox="1666 161 1809 193">感知設備</th> <th data-bbox="1809 161 1944 193">消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">57</td> <td rowspan="5">【所内常設蓄電式直流電源設備による給電】 蓄電池 (非常用) (A-蓄電池) ~ A-直流母線電路 [電路] 後備蓄電池 蓄電池 (非常用) (B-蓄電池) ~ B-直流母線電路 [電路] 後備蓄電池 ~ B-直流母線電路 [電路]</td> <td>A/B 3-10</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>A/B 3-11</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>A/B 3-13</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>A/B 3-08</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>A/B 3-09</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">57</td> <td rowspan="4">【可搬型代替直流電源設備による給電】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 可搬型直流電源接続盤 ~ 可搬型 直流変換器電路 [電路] 後備蓄電池接続盤 ~ A-直流母 線電路 [電路] 後備蓄電池接続盤 ~ B-直流母 線電路 [電路]</td> <td>0/B 1-01</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>0/B 1-02</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>A/B 3-08</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>A/B 3-09</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	57	【所内常設蓄電式直流電源設備による給電】 蓄電池 (非常用) (A-蓄電池) ~ A-直流母線電路 [電路] 後備蓄電池 蓄電池 (非常用) (B-蓄電池) ~ B-直流母線電路 [電路] 後備蓄電池 ~ B-直流母線電路 [電路]	A/B 3-10	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 3-11	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 3-13	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 3-08	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 3-09	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	57	【可搬型代替直流電源設備による給電】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 可搬型直流電源接続盤 ~ 可搬型 直流変換器電路 [電路] 後備蓄電池接続盤 ~ A-直流母 線電路 [電路] 後備蓄電池接続盤 ~ B-直流母 線電路 [電路]	0/B 1-01	煙感知器・熱感知器	消火器	0/B 1-02	煙感知器・熱感知器	消火器	A/B 3-08	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 3-09	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																			
57	【所内常設蓄電式直流電源設備による給電】 蓄電池 (非常用) (A-蓄電池) ~ A-直流母線電路 [電路] 後備蓄電池 蓄電池 (非常用) (B-蓄電池) ~ B-直流母線電路 [電路] 後備蓄電池 ~ B-直流母線電路 [電路]	A/B 3-10	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																			
		A/B 3-11	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																			
		A/B 3-13	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																			
		A/B 3-08	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																			
		A/B 3-09	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																			
57	【可搬型代替直流電源設備による給電】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 可搬型直流電源接続盤 ~ 可搬型 直流変換器電路 [電路] 後備蓄電池接続盤 ~ A-直流母 線電路 [電路] 後備蓄電池接続盤 ~ B-直流母 線電路 [電路]	0/B 1-01	煙感知器・熱感知器	消火器																																			
		0/B 1-02	煙感知器・熱感知器	消火器																																			
		A/B 3-08	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																			
		A/B 3-09	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1346 165 1391 197">関連条文</th> <th data-bbox="1391 165 1576 197">【系統機能】 主要設備</th> <th data-bbox="1576 165 1675 197">火災区域又は 火災区画番号</th> <th data-bbox="1675 165 1800 197">感知設備</th> <th data-bbox="1800 165 1951 197">消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">57</td> <td rowspan="7">【代替所内電気設備による給電】 代替非常用発電機 代替所内電気設備変圧器 代替所内電気設備分電盤 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 代替非常用発電機～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤回路【電路】 代替非常用発電機～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤回路【電路】 可搬型代替電源接続盤～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤回路【電路】 可搬型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤回路【電路】</td> <td>O/B 1-05</td> <td>熱感知カメラ・炎検知器</td> <td>消火器又は移動式消火設備</td> </tr> <tr> <td>A/B 4-01-3</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>A/B 4-01-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>A/B 5-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>O/B 1-01</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>O/B 1-02</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>A/B-D</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">57</td> <td rowspan="4">【燃料補給設備】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ディーゼル発電機設備燃料油系統配管・弁【燃料流路】</td> <td>O/B 1-01</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>O/B 1-02</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>DG/B 2-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>DG/B 2-02</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	57	【代替所内電気設備による給電】 代替非常用発電機 代替所内電気設備変圧器 代替所内電気設備分電盤 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 代替非常用発電機～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤回路【電路】 代替非常用発電機～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤回路【電路】 可搬型代替電源接続盤～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤回路【電路】 可搬型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤回路【電路】	O/B 1-05	熱感知カメラ・炎検知器	消火器又は移動式消火設備	A/B 4-01-3	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 4-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 5-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	O/B 1-01	煙感知器・熱感知器	消火器	O/B 1-02	煙感知器・熱感知器	消火器	A/B-D	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	57	【燃料補給設備】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ディーゼル発電機設備燃料油系統配管・弁【燃料流路】	O/B 1-01	煙感知器・熱感知器	消火器	O/B 1-02	煙感知器・熱感知器	消火器	DG/B 2-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	DG/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 <p>プラント配置、設備及び系統構成の相違による火災防護対策の相違</p>
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																									
57	【代替所内電気設備による給電】 代替非常用発電機 代替所内電気設備変圧器 代替所内電気設備分電盤 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 代替非常用発電機～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤回路【電路】 代替非常用発電機～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤回路【電路】 可搬型代替電源接続盤～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤回路【電路】 可搬型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤回路【電路】	O/B 1-05	熱感知カメラ・炎検知器	消火器又は移動式消火設備																																									
		A/B 4-01-3	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																									
		A/B 4-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																									
		A/B 5-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																									
		O/B 1-01	煙感知器・熱感知器	消火器																																									
		O/B 1-02	煙感知器・熱感知器	消火器																																									
		A/B-D	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																									
57	【燃料補給設備】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ディーゼル発電機設備燃料油系統配管・弁【燃料流路】	O/B 1-01	煙感知器・熱感知器	消火器																																									
		O/B 1-02	煙感知器・熱感知器	消火器																																									
		DG/B 2-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																									
		DG/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1346 165 1391 197">関連条文</th> <th data-bbox="1391 165 1576 197">【系統機能】 主要設備</th> <th data-bbox="1576 165 1666 197">火災区域又は 火災区画番号</th> <th data-bbox="1666 165 1809 197">感知設備</th> <th data-bbox="1809 165 1944 197">消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>DG/B 2-01</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>DG/B 2-02</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>O/B 1-01</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>O/B 1-02</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>【非常用交流電源設備】 ディーゼル発電機 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ディーゼル発電機燃料油サービスタンク</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 4-03</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 4-05</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 3-10</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 3-11</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 3-08-1</td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>R/B 2-01</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 2-01-2</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 2-01-4</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 2-05-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 3-07-1</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 3-08</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A/B 3-09</td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備			DG/B 2-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器	全城ガス消火設備			DG/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器	全城ガス消火設備			O/B 1-01	煙感知器・熱感知器	消火器			O/B 1-02	煙感知器・熱感知器	消火器				【非常用交流電源設備】 ディーゼル発電機 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ディーゼル発電機燃料油サービスタンク				R/B 4-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 4-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 3-10	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 3-11	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備			R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			A/B 2-01-2	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			A/B 2-01-4	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			A/B 2-05-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			A/B 3-07-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			A/B 3-08	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			A/B 3-09	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 <p>プラント配置、設備及び系統構成の相違による火災防護対策の相違</p>
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																																									
		DG/B 2-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																																																									
		DG/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																																																									
		O/B 1-01	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																									
		O/B 1-02	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																									
			【非常用交流電源設備】 ディーゼル発電機 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ディーゼル発電機燃料油サービスタンク																																																																																										
		R/B 4-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																									
		R/B 4-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																									
		R/B 3-10	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																									
		R/B 3-11	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																									
		R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																																																									
		R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																									
		A/B 2-01-2	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																									
		A/B 2-01-4	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																									
		A/B 2-05-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																									
		A/B 3-07-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																									
		A/B 3-08	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																									
		A/B 3-09	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1352 165 1391 204">関連条文</th> <th data-bbox="1391 165 1576 204">【系統機能】 主要設備</th> <th data-bbox="1576 165 1675 204">火災区域又は 火災区画番号</th> <th data-bbox="1675 165 1800 204">感知設備</th> <th data-bbox="1800 165 1944 204">消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1352 209 1391 288">58</td> <td data-bbox="1391 209 1576 288">【温度計測 (原子炉容器内の温度)】 1次冷却材温度 (広域-高温側) 1次冷却材温度 (広域-低温側)</td> <td data-bbox="1576 209 1675 288">C/V 3-01</td> <td data-bbox="1675 209 1800 288">煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td data-bbox="1800 209 1944 288">消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 293 1391 373">58</td> <td data-bbox="1391 293 1576 373">【圧力計測 (原子炉容器内の圧力)】 1次冷却材圧力 (広域)</td> <td data-bbox="1576 293 1675 373">C/V 3-01</td> <td data-bbox="1675 293 1800 373">煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td data-bbox="1800 293 1944 373">消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 378 1391 458">58</td> <td data-bbox="1391 378 1576 458">【水位計測 (原子炉容器内の水位)】 加圧器水位 原子炉容器水位</td> <td data-bbox="1576 378 1675 458">C/V 3-01</td> <td data-bbox="1675 378 1800 458">煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td data-bbox="1800 378 1944 458">消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 462 1391 542">58</td> <td data-bbox="1391 462 1576 542">【水素濃度計測 (原子炉格納容器内の水素濃度)】 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット (格納容器内水素濃度)</td> <td data-bbox="1576 462 1675 542">R/B 5-01-1</td> <td data-bbox="1675 462 1800 542">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1800 462 1944 542">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 547 1391 627">58</td> <td data-bbox="1391 547 1576 627">【水素濃度計測 (アニュラス内の水素濃度)】 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット (アニュラス水素濃度 (可搬型))</td> <td data-bbox="1576 547 1675 627">R/B 5-01-1</td> <td data-bbox="1675 547 1800 627">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1800 547 1944 627">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 632 1391 711">58</td> <td data-bbox="1391 632 1576 711">【注水量計測 (原子炉容器への注水量)】 高圧注入流量 低圧注入流量 代替格納容器スプレーポンプ出口積算流量</td> <td data-bbox="1576 632 1675 711">A/B 3-07-1</td> <td data-bbox="1675 632 1800 711">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1800 632 1944 711">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 716 1391 796">58</td> <td data-bbox="1391 716 1576 796">B-格納容器スプレー冷却器出口積算流量 (AM用)</td> <td data-bbox="1576 716 1675 796">A/B 2-01-2</td> <td data-bbox="1675 716 1800 796">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1800 716 1944 796">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 801 1391 880">58</td> <td data-bbox="1391 801 1576 880">【注水量計測 (原子炉格納容器への注水量)】 代替格納容器スプレーポンプ出口積算流量</td> <td data-bbox="1576 801 1675 880">A/B 3-07-1</td> <td data-bbox="1675 801 1800 880">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1800 801 1944 880">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 885 1391 965">58</td> <td data-bbox="1391 885 1576 965">B-格納容器スプレー冷却器出口積算流量 (AM用) 高圧注入流量 低圧注入流量</td> <td data-bbox="1576 885 1675 965">A/B 2-01-2</td> <td data-bbox="1675 885 1800 965">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1800 885 1944 965">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 970 1391 1050">58</td> <td data-bbox="1391 970 1576 1050">【温度計測 (原子炉格納容器内の温度)】 格納容器内温度</td> <td data-bbox="1576 970 1675 1050">C/V 3-01</td> <td data-bbox="1675 970 1800 1050">煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td data-bbox="1800 970 1944 1050">消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	58	【温度計測 (原子炉容器内の温度)】 1次冷却材温度 (広域-高温側) 1次冷却材温度 (広域-低温側)	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)	58	【圧力計測 (原子炉容器内の圧力)】 1次冷却材圧力 (広域)	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)	58	【水位計測 (原子炉容器内の水位)】 加圧器水位 原子炉容器水位	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)	58	【水素濃度計測 (原子炉格納容器内の水素濃度)】 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット (格納容器内水素濃度)	R/B 5-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	58	【水素濃度計測 (アニュラス内の水素濃度)】 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット (アニュラス水素濃度 (可搬型))	R/B 5-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	58	【注水量計測 (原子炉容器への注水量)】 高圧注入流量 低圧注入流量 代替格納容器スプレーポンプ出口積算流量	A/B 3-07-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	58	B-格納容器スプレー冷却器出口積算流量 (AM用)	A/B 2-01-2	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	58	【注水量計測 (原子炉格納容器への注水量)】 代替格納容器スプレーポンプ出口積算流量	A/B 3-07-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	58	B-格納容器スプレー冷却器出口積算流量 (AM用) 高圧注入流量 低圧注入流量	A/B 2-01-2	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	58	【温度計測 (原子炉格納容器内の温度)】 格納容器内温度	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 <p>プラント配置、設備及び系統構成の相違による火災防護対策の相違</p>
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																																						
58	【温度計測 (原子炉容器内の温度)】 1次冷却材温度 (広域-高温側) 1次冷却材温度 (広域-低温側)	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)																																																						
58	【圧力計測 (原子炉容器内の圧力)】 1次冷却材圧力 (広域)	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)																																																						
58	【水位計測 (原子炉容器内の水位)】 加圧器水位 原子炉容器水位	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)																																																						
58	【水素濃度計測 (原子炉格納容器内の水素濃度)】 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット (格納容器内水素濃度)	R/B 5-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																						
58	【水素濃度計測 (アニュラス内の水素濃度)】 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット (アニュラス水素濃度 (可搬型))	R/B 5-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																						
58	【注水量計測 (原子炉容器への注水量)】 高圧注入流量 低圧注入流量 代替格納容器スプレーポンプ出口積算流量	A/B 3-07-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																						
58	B-格納容器スプレー冷却器出口積算流量 (AM用)	A/B 2-01-2	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																						
58	【注水量計測 (原子炉格納容器への注水量)】 代替格納容器スプレーポンプ出口積算流量	A/B 3-07-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																						
58	B-格納容器スプレー冷却器出口積算流量 (AM用) 高圧注入流量 低圧注入流量	A/B 2-01-2	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																						
58	【温度計測 (原子炉格納容器内の温度)】 格納容器内温度	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
		58	【圧力計測 (原子炉格納容器内の圧力)】 原子炉格納容器圧力 格納容器圧力 (AM用)	R/B 4-02-1 R/B 5-01-1	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備	
		58	【水位計測 (原子炉格納容器内の水位)】 格納容器再循環サンプ水位 (広域) 格納容器再循環サンプ水位 (狭域) 格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)	
		58	【線量計測 (原子炉格納容器内の放射線量率)】 格納容器内高レンジエアモニタ (低レンジ) 格納容器内高レンジエアモニタ (高レンジ)	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)	
		58	【出力計測 (未臨界の維持又は監視)】 出力領域中性子束 中間領域中性子束 中性子源領域中性子束	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレー設備)	
		58	【温度計測 (最終ヒートシンクの確保)】 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口 温度/出口温度)	A/B 4-04-1 O/B 1-04	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	消火器又は消火栓 全城ガス消火設備	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1346 156 1391 204">関連条文</th> <th data-bbox="1391 156 1576 204">【系統機能】 主要設備</th> <th data-bbox="1576 156 1666 204">火災区域又は 火災区画番号</th> <th data-bbox="1666 156 1816 204">感知設備</th> <th data-bbox="1816 156 1955 204">消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1346 204 1391 347">58</td> <td data-bbox="1391 204 1576 347">【水位計測 (最終ヒートシンクの確保)】 蒸気発生器水位 (狭域) 蒸気発生器水位 (広域) 原子炉補機冷却水サージタンク水位</td> <td data-bbox="1576 204 1666 284">C/V 3-01</td> <td data-bbox="1666 204 1816 284">煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td data-bbox="1816 204 1955 284">消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレー設備)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 284 1391 347">58</td> <td data-bbox="1391 284 1576 347">【注水量計測 (最終ヒートシンクの確保)】 補助給水量</td> <td data-bbox="1576 284 1666 347">R/B 3-08-1</td> <td data-bbox="1666 284 1816 347">煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td data-bbox="1816 284 1955 347">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 347 1391 667" rowspan="4">58</td> <td data-bbox="1391 347 1576 667" rowspan="4">【圧力計測 (最終ヒートシンクの確保)】 原子炉格納容器圧力 主蒸気ライン圧力 原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (可搬型)</td> <td data-bbox="1576 347 1666 427">C/V 3-01</td> <td data-bbox="1666 347 1816 427">煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td data-bbox="1816 347 1955 427">消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレー設備)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1576 427 1666 507">R/B 3-08-1</td> <td data-bbox="1666 427 1816 507">煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td data-bbox="1816 427 1955 507">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1576 507 1666 587">R/B 9-01</td> <td data-bbox="1666 507 1816 587">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1816 507 1955 587">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1576 587 1666 667">O/B 1-04</td> <td data-bbox="1666 587 1816 667">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1816 587 1955 667">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 667 1391 746">58</td> <td data-bbox="1391 667 1576 746">【水位計測 (格納容器バイパスの監視)】 蒸気発生器水位 (狭域)</td> <td data-bbox="1576 667 1666 746">C/V 3-01</td> <td data-bbox="1666 667 1816 746">煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td data-bbox="1816 667 1955 746">消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレー設備)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 746 1391 874" rowspan="2">58</td> <td data-bbox="1391 746 1576 874" rowspan="2">【圧力計測 (格納容器バイパスの監視)】 主蒸気ライン圧力 1次冷却材圧力 (広域)</td> <td data-bbox="1576 746 1666 810">R/B 3-08-1</td> <td data-bbox="1666 746 1816 810">煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td data-bbox="1816 746 1955 810">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1576 810 1666 874">C/V 3-01</td> <td data-bbox="1666 810 1816 874">煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td data-bbox="1816 810 1955 874">消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレー設備)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 874 1391 1056" rowspan="3">58</td> <td data-bbox="1391 874 1576 1056" rowspan="3">【水位計測 (水源の確保)】 燃料取替用水ビット水位 ほう酸タンク水位 補助給水ビット水位</td> <td data-bbox="1576 874 1666 938">R/B 5-01-1</td> <td data-bbox="1666 874 1816 938">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1816 874 1955 938">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1576 938 1666 1002">A/B 4-01-1</td> <td data-bbox="1666 938 1816 1002">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1816 938 1955 1002">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1576 1002 1666 1056">R/B 3-08-1</td> <td data-bbox="1666 1002 1816 1056">煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td data-bbox="1816 1002 1955 1056">全城ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	58	【水位計測 (最終ヒートシンクの確保)】 蒸気発生器水位 (狭域) 蒸気発生器水位 (広域) 原子炉補機冷却水サージタンク水位	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレー設備)	58	【注水量計測 (最終ヒートシンクの確保)】 補助給水量	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	58	【圧力計測 (最終ヒートシンクの確保)】 原子炉格納容器圧力 主蒸気ライン圧力 原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (可搬型)	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレー設備)	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	R/B 9-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	O/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	58	【水位計測 (格納容器バイパスの監視)】 蒸気発生器水位 (狭域)	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレー設備)	58	【圧力計測 (格納容器バイパスの監視)】 主蒸気ライン圧力 1次冷却材圧力 (広域)	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレー設備)	58	【水位計測 (水源の確保)】 燃料取替用水ビット水位 ほう酸タンク水位 補助給水ビット水位	R/B 5-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 4-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																																				
58	【水位計測 (最終ヒートシンクの確保)】 蒸気発生器水位 (狭域) 蒸気発生器水位 (広域) 原子炉補機冷却水サージタンク水位	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレー設備)																																																				
58	【注水量計測 (最終ヒートシンクの確保)】 補助給水量	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																				
58	【圧力計測 (最終ヒートシンクの確保)】 原子炉格納容器圧力 主蒸気ライン圧力 原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (可搬型)	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレー設備)																																																				
		R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																				
		R/B 9-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																				
		O/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																				
58	【水位計測 (格納容器バイパスの監視)】 蒸気発生器水位 (狭域)	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレー設備)																																																				
58	【圧力計測 (格納容器バイパスの監視)】 主蒸気ライン圧力 1次冷却材圧力 (広域)	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																				
		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレー設備)																																																				
58	【水位計測 (水源の確保)】 燃料取替用水ビット水位 ほう酸タンク水位 補助給水ビット水位	R/B 5-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																				
		A/B 4-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																				
		R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
		58	【水位計測 (使用済燃料ピットの監視)】 使用済燃料ピット水位 (AM用) 使用済燃料ピット水位 (可搬型)	R/B 4-02-3	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓	
				R/B 6-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓	
		58	【温度計測 (使用済燃料ピットの監視)】 使用済燃料ピット温度 (AM用)	R/B 4-02-3	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓	
		58	【秤量計測 (使用済燃料ピットの監視)】 使用済燃料ピット可搬型エリア モニタ	A/B 6-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 4-02-7	煙感知器 熱感知器 炎感知器	消火器又は消火栓	
		58	【状態監視 (使用済燃料ピットの監視)】 使用済燃料ピット監視カメラ (使用済燃料ピット監視カメラ 空冷装置 (注5) を含む。)	R/B 4-02-3	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓	
				R/B 6-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓	
		58	【温度、圧力、水位及び流量に 関するもの計測】 可搬型計測器	A/B 4-04-1	煙感知器・熱感知器	消火器又は消火栓	
				D/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
		58	【パラメータ記録】 データ収集計算機 データ表示端末 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口 温度/出口温度)	A/B 4-04-3	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				D/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 4-04-1	煙感知器・熱感知器	消火器又は消火栓	
				D/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
		58	【その他(注6)】 6-A, B母線電圧 A, B一高圧コントロールセン タ母線電圧 A一高圧注入ポンプ及び油冷却 器補機冷却水流量 (AM用) A一高圧注入ポンプ電動機補機 冷却水流量 (AM用) 原子炉補機冷却水冷却器補機冷 却海水流量 (AM用) 原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM用)	A/B 4-07	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 4-08	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 1-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
			【居住性の確保】 中央制御室 中央制御室非常用循環ファン 中央制御室給気ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室非常用循環フィルタ ユニット 中央制御室給気ユニット 中央制御室空調装置ダクト・ダ ンパ [流路] 可燃性照度 (ca) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計	A/B 4-05	煙感知器・熱感知器	消火器	
		59		A/B 5-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 5-04-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				A/B 4-04-1	煙感知器・熱感知器	消火器又は消火栓	
		59	【放射性物質の濃度低減 (交流動力電源及び直流電源が 健全である場合)】 アニュラス空気浄化ファン アニュラス空気浄化フィルタユ ニット アニュラス空気浄化設備 配 管・弁・ダンパ [流路] 排気筒 [流路]	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
				R/B 7-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機能】 主要設備</th> <th>火災区域又は 火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備		【大飯】
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備					
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1346 186 1391 341">59</td> <td data-bbox="1391 186 1581 341">【汚染の持ち込み防止】 可搬型照明 (SA)</td> <td data-bbox="1581 186 1671 288">A/B 4-05 A/B 4-04-1</td> <td data-bbox="1671 186 1816 288">煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1816 186 1955 288">消火器 消火器又は消火栓</td> </tr> </tbody> </table>	59	【汚染の持ち込み防止】 可搬型照明 (SA)	A/B 4-05 A/B 4-04-1	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	消火器 消火器又は消火栓		■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
59	【汚染の持ち込み防止】 可搬型照明 (SA)	A/B 4-05 A/B 4-04-1	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	消火器 消火器又は消火栓					
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1346 341 1391 603">59</td> <td data-bbox="1391 341 1581 603">【放射性物質の濃度低減 (交流動力電源又は直流電源が 喪失した場合)】 アニュラス空気浄化ファン アニュラス空気浄化フィルタユ ニット アニュラス空気浄化設備 配 管・弁・ダンパ [流路] 排気筒 [流路] アニュラス全量排気弁操作用 可搬型窒素ガスボンベ ホース・弁 [流路]</td> <td data-bbox="1581 341 1671 603">E/B 4-02-1 R/B 7-01 R/B 7-02</td> <td data-bbox="1671 341 1816 603">煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1816 341 1955 603">全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	59	【放射性物質の濃度低減 (交流動力電源又は直流電源が 喪失した場合)】 アニュラス空気浄化ファン アニュラス空気浄化フィルタユ ニット アニュラス空気浄化設備 配 管・弁・ダンパ [流路] 排気筒 [流路] アニュラス全量排気弁操作用 可搬型窒素ガスボンベ ホース・弁 [流路]	E/B 4-02-1 R/B 7-01 R/B 7-02	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備		
59	【放射性物質の濃度低減 (交流動力電源又は直流電源が 喪失した場合)】 アニュラス空気浄化ファン アニュラス空気浄化フィルタユ ニット アニュラス空気浄化設備 配 管・弁・ダンパ [流路] 排気筒 [流路] アニュラス全量排気弁操作用 可搬型窒素ガスボンベ ホース・弁 [流路]	E/B 4-02-1 R/B 7-01 R/B 7-02	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備					
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1346 603 1391 751">60</td> <td data-bbox="1391 603 1581 751">【モニタリングポストの代替測 定】 可搬型モニタリングポスト監視 用端末 [伝送路] 可搬型モニタリングポスト</td> <td data-bbox="1581 603 1671 751">O/B 1-03 O/B 1-04</td> <td data-bbox="1671 603 1816 751">煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1816 603 1955 751">全城ガス消火設備 全城ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	60	【モニタリングポストの代替測 定】 可搬型モニタリングポスト監視 用端末 [伝送路] 可搬型モニタリングポスト	O/B 1-03 O/B 1-04	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備		
60	【モニタリングポストの代替測 定】 可搬型モニタリングポスト監視 用端末 [伝送路] 可搬型モニタリングポスト	O/B 1-03 O/B 1-04	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備					
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1346 751 1391 900">60</td> <td data-bbox="1391 751 1581 900">【放射能観測率の代替測定】 可搬型ダスト・よう素サンプラ NaI(Tl)シンチレーションサー ベイメータ GM汚染サーベイメータ</td> <td data-bbox="1581 751 1671 900">O/B 1-03 O/B 1-04</td> <td data-bbox="1671 751 1816 900">煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1816 751 1955 900">全城ガス消火設備 全城ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	60	【放射能観測率の代替測定】 可搬型ダスト・よう素サンプラ NaI(Tl)シンチレーションサー ベイメータ GM汚染サーベイメータ	O/B 1-03 O/B 1-04	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備		
60	【放射能観測率の代替測定】 可搬型ダスト・よう素サンプラ NaI(Tl)シンチレーションサー ベイメータ GM汚染サーベイメータ	O/B 1-03 O/B 1-04	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備					
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1346 900 1391 1054">60</td> <td data-bbox="1391 900 1581 1054">【放射線量の測定】 可搬型モニタリングポスト 電離箱サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト監視 用端末 [伝送路]</td> <td data-bbox="1581 900 1671 1054">O/B 1-03 O/B 1-04</td> <td data-bbox="1671 900 1816 1054">煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1816 900 1955 1054">全城ガス消火設備 全城ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	60	【放射線量の測定】 可搬型モニタリングポスト 電離箱サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト監視 用端末 [伝送路]	O/B 1-03 O/B 1-04	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備		
60	【放射線量の測定】 可搬型モニタリングポスト 電離箱サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト監視 用端末 [伝送路]	O/B 1-03 O/B 1-04	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対策施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
		60	【放射性物質濃度 (空气中・水中・土壌中) 及び 海上モニタリング】 可搬型ガスト・よう養サンブラ NaI(Tl)シンチレーションサー ベイメータ GM汚染サーベイメータ αシンチレーションサーベイ メータ β線サーベイメータ	0/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
		60	【気象観測設備の代替測定】 可搬型気象観測設備監視用端末 【伝送路】 可搬型気象観測設備	0/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
		60	【緊急時対策所付近の気象観測 項目の測定】 可搬型気象観測設備監視用端末 【伝送路】 可搬型気象観測設備	0/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
		60	【緊急時対策所付近の気象観測 項目の測定】 可搬型気象観測設備監視用端末 【伝送路】 可搬型気象観測設備	0/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
		61	【居住性の確保】 緊急時対策所 緊急時対策所指揮所等へい 緊急時対策所待機所等へい 可搬型空気浄化装置配管・ダン パス【常設】 【流路】 空気供給装置配管、弁【常設】 【流路】 可搬型モニタリングポスト 可搬型気象観測設備 圧力計 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 緊急時対策所可搬型エリアモニ タ	0/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	
		61	【居住性の確保】 緊急時対策所 緊急時対策所指揮所等へい 緊急時対策所待機所等へい 可搬型空気浄化装置配管・ダン パス【常設】 【流路】 空気供給装置配管、弁【常設】 【流路】 可搬型モニタリングポスト 可搬型気象観測設備 圧力計 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 緊急時対策所可搬型エリアモニ タ	0/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1346 161 1391 204">関連条文</th> <th data-bbox="1391 161 1576 204">【系統機能】 主要設備</th> <th data-bbox="1576 161 1671 204">火災区域又は 火災区画番号</th> <th data-bbox="1671 161 1816 204">感知設備</th> <th data-bbox="1816 161 1955 204">消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1346 240 1391 272">61</td> <td data-bbox="1391 240 1576 312">【必要な情報の把握】 データ収集計算機 ERSS伝送サーバ データ表示端末</td> <td data-bbox="1576 240 1671 312"></td> <td data-bbox="1671 240 1816 312">62条に記載</td> <td data-bbox="1816 240 1955 312"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 352 1391 384">61</td> <td data-bbox="1391 352 1576 440">【電源の確保 (緊急時対策所)】 緊急時対策所ケーブル接続盤～ 緊急時対策所分電盤 [電路]</td> <td data-bbox="1576 352 1671 384">O/B 1-03</td> <td data-bbox="1671 352 1816 384">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1816 352 1955 384">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1576 440 1671 472">O/B 1-04</td> <td data-bbox="1671 440 1816 472">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1816 440 1955 472">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 592 1391 624">61</td> <td data-bbox="1391 528 1576 679">【通信連絡 (緊急時対策所)】 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX) 衛星電話設備 (携帯型) 無線連絡設備 (携帯型) インターフォン テレビ会議システム (指揮所・ 待機所間) 統合原子力防災ネットワークを 用いた通信連絡設備</td> <td data-bbox="1576 528 1671 679"></td> <td data-bbox="1671 528 1816 679">62条に記載</td> <td data-bbox="1816 528 1955 679"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1576 735 1671 767">A/B 4-05</td> <td data-bbox="1671 735 1816 767">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1816 735 1955 767">消火器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 879 1391 911">62</td> <td data-bbox="1391 735 1576 999">【発電所内の通信連絡】 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX) 衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路] 有線 (建屋内) (携行型通話装置、 衛星電話設備 (固定、FAX)に 係るもの) [伝送路] インターフォン テレビ会議システム (指揮所・ 待機所間) データ収集計算機 データ表示端末 有線 (建屋内) (ERSSに係るもの) [伝送路] 無線連絡設備 (携帯型) 携行型通話装置</td> <td data-bbox="1576 815 1671 847">O/B 1-03</td> <td data-bbox="1671 815 1816 847">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1816 815 1955 847">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1576 887 1671 919">O/B 1-04</td> <td data-bbox="1671 887 1816 919">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1816 887 1955 919">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1576 959 1671 991">A/B 4-04-3</td> <td data-bbox="1671 959 1816 991">煙感知器・熱感知器</td> <td data-bbox="1816 959 1955 991">全城ガス消火設備</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	61	【必要な情報の把握】 データ収集計算機 ERSS伝送サーバ データ表示端末		62条に記載		61	【電源の確保 (緊急時対策所)】 緊急時対策所ケーブル接続盤～ 緊急時対策所分電盤 [電路]	O/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			O/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	61	【通信連絡 (緊急時対策所)】 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX) 衛星電話設備 (携帯型) 無線連絡設備 (携帯型) インターフォン テレビ会議システム (指揮所・ 待機所間) 統合原子力防災ネットワークを 用いた通信連絡設備		62条に記載				A/B 4-05	煙感知器・熱感知器	消火器	62	【発電所内の通信連絡】 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX) 衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路] 有線 (建屋内) (携行型通話装置、 衛星電話設備 (固定、FAX)に 係るもの) [伝送路] インターフォン テレビ会議システム (指揮所・ 待機所間) データ収集計算機 データ表示端末 有線 (建屋内) (ERSSに係るもの) [伝送路] 無線連絡設備 (携帯型) 携行型通話装置	O/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			O/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			A/B 4-04-3	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>プラント配置、設備及び系統構成の相違による火災防護対策の相違</p>
関連条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																												
61	【必要な情報の把握】 データ収集計算機 ERSS伝送サーバ データ表示端末		62条に記載																																													
61	【電源の確保 (緊急時対策所)】 緊急時対策所ケーブル接続盤～ 緊急時対策所分電盤 [電路]	O/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																												
		O/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																												
61	【通信連絡 (緊急時対策所)】 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX) 衛星電話設備 (携帯型) 無線連絡設備 (携帯型) インターフォン テレビ会議システム (指揮所・ 待機所間) 統合原子力防災ネットワークを 用いた通信連絡設備		62条に記載																																													
		A/B 4-05	煙感知器・熱感知器	消火器																																												
62	【発電所内の通信連絡】 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX) 衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路] 有線 (建屋内) (携行型通話装置、 衛星電話設備 (固定、FAX)に 係るもの) [伝送路] インターフォン テレビ会議システム (指揮所・ 待機所間) データ収集計算機 データ表示端末 有線 (建屋内) (ERSSに係るもの) [伝送路] 無線連絡設備 (携帯型) 携行型通話装置	O/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																												
		O/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																												
		A/B 4-04-3	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由	
		関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
		62	【発電所外の通信連絡】 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX) 統合原子力防災ネットワークを 用いた通信連絡設備 データ収集計算機 ERSS伝送サーバ 衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【伝送路】 有線 (建屋内) (衛星電話設備 (固定, FAX)に係るもの) 【伝送路】 有線 (建屋内) (統合原子力防 災ネットワークを用いた通信連 絡設備, ERSSに係るもの) 【伝 送路】 衛星電話設備 (携帯型)	A/B 4-05	煙感知器・熱感知器	消火器	
				0/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	
				A/B 4-04-3	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	
			【1次冷却設備】 蒸気発生器 1次冷却材ポンプ 原子伊格納器 (炉心支持構造物を 含む) 加圧器 1次冷却材管 加圧器サージ管		不燃材のため追加対策不要		
			【原子伊格納容器】 原子伊格納容器		不燃材のため追加対策不要		
		その他 の設備	【使用済燃料貯蔵槽】 使用済燃料ビット		不燃材のため追加対策不要		
			【非常取水設備】 貯留槽 取水口 取水路 取水ビットスクリーン室 取水ビットポンプ室		不燃材のため追加対策不要		

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA43H-9 r.3.0
提出年月日	令和5年6月30日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

43条

令和5年6月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>共-2 重大事故等対処設備の設備分類等</p> <p>1. 重大事故等対処設備の選定について</p> <p>重大事故等対処設備の選定にあたっては、手順と設備を整合させる観点から、設置許可添付十（技術的能力）と添付八（設備）において、共通の重大事故等対処設備を抽出して記載するが、これらに加えて以下の設備を重大事故等対処設備とする。</p> <p>① 重大事故等時に流路を形成する設備</p> <p>② 重大事故等時に使用する、原子炉トリップ信号で動作する系統に含まれる設備である原子炉トリップしゃ断器及び制御棒クラスタ</p> <p>③ その他重大事故等時に使用する設備（有効性評価において使用する設備）：蓄圧タンク・蓄圧タンク出口弁・余熱除去ポンプ入口弁等</p> <p>①については、原則として既設置許可で登録されている設備（配管を除く）を記載しているが、以下については、設置許可に記載すべき設備として抽出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管であっても「1次冷却材管」「加圧器サージ管」「主蒸気管」は、既設置許可に登録されていることから記載する。 ・「貯水堰」「海水ポンプ室」は、既設置許可には記載が無いが、重大事故等時に海水ポンプの流路として使用するため今回新たに記載する。 ・「海水ストレーナ」は、既設置許可には記載が無いが、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口として特別な使い方をするため今回新たに記載する。 <p>これらをまとめて別紙1に示す。</p> <p>また、重大事故等の対処に使用するものについては、重大事故等対処設備、多様性拡張設備（設置許可添付十）を記載しているが、これら以外のものについては、以下の判断基準により「その他資機材」として整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備の移動、運搬に活用する車両等のうち以下のもの ・構内に代用可能な車両があり、他の運搬手段で代替可能なもの ・人力でも有効性評価時間内に対応可能であるが、省力化のため導入するもの ・構内に複数保有しており、速やかに入手できる汎用工具等 ・放射線防護具等、構内に十分な予備が保管されている資材（ゴム手袋、タイベック、マスク、靴下等の装着品、エリア設定に用いるバリア、鉛遮へい等） ・消耗品（乾電池、テープ、ガスカート等） <p>表1に、「その他資機材」として整理した主なものを示す。</p>	<p>共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について</p> <p>1 重大事故等対処設備</p> <p>1.1 重大事故等対処設備について</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、使用済燃料プール内の燃料体等及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な放出を防止するために、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）第三章（重大事故等対処施設）にて定められる重大事故等対処設備として以下の設備を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第43条 アクセスルートを確保するための設備 ・第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 ・第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・第48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 ・第49条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ・第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ・第51条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備 ・第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・第55条 工場等外（以下「発電所外」という。）への放射性物質の拡散を抑制するための設備 ・第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 ・第57条 電源設備 ・第58条 計装設備 ・第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 ・第60条 監視測定設備 ・第61条 緊急時対策所 ・第62条 通信連絡を行うために必要な設備 <p>これらの設備については、<u>[A]新たに重大事故等に対処する機能を付加させた設備に加え、当該設備が機能を発揮するために必要な系統（水源から注水先まで、流路を含む。）までを含むものとする。</u></p>	<p>共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について</p> <p>1 重大事故等対処設備</p> <p>1.1 重大事故等対処設備について</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、使用済燃料ピット内の燃料体等及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な放出を防止するために、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）第三章（重大事故等対処施設）にて定められる重大事故等対処設備として以下の設備を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第43条 アクセスルートを確保するための設備 ・第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 ・第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・第48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 ・第49条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ・第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ・第51条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備 ・第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・第55条 工場等外（以下「発電所外」という。）への放射性物質の拡散を抑制するための設備 ・第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 ・第57条 電源設備 ・第58条 計装設備 ・第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 ・第60条 監視測定設備 ・第61条 緊急時対策所 ・第62条 通信連絡を行うために必要な設備 <p>これらの設備については、<u>[A]新たに重大事故等に対処する機能を付加させた設備に加え、当該設備が機能を発揮するために必要な系統（水源から注水先まで、流路を含む。）までを含むものとする。</u></p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																								
<p>表1 大飯3,4号炉 重大事故等時の主な設備一覧表</p> <p>① 重大事故等対処設備の名称、機能に該当する品目、設置数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>機能</th> <th>設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 1号炉冷却</td><td>炉内冷却機能</td><td>1台</td></tr> <tr><td>2 緊急停止</td><td>炉内冷却機能</td><td>1台</td></tr> <tr><td>3 緊急停止</td><td>炉内冷却機能</td><td>1台</td></tr> <tr><td>4 炉内冷却</td><td>炉内冷却機能</td><td>1台</td></tr> <tr><td>5 炉内冷却</td><td>炉内冷却機能</td><td>1台</td></tr> </tbody> </table> <p>② 構内に設置品目、機内又は機外品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>機能</th> <th>設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 炉内冷却</td><td>炉内冷却機能</td><td>1台</td></tr> <tr><td>2 緊急停止</td><td>炉内冷却機能</td><td>1台</td></tr> <tr><td>3 緊急停止</td><td>炉内冷却機能</td><td>1台</td></tr> <tr><td>4 炉内冷却</td><td>炉内冷却機能</td><td>1台</td></tr> <tr><td>5 炉内冷却</td><td>炉内冷却機能</td><td>1台</td></tr> </tbody> </table> <p>③ 空射機防振装置等、構内に十分な強度が確保されている設計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>機能</th> <th>設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 炉内冷却</td><td>炉内冷却機能</td><td>1台</td></tr> <tr><td>2 緊急停止</td><td>炉内冷却機能</td><td>1台</td></tr> <tr><td>3 緊急停止</td><td>炉内冷却機能</td><td>1台</td></tr> <tr><td>4 炉内冷却</td><td>炉内冷却機能</td><td>1台</td></tr> <tr><td>5 炉内冷却</td><td>炉内冷却機能</td><td>1台</td></tr> </tbody> </table> <p>④ 燃料棒（組立、ケーブル、ガスケット等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>機能</th> <th>設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 炉内冷却</td><td>炉内冷却機能</td><td>1台</td></tr> <tr><td>2 緊急停止</td><td>炉内冷却機能</td><td>1台</td></tr> <tr><td>3 緊急停止</td><td>炉内冷却機能</td><td>1台</td></tr> <tr><td>4 炉内冷却</td><td>炉内冷却機能</td><td>1台</td></tr> <tr><td>5 炉内冷却</td><td>炉内冷却機能</td><td>1台</td></tr> </tbody> </table>	品目	機能	設置数	1 1号炉冷却	炉内冷却機能	1台	2 緊急停止	炉内冷却機能	1台	3 緊急停止	炉内冷却機能	1台	4 炉内冷却	炉内冷却機能	1台	5 炉内冷却	炉内冷却機能	1台	品目	機能	設置数	1 炉内冷却	炉内冷却機能	1台	2 緊急停止	炉内冷却機能	1台	3 緊急停止	炉内冷却機能	1台	4 炉内冷却	炉内冷却機能	1台	5 炉内冷却	炉内冷却機能	1台	品目	機能	設置数	1 炉内冷却	炉内冷却機能	1台	2 緊急停止	炉内冷却機能	1台	3 緊急停止	炉内冷却機能	1台	4 炉内冷却	炉内冷却機能	1台	5 炉内冷却	炉内冷却機能	1台	品目	機能	設置数	1 炉内冷却	炉内冷却機能	1台	2 緊急停止	炉内冷却機能	1台	3 緊急停止	炉内冷却機能	1台	4 炉内冷却	炉内冷却機能	1台	5 炉内冷却	炉内冷却機能	1台	<p>また、設計基準対象施設の機能のうち、想定される重大事故等時にその機能を期待する場合において、上記設備[A]に該当しないものは、[B]重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する重大事故等対処設備（以下「重大事故等対処設備（設計基準拡張）」という。）と位置づけ、第44条～第62条のいずれかに適合するための設備の一部として取り扱うこととする。</p>	<p>また、設計基準対象施設の機能のうち、想定される重大事故等時にその機能を期待する場合において、上記設備[A]に該当しないものは、[B]重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する重大事故等対処設備（以下「重大事故等対処設備（設計基準拡張）」という。）と位置づけ、第44条～第62条のいずれかに適合するための設備の一部として取り扱うこととする。</p>	<p>相違理由</p>
品目	機能	設置数																																																																									
1 1号炉冷却	炉内冷却機能	1台																																																																									
2 緊急停止	炉内冷却機能	1台																																																																									
3 緊急停止	炉内冷却機能	1台																																																																									
4 炉内冷却	炉内冷却機能	1台																																																																									
5 炉内冷却	炉内冷却機能	1台																																																																									
品目	機能	設置数																																																																									
1 炉内冷却	炉内冷却機能	1台																																																																									
2 緊急停止	炉内冷却機能	1台																																																																									
3 緊急停止	炉内冷却機能	1台																																																																									
4 炉内冷却	炉内冷却機能	1台																																																																									
5 炉内冷却	炉内冷却機能	1台																																																																									
品目	機能	設置数																																																																									
1 炉内冷却	炉内冷却機能	1台																																																																									
2 緊急停止	炉内冷却機能	1台																																																																									
3 緊急停止	炉内冷却機能	1台																																																																									
4 炉内冷却	炉内冷却機能	1台																																																																									
5 炉内冷却	炉内冷却機能	1台																																																																									
品目	機能	設置数																																																																									
1 炉内冷却	炉内冷却機能	1台																																																																									
2 緊急停止	炉内冷却機能	1台																																																																									
3 緊急停止	炉内冷却機能	1台																																																																									
4 炉内冷却	炉内冷却機能	1台																																																																									
5 炉内冷却	炉内冷却機能	1台																																																																									
<p>2. 重大事故等対処設備の設備分類の記載について（別紙2参照）</p> <p>(1) 重大事故等対処設備については、以下のとおりとする。 また、常設設備については複数の設備分類に跨る場合があるため、設備分類の重なるの概念を図1に示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>① 重大事故等対処設備のうち常設のもの</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①(a)常設重大事故防止設備：</td> <td>設計基準対象設備の安全機能又は使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能を代替することにより重大事故（炉心の著しい損傷）の発生を防止する機能を有する設備のうち常設のもの</td> </tr> <tr> <td>①(a)-1 常設耐震重要重大事故防止設備：</td> <td>常設重大事故防止設備のうち、耐震重要施設（耐震クラスS）に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> </tr> <tr> <td>①(a)-2 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備：</td> <td>常設耐震重要重大事故防止設備以外のもの</td> </tr> <tr> <td>①(b)常設重大事故緩和設備：</td> <td>重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備のうち常設のもの</td> </tr> <tr> <td>①(a)常設重大事故等対処設備（①(a)-1及び①(a)-2を除く）：</td> <td>①(a)及び①(b)の機能を有しない常設の設備</td> </tr> <tr> <td>② 重大事故等対処設備のうち可搬型のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②(a)可搬型重大事故等対処設備：</td> <td>重大事故等対処設備のうち持ち運び可能な設備</td> </tr> </tbody> </table>	① 重大事故等対処設備のうち常設のもの		①(a)常設重大事故防止設備：	設計基準対象設備の安全機能又は使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能を代替することにより重大事故（炉心の著しい損傷）の発生を防止する機能を有する設備のうち常設のもの	①(a)-1 常設耐震重要重大事故防止設備：	常設重大事故防止設備のうち、耐震重要施設（耐震クラスS）に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	①(a)-2 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備：	常設耐震重要重大事故防止設備以外のもの	①(b)常設重大事故緩和設備：	重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備のうち常設のもの	①(a)常設重大事故等対処設備（①(a)-1及び①(a)-2を除く）：	①(a)及び①(b)の機能を有しない常設の設備	② 重大事故等対処設備のうち可搬型のもの		②(a)可搬型重大事故等対処設備：	重大事故等対処設備のうち持ち運び可能な設備	<p>1.2 重大事故等対処設備の設備分類について</p> <p>重大事故等対処設備は、常設のものと同搬型のものがあり、それぞれ設置許可基準規則に示される名称を踏まえて以下のとおり分類する。</p> <p>(1) 常設重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち常設のもの</p> <p>a. 常設重大事故防止設備</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備（重大事故防止設備）のうち、常設のもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設（耐震Sクラス施設）に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>c. 常設重大事故緩和設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの</p> <p>d. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</p>	<p>1.2 重大事故等対処設備の設備分類について</p> <p>重大事故等対処設備は、常設のものと同搬型のものがあり、それぞれ設置許可基準規則に示される名称を踏まえて以下のとおり分類する。</p> <p>(1) 常設重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち常設のもの</p> <p>a. 常設重大事故防止設備</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備（重大事故防止設備）のうち、常設のもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設（耐震Sクラス施設）に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>c. 常設重大事故緩和設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの</p> <p>d. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>																																																								
① 重大事故等対処設備のうち常設のもの																																																																											
①(a)常設重大事故防止設備：	設計基準対象設備の安全機能又は使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能を代替することにより重大事故（炉心の著しい損傷）の発生を防止する機能を有する設備のうち常設のもの																																																																										
①(a)-1 常設耐震重要重大事故防止設備：	常設重大事故防止設備のうち、耐震重要施設（耐震クラスS）に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの																																																																										
①(a)-2 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備：	常設耐震重要重大事故防止設備以外のもの																																																																										
①(b)常設重大事故緩和設備：	重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備のうち常設のもの																																																																										
①(a)常設重大事故等対処設備（①(a)-1及び①(a)-2を除く）：	①(a)及び①(b)の機能を有しない常設の設備																																																																										
② 重大事故等対処設備のうち可搬型のもの																																																																											
②(a)可搬型重大事故等対処設備：	重大事故等対処設備のうち持ち運び可能な設備																																																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する上記 a. 以外の常設のもの</p> <p>e. 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）</p> <p>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する上記 c. 以外の常設のもの</p> <p>f. 常設重大事故等対処設備のうち防止でも緩和でもない設備</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち、上記 a., b., c., d., e. 以外の常設設備で、防止又は緩和の機能がないもの</p> <p>(2) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち可搬型のもの</p> <p>g. 可搬型重大事故防止設備</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のもの</p> <p>h. 可搬型重大事故緩和設備</p> <p>重大事故緩和設備のうち可搬型のもの</p> <p>i. 可搬型重大事故防止設備（設計基準拡張）</p> <p>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する上記 g. 以外の可搬型のもの（ただし、女川原子力発電所2号炉においては、本分類に該当する設備はなし）</p> <p>j. 可搬型重大事故緩和設備（設計基準拡張）</p> <p>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する上記 h. 以外の可搬型のもの（ただし、女川原子力発電所2号炉においては、本分類に該当する設備はなし）</p> <p>k. 可搬型重大事故等対処設備のうち防止でも緩和でもない設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、上記 g., h., i., j. 以外の可搬型設備で、防止又は緩和の機能がないもの</p> <p>重大事故等対処設備の分類の概念を図1に示す。</p>	<p>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する上記 a. 以外の常設のもの</p> <p>e. 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）</p> <p>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する上記 c. 以外の常設のもの</p> <p>f. 常設重大事故等対処設備のうち防止でも緩和でもない設備</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち、上記 a., b., c., d., e. 以外の常設設備で、防止又は緩和の機能がないもの</p> <p>(2) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち可搬型のもの</p> <p>g. 可搬型重大事故防止設備</p> <p>重大事故防止設備のうち、可搬型のもの</p> <p>h. 可搬型重大事故緩和設備</p> <p>重大事故緩和設備のうち可搬型のもの</p> <p>i. 可搬型重大事故防止設備（設計基準拡張）</p> <p>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する上記 g. 以外の可搬型のもの（ただし、泊発電所3号炉においては、本分類に該当する設備はなし）</p> <p>j. 可搬型重大事故緩和設備（設計基準拡張）</p> <p>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する上記 h. 以外の可搬型のもの（ただし、泊発電所3号炉においては、本分類に該当する設備はなし）</p> <p>k. 可搬型重大事故等対処設備のうち防止でも緩和でもない設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、上記 g., h., i., j. 以外の可搬型設備で、防止又は緩和の機能がないもの</p> <p>重大事故等対処設備の分類の概念を図1に示す。</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図1 重大事故等対処設備の区分について</p>	<p>図1 重大事故等対処設備の分類</p>	<p>図1 重大事故等対処設備の分類</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.3 重大事故等対処設備の選定の考え方について</p> <p>1.1 に示した重大事故等対処設備については、図2に示す選定及び分類フローに基づき、それぞれ以下のとおり選定し、かつ1.2 に示した設備分類に分類する。</p> <p>(1) 対象設備の選定</p> <p>1.1 に示したとおり、『重大事故等対処設備』とは、設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）に定められる設備である。設置許可基準規則第三章には第37条～第62条の26条文があり、このうち、選定した重大事故等対処施設の有効性の評価を求める条文である第37条、重大事故等対処施設全般に対する要求を示した条文である第38条～第41条を除く21条文に適合するために必要な設備が対象となる。なお、各条文に適合するために必要な設備ではなく、かつ設計基準対象施設にも該当しない設備は、自主対策設備である。</p> <p>(2) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備の分類</p> <p>1.1 に示したとおり、(1)に示す21条文に適合するために必要な設備には、新たに重大事故等に対処する機能を付加させた設備、及び当該設備が機能を発揮するために必要な系統（水源から注水先まで、流路を含む。）が含まれるものとする。</p> <p>一方、設計基準対象施設の機能を重大事故等発生時に期待する場合において、上記設備に該当しないものは、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づける。これは、設計基準対象施設として設計されており、かつ新たに機能を付加させていない設備については、設計基準対象施設としての機能を重大事故等発生時に流用しているものであるが、使用環境等が異なる可能性があるため、当該使用環境において使用できること等を評価によって示すためである。</p> <p>この考え方は、「実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド」2.2.2 有効性評価の共通解析条件に記載されている以下の内容にも合致するものである。</p> <div data-bbox="696 1187 1232 1300" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(3) 設計基準事故対処設備の適用条件</p> <p>b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当性（原子炉の圧力、温度及び水位等）が示された場合には、その機能を期待できる。</p> </div> <p>すなわち、重大事故等対処設備の有効性評価においては、有効性を確認したい重大事故等対処設備以外は、機能を期待することが妥当な設計基準対象施設を含めることができるということであり、このような設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づけるものである。</p>	<p>1.3 重大事故等対処設備の選定の考え方について</p> <p>1.1 に示した重大事故等対処設備については、図2に示す選定及び分類フローに基づき、それぞれ以下のとおり選定し、かつ1.2 に示した設備分類に分類する。</p> <p>(1) 対象設備の選定</p> <p>1.1 に示したとおり、『重大事故等対処設備』とは、設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）に定められる設備である。設置許可基準規則第三章には第37条～第62条の26条文があり、このうち、選定した重大事故等対処施設の有効性の評価を求める条文である第37条、重大事故等対処施設全般に対する要求を示した条文である第38条～第41条を除く21条文に適合するために必要な設備が対象となる。なお、各条文に適合するために必要な設備ではなく、かつ設計基準対象施設にも該当しない設備は、自主対策設備である。</p> <p>(2) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備の分類</p> <p>1.1 に示したとおり、(1)に示す21条文に適合するために必要な設備には、新たに重大事故等に対処する機能を付加させた設備、及び当該設備が機能を発揮するために必要な系統（水源から注水先まで、流路を含む。）が含まれるものとする。</p> <p>一方、設計基準対象施設の機能を重大事故等発生時に期待する場合において、上記設備に該当しないものは、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づける。これは、設計基準対象施設として設計されており、かつ新たに機能を付加させていない設備については、設計基準対象施設としての機能を重大事故等発生時に流用しているものであるが、使用環境等が異なる可能性があるため、当該使用環境において使用できること等を評価によって示すためである。</p> <p>この考え方は、「実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド」2.2.2 有効性評価の共通解析条件に記載されている以下の内容にも合致するものである。</p> <div data-bbox="1279 1187 1814 1300" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(3) 設計基準事故対処設備の適用条件</p> <p>b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当性（原子炉の圧力、温度及び水位等）が示された場合には、その機能を期待できる。</p> </div> <p>すなわち、重大事故等対処設備の有効性評価においては、有効性を確認したい重大事故等対処設備以外は、機能を期待することが妥当な設計基準対象施設を含めることができるということであり、このような設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づけるものである。</p>	<p>【大阪】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>なお、第44条に適合するために必要な設備のうち、ほう酸水注入系については、第25条に定められる反応度制御系及び原子炉停止系に該当する設計基準対象施設であり、原子炉に注入することで反応度を制御するための設備である点に変更がない。しかし、当該系統の効果に期待する「原子炉停止機能喪失」事象が新たに重大事故等として明確に位置づけられたことから、重大事故等対処設備にも該当する設備と整理し、重大事故等対処設備（設計基準拡張）には位置づけられないこととする。</p> <p>また、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」で設置を要求される設備についても、同様に、重大事故等対処設備と整理されるか、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づけられるかの分類を実施する。</p> <p>例えば、同審査基準 1.2【解釈】1(3)a)</p> <p>「重大事故等の進展を抑制するため、ほう酸水注入系（S L C S）又は制御棒駆動機構（C R D）等から注水する手順等を整備すること。（BWRの場合）」</p> <p>で要求される手順にて使用するほう酸水注入系又は制御棒駆動水圧系を用いた注水（事象緩和のみの少量注水）は、設計基準対象施設 兼 重大事故等対処設備であるほう酸水注入系又は設計基準対象施設である制御棒駆動水圧系を重大事故等発生時の高圧注水の用途に流用して使用するものであり、本来の機能を発揮させる方法で使用した結果として原子炉圧力容器内に水を送ることも兼ねる手順を整備するものである。本要求に対しては、設計基準対象施設 兼 重大事故等対処設備であるほう酸水注入系をもって適合することとし、制御棒駆動水圧系について新たな分類は付加しないこととする。</p>	<p>なお、第44条に適合するために必要な設備のうち、ほう酸水注入に使用する化学体積制御設備については、第25条に定められる反応度制御系及び原子炉停止系に該当する設計基準対象施設であり、原子炉に注入することで反応度を制御するための設備である点に変更がない。しかし、当該系統の効果に期待する「原子炉停止機能喪失」事象が新たに重大事故等として明確に位置づけられたことから、重大事故等対処設備にも該当する設備と整理し、重大事故等対処設備（設計基準拡張）には位置づけられないこととする。</p> <p>一方、第44条に要求されるほう酸水注入を実施する設備のうち、非常用炉心冷却設備のうち高圧注入系の高圧注入ポンプを用いたほう酸水注入は、設計基準対象施設 兼 重大事故等対処設備である高圧注入系を、重大事故等発生時に1次冷却材圧力が高圧注入ポンプ注入圧力未満であればほう酸水注入の用途に流用して使用するものであり、本来の機能を発揮させる方法で使用した結果としてほう酸水を発電用原子炉へ注入するものである。本要求に対しては、設計基準対象施設 兼 重大事故等対処設備である化学体積制御設備をもって適合することとし、高圧注入系について新たな分類は付加しないこととする。</p> <p>また、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」で設置を要求される設備についても、同様に、重大事故等対処設備と整理されるか、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づけられるかの分類を実施する。</p>	<p>【女川】 PWR固有の整理 ・ほう酸水を注入する設備として、化学体積制御設備を用いる手段に加え、非常用炉心冷却設備のうち高圧注入系を用いる手段があるが、高圧注入系を用いる手段は1次冷却材圧力が高圧注入ポンプ注入圧力未満である場合にほう酸水注入が可能な手段であり、重大事故等対処設備の分類は付加せず、技術的能力1.1において自主対策設備と位置付ける。（大阪と同様の整理）</p> <p>【女川】 技術的能力審査基準 1.2【解釈】1(3) 重大事故等の進展抑制 は、BWR固有の要求事項であり、PWRにおいて該当する手順はない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>なお、同審査基準 1. 14【解釈】1(1)c)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにしておくこと。また、敷設したケーブル等が利用できない状況に備え、予備のケーブル等を用意すること。」</p> </div> <p>で要求される手順にて使用する号機間電力融通用の予備ケーブルは、女川原子力発電所2号炉は単号機申請であることから、対象外である。</p> <p>(3) 特定重大事故等対処施設の除外 第42条に適合するためだけに必要な設備は『特定重大事故等対処施設』であり、本申請内容には該当しないため除外する。</p>	<p>例えば、同審査基準 1. 14【解釈】1(1)c)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにしておくこと。また、敷設したケーブル等が利用できない状況に備え、予備のケーブル等を用意すること。」</p> </div> <p>で要求される手順にて使用する号機間電力融通用の予備ケーブルは、泊発電所3号炉は単号機申請であることから、対象外である。</p> <p>(3) 特定重大事故等対処施設の除外 第42条に適合するためだけに必要な設備は『特定重大事故等対処施設』であり、本申請内容には該当しないため除外する。</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 重大事故等対処設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備の記載については、以下のとおりとする。</p> <p>① (1) ①(a)-1, ①(a)-2 については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備の名称、及び当該設備の耐震重要度分類を記載する。代替する機能を担保する設計基準事故対処設備が複数あり、耐震重要度分類が異なる場合には、最も上位の耐震重要度分類を記載する。</p> <p>② (1) ①(b)及び①(c)については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備は無いため、「—」を記載する。</p> <p>③ (1) ②(a)については、重大事故防止設備に該当するものについては、代替する機能を有する設計基準事故対処設備の名称を記載し、重大事故緩和設備に該当するものについては、代替する機能を有する設計基準事故対処設備は無いため、「—」を記載する。</p> <p style="text-align: center;">内容比較用に、次頁に再掲</p> <p>(3) 重大事故等対処設備の重大事故等クラスの記載については、以下のとおりとする。</p> <p>① 「SA-2」：技術基準規則に規定されている「重大事故等クラス2容器」、「重大事故等クラス2管」、「重大事故等クラス2ポンプ」又は「重大事故等クラス2弁」のいずれかに該当するもの</p> <p>② 「SA-3」：技術基準規則に規定されている「重大事故等クラス3容器」、「重大事故等クラス3管」、「重大事故等クラス3ポンプ」又は「重大事故等クラス3弁」のいずれかに該当するもの。</p> <p>③ 「—」：SA-2にもSA-3にも属さないもの。</p>	<p>(4) 防止設備、緩和設備の分類</p> <p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）を除き、重大事故を防止するために必要な設備は『重大事故防止設備』、重大事故の影響の緩和を行うために必要な設備は『重大事故緩和設備』と整理する。両方に該当する場合は『重大事故防止設備兼重大事故緩和設備』と整理し、いずれにも該当しない場合は『防止でも緩和でもない設備』とする。</p> <p>以上を踏まえ、重大事故等対処設備の設備分類等を表1に示す。なお、記載は以下のとおりとする。</p> <p>a. 設備種別 「常設」又は「可搬型」を記載する。</p> <p>b. 機器クラス 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第二条（定義）に基づき、重大事故等クラスを記載する。常設のものうち容器、管、ポンプ及び弁については、「SA-2」（重大事故等クラス2）を記載し、それ以外については、「—」を記載する。可搬型のものうち容器、管、ポンプ及び弁については、「SA-3」（重大事故等クラス3）を記載し、それ以外については、「—」を記載する。</p> <p>内燃機関については、「発電用火力設備に関する技術基準」を準用することから、「—」を記載する。</p>	<p>(4) 防止設備、緩和設備の分類</p> <p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）を除き、重大事故を防止するために必要な設備は『重大事故防止設備』、重大事故の影響の緩和を行うために必要な設備は『重大事故緩和設備』と整理する。両方に該当する場合は『重大事故防止設備兼重大事故緩和設備』と整理し、いずれにも該当しない場合は『防止でも緩和でもない設備』とする。</p> <p>以上を踏まえ、重大事故等対処設備の設備分類等を表1に示す。なお、記載は以下のとおりとする。</p> <p>a. 設備種別 「常設」又は「可搬型」を記載する。</p> <p>b. 機器クラス 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第二条（定義）に基づき、重大事故等クラスを記載する。常設のものうち容器、管、ポンプ及び弁については、「SA-2」（重大事故等クラス2）を記載し、それ以外については、「—」を記載する。可搬型のものうち容器、管、ポンプ及び弁については、「SA-3」（重大事故等クラス3）を記載し、それ以外については、「—」を記載する。</p> <p>内燃機関については、「発電用火力設備に関する技術基準」を準用することから、「—」を記載する。</p>	<p>【大阪】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 重大事故等対処設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備の記載については、以下のとおりとする。</p> <p>① (1) ①(a)-1, ①(a)-2 については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備の名称、及び当該設備の耐震重要度分類を記載する。代替する機能を担保する設計基準事故対処設備が複数あり、耐震重要度分類が異なる場合には、最も上位の耐震重要度分類を記載する。</p> <p>② (1) ①(b)及び①(c)については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備は無いため、「-」を記載する。</p> <p>③ (1) ②(a)については、重大事故防止設備に該当するものについては、代替する機能を有する設計基準事故対処設備の名称を記載し、重大事故緩和設備に該当するものについては、代替する機能を有する設計基準事故対処設備は無いため、「-」を記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>内容比較用に、前頁の記載を再掲</p> </div>	<p>c. 重大事故等対処設備が代替する機能を有する設計基準対象施設</p> <p>(a) 重大事故等対処設備（計装設備（設置許可基準規則第58条）を除く。）について、代替する機能を有する設計基準対象施設がある場合は、その名称及び耐震重要度分類を記載し、代替する機能を有する設計基準対象施設がない場合は、「-」を記載する。</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待するため、設計基準対象施設であり、かつ重大事故等対処設備である設備については、（ ）内に当該設備を記載する。</p> <p>(b) 計装設備（設置許可基準規則第58条）は、主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータの名称及び耐震重要度を記載する。重要代替監視パラメータがない場合は、「-」を記載する。</p> <p>なお、計装設備のうち、その他（重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータ）については、設置許可基準規則第58条への適合方針に従い、重大事故等対処設備に位置づけるものの代替パラメータは設定しないことから、上記（a）に従って記載する。</p>	<p>c. 重大事故等対処設備が代替する機能を有する設計基準対象施設</p> <p>(a) 重大事故等対処設備（計装設備（設置許可基準規則第58条）を除く。）について、代替する機能を有する設計基準対象施設がある場合は、その名称及び耐震重要度分類を記載し、代替する機能を有する設計基準対象施設がない場合は、「-」を記載する。</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待するため、設計基準対象施設であり、かつ重大事故等対処設備である設備については、（ ）内に当該設備を記載する。</p> <p>(b) 計装設備（設置許可基準規則第58条）は、主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータの名称及び耐震重要度を記載する。重要代替監視パラメータがない場合は、「-」を記載する。</p> <p>なお、計装設備のうち、その他（重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータ）については、設置許可基準規則第58条への適合方針に従い、重大事故等対処設備に位置づけるものの代替パラメータは設定しないことから、上記（a）に従って記載する。</p>	<p>【大阪】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図2 重大事故等対処設備の選定及び分類フロー</p>	<p>図2 重大事故等対処設備の選定及び分類フロー</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について</p> <p>(1) 可搬型重大事故等対処設備の必要数及び予備数について<基本的考え方></p> <p>可搬型重大事故等対処設備の必要数及び予備数の確保の基本的考え方については、基準規則43条3項1号「想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。」に基づき、次のとおりとする。</p> <p>必要な容量として、基準規則の解釈43条5項(c)「当該原子炉において想定する重大事故等において、炉心損傷防止及び格納容器破損防止等のために有効な機能を果たすことができる容量」を満足する数量（以下、必要数：「N」という。）を確保する。</p> <p>また、十分に余裕のある容量として、必要数に加え、基準規則の解釈43条5項(a)及び(b)を踏まえて、以下のとおりとする。</p> <p>① 可搬型重大事故等対処設備の区分に応じた十分に余裕のある容量の確保の考え方</p> <p>(ア) 可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型代替電源設備及び可搬型注水設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）は、基準規則の解釈43条5項(a)により、「1基当たり2セット以上を持つこと。これに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを工場等全体で確保すること。」を要求されていることから、設備に応じた必要数を2セット（2N）と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを確保する。</p> <p>(イ) 可搬型直流電源設備等であって負荷に直接接続するものは、基準規則の解釈43条5項(b)により、「1負荷当たり1セットに、工場等全体で故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを加えた容量を持つこと。」を要求されていることから、設備に応じた必要数を1セット（1N）と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを確保する。</p> <p>なお、可搬型直流電源設備等であって負荷に直接接続するものとは、可搬型バッテリー・窒素ポンプ・可搬式整流器とする。</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)以外の可搬型重大事故等対処設備は、(イ)と同様の考え方に従い、必要数1セット（1N）と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを確保する。</p> <p>② 可搬型重大事故等対処設備のバックアップ（予備）数の確保の考え方</p> <p>バックアップ（予備）数については、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮するものとし、保守点検時であっても故障時のバックアップが確保された状態とするために、保守点検実施時期、保守点検内容、保守点検実施時の対応を勘案し、バックアップ保有数（a）を選定する。</p>			<p>【大阪】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 ・泊、女川とも左記考え方に相当する内容を「共-4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について」に整理する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>以上の考え方をフローにしたものを図2に示す。</p> <p>図2 可搬型重大事故等対処設備のバックアップ保有数選定フロー</p> <p>(2) 可搬型重大事故等対処設備の保有数の考え方について (ア) 可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型代替電源設備及び可搬型注水設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）は、$2N+1$（(1)②により、バックアップが「2」必要と判断したものは$2N+2$）を保有する。 (イ) 可搬型直流電源設備等であって負荷に直接接続するもの（可搬型バッテリー・窒素ポンペ・可搬式整流器）は、$N+1$（(1)②により、バックアップが「2」必要と判断したものは$N+2$）を保有する。 (ウ) (ア)・(イ)以外の可搬型重大事故等対処設備（例：タンクローリー等）は、$N+1$（(1)②により、バックアップが「2」必要と判断したものは$N+2$）を保有する。 (3) 可搬型重大事故等対処設備の保有数の設置許可上の記載について (ア) 可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型代替電源設備及び可搬型注水設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）は、$2N+1$（(1)②により、バックアップが「2」必要と判断したものは$2N+2$）を記載する。 (イ) 可搬型直流電源設備等であって負荷に直接接続するもの（可搬型バッテリー・窒素ポンペ・可搬式整流器）は、$N+1$（(1)②により、バックアップが「2」必要と判断したものは$N+2$）を記載する。 (ウ) (ア)・(イ)以外の可搬型重大事故等対処設備は、$N+1$（(1)②により、バックアップが「2」必要と判断したものは$N+2$）を記載する。 別紙3に可搬型重大事故等対処設備の一覧表を保有数量の考え方とともに示す。</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙1</div> <table border="1" data-bbox="94 306 607 775"> <thead> <tr> <th>重大事故等対策において流路機能を有する設備</th> <th>既設置許可の記載箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 原子炉容器</td><td>1 次冷却設備</td></tr> <tr><td>2 加圧器</td><td>1 次冷却設備</td></tr> <tr><td>3 蒸気発生器</td><td>1 次冷却設備</td></tr> <tr><td>4 1次冷却材ポンプ</td><td>1 次冷却設備</td></tr> <tr><td>5 1次冷却材管</td><td>1 次冷却設備</td></tr> <tr><td>6 加圧器サージ管</td><td>1 次冷却設備</td></tr> <tr><td>7 使用済燃料ピット</td><td>燃料取扱及び貯蔵設備</td></tr> <tr><td>8 貯水罐</td><td>※1</td></tr> <tr><td>9 海水ポンプ室</td><td>※1</td></tr> <tr><td>10 A、B海水ストレーナ</td><td>※2</td></tr> <tr><td>1.1 A、B原子炉補機冷却水冷却器</td><td>原子炉補機冷却水設備</td></tr> <tr><td>1.2 A、B余熱除去冷却器</td><td>非常用炉心冷却設備 余熱除去設備</td></tr> <tr><td>1.3 中央制御室空調ユニット</td><td>換気空調設備</td></tr> <tr><td>1.4 ほう酸フィルタ</td><td>化学体積制御設備</td></tr> <tr><td>1.5 再生熱交換器</td><td>化学体積制御設備</td></tr> <tr><td>1.6 A、B格納容器スプレィ冷却器</td><td>原子炉格納容器スプレィ設備</td></tr> <tr><td>1.7 主蒸気管</td><td>主蒸気系統設備</td></tr> <tr><td>1.8 排気筒</td><td>換気空調設備</td></tr> <tr><td>1.9 原子炉格納容器</td><td>原子炉格納施設</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 既設置許可には記載が無いが、重大事故等時に海水ポンプの流路として使用するため今回新たに記載する。</p> <p>※2 既設置許可には記載が無いが、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口として特別な使い方をするため今回新たに記載する。</p>	重大事故等対策において流路機能を有する設備	既設置許可の記載箇所	1 原子炉容器	1 次冷却設備	2 加圧器	1 次冷却設備	3 蒸気発生器	1 次冷却設備	4 1次冷却材ポンプ	1 次冷却設備	5 1次冷却材管	1 次冷却設備	6 加圧器サージ管	1 次冷却設備	7 使用済燃料ピット	燃料取扱及び貯蔵設備	8 貯水罐	※1	9 海水ポンプ室	※1	10 A、B海水ストレーナ	※2	1.1 A、B原子炉補機冷却水冷却器	原子炉補機冷却水設備	1.2 A、B余熱除去冷却器	非常用炉心冷却設備 余熱除去設備	1.3 中央制御室空調ユニット	換気空調設備	1.4 ほう酸フィルタ	化学体積制御設備	1.5 再生熱交換器	化学体積制御設備	1.6 A、B格納容器スプレィ冷却器	原子炉格納容器スプレィ設備	1.7 主蒸気管	主蒸気系統設備	1.8 排気筒	換気空調設備	1.9 原子炉格納容器	原子炉格納施設			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>
重大事故等対策において流路機能を有する設備	既設置許可の記載箇所																																										
1 原子炉容器	1 次冷却設備																																										
2 加圧器	1 次冷却設備																																										
3 蒸気発生器	1 次冷却設備																																										
4 1次冷却材ポンプ	1 次冷却設備																																										
5 1次冷却材管	1 次冷却設備																																										
6 加圧器サージ管	1 次冷却設備																																										
7 使用済燃料ピット	燃料取扱及び貯蔵設備																																										
8 貯水罐	※1																																										
9 海水ポンプ室	※1																																										
10 A、B海水ストレーナ	※2																																										
1.1 A、B原子炉補機冷却水冷却器	原子炉補機冷却水設備																																										
1.2 A、B余熱除去冷却器	非常用炉心冷却設備 余熱除去設備																																										
1.3 中央制御室空調ユニット	換気空調設備																																										
1.4 ほう酸フィルタ	化学体積制御設備																																										
1.5 再生熱交換器	化学体積制御設備																																										
1.6 A、B格納容器スプレィ冷却器	原子炉格納容器スプレィ設備																																										
1.7 主蒸気管	主蒸気系統設備																																										
1.8 排気筒	換気空調設備																																										
1.9 原子炉格納容器	原子炉格納施設																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
<p>第13条 重大事故等対処設備</p> <table border="1" data-bbox="89 183 577 263"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備種別(部位)</th> <th rowspan="2">設備名称</th> <th colspan="2">炉内設備</th> <th colspan="2">炉外設備</th> <th rowspan="2">備註</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>設備選定理由</th> <th>設備</th> <th>設備選定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器(1)圧力容器</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備種別(部位)	設備名称	炉内設備		炉外設備		備註	設備	設備選定理由	設備	設備選定理由	圧力容器	圧力容器(1)圧力容器	—	—	—	—	—	<p>表1 重大事故等対処設備の設備分類等</p> <p>表13条 重大事故等対処設備</p> <table border="1" data-bbox="672 215 1220 295"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備種別</th> <th rowspan="2">設備名称</th> <th colspan="2">炉内設備</th> <th colspan="2">炉外設備</th> <th rowspan="2">備註</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>設備選定理由</th> <th>設備</th> <th>設備選定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">圧力容器(1)圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>圧力容器</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備種別	設備名称	炉内設備		炉外設備		備註	設備	設備選定理由	設備	設備選定理由	圧力容器(1)圧力容器	圧力容器	—	—	—	—	—	圧力容器	—	—	—	—	—	<p>第43条 重大事故等対処設備</p> <table border="1" data-bbox="1265 199 1803 295"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備種別</th> <th rowspan="2">設備名称</th> <th colspan="2">炉内設備</th> <th colspan="2">炉外設備</th> <th rowspan="2">備註</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>設備選定理由</th> <th>設備</th> <th>設備選定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">圧力容器(1)の設備</td> <td>圧力容器</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>圧力容器</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備種別	設備名称	炉内設備		炉外設備		備註	設備	設備選定理由	設備	設備選定理由	圧力容器(1)の設備	圧力容器	—	—	—	—	—	圧力容器	—	—	—	—	—	<p>(43条) 【女川・大阪】 使用機材の相違</p> <p>以降の一覧表は、各条本文の進捗と整合を図り、</p> <ul style="list-style-type: none"> 用語の修正 重大事故等対処設備（設計基準拡張）の追加 <p>等を行った。</p>
設備種別(部位)			設備名称	炉内設備		炉外設備		備註																																																													
	設備	設備選定理由		設備	設備選定理由																																																																
圧力容器	圧力容器(1)圧力容器	—	—	—	—	—																																																															
設備種別	設備名称	炉内設備		炉外設備		備註																																																															
		設備	設備選定理由	設備	設備選定理由																																																																
圧力容器(1)圧力容器	圧力容器	—	—	—	—	—																																																															
	圧力容器	—	—	—	—	—																																																															
設備種別	設備名称	炉内設備		炉外設備		備註																																																															
		設備	設備選定理由	設備	設備選定理由																																																																
圧力容器(1)の設備	圧力容器	—	—	—	—	—																																																															
	圧力容器	—	—	—	—	—																																																															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉

第43条 原子炉冷却材圧力バランサリ高圧時に発電用蒸気炉を冷却するための設備

設備種別(設備)	主要機能	代替する機能とする設備(設備名称)		設備種別	重大事故等対処設備
		設備	設置位置		
蒸気発生炉	1号機(2号機)の 燃料冷却回路ポンプ	電機駆動軸動ポンプ、 タービン駆動軸動ポンプ、 自然圧力、 自然圧力ポンプ	5	電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
燃料冷却回路ポンプ				電機駆動軸動ポンプ	
燃料冷却回路ポンプ				電機駆動軸動ポンプ	
燃料冷却回路ポンプ				電機駆動軸動ポンプ	
燃料冷却回路ポンプ				電機駆動軸動ポンプ	
燃料冷却回路ポンプ				電機駆動軸動ポンプ	
燃料冷却回路ポンプ				電機駆動軸動ポンプ	
燃料冷却回路ポンプ				電機駆動軸動ポンプ	
燃料冷却回路ポンプ				電機駆動軸動ポンプ	
燃料冷却回路ポンプ				電機駆動軸動ポンプ	
タービン駆動軸動ポンプ	タービン駆動軸動ポンプ 自然圧力	5	タービン駆動軸動ポンプ	タービン駆動軸動ポンプ	
タービン駆動軸動ポンプ			タービン駆動軸動ポンプ		
タービン駆動軸動ポンプ			タービン駆動軸動ポンプ		
タービン駆動軸動ポンプ			タービン駆動軸動ポンプ		
タービン駆動軸動ポンプ			タービン駆動軸動ポンプ		
タービン駆動軸動ポンプ			タービン駆動軸動ポンプ		
タービン駆動軸動ポンプ			タービン駆動軸動ポンプ		
タービン駆動軸動ポンプ			タービン駆動軸動ポンプ		
タービン駆動軸動ポンプ			タービン駆動軸動ポンプ		
タービン駆動軸動ポンプ			タービン駆動軸動ポンプ		
タービン駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ 自然圧力	5	電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ	
電機駆動軸動ポンプ			電機駆動軸動ポンプ		
電機駆動軸動ポンプ			電機駆動軸動ポンプ		
電機駆動軸動ポンプ			電機駆動軸動ポンプ		
電機駆動軸動ポンプ			電機駆動軸動ポンプ		
電機駆動軸動ポンプ			電機駆動軸動ポンプ		
電機駆動軸動ポンプ			電機駆動軸動ポンプ		
電機駆動軸動ポンプ			電機駆動軸動ポンプ		
電機駆動軸動ポンプ			電機駆動軸動ポンプ		
電機駆動軸動ポンプ			電機駆動軸動ポンプ		

女川原子力発電所2号炉

第43条 原子炉冷却材圧力バランサリ高圧時に発電用蒸気炉を冷却するための設備

設備種別	設備	代替する機能とする設備(設備名称)		設備種別	重大事故等対処設備
		設備	設置位置		
原子炉冷却回路ポンプ	電機駆動軸動ポンプ	5	電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ

第43条 原子炉冷却材圧力バランサリ高圧時に発電用蒸気炉を冷却するための設備

設備種別	設備	代替する機能とする設備(設備名称)		設備種別	重大事故等対処設備
		設備	設置位置		
原子炉冷却回路ポンプ	電機駆動軸動ポンプ	5	電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ

泊発電所3号炉

第43条 原子炉冷却材圧力バランサリ高圧時に発電用蒸気炉を冷却するための設備 (1/2)

設備種別	設備 (注1)	代替する機能とする設備(設備名称)		設備種別	重大事故等対処設備
		設備	設置位置		
原子炉冷却回路ポンプ	電機駆動軸動ポンプ	5	電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ

第43条 原子炉冷却材圧力バランサリ高圧時に発電用蒸気炉を冷却するための設備 (2/2)

設備種別	設備 (注1)	代替する機能とする設備(設備名称)		設備種別	重大事故等対処設備
		設備	設置位置		
原子炉冷却回路ポンプ	電機駆動軸動ポンプ	5	電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ
				電機駆動軸動ポンプ	電機駆動軸動ポンプ

(45条)
【女川】
 対応手段、対応設備の相違
【大阪】
 記載方針の相違
 ・女川審査実績の反映(流路となる設備の記載)
 ・重大事故等対処設備として選定する設備の相違理由は、個別条文にて説明

【女川・大阪】
 記載方針の相違
 ・監視及び制御に用いる設備は、58条において整理をするが、45条本文において記載しているため、一覧表にも「58条に記載」として挙げている。
【大阪】
 記載方針の相違
 ・45条本文に使用可能な場合にSAとして使用する蒸気発生器2次側からの除熱を整理したため、一覧にも明記する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

設備(装置)項目	主要機能	代替手段を有する設計基準事項及び設備	設備種別	選定基準	選定理由	選定事項
加圧蒸気発生機	1号炉の冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	電動機駆動ポンプ、ターボ駆動ポンプ、蒸気発生機、加圧蒸気発生機	電動機駆動ポンプ	電動機駆動ポンプ	電動機駆動ポンプ	電動機駆動ポンプ
電動機駆動ポンプ			電動機駆動ポンプ	電動機駆動ポンプ	電動機駆動ポンプ	電動機駆動ポンプ
ターボ駆動ポンプ			ターボ駆動ポンプ	ターボ駆動ポンプ	ターボ駆動ポンプ	ターボ駆動ポンプ
加圧蒸気発生機			加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機
加圧蒸気発生機			加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機
加圧蒸気発生機			加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機
加圧蒸気発生機			加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機
加圧蒸気発生機			加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機
加圧蒸気発生機			加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機
加圧蒸気発生機			加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

設備(装置)項目	主要機能	代替手段を有する設計基準事項及び設備	設備種別	選定基準	選定理由	選定事項
加圧蒸気発生機	1号炉の冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	電動機駆動ポンプ、ターボ駆動ポンプ、蒸気発生機、加圧蒸気発生機	電動機駆動ポンプ	電動機駆動ポンプ	電動機駆動ポンプ	電動機駆動ポンプ
電動機駆動ポンプ			電動機駆動ポンプ	電動機駆動ポンプ	電動機駆動ポンプ	電動機駆動ポンプ
ターボ駆動ポンプ			ターボ駆動ポンプ	ターボ駆動ポンプ	ターボ駆動ポンプ	ターボ駆動ポンプ
加圧蒸気発生機			加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機
加圧蒸気発生機			加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機
加圧蒸気発生機			加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機
加圧蒸気発生機			加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機
加圧蒸気発生機			加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機
加圧蒸気発生機			加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機
加圧蒸気発生機			加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 (1/2)

設備(装置)項目	主要機能	代替手段を有する設計基準事項及び設備	設備種別	選定基準	選定理由	選定事項
加圧蒸気発生機	1号炉の冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	電動機駆動ポンプ、ターボ駆動ポンプ、蒸気発生機、加圧蒸気発生機	電動機駆動ポンプ	電動機駆動ポンプ	電動機駆動ポンプ	電動機駆動ポンプ
電動機駆動ポンプ			電動機駆動ポンプ	電動機駆動ポンプ	電動機駆動ポンプ	電動機駆動ポンプ
ターボ駆動ポンプ			ターボ駆動ポンプ	ターボ駆動ポンプ	ターボ駆動ポンプ	ターボ駆動ポンプ
加圧蒸気発生機			加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機
加圧蒸気発生機			加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機
加圧蒸気発生機			加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機
加圧蒸気発生機			加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機
加圧蒸気発生機			加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機
加圧蒸気発生機			加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機
加圧蒸気発生機			加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機	加圧蒸気発生機

(46条)
 【女川】
 対応手段、対応設備の相違
 【大飯】
 記載方針の相違
 ・女川審査実績の反映（流路となる設備の記載）
 ・重大事故等対処設備として選定する設備の相違理由は、個別条文中にて説明

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		第4条表 原子炉冷却系圧力バランスを調整するための装置（2/2）	（46条）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>装置名称</th> <th>図表（注1）</th> <th>内容とする機能又は対応手段の相違</th> <th>相違理由</th> <th>相違箇所</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>設備</th> <th>設備標準仕様</th> <th>設備標準仕様</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th>台数</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">冷却系圧力調整用の圧力調整弁（ポート）</td> <td>ポート-制御用圧力調整弁</td> <td rowspan="10">（ポート-制御用圧力調整弁） 制御用圧力調整弁 （圧力調整用ポート）</td> <td rowspan="10">151</td> <td rowspan="10">2</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>圧力調整弁</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>制御用ポート【本機】</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>ポート-制御用圧力調整弁【本機】</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>圧力調整弁【本機】</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>制御用ポート【本機】</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>ポート-制御用圧力調整弁【本機】</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>圧力調整弁【本機】</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>制御用ポート【本機】</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>制御用ポート【本機】</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">冷却系圧力調整用の圧力調整弁（ポート）</td> <td>ポート-制御用圧力調整弁</td> <td rowspan="10">（制御用圧力調整弁） （圧力調整用ポート）</td> <td rowspan="10">151</td> <td rowspan="10">2</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>圧力調整弁</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>制御用ポート【本機】</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>ポート-制御用圧力調整弁【本機】</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>圧力調整弁【本機】</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>制御用ポート【本機】</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>ポート-制御用圧力調整弁【本機】</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>圧力調整弁【本機】</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>制御用ポート【本機】</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>制御用ポート【本機】</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">圧力調整弁</td> <td>圧力調整弁</td> <td rowspan="4">（圧力調整弁） （圧力調整用ポート）</td> <td rowspan="4">151</td> <td rowspan="4">2</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>制御用ポート【本機】</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>ポート-制御用圧力調整弁</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>圧力調整弁</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">冷却系圧力調整用の圧力調整弁（ポート）</td> <td>ポート-制御用圧力調整弁</td> <td rowspan="10">（制御用圧力調整弁） （圧力調整用ポート）</td> <td rowspan="10">151</td> <td rowspan="10">2</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>圧力調整弁</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>制御用ポート【本機】</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>ポート-制御用圧力調整弁【本機】</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>圧力調整弁【本機】</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>制御用ポート【本機】</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>ポート-制御用圧力調整弁【本機】</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>圧力調整弁【本機】</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>制御用ポート【本機】</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> <tr> <td>制御用ポート【本機】</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> <td>相違</td> </tr> </tbody> </table>	装置名称	図表（注1）	内容とする機能又は対応手段の相違	相違理由	相違箇所			設備	設備標準仕様	設備標準仕様				台数	台数	冷却系圧力調整用の圧力調整弁（ポート）	ポート-制御用圧力調整弁	（ポート-制御用圧力調整弁） 制御用圧力調整弁 （圧力調整用ポート）	151	2	相違	相違	相違	相違	相違	相違	圧力調整弁	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	制御用ポート【本機】	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	ポート-制御用圧力調整弁【本機】	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	圧力調整弁【本機】	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	制御用ポート【本機】	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	ポート-制御用圧力調整弁【本機】	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	圧力調整弁【本機】	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	制御用ポート【本機】	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	制御用ポート【本機】	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	冷却系圧力調整用の圧力調整弁（ポート）	ポート-制御用圧力調整弁	（制御用圧力調整弁） （圧力調整用ポート）	151	2	相違	相違	相違	相違	相違	相違	圧力調整弁	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	制御用ポート【本機】	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	ポート-制御用圧力調整弁【本機】	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	圧力調整弁【本機】	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	制御用ポート【本機】	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	ポート-制御用圧力調整弁【本機】	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	圧力調整弁【本機】	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	制御用ポート【本機】	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	制御用ポート【本機】	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	圧力調整弁	圧力調整弁	（圧力調整弁） （圧力調整用ポート）	151	2	相違	相違	相違	相違	相違	相違	制御用ポート【本機】	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	ポート-制御用圧力調整弁	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	圧力調整弁	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	冷却系圧力調整用の圧力調整弁（ポート）	ポート-制御用圧力調整弁	（制御用圧力調整弁） （圧力調整用ポート）	151	2	相違	相違	相違	相違	相違	相違	圧力調整弁	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	制御用ポート【本機】	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	ポート-制御用圧力調整弁【本機】	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	圧力調整弁【本機】	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	制御用ポート【本機】	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	ポート-制御用圧力調整弁【本機】	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	圧力調整弁【本機】	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	制御用ポート【本機】	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	制御用ポート【本機】	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	<p>【大飯】 設備の相違 ・余熱除去ポンプ入口弁操作作用可搬型空気ポンペを SA 設備と位置付けるため、一覧にも明記する。 記載方針の相違 ・46条本文に使用可能な場合に SA として使用する加圧器逃がし弁等を整理したため、一覧にも明記する。</p>
装置名称	図表（注1）	内容とする機能又は対応手段の相違	相違理由	相違箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		設備	設備標準仕様	設備標準仕様																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			台数	台数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
冷却系圧力調整用の圧力調整弁（ポート）	ポート-制御用圧力調整弁	（ポート-制御用圧力調整弁） 制御用圧力調整弁 （圧力調整用ポート）	151	2	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	圧力調整弁				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	制御用ポート【本機】				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	ポート-制御用圧力調整弁【本機】				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	圧力調整弁【本機】				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	制御用ポート【本機】				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	ポート-制御用圧力調整弁【本機】				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	圧力調整弁【本機】				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	制御用ポート【本機】				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	制御用ポート【本機】				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
冷却系圧力調整用の圧力調整弁（ポート）	ポート-制御用圧力調整弁	（制御用圧力調整弁） （圧力調整用ポート）	151	2	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	圧力調整弁				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	制御用ポート【本機】				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	ポート-制御用圧力調整弁【本機】				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	圧力調整弁【本機】				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	制御用ポート【本機】				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	ポート-制御用圧力調整弁【本機】				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	圧力調整弁【本機】				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	制御用ポート【本機】				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	制御用ポート【本機】				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
圧力調整弁	圧力調整弁	（圧力調整弁） （圧力調整用ポート）	151	2	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	制御用ポート【本機】				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	ポート-制御用圧力調整弁				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	圧力調整弁				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
冷却系圧力調整用の圧力調整弁（ポート）	ポート-制御用圧力調整弁	（制御用圧力調整弁） （圧力調整用ポート）	151	2	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	圧力調整弁				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	制御用ポート【本機】				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	ポート-制御用圧力調整弁【本機】				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	圧力調整弁【本機】				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	制御用ポート【本機】				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	ポート-制御用圧力調整弁【本機】				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	圧力調整弁【本機】				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	制御用ポート【本機】				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	制御用ポート【本機】				相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違	相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																		
	<p>第17条 原子炉格納容器圧力バランスタリ配正時に発生用原子炉を制御するための設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>設備</th> <th>設備仕様</th> <th>設備仕様</th> <th>設備仕様</th> <th>設備仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">原子炉格納容器圧力バランスタリ配正時の設備</td> <td>圧力調整用ポンプ(1号機)</td> <td>高圧格納容器(高圧格納容器)</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> </tr> <tr> <td>圧力調整用ポンプ(2号機)</td> <td>高圧格納容器(高圧格納容器)</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> </tr> <tr> <td>圧力調整用ポンプ(3号機)</td> <td>高圧格納容器(高圧格納容器)</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> </tr> <tr> <td>圧力調整用ポンプ(4号機)</td> <td>高圧格納容器(高圧格納容器)</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> </tr> <tr> <td>圧力調整用ポンプ(5号機)</td> <td>高圧格納容器(高圧格納容器)</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> </tr> <tr> <td>圧力調整用ポンプ(6号機)</td> <td>高圧格納容器(高圧格納容器)</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> </tr> <tr> <td>圧力調整用ポンプ(7号機)</td> <td>高圧格納容器(高圧格納容器)</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> </tr> <tr> <td>圧力調整用ポンプ(8号機)</td> <td>高圧格納容器(高圧格納容器)</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> </tr> <tr> <td>圧力調整用ポンプ(9号機)</td> <td>高圧格納容器(高圧格納容器)</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> </tr> <tr> <td>圧力調整用ポンプ(10号機)</td> <td>高圧格納容器(高圧格納容器)</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	設備	設備仕様	設備仕様	設備仕様	設備仕様	原子炉格納容器圧力バランスタリ配正時の設備	圧力調整用ポンプ(1号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器	圧力調整用ポンプ(2号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器	圧力調整用ポンプ(3号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器	圧力調整用ポンプ(4号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器	圧力調整用ポンプ(5号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器	圧力調整用ポンプ(6号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器	圧力調整用ポンプ(7号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器	圧力調整用ポンプ(8号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器	圧力調整用ポンプ(9号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器	圧力調整用ポンプ(10号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器	<p>第17条 原子炉格納容器圧力バランスタリ配正時に発生用原子炉を制御するための設備 (2/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>設備</th> <th>設備仕様</th> <th>設備仕様</th> <th>設備仕様</th> <th>設備仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">原子炉格納容器圧力バランスタリ配正時の設備</td> <td>圧力調整用ポンプ(1号機)</td> <td>高圧格納容器(高圧格納容器)</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> </tr> <tr> <td>圧力調整用ポンプ(2号機)</td> <td>高圧格納容器(高圧格納容器)</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> </tr> <tr> <td>圧力調整用ポンプ(3号機)</td> <td>高圧格納容器(高圧格納容器)</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> </tr> <tr> <td>圧力調整用ポンプ(4号機)</td> <td>高圧格納容器(高圧格納容器)</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> </tr> <tr> <td>圧力調整用ポンプ(5号機)</td> <td>高圧格納容器(高圧格納容器)</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> </tr> <tr> <td>圧力調整用ポンプ(6号機)</td> <td>高圧格納容器(高圧格納容器)</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> </tr> <tr> <td>圧力調整用ポンプ(7号機)</td> <td>高圧格納容器(高圧格納容器)</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> </tr> <tr> <td>圧力調整用ポンプ(8号機)</td> <td>高圧格納容器(高圧格納容器)</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> </tr> <tr> <td>圧力調整用ポンプ(9号機)</td> <td>高圧格納容器(高圧格納容器)</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> </tr> <tr> <td>圧力調整用ポンプ(10号機)</td> <td>高圧格納容器(高圧格納容器)</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> <td>高圧格納容器</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	設備	設備仕様	設備仕様	設備仕様	設備仕様	原子炉格納容器圧力バランスタリ配正時の設備	圧力調整用ポンプ(1号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器	圧力調整用ポンプ(2号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器	圧力調整用ポンプ(3号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器	圧力調整用ポンプ(4号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器	圧力調整用ポンプ(5号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器	圧力調整用ポンプ(6号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器	圧力調整用ポンプ(7号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器	圧力調整用ポンプ(8号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器	圧力調整用ポンプ(9号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器	圧力調整用ポンプ(10号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器	<p>(47条) 【女川】 対応手段、対応設備の相違</p>
設備名称	設備	設備仕様	設備仕様	設備仕様	設備仕様																																																																																																																
原子炉格納容器圧力バランスタリ配正時の設備	圧力調整用ポンプ(1号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器																																																																																																																
	圧力調整用ポンプ(2号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器																																																																																																																
	圧力調整用ポンプ(3号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器																																																																																																																
	圧力調整用ポンプ(4号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器																																																																																																																
	圧力調整用ポンプ(5号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器																																																																																																																
	圧力調整用ポンプ(6号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器																																																																																																																
	圧力調整用ポンプ(7号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器																																																																																																																
	圧力調整用ポンプ(8号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器																																																																																																																
	圧力調整用ポンプ(9号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器																																																																																																																
	圧力調整用ポンプ(10号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器																																																																																																																
設備名称	設備	設備仕様	設備仕様	設備仕様	設備仕様																																																																																																																
原子炉格納容器圧力バランスタリ配正時の設備	圧力調整用ポンプ(1号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器																																																																																																																
	圧力調整用ポンプ(2号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器																																																																																																																
	圧力調整用ポンプ(3号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器																																																																																																																
	圧力調整用ポンプ(4号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器																																																																																																																
	圧力調整用ポンプ(5号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器																																																																																																																
	圧力調整用ポンプ(6号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器																																																																																																																
	圧力調整用ポンプ(7号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器																																																																																																																
	圧力調整用ポンプ(8号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器																																																																																																																
	圧力調整用ポンプ(9号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器																																																																																																																
	圧力調整用ポンプ(10号機)	高圧格納容器(高圧格納容器)	高圧格納容器	高圧格納容器	高圧格納容器																																																																																																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
	<p>第41条 原子炉格納炉圧力バウンダリ破損時に発電機用原子炉冷却するための設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>設備ID</th> <th>格納炉冷却に必要となる設備の名称</th> <th>設備の位置</th> <th>設備の仕様</th> <th>設備の選定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">格納炉冷却システム（圧力バウンダリ破損時）</td> <td>格納炉冷却ポンプ</td> <td>格納炉冷却ポンプ</td> <td>格納炉冷却ポンプ</td> <td>流量：1000t/h</td> <td>選定</td> </tr> <tr> <td>格納炉冷却ポンプ</td> <td>格納炉冷却ポンプ</td> <td>格納炉冷却ポンプ</td> <td>流量：1000t/h</td> <td>選定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">格納炉冷却システム（圧力バウンダリ破損時）</td> <td>格納炉冷却ポンプ</td> <td>格納炉冷却ポンプ</td> <td>格納炉冷却ポンプ</td> <td>流量：1000t/h</td> <td>選定</td> </tr> <tr> <td>格納炉冷却ポンプ</td> <td>格納炉冷却ポンプ</td> <td>格納炉冷却ポンプ</td> <td>流量：1000t/h</td> <td>選定</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	設備ID	格納炉冷却に必要となる設備の名称	設備の位置	設備の仕様	設備の選定	格納炉冷却システム（圧力バウンダリ破損時）	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	流量：1000t/h	選定	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	流量：1000t/h	選定	格納炉冷却システム（圧力バウンダリ破損時）	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	流量：1000t/h	選定	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	流量：1000t/h	選定	<p>第47条 原子炉格納炉圧力バウンダリ破損時に発電機用原子炉冷却するための設備（3/1.2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>設備ID</th> <th>格納炉冷却に必要となる設備の名称</th> <th>設備の位置</th> <th>設備の仕様</th> <th>設備の選定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">格納炉冷却システム（圧力バウンダリ破損時）</td> <td>格納炉冷却ポンプ</td> <td>格納炉冷却ポンプ</td> <td>格納炉冷却ポンプ</td> <td>流量：1000t/h</td> <td>選定</td> </tr> <tr> <td>格納炉冷却ポンプ</td> <td>格納炉冷却ポンプ</td> <td>格納炉冷却ポンプ</td> <td>流量：1000t/h</td> <td>選定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">格納炉冷却システム（圧力バウンダリ破損時）</td> <td>格納炉冷却ポンプ</td> <td>格納炉冷却ポンプ</td> <td>格納炉冷却ポンプ</td> <td>流量：1000t/h</td> <td>選定</td> </tr> <tr> <td>格納炉冷却ポンプ</td> <td>格納炉冷却ポンプ</td> <td>格納炉冷却ポンプ</td> <td>流量：1000t/h</td> <td>選定</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	設備ID	格納炉冷却に必要となる設備の名称	設備の位置	設備の仕様	設備の選定	格納炉冷却システム（圧力バウンダリ破損時）	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	流量：1000t/h	選定	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	流量：1000t/h	選定	格納炉冷却システム（圧力バウンダリ破損時）	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	流量：1000t/h	選定	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	流量：1000t/h	選定	<p>(47条) 【女川】 対応手段、対応設備の相違</p>
設備名称	設備ID	格納炉冷却に必要となる設備の名称	設備の位置	設備の仕様	設備の選定																																																						
格納炉冷却システム（圧力バウンダリ破損時）	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	流量：1000t/h	選定																																																						
	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	流量：1000t/h	選定																																																						
格納炉冷却システム（圧力バウンダリ破損時）	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	流量：1000t/h	選定																																																						
	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	流量：1000t/h	選定																																																						
設備名称	設備ID	格納炉冷却に必要となる設備の名称	設備の位置	設備の仕様	設備の選定																																																						
格納炉冷却システム（圧力バウンダリ破損時）	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	流量：1000t/h	選定																																																						
	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	流量：1000t/h	選定																																																						
格納炉冷却システム（圧力バウンダリ破損時）	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	流量：1000t/h	選定																																																						
	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	格納炉冷却ポンプ	流量：1000t/h	選定																																																						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

(47条)

【大飯】

記載方針の相違

・女川審査実績の反映（流路となる設備の記載）

・重大事故等対処設備として選定する設備の相違理由は、個別条文にて説明

第17条 原子炉冷却材圧力ワンタリ状態時に発電用原子炉を冷却するための設備

設備種別(範囲)	主要機器	冷却材の確保を必要とする設計基準事故等に対する設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	設備重要度		設備種別	重大事故等
熱源設備(プレヒータ)	熱源設備本体(熱源設備プレヒータ、圧力調整装置プレヒータ)	熱源設備本体	可解	可解	可解	可解
熱源設備(プレヒータ)		可解	可解	可解	可解	可解
熱源設備(プレヒータ)		可解	可解	可解	可解	可解
熱源設備(プレヒータ)		可解	可解	可解	可解	可解
熱源設備(プレヒータ)		可解	可解	可解	可解	可解
熱源設備(プレヒータ)		可解	可解	可解	可解	可解
熱源設備(プレヒータ)		可解	可解	可解	可解	可解
熱源設備(プレヒータ)		可解	可解	可解	可解	可解
熱源設備(プレヒータ)		可解	可解	可解	可解	可解
熱源設備(プレヒータ)		可解	可解	可解	可解	可解
熱源設備(プレヒータ)	可解	可解	可解	可解	可解	

第17条 原子炉冷却材圧力ワンタリ状態時に発電用原子炉を冷却するための設備

設備種別(範囲)	主要機器	冷却材の確保を必要とする設計基準事故等に対する設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	設備重要度		設備種別	重大事故等
熱源設備(プレヒータ)	熱源設備本体(熱源設備プレヒータ、圧力調整装置プレヒータ)	熱源設備本体	可解	可解	可解	可解
熱源設備(プレヒータ)		可解	可解	可解	可解	可解
熱源設備(プレヒータ)		可解	可解	可解	可解	可解
熱源設備(プレヒータ)		可解	可解	可解	可解	可解
熱源設備(プレヒータ)		可解	可解	可解	可解	可解
熱源設備(プレヒータ)		可解	可解	可解	可解	可解
熱源設備(プレヒータ)		可解	可解	可解	可解	可解
熱源設備(プレヒータ)		可解	可解	可解	可解	可解
熱源設備(プレヒータ)		可解	可解	可解	可解	可解
熱源設備(プレヒータ)		可解	可解	可解	可解	可解
熱源設備(プレヒータ)	可解	可解	可解	可解	可解	

第17条 原子炉冷却材圧力ワンタリ状態時に発電用原子炉を冷却するための設備 (5/12)

設備種別	設備(注1)	注2 参考機器を有する設計基準事故等に対する設備		設備種別	設備	設備重要度	設備種別	設備
		設備	設備重要度					
熱源設備(プレヒータ)	熱源設備本体	可解	可解	可解	可解	可解	可解	可解
	熱源設備(プレヒータ)	可解	可解	可解	可解	可解	可解	可解
	熱源設備(プレヒータ)	可解	可解	可解	可解	可解	可解	可解
	熱源設備(プレヒータ)	可解	可解	可解	可解	可解	可解	可解
	熱源設備(プレヒータ)	可解	可解	可解	可解	可解	可解	可解
	熱源設備(プレヒータ)	可解	可解	可解	可解	可解	可解	可解
	熱源設備(プレヒータ)	可解	可解	可解	可解	可解	可解	可解
	熱源設備(プレヒータ)	可解	可解	可解	可解	可解	可解	可解
	熱源設備(プレヒータ)	可解	可解	可解	可解	可解	可解	可解
	熱源設備(プレヒータ)	可解	可解	可解	可解	可解	可解	可解
熱源設備(プレヒータ)	熱源設備本体	可解	可解	可解	可解	可解	可解	可解
	熱源設備(プレヒータ)	可解	可解	可解	可解	可解	可解	可解
	熱源設備(プレヒータ)	可解	可解	可解	可解	可解	可解	可解
	熱源設備(プレヒータ)	可解	可解	可解	可解	可解	可解	可解
	熱源設備(プレヒータ)	可解	可解	可解	可解	可解	可解	可解
	熱源設備(プレヒータ)	可解	可解	可解	可解	可解	可解	可解
	熱源設備(プレヒータ)	可解	可解	可解	可解	可解	可解	可解
	熱源設備(プレヒータ)	可解	可解	可解	可解	可解	可解	可解
	熱源設備(プレヒータ)	可解	可解	可解	可解	可解	可解	可解
	熱源設備(プレヒータ)	可解	可解	可解	可解	可解	可解	可解

(注1) 参考機器については、圧力調整装置、圧力調整装置プレヒータ(圧力調整装置プレヒータ)を指す。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由 (47条)																																																																																																						
表4-7条、原子力の原子力炉内圧力上昇防止に発電機用原子炉冷却するための設備 (6/1.2)																																																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名称</th> <th rowspan="2">設備 (注1)</th> <th colspan="2">設備の選定</th> <th rowspan="2">設備の選定</th> <th rowspan="2">設備の選定</th> <th rowspan="2">設備の選定</th> </tr> <tr> <th>設備の選定</th> <th>設備の選定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">大飯発電所3号炉 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備)</td> <td>炉内圧力上昇防止設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力上昇防止設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力上昇防止設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力上昇防止設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力上昇防止設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">女川原子力発電所2号炉 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備)</td> <td>炉内圧力上昇防止設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力上昇防止設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力上昇防止設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力上昇防止設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力上昇防止設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">泊発電所3号炉 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備)</td> <td>炉内圧力上昇防止設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力上昇防止設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力上昇防止設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力上昇防止設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力上昇防止設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> </tr> </tbody> </table>				設備名称	設備 (注1)	設備の選定		設備の選定	設備の選定	設備の選定	設備の選定	設備の選定	大飯発電所3号炉 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備)	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備	女川原子力発電所2号炉 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備)	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備	泊発電所3号炉 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備)	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備
設備名称	設備 (注1)	設備の選定				設備の選定	設備の選定				設備の選定																																																																																														
		設備の選定	設備の選定																																																																																																						
大飯発電所3号炉 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備)	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備																																																																																																			
	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備																																																																																																			
	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備																																																																																																			
	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備																																																																																																			
	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備																																																																																																			
女川原子力発電所2号炉 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備)	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備																																																																																																			
	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備																																																																																																			
	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備																																																																																																			
	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備																																																																																																			
	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備																																																																																																			
泊発電所3号炉 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備) 炉内圧力上昇防止設備 (炉内圧力上昇防止設備)	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備																																																																																																			
	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備																																																																																																			
	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備																																																																																																			
	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備																																																																																																			
	炉内圧力上昇防止設備	設備	設備	設備	設備	設備																																																																																																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由 (47条)																																																																																					
		<p>第47条 原子炉冷却材圧力ワンダリ防止時に発電機原子炉を冷却するための設備 (1/1/1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">設備 (注1)</th> <th colspan="2">冷却水供給システム (注2)</th> <th colspan="2">設備</th> <th colspan="2">相違理由</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>設備</th> <th>設備</th> <th>設備</th> <th>相違理由</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">冷却材ポンプ (1号機) 冷却材ポンプ (2号機) 冷却材ポンプ (3号機) 冷却材ポンプ (4号機) 冷却材ポンプ (5号機) 冷却材ポンプ (6号機) 冷却材ポンプ (7号機) 冷却材ポンプ (8号機) 冷却材ポンプ (9号機) 冷却材ポンプ (10号機)</td> <td>冷却材ポンプ (1号機)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>相違理由</td> </tr> <tr> <td>冷却材ポンプ (2号機)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>相違理由</td> </tr> <tr> <td>冷却材ポンプ (3号機)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>相違理由</td> </tr> <tr> <td>冷却材ポンプ (4号機)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>相違理由</td> </tr> <tr> <td>冷却材ポンプ (5号機)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>相違理由</td> </tr> <tr> <td>冷却材ポンプ (6号機)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>相違理由</td> </tr> <tr> <td>冷却材ポンプ (7号機)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>相違理由</td> </tr> <tr> <td>冷却材ポンプ (8号機)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>相違理由</td> </tr> <tr> <td>冷却材ポンプ (9号機)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>相違理由</td> </tr> <tr> <td>冷却材ポンプ (10号機)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>相違理由</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 発電機原子炉 (1号機) 冷却材ポンプ (1号機) 冷却材ポンプ (2号機) 冷却材ポンプ (3号機) 冷却材ポンプ (4号機) 冷却材ポンプ (5号機) 冷却材ポンプ (6号機) 冷却材ポンプ (7号機) 冷却材ポンプ (8号機) 冷却材ポンプ (9号機) 冷却材ポンプ (10号機)</p> <p>注2) 冷却水供給システム (注2) 冷却水供給システム (注2) 冷却水供給システム (注2) 冷却水供給システム (注2) 冷却水供給システム (注2) 冷却水供給システム (注2) 冷却水供給システム (注2) 冷却水供給システム (注2) 冷却水供給システム (注2) 冷却水供給システム (注2)</p>	設備名	設備 (注1)	冷却水供給システム (注2)		設備		相違理由		設備	設備	設備	設備	相違理由	相違理由	冷却材ポンプ (1号機) 冷却材ポンプ (2号機) 冷却材ポンプ (3号機) 冷却材ポンプ (4号機) 冷却材ポンプ (5号機) 冷却材ポンプ (6号機) 冷却材ポンプ (7号機) 冷却材ポンプ (8号機) 冷却材ポンプ (9号機) 冷却材ポンプ (10号機)	冷却材ポンプ (1号機)						相違理由	冷却材ポンプ (2号機)						相違理由	冷却材ポンプ (3号機)						相違理由	冷却材ポンプ (4号機)						相違理由	冷却材ポンプ (5号機)						相違理由	冷却材ポンプ (6号機)						相違理由	冷却材ポンプ (7号機)						相違理由	冷却材ポンプ (8号機)						相違理由	冷却材ポンプ (9号機)						相違理由	冷却材ポンプ (10号機)						相違理由	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・46条本文に使用可能な場合にSAとして使用する高圧注入系・低圧注入系等を整理したため、一覧にも明記する。</p>
設備名	設備 (注1)	冷却水供給システム (注2)			設備		相違理由																																																																																	
		設備	設備	設備	設備	相違理由	相違理由																																																																																	
冷却材ポンプ (1号機) 冷却材ポンプ (2号機) 冷却材ポンプ (3号機) 冷却材ポンプ (4号機) 冷却材ポンプ (5号機) 冷却材ポンプ (6号機) 冷却材ポンプ (7号機) 冷却材ポンプ (8号機) 冷却材ポンプ (9号機) 冷却材ポンプ (10号機)	冷却材ポンプ (1号機)						相違理由																																																																																	
	冷却材ポンプ (2号機)						相違理由																																																																																	
	冷却材ポンプ (3号機)						相違理由																																																																																	
	冷却材ポンプ (4号機)						相違理由																																																																																	
	冷却材ポンプ (5号機)						相違理由																																																																																	
	冷却材ポンプ (6号機)						相違理由																																																																																	
	冷却材ポンプ (7号機)						相違理由																																																																																	
	冷却材ポンプ (8号機)						相違理由																																																																																	
	冷却材ポンプ (9号機)						相違理由																																																																																	
	冷却材ポンプ (10号機)						相違理由																																																																																	
		<p>第47条 原子炉冷却材圧力ワンダリ防止時に発電機原子炉を冷却するための設備 (1/2/1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">設備 (注1)</th> <th colspan="2">冷却水供給システム (注2)</th> <th colspan="2">設備</th> <th colspan="2">相違理由</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>設備</th> <th>設備</th> <th>設備</th> <th>相違理由</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">冷却材ポンプ (1号機) 冷却材ポンプ (2号機) 冷却材ポンプ (3号機) 冷却材ポンプ (4号機) 冷却材ポンプ (5号機) 冷却材ポンプ (6号機) 冷却材ポンプ (7号機) 冷却材ポンプ (8号機) 冷却材ポンプ (9号機) 冷却材ポンプ (10号機)</td> <td>冷却材ポンプ (1号機)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>相違理由</td> </tr> <tr> <td>冷却材ポンプ (2号機)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>相違理由</td> </tr> <tr> <td>冷却材ポンプ (3号機)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>相違理由</td> </tr> <tr> <td>冷却材ポンプ (4号機)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>相違理由</td> </tr> <tr> <td>冷却材ポンプ (5号機)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>相違理由</td> </tr> <tr> <td>冷却材ポンプ (6号機)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>相違理由</td> </tr> <tr> <td>冷却材ポンプ (7号機)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>相違理由</td> </tr> <tr> <td>冷却材ポンプ (8号機)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>相違理由</td> </tr> <tr> <td>冷却材ポンプ (9号機)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>相違理由</td> </tr> <tr> <td>冷却材ポンプ (10号機)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>相違理由</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 発電機原子炉 (1号機) 冷却材ポンプ (1号機) 冷却材ポンプ (2号機) 冷却材ポンプ (3号機) 冷却材ポンプ (4号機) 冷却材ポンプ (5号機) 冷却材ポンプ (6号機) 冷却材ポンプ (7号機) 冷却材ポンプ (8号機) 冷却材ポンプ (9号機) 冷却材ポンプ (10号機)</p> <p>注2) 冷却水供給システム (注2) 冷却水供給システム (注2) 冷却水供給システム (注2) 冷却水供給システム (注2) 冷却水供給システム (注2) 冷却水供給システム (注2) 冷却水供給システム (注2) 冷却水供給システム (注2) 冷却水供給システム (注2) 冷却水供給システム (注2)</p>	設備名	設備 (注1)	冷却水供給システム (注2)		設備		相違理由		設備	設備	設備	設備	相違理由	相違理由	冷却材ポンプ (1号機) 冷却材ポンプ (2号機) 冷却材ポンプ (3号機) 冷却材ポンプ (4号機) 冷却材ポンプ (5号機) 冷却材ポンプ (6号機) 冷却材ポンプ (7号機) 冷却材ポンプ (8号機) 冷却材ポンプ (9号機) 冷却材ポンプ (10号機)	冷却材ポンプ (1号機)						相違理由	冷却材ポンプ (2号機)						相違理由	冷却材ポンプ (3号機)						相違理由	冷却材ポンプ (4号機)						相違理由	冷却材ポンプ (5号機)						相違理由	冷却材ポンプ (6号機)						相違理由	冷却材ポンプ (7号機)						相違理由	冷却材ポンプ (8号機)						相違理由	冷却材ポンプ (9号機)						相違理由	冷却材ポンプ (10号機)						相違理由	
設備名	設備 (注1)	冷却水供給システム (注2)			設備		相違理由																																																																																	
		設備	設備	設備	設備	相違理由	相違理由																																																																																	
冷却材ポンプ (1号機) 冷却材ポンプ (2号機) 冷却材ポンプ (3号機) 冷却材ポンプ (4号機) 冷却材ポンプ (5号機) 冷却材ポンプ (6号機) 冷却材ポンプ (7号機) 冷却材ポンプ (8号機) 冷却材ポンプ (9号機) 冷却材ポンプ (10号機)	冷却材ポンプ (1号機)						相違理由																																																																																	
	冷却材ポンプ (2号機)						相違理由																																																																																	
	冷却材ポンプ (3号機)						相違理由																																																																																	
	冷却材ポンプ (4号機)						相違理由																																																																																	
	冷却材ポンプ (5号機)						相違理由																																																																																	
	冷却材ポンプ (6号機)						相違理由																																																																																	
	冷却材ポンプ (7号機)						相違理由																																																																																	
	冷却材ポンプ (8号機)						相違理由																																																																																	
	冷却材ポンプ (9号機)						相違理由																																																																																	
	冷却材ポンプ (10号機)						相違理由																																																																																	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																												
		第49条 原子炉格納容器内の圧降等ための設備（2/2） 図49条 原子炉格納容器内の圧降等するための設備	(49条)																																																																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>設備(注1)</th> <th>設備選定 理由</th> <th>設備選定 基準</th> <th>設備選定 理由</th> <th>設備選定 基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10"> 格納容器内の圧降等 (注1) (格納容器内の圧降等) </td> <td>圧降装置(格納容器内)</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> </tr> <tr> <td>圧降装置(格納容器内)</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> </tr> <tr> <td>圧降装置(格納容器内)</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> </tr> <tr> <td>圧降装置(格納容器内)</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> </tr> <tr> <td>圧降装置(格納容器内)</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> </tr> <tr> <td>圧降装置(格納容器内)</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> </tr> <tr> <td>圧降装置(格納容器内)</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> </tr> <tr> <td>圧降装置(格納容器内)</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> </tr> <tr> <td>圧降装置(格納容器内)</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> </tr> <tr> <td>圧降装置(格納容器内)</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="10"> 格納容器内の圧降等 (注2) (格納容器内の圧降等) </td> <td>圧降装置(格納容器内)</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> </tr> <tr> <td>圧降装置(格納容器内)</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> </tr> <tr> <td>圧降装置(格納容器内)</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> </tr> <tr> <td>圧降装置(格納容器内)</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> </tr> <tr> <td>圧降装置(格納容器内)</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> </tr> <tr> <td>圧降装置(格納容器内)</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> </tr> <tr> <td>圧降装置(格納容器内)</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> </tr> <tr> <td>圧降装置(格納容器内)</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> </tr> <tr> <td>圧降装置(格納容器内)</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> </tr> <tr> <td>圧降装置(格納容器内)</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> <td>格納容器内の圧降装置</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	設備(注1)	設備選定 理由	設備選定 基準	設備選定 理由	設備選定 基準	格納容器内の圧降等 (注1) (格納容器内の圧降等)	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降等 (注2) (格納容器内の圧降等)	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	
設備名称	設備(注1)	設備選定 理由	設備選定 基準	設備選定 理由	設備選定 基準																																																																																																										
格納容器内の圧降等 (注1) (格納容器内の圧降等)	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置																																																																																																										
	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置																																																																																																										
	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置																																																																																																										
	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置																																																																																																										
	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置																																																																																																										
	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置																																																																																																										
	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置																																																																																																										
	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置																																																																																																										
	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置																																																																																																										
	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置																																																																																																										
格納容器内の圧降等 (注2) (格納容器内の圧降等)	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置																																																																																																										
	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置																																																																																																										
	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置																																																																																																										
	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置																																																																																																										
	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置																																																																																																										
	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置																																																																																																										
	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置																																																																																																										
	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置																																																																																																										
	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置																																																																																																										
	圧降装置(格納容器内)	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置	格納容器内の圧降装置																																																																																																										

【大飯】
 記載方針の相違
 ・49条本文に使用可能な場合に SA として使用する原子炉格納容器スプレイ設備を整理したため、一覧にも明記する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大阪発電所3/4号炉

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

設備(項目・内容)	名称機能	冷却する融融炉心を冷却する設備		設備選定	重大事故等対応設備	
		設備	設置位置		設備分類	重大事故等対応
格納容器スライディング	融融炉心を冷却するための設備	-	-	選定	選定	選定
燃料格納容器本体	燃料格納容器本体	-	-	選定	選定	選定
燃料格納容器スライディング	燃料格納容器スライディング	-	-	選定	選定	選定
燃料格納容器注水ポンプ	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
燃料格納容器注水ポンプ	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
燃料格納容器注水ポンプ	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
燃料格納容器注水ポンプ	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
燃料格納容器注水ポンプ	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
燃料格納容器注水ポンプ	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定

女川原子力発電所2号炉

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

設備選定	設備名	冷却する融融炉心を冷却する設備		設備選定	設備分類	選定理由
		設備	設置位置			
原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

設備選定	設備名	冷却する融融炉心を冷却する設備		設備選定	設備分類	選定理由
		設備	設置位置			
原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

設備選定	設備名	冷却する融融炉心を冷却する設備		設備選定	設備分類	選定理由
		設備	設置位置			
原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定

泊発電所3号炉

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

設備選定	設備名	冷却する融融炉心を冷却する設備		設備選定	設備分類	選定理由
		設備	設置位置			
原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定
	燃料格納容器注水ポンプ	-	-	選定	選定	選定

相違理由

(51条)
【女川】
 対応手段、対応設備の相違
【大阪】
 記載方針の相違
 ・女川審査実績の反映（流路となる設備の記載）
 ・重大事故等対処設備として選定する設備の相違理由は、個別条文にて説明

【大阪】
 “溶融炉心の落下遅延・防止”手段は、原子炉容器へ注水する手段のため47条で整理することから、大阪は51条に記載していないが、泊と女川は、技術的能力1.8にて整理される手段として51条に挙げた上で47条に記載する整理としているため、“溶融炉心の落下遅延・防止”を記載している。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																
	<p style="text-align: center;">第31条 原子炉熱源容器下部の設備を中心とするための設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系統名称</th> <th rowspan="2">設備名</th> <th colspan="2">女川2号炉固有の設備</th> <th colspan="2">設備</th> <th colspan="2">設備名称</th> </tr> <tr> <th>設置</th> <th>設置位置</th> <th>設置</th> <th>設置位置</th> <th>設置</th> <th>設置位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">炉内熱源容器下部の設備</td> <td>炉内熱源容器下部の設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>炉内熱源容器下部の設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>炉内熱源容器下部の設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>炉内熱源容器下部の設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>炉内熱源容器下部の設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">炉内熱源容器下部の設備</td> <td>炉内熱源容器下部の設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>炉内熱源容器下部の設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>炉内熱源容器下部の設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※1 設備名称については「設置名」欄記載。設置位置については「設置位置」欄記載。記載なし</p> <p style="text-align: center;">第31条 原子炉熱源容器下部の設備を中心とするための設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系統名称</th> <th rowspan="2">設備名</th> <th colspan="2">女川2号炉固有の設備</th> <th colspan="2">設備</th> <th colspan="2">設備名称</th> </tr> <tr> <th>設置</th> <th>設置位置</th> <th>設置</th> <th>設置位置</th> <th>設置</th> <th>設置位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">炉内熱源容器下部の設備</td> <td>炉内熱源容器下部の設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>炉内熱源容器下部の設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>炉内熱源容器下部の設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>炉内熱源容器下部の設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>炉内熱源容器下部の設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">炉内熱源容器下部の設備</td> <td>炉内熱源容器下部の設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>炉内熱源容器下部の設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>炉内熱源容器下部の設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※1 設備名称については「設置名」欄記載。設置位置については「設置位置」欄記載。記載なし</p>	系統名称	設備名	女川2号炉固有の設備		設備		設備名称		設置	設置位置	設置	設置位置	設置	設置位置	炉内熱源容器下部の設備	炉内熱源容器下部の設備							炉内熱源容器下部の設備							炉内熱源容器下部の設備							炉内熱源容器下部の設備							炉内熱源容器下部の設備							炉内熱源容器下部の設備	炉内熱源容器下部の設備							炉内熱源容器下部の設備							炉内熱源容器下部の設備							系統名称	設備名	女川2号炉固有の設備		設備		設備名称		設置	設置位置	設置	設置位置	設置	設置位置	炉内熱源容器下部の設備	炉内熱源容器下部の設備							炉内熱源容器下部の設備							炉内熱源容器下部の設備							炉内熱源容器下部の設備							炉内熱源容器下部の設備							炉内熱源容器下部の設備	炉内熱源容器下部の設備							炉内熱源容器下部の設備							炉内熱源容器下部の設備								(51条)
系統名称	設備名			女川2号炉固有の設備		設備		設備名称																																																																																																																																											
		設置	設置位置	設置	設置位置	設置	設置位置																																																																																																																																												
炉内熱源容器下部の設備	炉内熱源容器下部の設備																																																																																																																																																		
	炉内熱源容器下部の設備																																																																																																																																																		
	炉内熱源容器下部の設備																																																																																																																																																		
	炉内熱源容器下部の設備																																																																																																																																																		
	炉内熱源容器下部の設備																																																																																																																																																		
炉内熱源容器下部の設備	炉内熱源容器下部の設備																																																																																																																																																		
	炉内熱源容器下部の設備																																																																																																																																																		
	炉内熱源容器下部の設備																																																																																																																																																		
系統名称	設備名	女川2号炉固有の設備		設備		設備名称																																																																																																																																													
		設置	設置位置	設置	設置位置	設置	設置位置																																																																																																																																												
炉内熱源容器下部の設備	炉内熱源容器下部の設備																																																																																																																																																		
	炉内熱源容器下部の設備																																																																																																																																																		
	炉内熱源容器下部の設備																																																																																																																																																		
	炉内熱源容器下部の設備																																																																																																																																																		
	炉内熱源容器下部の設備																																																																																																																																																		
炉内熱源容器下部の設備	炉内熱源容器下部の設備																																																																																																																																																		
	炉内熱源容器下部の設備																																																																																																																																																		
	炉内熱源容器下部の設備																																																																																																																																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第22表 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

設備項目(別記)	設備機能	凡例する機能による設計基準達成の有無		重大事故等対処設備	
		設備	新設設備	設備分類	重大事故等対処設備
原子炉格納容器内圧力調整装置	水素濃度監視	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置		—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置		—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置		—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置		—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置		—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置		—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置		—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置		—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置		—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	水素濃度監視	—	—	監視	SA-3
原子炉格納容器内圧力調整装置		—	—	監視	SA-3
原子炉格納容器内圧力調整装置		—	—	監視	SA-3
原子炉格納容器内圧力調整装置		—	—	監視	SA-3
原子炉格納容器内圧力調整装置		—	—	監視	SA-3
原子炉格納容器内圧力調整装置		—	—	監視	SA-3
原子炉格納容器内圧力調整装置		—	—	監視	SA-3
原子炉格納容器内圧力調整装置		—	—	監視	SA-3
原子炉格納容器内圧力調整装置		—	—	監視	SA-3
原子炉格納容器内圧力調整装置		—	—	監視	SA-3

(玄海の例)

原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	監視	可搬型格納容器水素濃度監視装置	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	監視	可搬型格納容器水素濃度監視装置	SA-3
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	監視	可搬型格納容器水素濃度監視装置	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	監視	可搬型格納容器水素濃度監視装置	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	監視	可搬型格納容器水素濃度監視装置	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	監視	可搬型格納容器水素濃度監視装置	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	監視	可搬型格納容器水素濃度監視装置	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	監視	可搬型格納容器水素濃度監視装置	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	監視	可搬型格納容器水素濃度監視装置	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	監視	可搬型格納容器水素濃度監視装置	—

第23表 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

設備項目	設備機能	凡例する機能による設計基準達成の有無		重大事故等対処設備	
		設備	新設設備	設備分類	重大事故等対処設備
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—

第24表 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

設備項目	設備機能	凡例する機能による設計基準達成の有無		重大事故等対処設備	
		設備	新設設備	設備分類	重大事故等対処設備
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—

第25表 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

設備項目	設備機能	凡例する機能による設計基準達成の有無		重大事故等対処設備	
		設備	新設設備	設備分類	重大事故等対処設備
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—

第26表 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

設備項目	設備機能	凡例する機能による設計基準達成の有無		重大事故等対処設備	
		設備	新設設備	設備分類	重大事故等対処設備
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—
原子炉格納容器内圧力調整装置	—	—	—	監視	—

(52条)
【女川】
 対応手段、対応設備の相違
【大飯】
 記載方針の相違
 ・女川審査実績の反映（流路となる設備の記載）
 ・重大事故等対処設備として選定する設備の相違理由は、個別条文中にて説明
 ・大飯は、可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置を SA-3 と整理しているが、容器・管・ポンプ・弁・支持構造物に該当しない設備であるため、泊は可搬型代替ガスサンプルリング圧縮装置を「-」と整理する。(玄海と同様)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3 / 4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
第33条 水素発生による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備				第59条 水素発生による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備				第53条 水素発生による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備				(53条) 【女川】 対応手段、対応設備の相違 【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（流路となる設備の記載） ・重大事故等対処設備として選定する設備の相違理由は、個別条文にて説明 ・大飯・女川の水素濃度監視設備は常設設備であるが、泊は可搬型設備で水素濃度監視をする。(伊方と同様)
設備名称(装置)	承認種別	発生する機能を有する設計基準等に対する設備	設備選定	設備名称	承認種別	発生する機能を有する設計基準等に対する設備	設備選定	設備名称	承認種別	発生する機能を有する設計基準等に対する設備	設備選定	
		設備	設備選定			設備	設備選定			設備	設備選定	
アニュウス水素濃度監視装置	水素濃度監視	—	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—					

(伊方の例)

アニュウス水素濃度監視装置	水素濃度監視	—	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
---------------	--------	---	---	---	----	--------------	---

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																				
<p>第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備項目(範囲)</th> <th>非対応機器</th> <th>内管等と機組とを結ぶ設計基準等事故対応設備</th> <th>設備種別</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>設備</td> <td>設置位置</td> <td>設備分類</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型ポンプ(注本機炉)</td> <td rowspan="2">本炉・機組への放射設備</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td>可動型重大事故等対処設備 SA-3</td> </tr> <tr> <td>取水機</td> <td>可動型重大事故等対処設備 SA-3</td> </tr> <tr> <td>圧入ポンプ</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td>可動型重大事故等対処設備 -</td> </tr> <tr> <td>送水機</td> <td>可動型重大事故等対処設備 SA-3</td> </tr> <tr> <td>エアローバ</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td>可動型重大事故等対処設備 SA-3</td> </tr> <tr> <td>水質管理ポンプ(注本機炉)</td> <td>可動型重大事故等対処設備 SA-3</td> </tr> <tr> <td>取水機</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td>可動型重大事故等対処設備 SA-3</td> </tr> <tr> <td>圧入ポンプ</td> <td>可動型重大事故等対処設備 -</td> </tr> <tr> <td>大型ポンプ(注本機炉)</td> <td rowspan="2">副冷却機と注-1の取水機</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td>可動型重大事故等対処設備 SA-3</td> </tr> <tr> <td>取水機</td> <td>可動型重大事故等対処設備 SA-3</td> </tr> <tr> <td>送水機</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可動型重大事故等対処設備 SA-3</td> </tr> </tbody> </table>	設備項目(範囲)	非対応機器	内管等と機組とを結ぶ設計基準等事故対応設備	設備種別	重大事故等対処設備			設備	設置位置	設備分類	大型ポンプ(注本機炉)	本炉・機組への放射設備	-	-	可動型重大事故等対処設備 SA-3	取水機	可動型重大事故等対処設備 SA-3	圧入ポンプ	-	-	-	可動型重大事故等対処設備 -	送水機	可動型重大事故等対処設備 SA-3	エアローバ	-	-	-	可動型重大事故等対処設備 SA-3	水質管理ポンプ(注本機炉)	可動型重大事故等対処設備 SA-3	取水機	-	-	-	可動型重大事故等対処設備 SA-3	圧入ポンプ	可動型重大事故等対処設備 -	大型ポンプ(注本機炉)	副冷却機と注-1の取水機	-	-	可動型重大事故等対処設備 SA-3	取水機	可動型重大事故等対処設備 SA-3	送水機				可動型重大事故等対処設備 SA-3	<p>第55条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備種別</th> <th>設備</th> <th>設置位置</th> <th>設備種別</th> <th>設置位置</th> <th>設備種別</th> <th>設置位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">注-1(放射能測定)の取水機</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> </tr> <tr> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> </tr> <tr> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> </tr> <tr> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">注-2(放射能測定)の取水機</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-2(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-2(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-2(注)</td> </tr> <tr> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-2(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-2(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-2(注)</td> </tr> <tr> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-2(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-2(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-2(注)</td> </tr> <tr> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-2(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-2(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-2(注)</td> </tr> </tbody> </table>	設備種別	設備	設置位置	設備種別	設置位置	設備種別	設置位置	注-1(放射能測定)の取水機	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	注-2(放射能測定)の取水機	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	<p>第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備種別</th> <th>設備 (注1)</th> <th>設置位置</th> <th>設備種別</th> <th>設置位置</th> <th>設備種別</th> <th>設置位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">注-1(放射能測定)の取水機</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> </tr> <tr> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> </tr> <tr> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> </tr> <tr> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">注-2(放射能測定)の取水機</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-2(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-2(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-2(注)</td> </tr> <tr> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-2(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-2(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-2(注)</td> </tr> <tr> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-2(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-2(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-2(注)</td> </tr> <tr> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-2(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-2(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-2(注)</td> </tr> </tbody> </table>	設備種別	設備 (注1)	設置位置	設備種別	設置位置	設備種別	設置位置	注-1(放射能測定)の取水機	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	注-2(放射能測定)の取水機	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	<p>(55条) 【女川】 対応手段、対応設備の相違 【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映(流路となる設備の記載) ・重大事故等対処設備として選定する設備の相違理由は、個別条文にて説明 ・大飯は、泡混合器を SA-3 と整理しているが、容器・管・ポンプ・弁・支持構造物に該当しない設備であるため、泊は泡混合器を「-」と整理する。(伊方と同様)</p>
設備項目(範囲)	非対応機器	内管等と機組とを結ぶ設計基準等事故対応設備	設備種別	重大事故等対処設備																																																																																																																																																																			
		設備	設置位置	設備分類																																																																																																																																																																			
大型ポンプ(注本機炉)	本炉・機組への放射設備	-	-	可動型重大事故等対処設備 SA-3																																																																																																																																																																			
取水機				可動型重大事故等対処設備 SA-3																																																																																																																																																																			
圧入ポンプ	-	-	-	可動型重大事故等対処設備 -																																																																																																																																																																			
送水機				可動型重大事故等対処設備 SA-3																																																																																																																																																																			
エアローバ	-	-	-	可動型重大事故等対処設備 SA-3																																																																																																																																																																			
水質管理ポンプ(注本機炉)				可動型重大事故等対処設備 SA-3																																																																																																																																																																			
取水機	-	-	-	可動型重大事故等対処設備 SA-3																																																																																																																																																																			
圧入ポンプ				可動型重大事故等対処設備 -																																																																																																																																																																			
大型ポンプ(注本機炉)	副冷却機と注-1の取水機	-	-	可動型重大事故等対処設備 SA-3																																																																																																																																																																			
取水機				可動型重大事故等対処設備 SA-3																																																																																																																																																																			
送水機				可動型重大事故等対処設備 SA-3																																																																																																																																																																			
設備種別	設備	設置位置	設備種別	設置位置	設備種別	設置位置																																																																																																																																																																	
注-1(放射能測定)の取水機	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)																																																																																																																																																																	
	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)																																																																																																																																																																	
	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)																																																																																																																																																																	
	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)																																																																																																																																																																	
注-2(放射能測定)の取水機	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)																																																																																																																																																																	
	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)																																																																																																																																																																	
	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)																																																																																																																																																																	
	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)																																																																																																																																																																	
設備種別	設備 (注1)	設置位置	設備種別	設置位置	設備種別	設置位置																																																																																																																																																																	
注-1(放射能測定)の取水機	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)																																																																																																																																																																	
	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)																																																																																																																																																																	
	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)																																																																																																																																																																	
	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)																																																																																																																																																																	
注-2(放射能測定)の取水機	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)																																																																																																																																																																	
	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)																																																																																																																																																																	
	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)																																																																																																																																																																	
	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)	可動型重大事故等対処設備	注-2(注)																																																																																																																																																																	
<p>(伊方の例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大型ポンプ(泡混合機室付)</th> <th>放射能測定装置</th> <th>設備種別</th> <th>設置位置</th> <th>設備種別</th> <th>設置位置</th> <th>設備種別</th> <th>設置位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型ポンプ</td> <td rowspan="4">放射能測定装置の取水機</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> </tr> <tr> <td>大型ポンプ</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> </tr> <tr> <td>大型取水機</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> </tr> <tr> <td>送水機</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> <td>可動型重大事故等対処設備</td> <td>注-1(注)</td> </tr> </tbody> </table>	大型ポンプ(泡混合機室付)	放射能測定装置	設備種別	設置位置	設備種別	設置位置	設備種別	設置位置	大型ポンプ	放射能測定装置の取水機	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	大型ポンプ	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	大型取水機	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	送水機	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)																																																																																																																																		
大型ポンプ(泡混合機室付)	放射能測定装置	設備種別	設置位置	設備種別	設置位置	設備種別	設置位置																																																																																																																																																																
大型ポンプ	放射能測定装置の取水機	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)																																																																																																																																																																
大型ポンプ		可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)																																																																																																																																																																
大型取水機		可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)																																																																																																																																																																
送水機		可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)	可動型重大事故等対処設備	注-1(注)																																																																																																																																																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																												
	<p style="text-align: center;">第58条 計装設備 <small>（計装設備の選定に当たっては、計装設備の選定基準を参照することとする。）</small></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>設備種別</th> <th>選定基準</th> <th>選定結果</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力炉内温度計測装置</td> <td>温度計測装置</td> <td>原子力炉内温度計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内圧力計測装置</td> <td>圧力計測装置</td> <td>原子力炉内圧力計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内水位計測装置</td> <td>水位計測装置</td> <td>原子力炉内水位計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内流量計測装置</td> <td>流量計測装置</td> <td>原子力炉内流量計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内中性子計測装置</td> <td>中性子計測装置</td> <td>原子力炉内中性子計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内放射線計測装置</td> <td>放射線計測装置</td> <td>原子力炉内放射線計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内ガス成分計測装置</td> <td>ガス成分計測装置</td> <td>原子力炉内ガス成分計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内酸素濃度計測装置</td> <td>酸素濃度計測装置</td> <td>原子力炉内酸素濃度計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内水素濃度計測装置</td> <td>水素濃度計測装置</td> <td>原子力炉内水素濃度計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内温度計測装置</td> <td>温度計測装置</td> <td>原子力炉内温度計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内圧力計測装置</td> <td>圧力計測装置</td> <td>原子力炉内圧力計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内水位計測装置</td> <td>水位計測装置</td> <td>原子力炉内水位計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内流量計測装置</td> <td>流量計測装置</td> <td>原子力炉内流量計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内中性子計測装置</td> <td>中性子計測装置</td> <td>原子力炉内中性子計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内放射線計測装置</td> <td>放射線計測装置</td> <td>原子力炉内放射線計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内ガス成分計測装置</td> <td>ガス成分計測装置</td> <td>原子力炉内ガス成分計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内酸素濃度計測装置</td> <td>酸素濃度計測装置</td> <td>原子力炉内酸素濃度計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内水素濃度計測装置</td> <td>水素濃度計測装置</td> <td>原子力炉内水素濃度計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第59条 計装設備 <small>（計装設備の選定に当たっては、計装設備の選定基準を参照することとする。）</small></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>設備種別</th> <th>選定基準</th> <th>選定結果</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力炉内温度計測装置</td> <td>温度計測装置</td> <td>原子力炉内温度計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内圧力計測装置</td> <td>圧力計測装置</td> <td>原子力炉内圧力計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内水位計測装置</td> <td>水位計測装置</td> <td>原子力炉内水位計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内流量計測装置</td> <td>流量計測装置</td> <td>原子力炉内流量計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内中性子計測装置</td> <td>中性子計測装置</td> <td>原子力炉内中性子計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内放射線計測装置</td> <td>放射線計測装置</td> <td>原子力炉内放射線計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内ガス成分計測装置</td> <td>ガス成分計測装置</td> <td>原子力炉内ガス成分計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内酸素濃度計測装置</td> <td>酸素濃度計測装置</td> <td>原子力炉内酸素濃度計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内水素濃度計測装置</td> <td>水素濃度計測装置</td> <td>原子力炉内水素濃度計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内温度計測装置</td> <td>温度計測装置</td> <td>原子力炉内温度計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内圧力計測装置</td> <td>圧力計測装置</td> <td>原子力炉内圧力計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内水位計測装置</td> <td>水位計測装置</td> <td>原子力炉内水位計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内流量計測装置</td> <td>流量計測装置</td> <td>原子力炉内流量計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内中性子計測装置</td> <td>中性子計測装置</td> <td>原子力炉内中性子計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内放射線計測装置</td> <td>放射線計測装置</td> <td>原子力炉内放射線計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内ガス成分計測装置</td> <td>ガス成分計測装置</td> <td>原子力炉内ガス成分計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内酸素濃度計測装置</td> <td>酸素濃度計測装置</td> <td>原子力炉内酸素濃度計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>原子力炉内水素濃度計測装置</td> <td>水素濃度計測装置</td> <td>原子力炉内水素濃度計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1： 温度計測装置については、計装設備の選定基準を参照することとする。 注2： 計装設備については、計装設備の選定基準を参照することとする。 注3： 原子力炉内温度計測装置については、計装設備の選定基準を参照することとする。</p>	設備名称	設備種別	選定基準	選定結果	相違理由	原子力炉内温度計測装置	温度計測装置	原子力炉内温度計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内圧力計測装置	圧力計測装置	原子力炉内圧力計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内水位計測装置	水位計測装置	原子力炉内水位計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内流量計測装置	流量計測装置	原子力炉内流量計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内中性子計測装置	中性子計測装置	原子力炉内中性子計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内放射線計測装置	放射線計測装置	原子力炉内放射線計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内ガス成分計測装置	ガス成分計測装置	原子力炉内ガス成分計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内酸素濃度計測装置	酸素濃度計測装置	原子力炉内酸素濃度計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内水素濃度計測装置	水素濃度計測装置	原子力炉内水素濃度計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内温度計測装置	温度計測装置	原子力炉内温度計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内圧力計測装置	圧力計測装置	原子力炉内圧力計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内水位計測装置	水位計測装置	原子力炉内水位計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内流量計測装置	流量計測装置	原子力炉内流量計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内中性子計測装置	中性子計測装置	原子力炉内中性子計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内放射線計測装置	放射線計測装置	原子力炉内放射線計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内ガス成分計測装置	ガス成分計測装置	原子力炉内ガス成分計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内酸素濃度計測装置	酸素濃度計測装置	原子力炉内酸素濃度計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内水素濃度計測装置	水素濃度計測装置	原子力炉内水素濃度計測装置の選定基準	適合	相違なし	設備名称	設備種別	選定基準	選定結果	相違理由	原子力炉内温度計測装置	温度計測装置	原子力炉内温度計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内圧力計測装置	圧力計測装置	原子力炉内圧力計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内水位計測装置	水位計測装置	原子力炉内水位計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内流量計測装置	流量計測装置	原子力炉内流量計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内中性子計測装置	中性子計測装置	原子力炉内中性子計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内放射線計測装置	放射線計測装置	原子力炉内放射線計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内ガス成分計測装置	ガス成分計測装置	原子力炉内ガス成分計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内酸素濃度計測装置	酸素濃度計測装置	原子力炉内酸素濃度計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内水素濃度計測装置	水素濃度計測装置	原子力炉内水素濃度計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内温度計測装置	温度計測装置	原子力炉内温度計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内圧力計測装置	圧力計測装置	原子力炉内圧力計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内水位計測装置	水位計測装置	原子力炉内水位計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内流量計測装置	流量計測装置	原子力炉内流量計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内中性子計測装置	中性子計測装置	原子力炉内中性子計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内放射線計測装置	放射線計測装置	原子力炉内放射線計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内ガス成分計測装置	ガス成分計測装置	原子力炉内ガス成分計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内酸素濃度計測装置	酸素濃度計測装置	原子力炉内酸素濃度計測装置の選定基準	適合	相違なし	原子力炉内水素濃度計測装置	水素濃度計測装置	原子力炉内水素濃度計測装置の選定基準	適合	相違なし	<p style="text-align: center;">第58条 計装設備 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名称</th> <th rowspan="2">設備種別</th> <th colspan="2">計装設備の選定基準</th> <th rowspan="2">選定結果</th> <th rowspan="2">相違理由</th> </tr> <tr> <th>設備種別</th> <th>選定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力炉内温度計測装置</td> <td>温度計測装置</td> <td>原子力炉内温度計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力炉内圧力計測装置</td> <td>圧力計測装置</td> <td>原子力炉内圧力計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力炉内水位計測装置</td> <td>水位計測装置</td> <td>原子力炉内水位計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力炉内流量計測装置</td> <td>流量計測装置</td> <td>原子力炉内流量計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力炉内中性子計測装置</td> <td>中性子計測装置</td> <td>原子力炉内中性子計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力炉内放射線計測装置</td> <td>放射線計測装置</td> <td>原子力炉内放射線計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力炉内ガス成分計測装置</td> <td>ガス成分計測装置</td> <td>原子力炉内ガス成分計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力炉内酸素濃度計測装置</td> <td>酸素濃度計測装置</td> <td>原子力炉内酸素濃度計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力炉内水素濃度計測装置</td> <td>水素濃度計測装置</td> <td>原子力炉内水素濃度計測装置の選定基準</td> <td>適合</td> <td>相違なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1： 温度計測装置については、計装設備の選定基準を参照することとする。 注2： 計装設備については、計装設備の選定基準を参照することとする。 注3： 原子力炉内温度計測装置については、計装設備の選定基準を参照することとする。</p>	設備名称	設備種別	計装設備の選定基準		選定結果	相違理由	設備種別	選定基準	原子力炉内温度計測装置	温度計測装置	原子力炉内温度計測装置の選定基準	適合	相違なし		原子力炉内圧力計測装置	圧力計測装置	原子力炉内圧力計測装置の選定基準	適合	相違なし		原子力炉内水位計測装置	水位計測装置	原子力炉内水位計測装置の選定基準	適合	相違なし		原子力炉内流量計測装置	流量計測装置	原子力炉内流量計測装置の選定基準	適合	相違なし		原子力炉内中性子計測装置	中性子計測装置	原子力炉内中性子計測装置の選定基準	適合	相違なし		原子力炉内放射線計測装置	放射線計測装置	原子力炉内放射線計測装置の選定基準	適合	相違なし		原子力炉内ガス成分計測装置	ガス成分計測装置	原子力炉内ガス成分計測装置の選定基準	適合	相違なし		原子力炉内酸素濃度計測装置	酸素濃度計測装置	原子力炉内酸素濃度計測装置の選定基準	適合	相違なし		原子力炉内水素濃度計測装置	水素濃度計測装置	原子力炉内水素濃度計測装置の選定基準	適合	相違なし		<p>(58条)</p> <p>【女川】 対応手段、対応設備の相違</p>
設備名称	設備種別	選定基準	選定結果	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内温度計測装置	温度計測装置	原子力炉内温度計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内圧力計測装置	圧力計測装置	原子力炉内圧力計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内水位計測装置	水位計測装置	原子力炉内水位計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内流量計測装置	流量計測装置	原子力炉内流量計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内中性子計測装置	中性子計測装置	原子力炉内中性子計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内放射線計測装置	放射線計測装置	原子力炉内放射線計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内ガス成分計測装置	ガス成分計測装置	原子力炉内ガス成分計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内酸素濃度計測装置	酸素濃度計測装置	原子力炉内酸素濃度計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内水素濃度計測装置	水素濃度計測装置	原子力炉内水素濃度計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内温度計測装置	温度計測装置	原子力炉内温度計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内圧力計測装置	圧力計測装置	原子力炉内圧力計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内水位計測装置	水位計測装置	原子力炉内水位計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内流量計測装置	流量計測装置	原子力炉内流量計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内中性子計測装置	中性子計測装置	原子力炉内中性子計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内放射線計測装置	放射線計測装置	原子力炉内放射線計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内ガス成分計測装置	ガス成分計測装置	原子力炉内ガス成分計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内酸素濃度計測装置	酸素濃度計測装置	原子力炉内酸素濃度計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内水素濃度計測装置	水素濃度計測装置	原子力炉内水素濃度計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
設備名称	設備種別	選定基準	選定結果	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内温度計測装置	温度計測装置	原子力炉内温度計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内圧力計測装置	圧力計測装置	原子力炉内圧力計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内水位計測装置	水位計測装置	原子力炉内水位計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内流量計測装置	流量計測装置	原子力炉内流量計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内中性子計測装置	中性子計測装置	原子力炉内中性子計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内放射線計測装置	放射線計測装置	原子力炉内放射線計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内ガス成分計測装置	ガス成分計測装置	原子力炉内ガス成分計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内酸素濃度計測装置	酸素濃度計測装置	原子力炉内酸素濃度計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内水素濃度計測装置	水素濃度計測装置	原子力炉内水素濃度計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内温度計測装置	温度計測装置	原子力炉内温度計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内圧力計測装置	圧力計測装置	原子力炉内圧力計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内水位計測装置	水位計測装置	原子力炉内水位計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内流量計測装置	流量計測装置	原子力炉内流量計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内中性子計測装置	中性子計測装置	原子力炉内中性子計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内放射線計測装置	放射線計測装置	原子力炉内放射線計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内ガス成分計測装置	ガス成分計測装置	原子力炉内ガス成分計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内酸素濃度計測装置	酸素濃度計測装置	原子力炉内酸素濃度計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内水素濃度計測装置	水素濃度計測装置	原子力炉内水素濃度計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
設備名称	設備種別	計装設備の選定基準		選定結果	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																										
		設備種別	選定基準																																																																																																																																																																																																																																																												
原子力炉内温度計測装置	温度計測装置	原子力炉内温度計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内圧力計測装置	圧力計測装置	原子力炉内圧力計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内水位計測装置	水位計測装置	原子力炉内水位計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内流量計測装置	流量計測装置	原子力炉内流量計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内中性子計測装置	中性子計測装置	原子力炉内中性子計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内放射線計測装置	放射線計測装置	原子力炉内放射線計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内ガス成分計測装置	ガス成分計測装置	原子力炉内ガス成分計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内酸素濃度計測装置	酸素濃度計測装置	原子力炉内酸素濃度計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											
原子力炉内水素濃度計測装置	水素濃度計測装置	原子力炉内水素濃度計測装置の選定基準	適合	相違なし																																																																																																																																																																																																																																																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第60条 既設規定設備

設備名称(項目)	承認機能	既設する機器と同等設計基準等承認設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	設置位置		設備種別	重大事故等対処
可動式キルスイッチ	燃料棒挿入の決定	—	—	可動	可動式重大事故等対処設備	-
可動式サーベイメータ	燃料棒挿入の決定	—	—	可動	可動式重大事故等対処設備	-
可動式燃料棒計測設備	燃料棒挿入の決定	—	—	可動	可動式重大事故等対処設備	-
可動式燃料棒計測設備	燃料棒挿入の決定	—	—	可動	可動式重大事故等対処設備	-
可動式燃料棒計測設備	燃料棒挿入の決定	—	—	可動	可動式重大事故等対処設備	-

第60条 新規規定設備

承認機能	設備名称	既設する機器と同等設計基準等承認設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	設置位置		設備種別	重大事故等対処
可動	可動式キルスイッチ	—	—	可動	可動式重大事故等対処設備	-
可動	可動式サーベイメータ	—	—	可動	可動式重大事故等対処設備	-
可動	可動式燃料棒計測設備	—	—	可動	可動式重大事故等対処設備	-
可動	可動式燃料棒計測設備	—	—	可動	可動式重大事故等対処設備	-
可動	可動式燃料棒計測設備	—	—	可動	可動式重大事故等対処設備	-

第60条 新規規定設備

承認機能	設備名称	既設する機器と同等設計基準等承認設備		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	設置位置		設備種別	重大事故等対処
可動	可動式キルスイッチ	—	—	可動	可動式重大事故等対処設備	-
可動	可動式サーベイメータ	—	—	可動	可動式重大事故等対処設備	-
可動	可動式燃料棒計測設備	—	—	可動	可動式重大事故等対処設備	-
可動	可動式燃料棒計測設備	—	—	可動	可動式重大事故等対処設備	-
可動	可動式燃料棒計測設備	—	—	可動	可動式重大事故等対処設備	-

(60条)
【女川】
 対応手段、対応設備の相違

【大飯】
 記載方針の相違
 ・女川審査実績の反映（伝送路の記載）
 ・重大事故等対処設備として選定する設備の相違理由は、個別条文にて説明

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大阪発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																																																																																																																																								
<p>1次冷却設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備項目(表頭)</th> <th rowspan="2">系統機能</th> <th colspan="2">代替する機能をもつる設計基準事項及び設備</th> <th rowspan="2">設備種別</th> <th colspan="2">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>設計基準事項</th> <th>設計分類</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">蒸気発生機</td> <td rowspan="6">1次冷却設備</td> <td>蒸気発生機</td> <td>3</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>1次冷却ポンプ</td> <td>4</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生機</td> <td>—</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生機</td> <td>—</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生機</td> <td>—</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生機</td> <td>—</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> </tbody> </table>							設備項目(表頭)	系統機能	代替する機能をもつる設計基準事項及び設備		設備種別	重大事故等対処設備		設備	設計基準事項	設計分類	重大事故等対処設備	蒸気発生機	1次冷却設備	蒸気発生機	3	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	1次冷却ポンプ	4	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	蒸気発生機	—	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	蒸気発生機	—	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	蒸気発生機	—	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	蒸気発生機	—	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																													
設備項目(表頭)	系統機能	代替する機能をもつる設計基準事項及び設備		設備種別	重大事故等対処設備																																																																																																																																																																									
		設備	設計基準事項		設計分類	重大事故等対処設備																																																																																																																																																																								
蒸気発生機	1次冷却設備	蒸気発生機	3	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
		1次冷却ポンプ	4	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
		蒸気発生機	—	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
		蒸気発生機	—	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
		蒸気発生機	—	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
		蒸気発生機	—	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
<p>原子炉格納施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備項目(表頭)</th> <th rowspan="2">系統機能</th> <th colspan="2">代替する機能をもつる設計基準事項及び設備</th> <th rowspan="2">設備種別</th> <th colspan="2">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>設計基準事項</th> <th>設計分類</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>3</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>							設備項目(表頭)	系統機能	代替する機能をもつる設計基準事項及び設備		設備種別	重大事故等対処設備		設備	設計基準事項	設計分類	重大事故等対処設備	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	3	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																																																						
設備項目(表頭)	系統機能	代替する機能をもつる設計基準事項及び設備		設備種別	重大事故等対処設備																																																																																																																																																																									
		設備	設計基準事項		設計分類	重大事故等対処設備																																																																																																																																																																								
原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	3	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																																																																								
<p>燃料取扱及び貯蔵施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備項目(表頭)</th> <th rowspan="2">系統機能</th> <th colspan="2">代替する機能をもつる設計基準事項及び設備</th> <th rowspan="2">設備種別</th> <th colspan="2">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>設計基準事項</th> <th>設計分類</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>3</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> </tbody> </table>							設備項目(表頭)	系統機能	代替する機能をもつる設計基準事項及び設備		設備種別	重大事故等対処設備		設備	設計基準事項	設計分類	重大事故等対処設備	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	3	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																						
設備項目(表頭)	系統機能	代替する機能をもつる設計基準事項及び設備		設備種別	重大事故等対処設備																																																																																																																																																																									
		設備	設計基準事項		設計分類	重大事故等対処設備																																																																																																																																																																								
燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	3	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
<p>多種用途用燃料設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備項目(表頭)</th> <th rowspan="2">系統機能</th> <th colspan="2">代替する機能をもつる設計基準事項及び設備</th> <th rowspan="2">設備種別</th> <th colspan="2">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>設計基準事項</th> <th>設計分類</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>3</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> </tbody> </table>							設備項目(表頭)	系統機能	代替する機能をもつる設計基準事項及び設備		設備種別	重大事故等対処設備		設備	設計基準事項	設計分類	重大事故等対処設備	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	3	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																						
設備項目(表頭)	系統機能	代替する機能をもつる設計基準事項及び設備		設備種別	重大事故等対処設備																																																																																																																																																																									
		設備	設計基準事項		設計分類	重大事故等対処設備																																																																																																																																																																								
燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	3	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
<p>非常用取水設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備項目(表頭)</th> <th rowspan="2">系統機能</th> <th colspan="2">代替する機能をもつる設計基準事項及び設備</th> <th rowspan="2">設備種別</th> <th colspan="2">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>設計基準事項</th> <th>設計分類</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>非常用取水設備</td> <td>海水ポンプ</td> <td>3</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>非常用取水設備</td> <td>海水ポンプ</td> <td>3</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>							設備項目(表頭)	系統機能	代替する機能をもつる設計基準事項及び設備		設備種別	重大事故等対処設備		設備	設計基準事項	設計分類	重大事故等対処設備	海水ポンプ	非常用取水設備	海水ポンプ	3	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—	海水ポンプ	非常用取水設備	海水ポンプ	3	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																																															
設備項目(表頭)	系統機能	代替する機能をもつる設計基準事項及び設備		設備種別	重大事故等対処設備																																																																																																																																																																									
		設備	設計基準事項		設計分類	重大事故等対処設備																																																																																																																																																																								
海水ポンプ	非常用取水設備	海水ポンプ	3	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																																																																								
海水ポンプ	非常用取水設備	海水ポンプ	3	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																																																																								
		その他の設備																																																																																																																																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備項目</th> <th rowspan="2">設備</th> <th colspan="2">代替する機能をもつる設計基準事項及び設備</th> <th rowspan="2">設備種別</th> <th rowspan="2">設計分類</th> <th rowspan="2">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>設計基準事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉圧力調整</td> <td>原子炉圧力調整</td> <td>(注)圧力調整弁</td> <td>101</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力調整</td> <td>(注)圧力調整弁</td> <td>102</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力調整</td> <td>(注)圧力調整弁</td> <td>103</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力調整</td> <td>(注)圧力調整弁</td> <td>104</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉温度調整</td> <td>原子炉温度調整</td> <td>(注)温度調整弁</td> <td>105</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子炉温度調整</td> <td>(注)温度調整弁</td> <td>106</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子炉温度調整</td> <td>(注)温度調整弁</td> <td>107</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子炉温度調整</td> <td>(注)温度調整弁</td> <td>108</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		設備項目	設備	代替する機能をもつる設計基準事項及び設備		設備種別	設計分類	重大事故等対処設備	設備	設計基準事項	原子炉圧力調整	原子炉圧力調整	(注)圧力調整弁	101	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	原子炉圧力調整	(注)圧力調整弁	102	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	原子炉圧力調整	(注)圧力調整弁	103	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	原子炉圧力調整	(注)圧力調整弁	104	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	原子炉温度調整	原子炉温度調整	(注)温度調整弁	105	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—	原子炉温度調整	(注)温度調整弁	106	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—	原子炉温度調整	(注)温度調整弁	107	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—	原子炉温度調整	(注)温度調整弁	108	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																
設備項目	設備	代替する機能をもつる設計基準事項及び設備				設備種別	設計分類				重大事故等対処設備																																																																																																																																																																			
		設備	設計基準事項																																																																																																																																																																											
原子炉圧力調整	原子炉圧力調整	(注)圧力調整弁	101	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	原子炉圧力調整	(注)圧力調整弁	102	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	原子炉圧力調整	(注)圧力調整弁	103	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	原子炉圧力調整	(注)圧力調整弁	104	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
原子炉温度調整	原子炉温度調整	(注)温度調整弁	105	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																																																																								
	原子炉温度調整	(注)温度調整弁	106	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																																																																								
	原子炉温度調整	(注)温度調整弁	107	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																																																																								
	原子炉温度調整	(注)温度調整弁	108	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">【女川2号炉】</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">設備項目</th> <th rowspan="2">設備</th> <th colspan="2">代替する機能をもつる設計基準事項及び設備</th> <th rowspan="2">設備種別</th> <th colspan="2">設計分類</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>設計基準事項</th> <th>設備種別</th> <th>設計分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">蒸気発生機</td> <td>蒸気発生機</td> <td>(注)蒸気発生機</td> <td>101</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生機</td> <td>(注)蒸気発生機</td> <td>102</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生機</td> <td>(注)蒸気発生機</td> <td>103</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生機</td> <td>(注)蒸気発生機</td> <td>104</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉格納容器</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>(注)原子炉格納容器</td> <td>105</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>(注)原子炉格納容器</td> <td>106</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>(注)原子炉格納容器</td> <td>107</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>(注)原子炉格納容器</td> <td>108</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>(注)燃料貯蔵タンク</td> <td>109</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>(注)燃料貯蔵タンク</td> <td>110</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>(注)燃料貯蔵タンク</td> <td>111</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>(注)燃料貯蔵タンク</td> <td>112</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">燃料取扱及び貯蔵施設</td> <td>燃料取扱及び貯蔵施設</td> <td>(注)燃料取扱及び貯蔵施設</td> <td>113</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱及び貯蔵施設</td> <td>(注)燃料取扱及び貯蔵施設</td> <td>114</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱及び貯蔵施設</td> <td>(注)燃料取扱及び貯蔵施設</td> <td>115</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱及び貯蔵施設</td> <td>(注)燃料取扱及び貯蔵施設</td> <td>116</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">多種用途用燃料設備</td> <td>多種用途用燃料設備</td> <td>(注)多種用途用燃料設備</td> <td>117</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>多種用途用燃料設備</td> <td>(注)多種用途用燃料設備</td> <td>118</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>多種用途用燃料設備</td> <td>(注)多種用途用燃料設備</td> <td>119</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>多種用途用燃料設備</td> <td>(注)多種用途用燃料設備</td> <td>120</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非常用取水設備</td> <td>非常用取水設備</td> <td>(注)非常用取水設備</td> <td>121</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常用取水設備</td> <td>(注)非常用取水設備</td> <td>122</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常用取水設備</td> <td>(注)非常用取水設備</td> <td>123</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常用取水設備</td> <td>(注)非常用取水設備</td> <td>124</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		【女川2号炉】							設備項目	設備	代替する機能をもつる設計基準事項及び設備		設備種別	設計分類		設備	設計基準事項	設備種別	設計分類	蒸気発生機	蒸気発生機	(注)蒸気発生機	101	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	蒸気発生機	(注)蒸気発生機	102	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	蒸気発生機	(注)蒸気発生機	103	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	蒸気発生機	(注)蒸気発生機	104	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	原子炉格納容器	原子炉格納容器	(注)原子炉格納容器	105	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—	原子炉格納容器	(注)原子炉格納容器	106	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—	原子炉格納容器	(注)原子炉格納容器	107	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—	原子炉格納容器	(注)原子炉格納容器	108	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	(注)燃料貯蔵タンク	109	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	燃料貯蔵タンク	(注)燃料貯蔵タンク	110	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	燃料貯蔵タンク	(注)燃料貯蔵タンク	111	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	燃料貯蔵タンク	(注)燃料貯蔵タンク	112	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	燃料取扱及び貯蔵施設	燃料取扱及び貯蔵施設	(注)燃料取扱及び貯蔵施設	113	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	燃料取扱及び貯蔵施設	(注)燃料取扱及び貯蔵施設	114	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	燃料取扱及び貯蔵施設	(注)燃料取扱及び貯蔵施設	115	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	燃料取扱及び貯蔵施設	(注)燃料取扱及び貯蔵施設	116	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	多種用途用燃料設備	多種用途用燃料設備	(注)多種用途用燃料設備	117	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	多種用途用燃料設備	(注)多種用途用燃料設備	118	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	多種用途用燃料設備	(注)多種用途用燃料設備	119	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	多種用途用燃料設備	(注)多種用途用燃料設備	120	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	非常用取水設備	非常用取水設備	(注)非常用取水設備	121	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—	非常用取水設備	(注)非常用取水設備	122	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—	非常用取水設備	(注)非常用取水設備	123	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—	非常用取水設備	(注)非常用取水設備	124	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—			
【女川2号炉】																																																																																																																																																																														
設備項目	設備	代替する機能をもつる設計基準事項及び設備		設備種別	設計分類																																																																																																																																																																									
		設備	設計基準事項		設備種別	設計分類																																																																																																																																																																								
蒸気発生機	蒸気発生機	(注)蒸気発生機	101	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	蒸気発生機	(注)蒸気発生機	102	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	蒸気発生機	(注)蒸気発生機	103	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	蒸気発生機	(注)蒸気発生機	104	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
原子炉格納容器	原子炉格納容器	(注)原子炉格納容器	105	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																																																																								
	原子炉格納容器	(注)原子炉格納容器	106	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																																																																								
	原子炉格納容器	(注)原子炉格納容器	107	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																																																																								
	原子炉格納容器	(注)原子炉格納容器	108	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																																																																								
燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	(注)燃料貯蔵タンク	109	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	燃料貯蔵タンク	(注)燃料貯蔵タンク	110	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	燃料貯蔵タンク	(注)燃料貯蔵タンク	111	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	燃料貯蔵タンク	(注)燃料貯蔵タンク	112	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
燃料取扱及び貯蔵施設	燃料取扱及び貯蔵施設	(注)燃料取扱及び貯蔵施設	113	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	燃料取扱及び貯蔵施設	(注)燃料取扱及び貯蔵施設	114	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	燃料取扱及び貯蔵施設	(注)燃料取扱及び貯蔵施設	115	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	燃料取扱及び貯蔵施設	(注)燃料取扱及び貯蔵施設	116	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
多種用途用燃料設備	多種用途用燃料設備	(注)多種用途用燃料設備	117	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	多種用途用燃料設備	(注)多種用途用燃料設備	118	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	多種用途用燃料設備	(注)多種用途用燃料設備	119	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	多種用途用燃料設備	(注)多種用途用燃料設備	120	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
非常用取水設備	非常用取水設備	(注)非常用取水設備	121	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																																																																								
	非常用取水設備	(注)非常用取水設備	122	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																																																																								
	非常用取水設備	(注)非常用取水設備	123	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																																																																								
	非常用取水設備	(注)非常用取水設備	124	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">【泊3号炉】</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">設備項目</th> <th rowspan="2">設備</th> <th colspan="2">代替する機能をもつる設計基準事項及び設備</th> <th rowspan="2">設備種別</th> <th colspan="2">設計分類</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>設計基準事項</th> <th>設備種別</th> <th>設計分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">蒸気発生機</td> <td>蒸気発生機</td> <td>(注)蒸気発生機</td> <td>101</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生機</td> <td>(注)蒸気発生機</td> <td>102</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生機</td> <td>(注)蒸気発生機</td> <td>103</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生機</td> <td>(注)蒸気発生機</td> <td>104</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉格納容器</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>(注)原子炉格納容器</td> <td>105</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>(注)原子炉格納容器</td> <td>106</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>(注)原子炉格納容器</td> <td>107</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>(注)原子炉格納容器</td> <td>108</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>(注)燃料貯蔵タンク</td> <td>109</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>(注)燃料貯蔵タンク</td> <td>110</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>(注)燃料貯蔵タンク</td> <td>111</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>(注)燃料貯蔵タンク</td> <td>112</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">燃料取扱及び貯蔵施設</td> <td>燃料取扱及び貯蔵施設</td> <td>(注)燃料取扱及び貯蔵施設</td> <td>113</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱及び貯蔵施設</td> <td>(注)燃料取扱及び貯蔵施設</td> <td>114</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱及び貯蔵施設</td> <td>(注)燃料取扱及び貯蔵施設</td> <td>115</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱及び貯蔵施設</td> <td>(注)燃料取扱及び貯蔵施設</td> <td>116</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">多種用途用燃料設備</td> <td>多種用途用燃料設備</td> <td>(注)多種用途用燃料設備</td> <td>117</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>多種用途用燃料設備</td> <td>(注)多種用途用燃料設備</td> <td>118</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>多種用途用燃料設備</td> <td>(注)多種用途用燃料設備</td> <td>119</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td>多種用途用燃料設備</td> <td>(注)多種用途用燃料設備</td> <td>120</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>SA-C</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非常用取水設備</td> <td>非常用取水設備</td> <td>(注)非常用取水設備</td> <td>121</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常用取水設備</td> <td>(注)非常用取水設備</td> <td>122</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常用取水設備</td> <td>(注)非常用取水設備</td> <td>123</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常用取水設備</td> <td>(注)非常用取水設備</td> <td>124</td> <td>常設</td> <td>事故時蒸気発生機停止設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		【泊3号炉】							設備項目	設備	代替する機能をもつる設計基準事項及び設備		設備種別	設計分類		設備	設計基準事項	設備種別	設計分類	蒸気発生機	蒸気発生機	(注)蒸気発生機	101	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	蒸気発生機	(注)蒸気発生機	102	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	蒸気発生機	(注)蒸気発生機	103	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	蒸気発生機	(注)蒸気発生機	104	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	原子炉格納容器	原子炉格納容器	(注)原子炉格納容器	105	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—	原子炉格納容器	(注)原子炉格納容器	106	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—	原子炉格納容器	(注)原子炉格納容器	107	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—	原子炉格納容器	(注)原子炉格納容器	108	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	(注)燃料貯蔵タンク	109	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	燃料貯蔵タンク	(注)燃料貯蔵タンク	110	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	燃料貯蔵タンク	(注)燃料貯蔵タンク	111	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	燃料貯蔵タンク	(注)燃料貯蔵タンク	112	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	燃料取扱及び貯蔵施設	燃料取扱及び貯蔵施設	(注)燃料取扱及び貯蔵施設	113	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	燃料取扱及び貯蔵施設	(注)燃料取扱及び貯蔵施設	114	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	燃料取扱及び貯蔵施設	(注)燃料取扱及び貯蔵施設	115	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	燃料取扱及び貯蔵施設	(注)燃料取扱及び貯蔵施設	116	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	多種用途用燃料設備	多種用途用燃料設備	(注)多種用途用燃料設備	117	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	多種用途用燃料設備	(注)多種用途用燃料設備	118	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	多種用途用燃料設備	(注)多種用途用燃料設備	119	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	多種用途用燃料設備	(注)多種用途用燃料設備	120	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C	非常用取水設備	非常用取水設備	(注)非常用取水設備	121	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—	非常用取水設備	(注)非常用取水設備	122	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—	非常用取水設備	(注)非常用取水設備	123	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—	非常用取水設備	(注)非常用取水設備	124	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—			
【泊3号炉】																																																																																																																																																																														
設備項目	設備	代替する機能をもつる設計基準事項及び設備		設備種別	設計分類																																																																																																																																																																									
		設備	設計基準事項		設備種別	設計分類																																																																																																																																																																								
蒸気発生機	蒸気発生機	(注)蒸気発生機	101	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	蒸気発生機	(注)蒸気発生機	102	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	蒸気発生機	(注)蒸気発生機	103	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	蒸気発生機	(注)蒸気発生機	104	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
原子炉格納容器	原子炉格納容器	(注)原子炉格納容器	105	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																																																																								
	原子炉格納容器	(注)原子炉格納容器	106	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																																																																								
	原子炉格納容器	(注)原子炉格納容器	107	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																																																																								
	原子炉格納容器	(注)原子炉格納容器	108	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																																																																								
燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	(注)燃料貯蔵タンク	109	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	燃料貯蔵タンク	(注)燃料貯蔵タンク	110	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	燃料貯蔵タンク	(注)燃料貯蔵タンク	111	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	燃料貯蔵タンク	(注)燃料貯蔵タンク	112	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
燃料取扱及び貯蔵施設	燃料取扱及び貯蔵施設	(注)燃料取扱及び貯蔵施設	113	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	燃料取扱及び貯蔵施設	(注)燃料取扱及び貯蔵施設	114	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	燃料取扱及び貯蔵施設	(注)燃料取扱及び貯蔵施設	115	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	燃料取扱及び貯蔵施設	(注)燃料取扱及び貯蔵施設	116	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
多種用途用燃料設備	多種用途用燃料設備	(注)多種用途用燃料設備	117	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	多種用途用燃料設備	(注)多種用途用燃料設備	118	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	多種用途用燃料設備	(注)多種用途用燃料設備	119	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
	多種用途用燃料設備	(注)多種用途用燃料設備	120	常設	事故時蒸気発生機停止設備	SA-C																																																																																																																																																																								
非常用取水設備	非常用取水設備	(注)非常用取水設備	121	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																																																																								
	非常用取水設備	(注)非常用取水設備	122	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																																																																								
	非常用取水設備	(注)非常用取水設備	123	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																																																																								
	非常用取水設備	(注)非常用取水設備	124	常設	事故時蒸気発生機停止設備	—																																																																																																																																																																								
		<p>【注】(注)は女川2号炉固有の設備を示す。</p>																																																																																																																																																																												
		<p>【注】(注)は泊3号炉固有の設備を示す。</p>																																																																																																																																																																												
		<p>【注】(注)は女川2号炉固有の設備を示す。</p>																																																																																																																																																																												
		<p>【注】(注)は泊3号炉固有の設備を示す。</p>																																																																																																																																																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																																																																																																																																																								
<p>表題3-4号炉 可搬型重大事故等対処設備の保有数基の考え方について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">設備名称</th> <th rowspan="2">設置場所</th> <th rowspan="2">S(2)中の配管</th> <th rowspan="2">1号炉の保有数</th> <th colspan="4">原電数量</th> <th rowspan="2">設備の備考</th> </tr> <tr> <th>3号炉</th> <th>4号炉</th> <th>合計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>可搬型代用軽圧注水ポンプ</td> <td>2号炉</td> <td>(7)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>可搬型立式水櫃</td> <td>2号炉</td> <td>(7)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>可搬型ポンプ</td> <td>2号炉</td> <td>(7)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>可搬型ポンプ(取水専用)</td> <td>1,2号炉</td> <td>(7)</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>① 可搬型ポンプのタイプが異なる。大飯は、原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>取水機</td> <td>1,2号炉</td> <td>(7)</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>取水車</td> <td>2号炉</td> <td>(7)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>配水車</td> <td>2号炉</td> <td>(7)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>可搬型電動式配水車</td> <td>2号炉</td> <td>(7)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>可搬型電動式ポンプ(加圧専用)</td> <td>2号炉</td> <td>(7)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>可搬型ポンプ(加圧専用)</td> <td>2号炉</td> <td>(7)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>① 可搬型ポンプのタイプが異なる。大飯は、原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>可搬型電動機</td> <td>1,2号炉</td> <td>(7)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>注水車</td> <td>1,2号炉</td> <td>(7)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>ポンプローリー</td> <td>1,2号炉</td> <td>(7)</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>バルブボックス</td> <td>1,2号炉</td> <td>(7)</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>弁駆動機</td> <td>1,2号炉</td> <td>(7)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>電動式ポンプ</td> <td>1,2号炉</td> <td>(7)</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>可搬型電動機(代用軽圧注水専用)</td> <td>2号炉</td> <td>(7)</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。</td> </tr> </tbody> </table>							No.	設備名称	設置場所	S(2)中の配管	1号炉の保有数	原電数量				設備の備考	3号炉	4号炉	合計	備考	1	可搬型代用軽圧注水ポンプ	2号炉	(7)	1	2	2	1	3	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。	2	可搬型立式水櫃	2号炉	(7)	1	2	2	1	3	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。	3	可搬型ポンプ	2号炉	(7)	1	2	2	1	3	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。	4	可搬型ポンプ(取水専用)	1,2号炉	(7)	2	2	2	1	3	① 可搬型ポンプのタイプが異なる。大飯は、原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。	5	取水機	1,2号炉	(7)	2	2	2	1	3	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。	6	取水車	2号炉	(7)	1	2	2	1	3	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。	7	配水車	2号炉	(7)	1	2	2	1	3	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。	8	可搬型電動式配水車	2号炉	(7)	1	2	2	1	3	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。	9	可搬型電動式ポンプ(加圧専用)	2号炉	(7)	1	2	2	1	3	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。	10	可搬型ポンプ(加圧専用)	2号炉	(7)	1	1	1	1	3	① 可搬型ポンプのタイプが異なる。大飯は、原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。	11	可搬型電動機	1,2号炉	(7)	1	1	1	1	3	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。	12	注水車	1,2号炉	(7)	1	1	1	1	2	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。	13	ポンプローリー	1,2号炉	(7)	2	2	2	1	3	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。	14	バルブボックス	1,2号炉	(7)	4	4	4	1	3	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。	15	弁駆動機	1,2号炉	(7)	1	1	1	1	2	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。	16	電動式ポンプ	1,2号炉	(7)	15	10	10	1	10	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。	17	可搬型電動機(代用軽圧注水専用)	2号炉	(7)	2	2	2	1	3	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。
No.	設備名称	設置場所	S(2)中の配管	1号炉の保有数	原電数量							設備の備考																																																																																																																																																																																		
					3号炉	4号炉	合計	備考																																																																																																																																																																																						
1	可搬型代用軽圧注水ポンプ	2号炉	(7)	1	2	2	1	3	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。																																																																																																																																																																																					
2	可搬型立式水櫃	2号炉	(7)	1	2	2	1	3	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。																																																																																																																																																																																					
3	可搬型ポンプ	2号炉	(7)	1	2	2	1	3	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。																																																																																																																																																																																					
4	可搬型ポンプ(取水専用)	1,2号炉	(7)	2	2	2	1	3	① 可搬型ポンプのタイプが異なる。大飯は、原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。																																																																																																																																																																																					
5	取水機	1,2号炉	(7)	2	2	2	1	3	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。																																																																																																																																																																																					
6	取水車	2号炉	(7)	1	2	2	1	3	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。																																																																																																																																																																																					
7	配水車	2号炉	(7)	1	2	2	1	3	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。																																																																																																																																																																																					
8	可搬型電動式配水車	2号炉	(7)	1	2	2	1	3	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。																																																																																																																																																																																					
9	可搬型電動式ポンプ(加圧専用)	2号炉	(7)	1	2	2	1	3	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。																																																																																																																																																																																					
10	可搬型ポンプ(加圧専用)	2号炉	(7)	1	1	1	1	3	① 可搬型ポンプのタイプが異なる。大飯は、原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。																																																																																																																																																																																					
11	可搬型電動機	1,2号炉	(7)	1	1	1	1	3	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。																																																																																																																																																																																					
12	注水車	1,2号炉	(7)	1	1	1	1	2	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。																																																																																																																																																																																					
13	ポンプローリー	1,2号炉	(7)	2	2	2	1	3	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。																																																																																																																																																																																					
14	バルブボックス	1,2号炉	(7)	4	4	4	1	3	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。																																																																																																																																																																																					
15	弁駆動機	1,2号炉	(7)	1	1	1	1	2	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。																																																																																																																																																																																					
16	電動式ポンプ	1,2号炉	(7)	15	10	10	1	10	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。																																																																																																																																																																																					
17	可搬型電動機(代用軽圧注水専用)	2号炉	(7)	2	2	2	1	3	② 原電設備でも併用可能であるため、設備数のみでカウントしてはならない。																																																																																																																																																																																					
<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・泊、女川とも左記に相当する内容を「共-4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について」に整理する。</p>																																																																																																																																																																																														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>共-3 類型化区分及び適合内容</p>	<p>共-2 類型化区分及び適合内容</p>	<p>共-2 類型化区分及び適合内容</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等時の環境条件における健全性を確保するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)又は保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における温度(環境温度^①及び使用温度^②)、放射線^③及び荷重^④に加えて、その他の使用条件として環境圧力^⑤及び湿度による影響^⑥、屋外の天候による影響^⑦、重大事故等時に海水を通水する系統への影響^⑧、電磁波による影響^⑨及び周辺機器等からの悪影響^⑩を考慮する。荷重^④としては重大事故等が発生した場合における環境圧力を踏まえた圧力、温度及び機械的荷重に加えて自然現象(地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響)による荷重を考慮する。</p> <p>地震以外の自然現象の組合せについては、風(台風)、積雪及び火山の影響による荷重の組合せを考慮する。地震を含む自然現象の組合せについては、「1.1.2 耐震設計の基本方針」にて考慮する。</p> <p>これらの環境条件のうち、重大事故等時における環境温度、環境圧力、湿度による影響^⑥、屋外の天候による影響^⑦、重大事故等時の放射線による影響^③及び荷重^④に対しては、重大事故等対処設備を設置(使用)・保管する場所に応じて、以下の設備分類ごとに、必要な機能を有効に発揮できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋のうち制御建屋内、原子炉周辺建屋内、原子炉格納施設のうちアンニュラス部内及び緊急時対策室内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>また、地震による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。</p> <p>このうち、インターフェイスシステムLOCA時、蒸気発生器伝熱管破損+破損蒸気発生器隔離失敗時又は使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とするか、これらの環境影響を受けない区画等に設置する。特に、使用済燃料ピット監視カメラは、使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。</p> <p>操作は中央制御室、異なる区画(フロア)又は離れた場所から若しくは設置場所での可能な設計とする。</p>	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第1項第一号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等時の環境条件における健全性を確保するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)又は保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等時の環境条件については、重大事故等時における温度(環境温度^①、使用温度^②)、放射線^③、荷重^④に加えて、その他の使用条件として環境圧力^⑤、湿度による影響^⑥、重大事故等時に海水を通水する系統への影響^⑧、自然現象による影響、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの影響及び周辺機器等からの悪影響^⑩を考慮する。荷重^④としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境圧力、温度及び自然現象による荷重を考慮する。</p> <p>自然現象の選定に当たっては、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、重大事故等時における発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、風(台風)、凍結、降水及び積雪を選定する。これらの事象のうち、凍結及び降水については、屋外の天候による影響^⑦として考慮する。</p> <p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)及び積雪の影響を考慮する。</p> <p>これらの環境条件のうち、重大事故等時における環境温度^①、環境圧力^⑤、湿度による影響^⑥、屋外の天候による影響^⑦、重大事故等時の放射線による影響^③及び荷重^④に対しては、重大事故等対処設備を設置(使用)又は保管する場所に応じて、以下の設備分類ごとに必要な機能を有効に発揮できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、想定される重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。操作は、中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟内の重大事故等対処設備は、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備は、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。</p> <p>操作は、中央制御室、異なる区画若しくは離れた場所又は設置場所での可能な設計とする。</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等時の環境条件における健全性を確保するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)又は保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等時の環境条件については、重大事故等時における温度(環境温度^①、使用温度^②)、放射線^③、荷重^④に加えて、その他の使用条件として環境圧力^⑤、湿度による影響^⑥、重大事故等時に海水を通水する系統への影響^⑧、自然現象による影響、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの影響及び周辺機器等からの悪影響^⑩を考慮する。荷重^④としては重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境圧力、温度及び自然現象による荷重を考慮する。</p> <p>自然現象の選定に当たっては、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、重大事故等時における発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、風(台風)、凍結、降水及び積雪を選定する。これらの事象のうち、凍結及び降水については、屋外の天候による影響^⑦として考慮する。</p> <p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)及び積雪の影響を考慮する。</p> <p>これらの環境条件のうち、重大事故等時における環境温度、環境圧力、湿度による影響^⑥、屋外の天候による影響^⑦、重大事故等時の放射線による影響^③及び荷重^④に対しては、重大事故等対処設備を設置(使用)又は保管する場所に応じて、以下の設備分類ごとに、必要な機能を有効に発揮できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、想定される重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>原子炉建屋内、原子炉補助建屋内(中央制御室を含む。)、ディーゼル発電機建屋内、循環水ポンプ建屋内、緊急時対策室内及び空調上屋内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛による固定の措置をとる。</p> <p>このうち、1次系の圧力が原子炉格納容器外の低圧系に付加されるために発生する原子炉冷却材喪失(以下、「インターフェイスシステムLOCA」という。)時、蒸気発生器伝熱管破損時に破損蒸気発生器の隔離に失敗する事故時又は使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とするか、これらの環境影響を受けない区画等に設置する。特に、使用済燃料ピット監視カメラは、使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。</p> <p>操作は中央制御室又は異なる区画、離れた場所若しくは設置場所での可能な設計とする。</p>	<p>【女川・大飯】 建屋構成の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違</p> <p>・中央制御室は、原子炉補助建屋内に設置しているため建屋区分で言えば「原子炉補助建屋」であるが、事故時居住性を確保する区画であり、別記とした。</p> <p>・当初、燃料取扱棟を記載していたが、燃料取扱棟は、原子炉建屋内に設置しているため建屋区分としては「原子炉建屋」に含めている。</p> <p>【女川】 記載方針の相違</p> <p>・女川は、原子炉原子炉棟とその前の建屋を別文庫にて記載し</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計又は設置場所で可能な設計とするか、人が携行して使用可能な設計とする。</p> <p>また、地震、積雪及び降下火砕物による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とともに、風（台風）及び竜巻による風荷重の影響に対しては、位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。また、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。</p> <p>海水を透過する系統への影響^③に対しては、常時海水を透過する、海に設置する又は海で使用する重大事故等対処設備は耐腐食性材料を使用する。ただし、常時海水を透過するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。使用時に海水を透過する又は淡水若しくは海水から選択可能な重大事故等対処設備は、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>電磁波による影響^④に対しては、重大事故等対処設備は、重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</p>	<p>原子伊達屋付風枠内、制御建屋内（中央制御室を含む。）、緊急用電気品建屋（地下階）内及び緊急時対策建屋内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とともに、可搬型重大事故等対処設備は、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる。操作は、中央制御室、異なる区画若しくは離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>屋外及び緊急用電気品建屋（地上階）の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は、中央制御室、離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>また、地震、風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる。</p> <p>海水を透過する系統への影響^③に対しては、常時海水を透過する、海に設置する、又は海で使用する重大事故等対処設備は耐腐食性材料を使用する設計とする。常時海水を透過するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。使用時に海水を透過する重大事故等対処設備は、海水の影響を考慮した設計とする。原則、淡水を透過するが、海水も透過する可能性のある重大事故等対処設備は、可能な限り淡水を優先し、海水透過を短期間とすることで、設備への海水の影響を考慮する。</p> <p>また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの選定に当たっては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として選定する電磁的障害^④に対しては、重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p>	<p>屋外の重大事故等対処設備は、想定される重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>また、地震、風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる。</p> <p>海水を透過する系統への影響^③に対しては、常時海水を透過する、海に設置する、又は海で使用する重大事故等対処設備は耐腐食性材料を使用する設計とする。常時海水を透過するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。使用時に海水を透過する可能性のある重大事故等対処設備は、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの選定に当たっては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として選定する電磁的障害^④に対しては、重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波によりその機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>ているが、PDRにおいては原子伊達屋付風枠と原子伊達補助建屋等を書き分ける特性はないため、一文で記載する。（大飯と同様）</p> <p>【女川・大飯】 <u>記載表現の相違</u> ・“中央制御室”と“それ以外”という括りとなる記載とした。</p> <p>【女川・大飯】 <u>記載方針の相違</u> ・前ページの記載統一 【女川】 <u>設備の相違</u> ・屋外の重大事故等対処設備で“離れた場所”から操作する設備はない。（大飯と同様）</p> <p>【大飯】 <u>記載方針の相違</u> ・操作場所の観点では“人が携行して使用可能”は、設置場所で操作可能に含まれる。（女川と同様）</p> <p><u>設計方針の相違</u> ・重大事故等の発生頻度を踏まえ、重大事故等時の環境条件の設定として降下火砕物（火山の影響）、竜巻は対象外。（補足説明資料 共一3）（女川と同様）</p> <p>【大飯】 <u>記載方針の相違</u> ・海水影響を考慮する設備として、“海水を透過する可能性のある”と断断に記載した。（伊方と同様）</p> <p>【女川】 <u>運用の相違</u> ・泊（大飯も同様）には“原則淡水を透過”という運用ではないため、記載内容が相違するが、海水影響を考慮する設計方針は同様。</p>

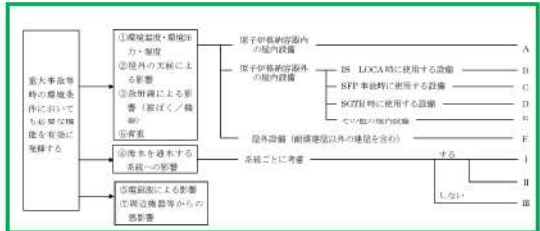
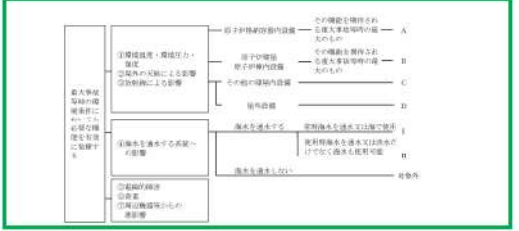
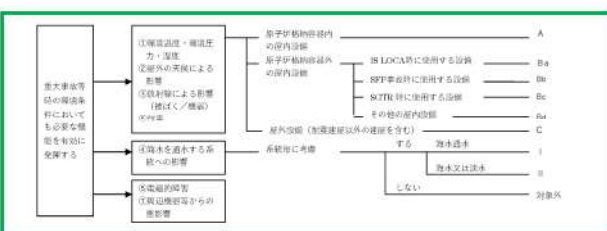
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、事故対応の多様性拡張のために設置・配備している設備を含む周辺機器等からの悪影響^⑦により機能を失うおそれがない設計とする。周辺機器等からの悪影響としては、地震、火災及び溢水による波及的影響を考慮する。溢水に対しては、重大事故等対処設備が溢水によりその機能を喪失しないように、常設重大事故等対処設備は、想定される溢水水位よりも高所に設置し、可搬型重大事故等対処設備は、必要により想定される溢水水位よりも高所に保管する。</p> <p>地震による荷重を含む耐震設計については、「1.1.2 耐震設計の基本方針」に、火災防護については、「1.2 火災による損傷の防止」に示す。</p>	<p>重大事故等対処設備は、事故対応のために配置・配備している自主対策設備を含む周辺機器等からの悪影響^⑦により機能を損なわない設計とする。周辺機器等からの悪影響としては、地震、火災及び溢水による波及的影響を考慮する。溢水に対しては、重大事故等対処設備は、想定される溢水により機能を損なわないように、重大事故等対処設備の設置区画の止水対策等を実施する。</p> <p>地震による荷重を含む耐震設計については、「重大事故等対処設備について2.1.2 耐震設計の基本方針」に、火災防護については、「重大事故等対処設備について2.2火災による損傷の防止」に示す。</p>	<p>重大事故等対処設備は、事故対応のために配置・配備している自主対策設備を含む周辺機器等からの悪影響^⑦により機能を損なわない設計とする。周辺機器等からの悪影響としては、地震、火災及び溢水による波及的影響を考慮する。溢水に対しては、重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備の設置区画の止水対策等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震による荷重を含む耐震設計については、「重大事故等対処設備について2.1.2 耐震設計の基本方針」に、火災防護については、「重大事故等対処設備について2.2火災による損傷の防止」に示す。</p>	<p>【大飯】 <u>設計方針の相違</u> ・当該炉の溢水水位に対して、高所設置に限定せず機能を損なわない設計とする方針とした。</p> <p>【女川】 <u>設計方針の相違</u> ・泊は、溢水に対して重大事故等対処設備を防護する設計方針としている。 ・止水対策のみならず、静的機器によって機能を損なわない重大事故等対処設備もあるため、機能を損なわない設計とする方針とした。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																												
<p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①重大事故等時における環境温度、環境圧力及び湿度による影響 ②屋外の天候による影響 ③重大事故等時の放射線による影響（人・設備） ④通常淡水通水系統に対して、重大事故等時海水通水する系統への影響 ⑤電磁波による影響 ⑥荷重（重大事故等が発生した場合における圧力、温度、機械的荷重及び地震、積雪及び降下火砕物による荷重） ⑦周辺機器等からの悪影響 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～③、⑥の項目については、影響を受ける区分として、A:原子炉格納容器内、B～E:原子炉格納容器外、F:屋外（耐震建屋以外の建屋を含む）に分類するとともに、原子炉格納容器外については、さらに重大事故発生（B:IS LOCA、C:SFP事故、D:SGTR、E:その他）を想定し、それら事故時に使用する設備を分類する。 ④海水を通水する系統については、I：通常時に海水を通水する系統、II：淡水又は海水から選択できる系統、III：海水を通水しない系統で分類する。 ⑤、⑦は、共通事項であるため区分しない。  <p>・類型化区分と考慮事項の対応</p> <table border="1" data-bbox="67 965 672 1189"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">原子炉格納容器内</th> <th colspan="4">原子炉格納容器外</th> <th>屋外</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①③</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td></td> <td colspan="4">×</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td></td> <td colspan="4">○（地震）</td> <td></td> <td>○（地震、積雪、降下火砕物）</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="67 1133 672 1189"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>I（海水を通水する系統）</th> <th>II（淡水又は海水から選択）</th> <th>III（海水を通水しない系統）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">○：考慮必要 ×：考慮不要</p>	区分	原子炉格納容器内		原子炉格納容器外				屋外	設備	A	B	C	D	E	F		①③	○	○	○	○	○	○	○	②		×					○	⑥		○（地震）					○（地震、積雪、降下火砕物）	区分	I（海水を通水する系統）	II（淡水又は海水から選択）	III（海水を通水しない系統）	④	○	○	×	<p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①重大事故等時における環境温度、環境圧力、湿度による影響 ②屋外の天候による影響 ③重大事故等時の放射線による影響 ④重大事故時に海水を通水する系統への影響 ⑤電磁的障害 ⑥荷重（重大事故等が発生した場合における圧力、温度、機械的荷重及び地震、風（台風）、積雪による荷重） ⑦周辺機器等からの悪影響 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～③の項目については、A:原子炉格納容器内、B：原子炉建屋原子炉棟内、C:その他の建屋内（原子炉建屋付属棟を含む）又はD:屋外に分類するとともに、それぞれの場所の重大事故等時における環境条件を考慮したものとす。なお、類型化区分「C」は、原子炉建屋付属棟内、制御建屋内（中央制御室を含む。）、緊急用電気品建屋（地下階）内及び緊急時対策建屋内を示す。 ④海水を通水する系統については、I：常時海水を通水又は海で使用する系統又はII：使用時海水を通水又は淡水だけでなく海水も使用可能な系統で分類する。 ⑤、⑥及び⑦は共通事項であるため区分しない。  <p>・類型化区分と考慮事項の対応</p> <table border="1" data-bbox="705 965 1310 1252"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>原子炉格納容器内</th> <th>原子炉建屋 原子炉棟内</th> <th>その他の建屋内</th> <th>屋外</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①③</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td></td> <td colspan="2">×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="705 1133 1310 1252"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>I (常時海水を通水又は海 で使用する系統)</th> <th>II (使用時海水を通水又は 淡水だけでなく海水も使 用可能な系統)</th> <th>対象外 (海水を通水しない系 統)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">○：考慮必要 ×：考慮不要</p>	区分	原子炉格納容器内	原子炉建屋 原子炉棟内	その他の建屋内	屋外	設備	A	B	C	D	①③	○	○	○	○	②		×		○	区分	I (常時海水を通水又は海 で使用する系統)	II (使用時海水を通水又は 淡水だけでなく海水も使 用可能な系統)	対象外 (海水を通水しない系 統)	④	○	○	×	<p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①重大事故等時における環境温度、環境圧力、湿度による影響 ②屋外の天候による影響 ③重大事故等時の放射線による影響 ④重大事故等時に海水を通水する可能性のある系統への影響 ⑤電磁的障害 ⑥荷重（重大事故等が発生した場合における圧力、温度、機械的荷重及び地震、風（台風）、積雪による荷重） ⑦周辺機器等からの悪影響 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～③、⑥の項目については、A:原子炉格納容器内、B:原子炉格納容器外、C:屋外（耐震建屋以外の建屋を含む）に分類するとともに、原子炉格納容器外については、更に重大事故発生（Ba:IS LOCA、Bb:SFP事故、Bc:SGTR、Bd:その他）を想定し、それぞれの場所の重大事故等時における環境条件を考慮したものとす。 ④海水を通水する系統については、I：通常時に海水を通水する系統、II：淡水又は海水から選択できる系統で分類する。 ⑤、⑦は、共通事項であるため区分しない。  <p>・類型化区分と考慮事項の対応</p> <table border="1" data-bbox="1332 965 1937 1189"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">原子炉格納容器内</th> <th colspan="4">原子炉格納容器外</th> <th>屋外</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>A</th> <th>Ba</th> <th>Bb</th> <th>Bc</th> <th>Bd</th> <th>C</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①③</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td></td> <td colspan="4">×</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td></td> <td colspan="4">○（地震）</td> <td></td> <td>○（地震、風（台風）、積雪）</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1332 1085 1937 1189"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>I（海水を通水する系統）</th> <th>II（淡水又は海水から選択）</th> <th>対象外（海水を通水しない系統）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">○：考慮必要 ×：考慮不要</p>	区分	原子炉格納容器内		原子炉格納容器外				屋外	設備	A	Ba	Bb	Bc	Bd	C		①③	○	○	○	○	○	○	○	②		×					○	④		○（地震）					○（地震、風（台風）、積雪）	区分	I（海水を通水する系統）	II（淡水又は海水から選択）	対象外（海水を通水しない系統）	④	○	○	×	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違（女川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ③は、①及び②により生じる荷重であり、⑤及び⑦のように設置・保管環境により共通的に生じる事項と分類せず、①②と同じ分類とした。設置環境に応じた、生じる荷重を考慮する設計方針は同じである。 <p>記載表現の相違（大飯）</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は対象外に分類 <p>記載表現の相違（大飯・女川）</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の類型化分類の結果は異なるが、環境条件として考慮する事項は同じである。 また、分類記号の付番及びSFP事故、SGTR及びIS-LOCAの影響を考慮するコアを細分化し、類型化した泊（大飯）と原子炉建屋原子炉棟内として建屋単位で類型化した女川で類型化結果は異なるが、女川においても原子炉建屋原子炉棟内にてSFP事故による環境影響を考慮する方針は同じである。
区分	原子炉格納容器内		原子炉格納容器外				屋外																																																																																																																								
設備	A	B	C	D	E	F																																																																																																																									
①③	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																								
②		×					○																																																																																																																								
⑥		○（地震）					○（地震、積雪、降下火砕物）																																																																																																																								
区分	I（海水を通水する系統）	II（淡水又は海水から選択）	III（海水を通水しない系統）																																																																																																																												
④	○	○	×																																																																																																																												
区分	原子炉格納容器内	原子炉建屋 原子炉棟内	その他の建屋内	屋外																																																																																																																											
設備	A	B	C	D																																																																																																																											
①③	○	○	○	○																																																																																																																											
②		×		○																																																																																																																											
区分	I (常時海水を通水又は海 で使用する系統)	II (使用時海水を通水又は 淡水だけでなく海水も使 用可能な系統)	対象外 (海水を通水しない系 統)																																																																																																																												
④	○	○	×																																																																																																																												
区分	原子炉格納容器内		原子炉格納容器外				屋外																																																																																																																								
設備	A	Ba	Bb	Bc	Bd	C																																																																																																																									
①③	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																								
②		×					○																																																																																																																								
④		○（地震）					○（地震、風（台風）、積雪）																																																																																																																								
区分	I（海水を通水する系統）	II（淡水又は海水から選択）	対象外（海水を通水しない系統）																																																																																																																												
④	○	○	×																																																																																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3 / 4号炉							女川原子力発電所2号炉							泊発電所3号炉							相違理由
・重大事故等時による環境温度、環境圧力、湿度の影響範囲 運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故							・重大事故等時による環境温度、環境圧力、湿度及び放射線の影響範囲 運転中の発電用原子炉における重大事故に至るおそれがある事故							・重大事故等時による環境温度、環境圧力、湿度の影響範囲 運転中の発電用原子炉における重大事故に至るおそれがある事故							記載表現の相違(女川) ・炉型の相違により、事故シナリオグループ、格納容器破損モードに相違はあるが、DBAを超える状態を想定し、温度・湿度・圧力・放射線による影響を考慮する方針は同じである。 ・PWR(泊、大阪)は、事象発生箇所がC/V内であるため、大きく環境状態が変化する箇所をC/V内とし、設置設備に対し、環境変化の程度が大きいものを「◎」として選定している。ただし、C/Vペイパス事象及びSFP事故については、環境変化の大きい箇所をC/V外として想定する事象ごとで影響の大きい範囲を明示している。 ・女川は、各事象で影響を受ける範囲(影響の及ぶ範囲)を識別選定しており、重大事故発生時には敷地全域に影響が及ぶことを明示している。 ・重大事故時における作業成立性の検討として、炉心損傷後の建屋内及び屋外の温度・放射線環境の雰囲気の評価し、通行制限区域や作業時の総線量評価を泊でも実施しており、女川の記載を参考として、重大事故時には建屋内外の放射線環境の悪化について追記した。
事故シナリオグループ	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考	事故シナリオグループ	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考	事故シナリオグループ	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考	
2次冷却系からの除熱機能喪失	○	○	○	○	C/V内		高圧・低圧注水機能喪失	○	○	○	○	・原子炉格納容器内 ・原子炉建屋原子炉棟内		2次冷却系からの除熱機能喪失	○	○	○	○	C/V内		
全交流動力電源喪失	○	○	○	○	C/V内		高圧注水・減圧機能喪失	○	○	○	○	・原子炉格納容器内 ・原子炉建屋原子炉棟内		全交流動力電源喪失	○	○	○	○	C/V内		
原子炉補機冷却機能喪失	○	○	○	○	C/V内		全交流動力電源喪失	○	○	○	○	・原子炉格納容器内 ・原子炉建屋原子炉棟内		原子炉補機冷却機能喪失	○	○	○	○	C/V内		
原子炉格納容器の除熱機能喪失	○	○	○	○	C/V内		崩壊熱除去機能喪失	○	○	○	○	・原子炉格納容器内 ・原子炉建屋原子炉棟内		原子炉格納容器の除熱機能喪失	○	○	◎	○	C/V内		
原子炉停止機能喪失	×	×	×	×	-		原子炉停止機能喪失	○	○	○	○	・原子炉格納容器内 ・原子炉建屋原子炉棟内		原子炉停止機能喪失	×	×	×	×	-		
ECCS注水機能喪失	○	○	○	○	C/V内		LOCA時注水機能喪失	○	○	○	○	・原子炉格納容器内 ・原子炉建屋原子炉棟内		ECCS注水機能喪失	○	○	○	○	C/V内		
ECCS再循環機能喪失	○	○	○	○	C/V内		格納容器バイパス(インターフェイシステムLOCA)	○	○	○	○	・原子炉建屋原子炉棟内		ECCS再循環機能喪失	○	○	○	○	C/V内		
格納容器バイパス(IS LOCA, SGTR)	◎	○	◎	◎	C/V外								格納容器バイパス(IS LOCA, SGTR)	◎	○	◎	◎	C/V外			
運転中の原子炉における重大事故							運転中の発電用原子炉における重大事故							運転中の発電用原子炉における重大事故							
格納容器破損モード	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考	格納容器破損モード	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考	格納容器破損モード	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考	
雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧破損)	○	○	◎	◎	C/V内		雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)	○	○	○	○	・原子炉格納容器内 ・原子炉建屋原子炉棟内		雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過温破損)	◎	○	○	○	C/V内		
雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過温破損)	◎	○	○	○	C/V内							・その他建屋内(放射線) ・屋外(放射線)		高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱	◎	○	◎	○	C/V内		
高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱	◎	○	○	○	C/V内		高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱	○	○	○	○	・原子炉格納容器内 ・原子炉建屋原子炉棟内		原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用	○	○	◎	◎	C/V内		
原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用	○	○	◎	◎	C/V内							・その他建屋内(放射線) ・屋外(放射線)		水素燃焼	○	○	○	○	C/V内		
水素燃焼	○	○	○	○	C/V内		原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用	○	○	○	○	・原子炉格納容器内 ・原子炉建屋原子炉棟内		溶融炉心・コンクリート相互作用	○	○	◎	◎	C/V内		
溶融炉心・コンクリート相互作用	○	○	◎	◎	C/V内							・その他建屋内(放射線) ・屋外(放射線)									
							水素燃焼	○	○	○	○	・原子炉格納容器内 ・原子炉建屋原子炉棟内									
												・その他建屋内(放射線) ・屋外(放射線)									
							溶融炉心・コンクリート相互作用	○	○	○	○	・原子炉格納容器内 ・原子炉建屋原子炉棟内									
												・その他建屋内(放射線) ・屋外(放射線)									

(注) 重大事故時は、C/V外建屋内及び屋外においても、放射線影響を考慮する必要がある

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3/4号炉								女川原子力発電所2号炉								泊発電所3号炉								相違理由	
運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故								運転停止中の発電用原子炉における重大事故に至るおそれがある事故								運転停止中の発電用原子炉における重大事故に至るおそれがある事故									
事故シナシグループ	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考		事故シナシグループ	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考		事故シナシグループ	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考			
崩壊熱除去機能喪失	○	○	○	○	C/V内			崩壊熱除去機能喪失	○	○	○	○	・原子炉格納容器内 ・原子炉建屋原子炉棟内			崩壊熱除去機能喪失	○	○	○	○	C/V内				
全交流動力電源喪失	○	○	○	○	C/V内			全交流動力電源喪失	○	○	○	○	・原子炉格納容器内 ・原子炉建屋原子炉棟内			全交流動力電源喪失	○	○	○	○	C/V内				
原子炉冷却材流出	○	○	○	○	C/V内			原子炉冷却材の流出	○	○	○	○	・原子炉格納容器内 ・原子炉建屋原子炉棟内			原子炉冷却材流出	○	○	○	○	C/V内				
反応度の誤投入	×	×	×	×	-			反応度の誤投入		×	×	×	×	-			反応度の誤投入	×	×	×	×	-			
								女川の記載順を比較のため、入れ替えた																	
使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故								使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故								使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故									
想定事故	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考		事故シナシグループ	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考		想定事故	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考			
想定事故1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失することにより、使用済燃料ピット内の水の温度が上昇し、蒸発により水位が低下する事故	○	○	○	○	C/V外 (SFP事故時)			想定事故1	○	○	○	○	・原子炉建屋原子炉棟内			想定事故1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失することにより、使用済燃料ピット内の水の温度が上昇し、蒸発により水位が低下する事故	○	○	○	○	C/V外 (SFP事故時)				
想定事故2 サイフォン現象等により使用済燃料ピット内の水の小規模な喪失が発生し、使用済燃料ピットの水位が低下する事故	◎	○	◎	◎	C/V外 (SFP事故時)	初期水位の観点から厳しい		想定事故2	○	○	○	○	・原子炉建屋原子炉棟内			想定事故2 サイフォン現象等により使用済燃料ピット内の水の小規模な喪失が発生し、使用済燃料ピットの水位が低下する事故	◎	○	◎	◎	C/V外 (SFP事故時)	初期水位の観点から厳しい			
◎：環境条件として想定する事故 ○：影響あり ×：影響なし -：該当なし								○：環境条件を確認する必要がある対象（対象機器の機能を期待する各事故シナシの環境条件を確認し、適切に設定） ×：影響なし、又は評価不要 -：該当なし								◎：環境条件として想定する事故 ○：影響あり ×：影響なし -：該当なし (◎及び◎：対象機器の機能を期待する各事故シナシの環境条件を確認し、適切に設定)									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																												
<p>2. 設計方針について</p> <p>【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。】</p> <p>各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <p>(1) ①環境温度・湿度・圧力/②屋外の天候による影響/③放射線による影響（被ばく/機器）/④荷重</p> <table border="1" data-bbox="78 363 683 1396"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>設計方針</th> <th>エビデンス</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A C/V内</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。 操作は中央制御室から可能な設計とする。 屋内の重大事故等対処設備は、地震による荷重を適切に考慮して、機能を損なわない設計とする。 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B ISLOCA</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補助建屋のうち制御建屋内、原子炉周辺建屋内、原子炉格納施設のうちアンユラス部内及び緊急時対策室内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C SFP</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 操作は中央制御室、異なる区画（フロア）又は離れた場所から若しくは設置場所が可能な設計とする。 原子炉補助建屋のうち制御建屋内、原子炉周辺建屋内、原子炉格納施設のうちアンユラス部内及び緊急時対策室内の重大事故等対処設備は、地震による荷重を適切に考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D SGTR</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> このうち、インターフェイスシステムLOCA時、蒸気発生器伝熱管破損+破損蒸気発生器隔離失敗時又は使用済燃料ピットに係る重大事故等時使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とするか、これらの環境影響を受けない区画等に設置する。 特に、使用済燃料ピット監視カメラは、使用済燃料ピットに係る重大事故等時使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。 </td> <td>比較のため 記載順序を 入れ替え</td> <td>配置図・仕様表 健全性説明書 強度計算書 耐震計算書</td> </tr> <tr> <td>E その他耐震 建屋内</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。 操作は中央制御室から可能な設計又は設置場所が可能な設計とするか、人が携行して使用可能な設計とする。 屋外の重大事故等対処設備は、地震、積雪及び降下火砕物による荷重を適切に考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、風（台風）及び竜巻による風荷重の影響に対しては、位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。また、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>F 屋外</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 屋外及び緊急用電気品建屋（地上階）の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。 中央制御室、離れた場所又は設置場所から操作可能な設計とする。 地震、風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる。 降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行うことが可能な設計とする。 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	設計方針	エビデンス	備考	A C/V内	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。 操作は中央制御室から可能な設計とする。 屋内の重大事故等対処設備は、地震による荷重を適切に考慮して、機能を損なわない設計とする。 			B ISLOCA	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補助建屋のうち制御建屋内、原子炉周辺建屋内、原子炉格納施設のうちアンユラス部内及び緊急時対策室内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。 			C SFP	<ul style="list-style-type: none"> 操作は中央制御室、異なる区画（フロア）又は離れた場所から若しくは設置場所が可能な設計とする。 原子炉補助建屋のうち制御建屋内、原子炉周辺建屋内、原子炉格納施設のうちアンユラス部内及び緊急時対策室内の重大事故等対処設備は、地震による荷重を適切に考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。 			D SGTR	<ul style="list-style-type: none"> このうち、インターフェイスシステムLOCA時、蒸気発生器伝熱管破損+破損蒸気発生器隔離失敗時又は使用済燃料ピットに係る重大事故等時使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とするか、これらの環境影響を受けない区画等に設置する。 特に、使用済燃料ピット監視カメラは、使用済燃料ピットに係る重大事故等時使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。 	比較のため 記載順序を 入れ替え	配置図・仕様表 健全性説明書 強度計算書 耐震計算書	E その他耐震 建屋内	<ul style="list-style-type: none"> 屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。 操作は中央制御室から可能な設計又は設置場所が可能な設計とするか、人が携行して使用可能な設計とする。 屋外の重大事故等対処設備は、地震、積雪及び降下火砕物による荷重を適切に考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、風（台風）及び竜巻による風荷重の影響に対しては、位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。また、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。 			F 屋外	<ul style="list-style-type: none"> 屋外及び緊急用電気品建屋（地上階）の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。 中央制御室、離れた場所又は設置場所から操作可能な設計とする。 地震、風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる。 降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行うことが可能な設計とする。 			<p>2. 設計方針について</p> <p>【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。】</p> <p>各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <p>(1) ①環境温度・環境圧力・湿度、②屋外の天候による影響、③放射線による影響</p> <table border="1" data-bbox="712 363 1321 1332"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>設計方針</th> <th>関係資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 原子炉格納容器内設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、その機能を期待される重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。 中央制御室から操作が可能な設計とする。 地震による荷重を考慮し、機能を損なうことのない設計とする。 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B 原子炉建屋 原子炉格納容器内設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、その機能を期待される重大事故等時における原子炉建屋原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。 使用済燃料プール冷却機能喪失時の原子炉建屋原子炉格納容器内において、使用済燃料プール水の温度上昇及び蒸発の影響を考慮する。 中央制御室、異なる区画若しくは離れた場所又は設置場所から操作可能な設計とする。 地震による荷重を考慮し、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備は、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。 </td> <td>配置図 接続図 保管場所図 (健全性説明書) (強度計算書) (耐震計算書)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C その他の 建屋内設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所（原子炉建屋付属棟内、制御建屋、緊急用電気品建屋（地下階）、中央制御室内及び緊急時対策建屋内）の環境条件を考慮した設計とする。 中央制御室、異なる区画若しくは離れた場所又は設置場所から操作可能な設計とする。 地震による荷重を考慮し、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止又は転倒防止、固縛の措置をとる。 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D 屋外設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 屋外及び緊急用電気品建屋（地上階）の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。 中央制御室、離れた場所又は設置場所から操作可能な設計とする。 地震、風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる。 降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行うことが可能な設計とする。 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ 個別条文中に記載する事項を下設部で示す</p>	設備分類	設計方針	関係資料	備考	A 原子炉格納容器内設備	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、その機能を期待される重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。 中央制御室から操作が可能な設計とする。 地震による荷重を考慮し、機能を損なうことのない設計とする。 			B 原子炉建屋 原子炉格納容器内設備	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、その機能を期待される重大事故等時における原子炉建屋原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。 使用済燃料プール冷却機能喪失時の原子炉建屋原子炉格納容器内において、使用済燃料プール水の温度上昇及び蒸発の影響を考慮する。 中央制御室、異なる区画若しくは離れた場所又は設置場所から操作可能な設計とする。 地震による荷重を考慮し、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備は、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。 	配置図 接続図 保管場所図 (健全性説明書) (強度計算書) (耐震計算書)		C その他の 建屋内設備	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所（原子炉建屋付属棟内、制御建屋、緊急用電気品建屋（地下階）、中央制御室内及び緊急時対策建屋内）の環境条件を考慮した設計とする。 中央制御室、異なる区画若しくは離れた場所又は設置場所から操作可能な設計とする。 地震による荷重を考慮し、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止又は転倒防止、固縛の措置をとる。 			D 屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> 屋外及び緊急用電気品建屋（地上階）の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。 中央制御室、離れた場所又は設置場所から操作可能な設計とする。 地震、風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる。 降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行うことが可能な設計とする。 			<p>2. 設計方針について</p> <p>【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。】</p> <p>各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <p>(1) ①環境温度・湿度・圧力/②屋外の天候による影響/③放射線による影響/④荷重</p> <table border="1" data-bbox="1348 363 1953 1348"> <thead> <tr> <th>類型化分類</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A C/V内の設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。 操作は中央制御室から可能な設計とする。 常設重大事故等対処設備は、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Ba ISLOCA時に使用する設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室内、原子炉建屋内、原子炉補助建屋内、ディーゼル発電機建屋内、燃料取扱棟内、循環水ポンプ建屋内及び緊急時対策室内（空調上屋を含む）の重大事故等対処設備は、その機能を期待される重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。 </td> <td>配置図 接続図 保管場所図 (健全性説明書) (強度計算書) (耐震計算書)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Bb SFP事故時に使用する設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 操作は中央制御室、異なる区画（フロア）若しくは離れた場所又は設置場所が可能な設計とする。 常設重大事故等対処設備は、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。可搬型重大事故等対処設備については、同じ機能を持つ設計基準事故対処設備等並びに常設及び可搬型の重大事故等対処設備に悪影響を与えて機能喪失しないよう、地震による荷重を考慮して、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛による固定の措置をとる。 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Bc SGTR時に使用する設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> このうち、インターフェイスシステムLOCA時、蒸気発生器伝熱管破損+破損蒸気発生器隔離失敗時又は使用済燃料ピットに係る重大事故等時使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とするか、これらの環境影響を受けない区画等に設置する。 特に、使用済燃料ピット監視カメラは、使用済燃料ピットに係る重大事故等時使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Bd その他耐震 建屋内の設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 屋外及び上記の分類A、Baに該当しない建屋内の重大事故等対処設備は、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 操作は中央制御室又は設置場所が可能な設計とする。 常設重大事故等対処設備は、地震、風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる。 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C 屋外の設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 屋外及び上記の分類A、Baに該当しない建屋内の重大事故等対処設備は、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 操作は中央制御室又は設置場所が可能な設計とする。 常設重大事故等対処設備は、地震、風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる。 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	類型化分類	設計方針	関連資料	備考	A C/V内の設備	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。 操作は中央制御室から可能な設計とする。 常設重大事故等対処設備は、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。 			Ba ISLOCA時に使用する設備	<ul style="list-style-type: none"> 中央制御室内、原子炉建屋内、原子炉補助建屋内、ディーゼル発電機建屋内、燃料取扱棟内、循環水ポンプ建屋内及び緊急時対策室内（空調上屋を含む）の重大事故等対処設備は、その機能を期待される重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。 	配置図 接続図 保管場所図 (健全性説明書) (強度計算書) (耐震計算書)		Bb SFP事故時に使用する設備	<ul style="list-style-type: none"> 操作は中央制御室、異なる区画（フロア）若しくは離れた場所又は設置場所が可能な設計とする。 常設重大事故等対処設備は、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。可搬型重大事故等対処設備については、同じ機能を持つ設計基準事故対処設備等並びに常設及び可搬型の重大事故等対処設備に悪影響を与えて機能喪失しないよう、地震による荷重を考慮して、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛による固定の措置をとる。 			Bc SGTR時に使用する設備	<ul style="list-style-type: none"> このうち、インターフェイスシステムLOCA時、蒸気発生器伝熱管破損+破損蒸気発生器隔離失敗時又は使用済燃料ピットに係る重大事故等時使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とするか、これらの環境影響を受けない区画等に設置する。 特に、使用済燃料ピット監視カメラは、使用済燃料ピットに係る重大事故等時使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。 			Bd その他耐震 建屋内の設備	<ul style="list-style-type: none"> 屋外及び上記の分類A、Baに該当しない建屋内の重大事故等対処設備は、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 操作は中央制御室又は設置場所が可能な設計とする。 常設重大事故等対処設備は、地震、風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる。 			C 屋外の設備	<ul style="list-style-type: none"> 屋外及び上記の分類A、Baに該当しない建屋内の重大事故等対処設備は、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 操作は中央制御室又は設置場所が可能な設計とする。 常設重大事故等対処設備は、地震、風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる。 			<p>相違理由</p> <p>型式化の相違（女川）</p> <p>記載内容の相違（女川） ・C/V内は常設SA設備のみであるため、明示した。C/V外について、下表では可搬型SA設備の設計方針を別に記載している。</p> <p>建屋の相違</p> <p>記載内容の相違 ・可搬型SA設備の設計方針を常設SA設備と別に記載。</p>
設備分類	設計方針	エビデンス	備考																																																																												
A C/V内	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。 操作は中央制御室から可能な設計とする。 屋内の重大事故等対処設備は、地震による荷重を適切に考慮して、機能を損なわない設計とする。 																																																																														
B ISLOCA	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補助建屋のうち制御建屋内、原子炉周辺建屋内、原子炉格納施設のうちアンユラス部内及び緊急時対策室内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。 																																																																														
C SFP	<ul style="list-style-type: none"> 操作は中央制御室、異なる区画（フロア）又は離れた場所から若しくは設置場所が可能な設計とする。 原子炉補助建屋のうち制御建屋内、原子炉周辺建屋内、原子炉格納施設のうちアンユラス部内及び緊急時対策室内の重大事故等対処設備は、地震による荷重を適切に考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。 																																																																														
D SGTR	<ul style="list-style-type: none"> このうち、インターフェイスシステムLOCA時、蒸気発生器伝熱管破損+破損蒸気発生器隔離失敗時又は使用済燃料ピットに係る重大事故等時使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とするか、これらの環境影響を受けない区画等に設置する。 特に、使用済燃料ピット監視カメラは、使用済燃料ピットに係る重大事故等時使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。 	比較のため 記載順序を 入れ替え	配置図・仕様表 健全性説明書 強度計算書 耐震計算書																																																																												
E その他耐震 建屋内	<ul style="list-style-type: none"> 屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。 操作は中央制御室から可能な設計又は設置場所が可能な設計とするか、人が携行して使用可能な設計とする。 屋外の重大事故等対処設備は、地震、積雪及び降下火砕物による荷重を適切に考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、風（台風）及び竜巻による風荷重の影響に対しては、位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。また、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。 																																																																														
F 屋外	<ul style="list-style-type: none"> 屋外及び緊急用電気品建屋（地上階）の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。 中央制御室、離れた場所又は設置場所から操作可能な設計とする。 地震、風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる。 降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行うことが可能な設計とする。 																																																																														
設備分類	設計方針	関係資料	備考																																																																												
A 原子炉格納容器内設備	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、その機能を期待される重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。 中央制御室から操作が可能な設計とする。 地震による荷重を考慮し、機能を損なうことのない設計とする。 																																																																														
B 原子炉建屋 原子炉格納容器内設備	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、その機能を期待される重大事故等時における原子炉建屋原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。 使用済燃料プール冷却機能喪失時の原子炉建屋原子炉格納容器内において、使用済燃料プール水の温度上昇及び蒸発の影響を考慮する。 中央制御室、異なる区画若しくは離れた場所又は設置場所から操作可能な設計とする。 地震による荷重を考慮し、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備は、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。 	配置図 接続図 保管場所図 (健全性説明書) (強度計算書) (耐震計算書)																																																																													
C その他の 建屋内設備	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所（原子炉建屋付属棟内、制御建屋、緊急用電気品建屋（地下階）、中央制御室内及び緊急時対策建屋内）の環境条件を考慮した設計とする。 中央制御室、異なる区画若しくは離れた場所又は設置場所から操作可能な設計とする。 地震による荷重を考慮し、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止又は転倒防止、固縛の措置をとる。 																																																																														
D 屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> 屋外及び緊急用電気品建屋（地上階）の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。 中央制御室、離れた場所又は設置場所から操作可能な設計とする。 地震、風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる。 降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行うことが可能な設計とする。 																																																																														
類型化分類	設計方針	関連資料	備考																																																																												
A C/V内の設備	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。 操作は中央制御室から可能な設計とする。 常設重大事故等対処設備は、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。 																																																																														
Ba ISLOCA時に使用する設備	<ul style="list-style-type: none"> 中央制御室内、原子炉建屋内、原子炉補助建屋内、ディーゼル発電機建屋内、燃料取扱棟内、循環水ポンプ建屋内及び緊急時対策室内（空調上屋を含む）の重大事故等対処設備は、その機能を期待される重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。 	配置図 接続図 保管場所図 (健全性説明書) (強度計算書) (耐震計算書)																																																																													
Bb SFP事故時に使用する設備	<ul style="list-style-type: none"> 操作は中央制御室、異なる区画（フロア）若しくは離れた場所又は設置場所が可能な設計とする。 常設重大事故等対処設備は、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。可搬型重大事故等対処設備については、同じ機能を持つ設計基準事故対処設備等並びに常設及び可搬型の重大事故等対処設備に悪影響を与えて機能喪失しないよう、地震による荷重を考慮して、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛による固定の措置をとる。 																																																																														
Bc SGTR時に使用する設備	<ul style="list-style-type: none"> このうち、インターフェイスシステムLOCA時、蒸気発生器伝熱管破損+破損蒸気発生器隔離失敗時又は使用済燃料ピットに係る重大事故等時使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とするか、これらの環境影響を受けない区画等に設置する。 特に、使用済燃料ピット監視カメラは、使用済燃料ピットに係る重大事故等時使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。 																																																																														
Bd その他耐震 建屋内の設備	<ul style="list-style-type: none"> 屋外及び上記の分類A、Baに該当しない建屋内の重大事故等対処設備は、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 操作は中央制御室又は設置場所が可能な設計とする。 常設重大事故等対処設備は、地震、風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる。 																																																																														
C 屋外の設備	<ul style="list-style-type: none"> 屋外及び上記の分類A、Baに該当しない建屋内の重大事故等対処設備は、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 操作は中央制御室又は設置場所が可能な設計とする。 常設重大事故等対処設備は、地震、風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる。 																																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
(2) ④海水を透過する系統への影響				(2) ④海水を透過する系統への影響				(2) ④海水を透過する系統への影響				<p>運用の相違（女川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊においても、ピット補給等では淡水を優先して使用する方針であるが、炉心及び格納容器への注水等は対応開始以降に水源枯渇などによるSA対応の中断が生じないよう、海水を優先して使用することから、設備設計としては「海水を使用する可能性があるなら海水影響を考慮した設計」を行う。 <p>記載箇所の相違（女川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、荷重は(1)項にて同内容を考慮している。
影響評価項目	設計方針	エビデンス	備考	設備分類	設計方針	関連資料	備考	評価項目	設計方針	関連資料	備考	
I	常時海水を透過する、海に設置する又は海で使用する重大事故等対処設備は耐腐食性材料を使用する。ただし、常時海水を透過するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。	系統図 健全性説明書		I	常時海水を透過する海で使用 ・常時海水を透過、海に設置する又は海で使用する重大事故等対処設備は耐腐食性材料を使用する。常時海水を透過するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。使用時に海水を透過する重大事故等対処設備は、海水の影響を考慮した設計とする。また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	系統図 (健全性説明書)		I	常時海水を透過する、海に設置する又は海で使用する重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する。ただし、常時海水を透過するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。	系統図 (健全性説明書)		
II	使用時に海水を透過する又は淡水若しくは海水から選択可能な重大事故等対処設備は、海水影響を考慮した設計とする。また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。			II	使用時に海水を透過する設備は海水の影響を考慮する。 ・淡水だけでなく海水も透過可能な設備は、海水の影響を考慮する。具体的には、可能な限り淡水を優先し、海水透過を短期間とすることで、設備への影響を考慮する。 ・海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮する。 対象外 海水を透過しないため設計上の考慮は必要ない。（海水透過なし）			II	重大事故等時に海水を透過する可能性のある重大事故等対処設備は、海水影響を考慮した設計とする。また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。			
III	海水を透過しないため設計上の考慮は必要ない。（海水透過なし）			対象外	海水を透過しないため設計上の考慮は必要ない。（海水透過なし）			対象外	海水を透過しないため設計上の考慮は必要ない。（海水透過なし）			
(3) ⑤電磁波による影響/⑦他設備からの影響				(3) ⑥荷重				(3) ⑤電磁的影響/⑦他設備からの影響				
影響評価項目	設計方針	エビデンス	備考	影響評価項目	設計方針	関連資料	備考	影響評価項目	設計方針	関連資料	備考	
電磁波による影響	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。			荷重	常設重大事故等対処設備は地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に発揮できる設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は地震、風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮し、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、倒壊等の措置をとる。	(健全性説明書)		電磁的影響	重大事故等時においても、ラインフィルタや絶縁回路を設置することによりサージ・ノイズの侵入を防止する、鋼製筐体や金属シールド付きケーブルの適用等、電磁波の侵入を防止する処置を講じた設計とし、電磁波によりその機能を損なわない設計とする。	—		
周辺機器等からの悪影響	事故対応の多様性拡張のために設置・配備している設備を含む周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない設計とする。周辺機器等からの悪影響としては、地震、火災、溢水による波及的影響を考慮する。溢水に対しては、重大事故等対処設備が溢水によりその機能を喪失しないように、常設重大事故等対処設備は、想定される溢水水位よりも高所に設置し、可搬型重大事故等対処設備は、必要により想定される溢水水位よりも高所に保管する。 地震による荷重を含む耐震設計については、「1.1.2 耐震設計の基本方針」に、火災防護については、「1.2 火災による損傷の防止」に示す。	健全性説明書		電磁的障害	重大事故等時において、電磁波によりその機能が損なわれるおそれのある設備については、電磁波による影響を確認する、ラインフィルタや絶縁回路を設置することによりサージ・ノイズの侵入を防止する、鋼製筐体や金属シールド付きケーブルの適用等、電磁波の侵入を防止する処置を講じた設計とする。			周辺機器等からの悪影響	事故対応の多様性拡張のために設置・配備している設備を含む周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない設計とする。具体的には以下に示すとおりとする。 ・期待する安全機能は想定される重大事故等が発生する内部溢水（インターフェイスシステムLOCA）によりその機能が喪失しないように、溢水伝播防止対策等を実施する。 ・常設重大事故等対処設備は、設計基準事故等対処設備及び使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能を有する設備（以下「設計基準事故等対処設備等」という。）と位置的分散を図り、可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故等対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る設計とする。位置的分散は「常設重大事故等対処設備の共通要因故障防止について」及び「可搬型重大事故等対処設備の共通要因故障防止について」に示す。 ・「重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に則り、重大事故等対処設備と設計基準事故等対処設備等の安全機能が同時に機能喪失するおそれがないこと等の設計とする。詳細は「常設重大事故等対処設備の共通要因故障防止について」及び「可搬型重大事故等対処設備の共通要因故障防止について」に示す。 ・地震による荷重を含む耐震設計については、「重大事故等対処設備について 2.1.2 耐震設計の基本方針」に、火災防護については、「重大事故等対処設備について 2.2 火災による損傷の防止」に示す。	(健全性説明書)		
(4) ⑤電磁的障害/⑦周辺機器等からの悪影響				(4) ⑤電磁的障害/⑦周辺機器等からの悪影響				(4) ⑤電磁的障害/⑦周辺機器等からの悪影響				
影響評価項目	設計方針	エビデンス	備考	影響評価項目	設計方針	関連資料	備考	影響評価項目	設計方針	関連資料	備考	
電磁的障害	重大事故等時において、電磁波によりその機能が損なわれるおそれのある設備については、電磁波による影響を確認する、ラインフィルタや絶縁回路を設置することによりサージ・ノイズの侵入を防止する、鋼製筐体や金属シールド付きケーブルの適用等、電磁波の侵入を防止する処置を講じた設計とする。			周辺機器等からの悪影響	重大事故等時において、電磁波によりその機能が損なわれるおそれのある設備については、電磁波による影響を確認する、ラインフィルタや絶縁回路を設置することによりサージ・ノイズの侵入を防止する、鋼製筐体や金属シールド付きケーブルの適用等、電磁波の侵入を防止する処置を講じた設計とする。			電磁的影響	重大事故等時においても、ラインフィルタや絶縁回路を設置することによりサージ・ノイズの侵入を防止する、鋼製筐体や金属シールド付きケーブルの適用等、電磁波の侵入を防止する処置を講じた設計とし、電磁波によりその機能を損なわない設計とする。	—		
周辺機器等からの悪影響	事故対応の多様性拡張のために設置・配備している設備を含む周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない設計とする。具体的には以下に示すとおりとする。 ・期待する安全機能は想定される重大事故等が発生する内部溢水（インターフェイスシステムLOCA）によりその機能が喪失しないように、溢水伝播防止対策等を実施する。 ・常設重大事故等対処設備は、設計基準事故等対処設備及び使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能を有する設備（以下「設計基準事故等対処設備等」という。）と位置的分散を図り、可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故等対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る設計とする。位置的分散は「常設重大事故等対処設備の共通要因故障防止について」及び「可搬型重大事故等対処設備の共通要因故障防止について」に示す。 ・「重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に則り、重大事故等対処設備と設計基準事故等対処設備等の安全機能が同時に機能喪失するおそれがないこと等の設計とする。詳細は「常設重大事故等対処設備の共通要因故障防止について」及び「可搬型重大事故等対処設備の共通要因故障防止について」に示す。 ・地震による荷重を含む耐震設計については、「重大事故等対処設備について 2.1.2 耐震設計の基本方針」に、火災防護については、「重大事故等対処設備について 2.2 火災による損傷の防止」に示す。	健全性説明書		電磁的影響	重大事故等時においても、ラインフィルタや絶縁回路を設置することによりサージ・ノイズの侵入を防止する、鋼製筐体や金属シールド付きケーブルの適用等、電磁波の侵入を防止する処置を講じた設計とし、電磁波によりその機能を損なわない設計とする。			周辺機器等からの悪影響	事故対応の多様性拡張のために設置・配備している設備を含む周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない設計とする。周辺機器等からの悪影響としては、地震、火災、溢水による波及的影響を考慮する。溢水に対しては、重大事故等対処設備が溢水によりその機能を喪失しないように、常設重大事故等対処設備は、想定される溢水水位よりも高所に設置し、可搬型重大事故等対処設備は、必要により想定される溢水水位よりも高所に保管する。 地震による荷重を含む耐震設計については、「1.1.2 耐震設計の基本方針」に、火災防護については、「1.2 火災による損傷の防止」に示す。	(健全性説明書)		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
	<p style="text-align: center;">重大事故等時における線路温度、線路圧力、湿度及び放射線の最大値の比較</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大飯</th> <th>女川</th> <th>相違</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線路温度</td> <td>100℃</td> <td>100℃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>線路圧力</td> <td>10MPa</td> <td>10MPa</td> <td></td> </tr> <tr> <td>湿度</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線</td> <td>1000μSv/h</td> <td>1000μSv/h</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 表中は各設備条件の項目の最大値を記載する。また、評価値は評価値により安全確認が可能である。 ※2 線路温度は線路温度の最大値を示す。また、線路温度は線路温度の最大値を示す。 ※3 線路圧力は線路圧力の最大値を示す。また、線路圧力は線路圧力の最大値を示す。 ※4 湿度は湿度の最大値を示す。また、湿度は湿度の最大値を示す。 ※5 放射線は放射線の最大値を示す。また、放射線は放射線の最大値を示す。 ※6 放射線は放射線の最大値を示す。また、放射線は放射線の最大値を示す。 ※7 放射線は放射線の最大値を示す。また、放射線は放射線の最大値を示す。</p>	項目	大飯	女川	相違	線路温度	100℃	100℃		線路圧力	10MPa	10MPa		湿度	100%	100%		放射線	1000μSv/h	1000μSv/h		<p style="text-align: center;">重大事故等時における線路温度、線路圧力、湿度及び放射線の最大値の比較</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大飯</th> <th>女川</th> <th>相違</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線路温度</td> <td>100℃</td> <td>100℃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>線路圧力</td> <td>10MPa</td> <td>10MPa</td> <td></td> </tr> <tr> <td>湿度</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線</td> <td>1000μSv/h</td> <td>1000μSv/h</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 表中は各設備条件の項目の最大値を記載する。また、評価値は評価値により安全確認が可能である。 ※2 線路温度は線路温度の最大値を示す。また、線路温度は線路温度の最大値を示す。 ※3 線路圧力は線路圧力の最大値を示す。また、線路圧力は線路圧力の最大値を示す。 ※4 湿度は湿度の最大値を示す。また、湿度は湿度の最大値を示す。 ※5 放射線は放射線の最大値を示す。また、放射線は放射線の最大値を示す。 ※6 放射線は放射線の最大値を示す。また、放射線は放射線の最大値を示す。 ※7 放射線は放射線の最大値を示す。また、放射線は放射線の最大値を示す。</p>	項目	大飯	女川	相違	線路温度	100℃	100℃		線路圧力	10MPa	10MPa		湿度	100%	100%		放射線	1000μSv/h	1000μSv/h		<p>相違理由</p>
項目	大飯	女川	相違																																								
線路温度	100℃	100℃																																									
線路圧力	10MPa	10MPa																																									
湿度	100%	100%																																									
放射線	1000μSv/h	1000μSv/h																																									
項目	大飯	女川	相違																																								
線路温度	100℃	100℃																																									
線路圧力	10MPa	10MPa																																									
湿度	100%	100%																																									
放射線	1000μSv/h	1000μSv/h																																									
	<p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	<p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>																																									
		<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、操作の確実性を確保するための区分及び設計方針について以下に整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 想定される重大事故等が発生した場合においても、重大事故等対処設備を確実に操作できるように、手順書の整備並びに教育及び訓練による実操作及び模擬操作を行う。手順に定めた操作を確実にものとするため、操作環境として、重大事故等時の環境条件に対し、操作場所での操作が可能な設計とする。（「1.3.3 環境条件等」） 操作するすべての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて常設の足場を設置するか、操作台を近傍に常設又は配置できる設計とする。また、防護具、照明等は重大事故等発生時に迅速に使用できる場所に配備する。 操作準備として、一般的に用いられる工具又は取付金具を用いて、確実に作業ができる設計とする。専用工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備の運搬・設置が確実に行えるように、人力又は車両等による運搬又は移動ができるとともに、設置場所にてアウトリガの設置等により固定できる設計とする。</p> <p>操作内容として、現場操作については、現場の操作スイッチは、運転員の操作性及び人間工学的観点から考慮した設計とし、現場での操作が可能な設計とする。 また、電源操作は、感電防止のため電源の露出部への近接防止を考慮した設計とし、常設重大事故等対処設備の操作に際しては手順どおりの操作でなければ接続できない構造の設計とする。 現場で操作を行う弁は、手動操作が可能な弁を設置する。 現場での接続作業は、ボルト締めフランジ、コネクタ構造又はより簡便な接続規格等、接続規格を統一することにより、確実に接続ができる設計とする。ディスタンスピースはボルト締めフランジで取り付ける構造とする等操作が確実に行える設計とする。 また、重大事故等に対処するために迅速な手動操作を必要とする機器及び弁の操作は、要求時間内に達成できるように中央制御室設置の制御盤での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器は運転員の操作性及び人間工学的観点から考慮した設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・ 操作環境 (①環境条件 (被ばく影響等)、②空間確保、③足場の確保、④防護具、照明の確保) ・ 操作準備 (⑤工具、⑥設備の運搬、設置) ・ 操作内容 (⑦操作スイッチ操作、⑧電源操作、⑨弁操作、⑩接続作業、⑪ディスタンスピース取替作業) ・ その他、設備ごとの考慮事項</p> <p>b. 類型化 ・ 操作が不要な設備については、設備対応不要となるため、「C」に分類。 ・ 操作が必要な設備については、中央制御室での操作は中央制御室の環境条件や制御盤の設計で考慮されることから、「B」に分類。 ・ 現場操作については、「A」に分類。 ・ 現場操作の考慮事項のうち、③足場の確保、⑤工具、⑥設備の運搬、設置、⑦操作スイッチ操作、⑧電源操作、⑨弁操作、⑩接続作業、⑪ディスタンスピース取替作業については、設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに明記する。</p>	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第1項第2号 操作の確実性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、操作の確実性を確保するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等時の環境条件を考慮し、操作が可能な設計とする（「重大事故等時の環境条件における健全性について」）。</p> <p>操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。</p> <p>現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は、運搬・設置が確実に行えるように、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張り出し、輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>現場の操作スイッチは運転員等の操作性を考慮した設計とする。</p> <p>また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。 現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。 現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計とする。 想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器については、その作動状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・ 操作環境 (①環境条件 (被ばく影響等)、②空間確保、③防護具、照明の確保、④足場の確保) ・ 操作準備 (⑤工具、⑥設備の運搬・設置) ・ 操作内容 (⑦操作スイッチ操作、⑧電源操作、⑨弁操作、⑩接続作業) ・ 状態確認 (⑪作動状態確認) ・ その他、設備ごとの考慮事項</p> <p>b. 類型化 ・ 操作が必要な設備のうち中央制御室での操作は、中央制御室の環境条件や制御盤の設計で考慮されることから「A」に分類、現場操作については「B」に分類する。 ・ 現場操作の考慮事項のうち、④足場の確保、⑤工具、⑥設備の運搬・設置、⑦操作スイッチ操作、⑧電源操作、⑨弁操作又は⑩接続作業については、設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに明記する。 ・ 操作が不要な設備については、設備対応不要となる。</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、操作の確実性を確保するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等時の環境条件に対し、操作が可能な設計とする。（「重大事故等時の環境条件における健全性について」）</p> <p>操作するすべての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作台を設置又は近傍に配置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等発生時に迅速に使用できる場所に配備する。</p> <p>現場操作において工具を必要とする場合、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるように、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張り出し、車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計とする。</p> <p>また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。 現場において人力で操作を行う弁は、手動操作又は専用工具による操作が可能な設計とする。 現場での接続作業は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計とする。 想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器については、その作動状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・ 操作環境 (①環境条件 (被ばく影響等)、②空間確保、③足場の確保、④防護具、照明の確保) ・ 操作準備 (⑤工具、⑥設備の運搬、設置) ・ 操作内容 (⑦操作スイッチ操作、⑧電源操作、⑨弁操作、⑩接続作業) ・ 状態確認 (⑪作動状態確認) ・ その他、設備毎の考慮事項</p> <p>b. 類型化 ・ 操作が必要な設備のうち、現場操作については、「A」に分類。 ・ 操作が必要な設備のうち、中央制御室での操作は中央制御室の環境条件や制御盤の設計で考慮されることから、「B」に分類。 ・ 現場操作の考慮事項のうち、③足場の確保、⑤工具、⑥設備の運搬、設置、⑦操作スイッチ操作、⑧電源操作、⑨弁操作、⑩接続作業については、設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに明記する。 ・ 操作が不要な設備については、設備対応不要となる。</p>	<p>相違理由</p> <p>記載方針の相違 ・ 常設のみならず、近傍に台を用意しておき、使用時に使う方法もあるため「近傍に配置」も記載した。 (大館と類似)</p> <p>記載方針の相違 ・ 「取付金具」も含めて「専用工具」として記載した。(女川と類似)</p> <p>記載内容の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載内容の相違 記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>考慮事項付番の相違 ・ 考慮事項の分類付番に相違はあるが、考慮事項と分類区分は同じである。</p> <p>類型化分類の相違 以下の類型化分類の差相違はあるが、考慮事項と分類区分は同じである。 ・ 現場操作 泊：A、女川：B ・ 中央制御室操作 泊：B、女川A ・ 操作不要</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																											
			<p><u>考慮事項付番の相違</u> ・考慮事項の分類付番に相違はあるが、考慮事項としている項目に相違はない。</p>																																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮事項</th> <th>A 現場操作</th> <th>B 中央操作</th> <th>C 操作不要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①環境条件（被ばく影響等）</td> <td>○</td> <td>○（中制御室設計）</td> <td rowspan="4">×</td> </tr> <tr> <td>②空間確保</td> <td>○</td> <td>○（中制御室設計）</td> </tr> <tr> <td>③足場の確保</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>④防護具、照明の確保</td> <td>○</td> <td>○（中制御室設計）</td> </tr> <tr> <td>⑤工具</td> <td>○</td> <td>×</td> <td rowspan="2">×</td> </tr> <tr> <td>⑥設備の運搬、設置</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>⑦操作スイッチ操作</td> <td>○</td> <td>○（中制御室設計）</td> <td rowspan="4">×</td> </tr> <tr> <td>⑧電源操作</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>⑨弁操作</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>⑩接続作業</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>⑩ディスタンスピース取替作業</td> <td>○</td> <td>×</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○：考慮必要、×：考慮不要</p>	考慮事項	A 現場操作	B 中央操作	C 操作不要	①環境条件（被ばく影響等）	○	○（中制御室設計）	×	②空間確保	○	○（中制御室設計）	③足場の確保	○	×	④防護具、照明の確保	○	○（中制御室設計）	⑤工具	○	×	×	⑥設備の運搬、設置	○	×	⑦操作スイッチ操作	○	○（中制御室設計）	×	⑧電源操作	○	×	⑨弁操作	○	×	⑩接続作業	○	×	⑩ディスタンスピース取替作業	○	×		<table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮事項</th> <th>A 中央制御室での操作</th> <th>B 現場での操作</th> <th>対象外 (操作不要)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①環境条件（被ばく影響等）</td> <td>○ (中央制御室設計)</td> <td>○</td> <td rowspan="4">×</td> </tr> <tr> <td>②空間確保</td> <td>○ (中央制御室設計)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③防護具、照明の確保</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④足場の確保</td> <td>○ (中央制御室設計)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑤工具</td> <td>○</td> <td>○</td> <td rowspan="2">×</td> </tr> <tr> <td>⑥設備の運搬・設置</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑦操作スイッチ操作</td> <td>○ (中央制御室設計)</td> <td>○</td> <td rowspan="4">×</td> </tr> <tr> <td>⑧電源操作</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑨弁操作</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑩接続作業</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>状態確認</td> <td>⑩作動状態確認</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>○：考慮必要、×：考慮不要</p>	考慮事項	A 中央制御室での操作	B 現場での操作	対象外 (操作不要)	①環境条件（被ばく影響等）	○ (中央制御室設計)	○	×	②空間確保	○ (中央制御室設計)	○	③防護具、照明の確保	×	○	④足場の確保	○ (中央制御室設計)	○	⑤工具	○	○	×	⑥設備の運搬・設置	○	○	⑦操作スイッチ操作	○ (中央制御室設計)	○	×	⑧電源操作	×	○	⑨弁操作	×	○	⑩接続作業	○	○	状態確認	⑩作動状態確認	○	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮事項</th> <th>A 現場操作</th> <th>B 中央操作</th> <th>対象外 (操作不要)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①環境条件（被ばく影響等）</td> <td>○</td> <td>○（中制御室設計）</td> <td rowspan="4">×</td> </tr> <tr> <td>②空間確保</td> <td>○</td> <td>○（中制御室設計）</td> </tr> <tr> <td>③足場の確保</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>④防護具、照明の確保</td> <td>○</td> <td>○（中制御室設計）</td> </tr> <tr> <td>⑤工具</td> <td>○</td> <td>×</td> <td rowspan="2">×</td> </tr> <tr> <td>⑥設備の運搬、設置</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>⑦操作スイッチ操作</td> <td>○</td> <td>○（中制御室設計）</td> <td rowspan="4">×</td> </tr> <tr> <td>⑧電源操作</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>⑨弁操作</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>⑩接続作業</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>状態確認</td> <td>⑩作動状況確認</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>○：考慮必要、×：考慮不要</p>	考慮事項	A 現場操作	B 中央操作	対象外 (操作不要)	①環境条件（被ばく影響等）	○	○（中制御室設計）	×	②空間確保	○	○（中制御室設計）	③足場の確保	○	×	④防護具、照明の確保	○	○（中制御室設計）	⑤工具	○	×	×	⑥設備の運搬、設置	○	×	⑦操作スイッチ操作	○	○（中制御室設計）	×	⑧電源操作	○	×	⑨弁操作	○	×	⑩接続作業	○	×	状態確認	⑩作動状況確認	○	○	<p><u>中央制御室操作の相違</u> ・表中で緑枠で囲った操作時の考慮事項に相違がある。 ・泊では中央制御室操作において、足場の確保を要する操作はない。 ・泊では中央制御室の環境が悪化した際には、可搬照明の使用、防護具着用し操作する場合がある。 ・泊では中央制御室内操作において、接続作業はない。</p>
考慮事項	A 現場操作	B 中央操作	C 操作不要																																																																																																																											
①環境条件（被ばく影響等）	○	○（中制御室設計）	×																																																																																																																											
②空間確保	○	○（中制御室設計）																																																																																																																												
③足場の確保	○	×																																																																																																																												
④防護具、照明の確保	○	○（中制御室設計）																																																																																																																												
⑤工具	○	×	×																																																																																																																											
⑥設備の運搬、設置	○	×																																																																																																																												
⑦操作スイッチ操作	○	○（中制御室設計）	×																																																																																																																											
⑧電源操作	○	×																																																																																																																												
⑨弁操作	○	×																																																																																																																												
⑩接続作業	○	×																																																																																																																												
⑩ディスタンスピース取替作業	○	×																																																																																																																												
考慮事項	A 中央制御室での操作	B 現場での操作	対象外 (操作不要)																																																																																																																											
①環境条件（被ばく影響等）	○ (中央制御室設計)	○	×																																																																																																																											
②空間確保	○ (中央制御室設計)	○																																																																																																																												
③防護具、照明の確保	×	○																																																																																																																												
④足場の確保	○ (中央制御室設計)	○																																																																																																																												
⑤工具	○	○	×																																																																																																																											
⑥設備の運搬・設置	○	○																																																																																																																												
⑦操作スイッチ操作	○ (中央制御室設計)	○	×																																																																																																																											
⑧電源操作	×	○																																																																																																																												
⑨弁操作	×	○																																																																																																																												
⑩接続作業	○	○																																																																																																																												
状態確認	⑩作動状態確認	○	○																																																																																																																											
考慮事項	A 現場操作	B 中央操作	対象外 (操作不要)																																																																																																																											
①環境条件（被ばく影響等）	○	○（中制御室設計）	×																																																																																																																											
②空間確保	○	○（中制御室設計）																																																																																																																												
③足場の確保	○	×																																																																																																																												
④防護具、照明の確保	○	○（中制御室設計）																																																																																																																												
⑤工具	○	×	×																																																																																																																											
⑥設備の運搬、設置	○	×																																																																																																																												
⑦操作スイッチ操作	○	○（中制御室設計）	×																																																																																																																											
⑧電源操作	○	×																																																																																																																												
⑨弁操作	○	×																																																																																																																												
⑩接続作業	○	×																																																																																																																												
状態確認	⑩作動状況確認	○	○																																																																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由			
2. 設計方針について 【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。】 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				2. 設計方針について 【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。】 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				2. 設計方針について 【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。】 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。							
区分	設計方針	エビデンス	パターン	備考	類型化区分	設計方針	関連資料	備考	区分	設計方針	関連資料	備考			
A 現場操作	① 環境条件（被ばく影響等） 重大事故等時の環境条件に対し、操作場所での操作が可能な設計とする。（1.3.3 環境条件等）	配置図 （写真）	A	※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 （足場有） （工具有） （運搬設置） （操作スイッチ操作） （弁操作） （接続作業） （ディスタンススペース取替作業）	A 中央制御室操作	共通の設計方針			記載位置の相違	A 現場操作	①環境条件（被ばく影響等） 重大事故等時の環境条件に対し、操作場所での操作が可能な設計とする。（「重大事故等時の環境条件における健全性について」）	配置図（写真） 接続図 系統図	（第26条 原子炉制御室等）	（操作スイッチ操作）	
	② 空間確保 操作するすべての設備に対し、十分な操作空間を確保する設計とする。					②空間確保 操作するすべての設備に対し、十分な操作空間を確保する設計とする。（「重大事故等時の環境条件における健全性について」）									
	③ 足場の確保 確実な操作ができるよう、必要に応じて寄設の足場を設置するか、操作台を近傍に常設又は配置できる設計とする。					③足場の確保 確実な操作ができるよう、必要に応じて、操作台を設置又は近傍に配置できる設計とする。									
	④ 防護具、照明の確保 防護具、照明等は重大事故等発生時に迅速に使用できる場所に配備する。					④防護具、照明の確保 防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用可能な場所に配備する。									
⑤ 工具 一般的に用いられる工具又は取付金具を用いて、確実に作業ができる設計とする。専用工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。	配置図（写真） 接続図 系統図	B 中央制御室操作	B	（操作スイッチ操作）	B a	④ 足場の確保* 確実な操作ができるよう、必要に応じて、操作足場を設置する。	配置図（写真） 接続図 系統図	（第26条 原子炉制御室等）	（操作スイッチ操作）						
⑥ 設備の運搬、設置 人力又は車両等による運搬又は移動ができるとともに、設置場所にてアウトリガの設置等により固定できる設計とする。					⑤ 工具* 一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業が可能な設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。										
⑦ 操作スイッチ操作 現場の操作スイッチは、運転員の操作性及び人間工学的観点から考慮した設計とし、現場での操作が可能な設計とする。					⑥ 設備の運搬・設置* 人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張り出し、輪留めによる固定等が可能な設計とする。										
⑧ 電源操作 感電防止のため電源の露出部への近接防止を考慮した設計とし、常設重大事故等対処設備の操作に際しては手順どおりの操作でなければ接続できない構造の設計としている。					⑦ 操作スイッチ操作* 運転員等の操作性を考慮した操作スイッチ、遮断器等により操作可能な設計とする。										
⑨ 弁操作 現場で操作を行う弁は、手動操作が可能な弁を設置する。	配置図（写真） 接続図 系統図	B 中央制御室操作	B	（操作スイッチ操作）	B b	⑧ 電源操作* 感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。	配置図（写真） 接続図 系統図	（第26条 原子炉制御室等）	（操作スイッチ操作）						
⑩ 接続作業 接続部は、ボルト締めフランジ、コネクタ構造又はより簡便な接続規格等、接続規格を統一することにより、確実に接続ができる設計とする。					⑧ 電源操作* 感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。										
⑪ ディスタンススペース取替作業 ディスタンススペースは、ボルト締めフランジで取付ける構造とする等作業が確実にできる設計とする。					⑨ 弁操作* 現場において人力で操作を行う弁は、直接又は遠隔で手動操作が可能な設計とする。										
⑫ 重大事故等に対処するために迅速な手動操作を必要とする機器及び弁の操作は、要求時間内に達成できるように中央制御室設置の制御盤での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器は運転員の操作性及び人間工学的観点から考慮した設計とする。					⑩ 接続作業* ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等により、確実に接続が可能な設計とする。										
⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。	配置図（写真） 接続図 系統図	B 中央制御室操作	B	（操作スイッチ操作）	B c	⑪ 弁操作* 現場において人力で操作を行う弁は、直接又は遠隔で手動操作が可能な設計とする。	配置図（写真） 接続図 系統図	（第26条 原子炉制御室等）	（操作スイッチ操作）						
⑭ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。					⑫ 重大事故等に対処するために迅速な手動操作を必要とする機器は、必要な時間内で操作できるように中央制御室設置の制御盤での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器は運転員の操作性及び人間工学的観点から考慮した設計とし、その作動状態の確認が可能な設計とする。										
⑮ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。					⑬ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。										
⑯ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。					⑭ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。										
⑰ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。	配置図（写真） 接続図 系統図	B 中央制御室操作	B	（操作スイッチ操作）	B d	⑫ 重大事故等に対処するために迅速な手動操作を必要とする機器は、必要な時間内で操作できるように中央制御室設置の制御盤での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器は運転員の操作性及び人間工学的観点から考慮した設計とし、その作動状態の確認が可能な設計とする。	配置図（写真） 接続図 系統図	（第26条 原子炉制御室等）	（操作スイッチ操作）						
⑰ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。					⑮ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。										
⑱ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。					⑯ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。										
⑲ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。					⑰ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。										
⑲ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。	配置図（写真） 接続図 系統図	B 中央制御室操作	B	（操作スイッチ操作）	B e	⑯ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。	配置図（写真） 接続図 系統図	（第26条 原子炉制御室等）	（操作スイッチ操作）						
⑲ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。					⑰ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。										
⑲ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。					⑰ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。										
⑲ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。					⑰ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。										
⑲ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。	配置図（写真） 接続図 系統図	B 中央制御室操作	B	（操作スイッチ操作）	B f	⑰ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。	配置図（写真） 接続図 系統図	（第26条 原子炉制御室等）	（操作スイッチ操作）						
⑲ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。					⑰ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。										
⑲ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。					⑰ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。										
⑲ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。					⑰ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。										
⑲ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。	配置図（写真） 接続図 系統図	B 中央制御室操作	B	（操作スイッチ操作）	B g	⑰ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。	配置図（写真） 接続図 系統図	（第26条 原子炉制御室等）	（操作スイッチ操作）						
⑲ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。					⑰ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。										
⑲ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。					⑰ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。										
⑲ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。					⑰ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。										
⑲ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。	配置図（写真） 接続図 系統図	B 中央制御室操作	B	（操作スイッチ操作）	状態確認	⑰ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。	配置図（写真） 接続図 系統図	（第26条 原子炉制御室等）	（操作スイッチ操作）						
⑲ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。					⑰ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。										
⑲ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。					⑰ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。										
⑲ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。					⑰ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。										
⑲ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。	配置図（写真） 接続図 系統図	B 中央制御室操作	B	（操作スイッチ操作）	操作不要	⑰ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。	配置図（写真） 接続図 系統図	（第26条 原子炉制御室等）	（操作スイッチ操作）						
⑲ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。					⑰ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。										
⑲ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。					⑰ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。										
⑲ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。					⑰ 共通の設計方針 ⑬ 操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。										

※個別条文中に記載する事項を下波部で示す

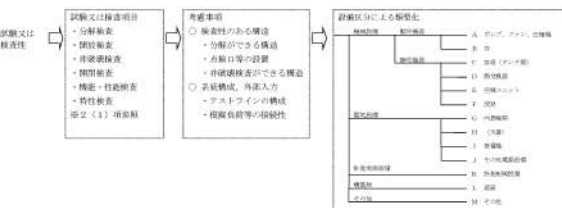

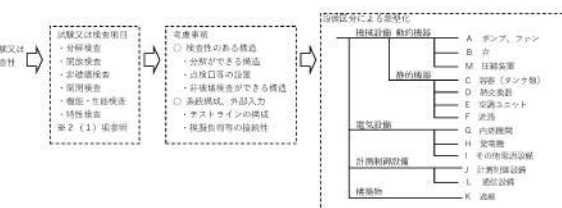
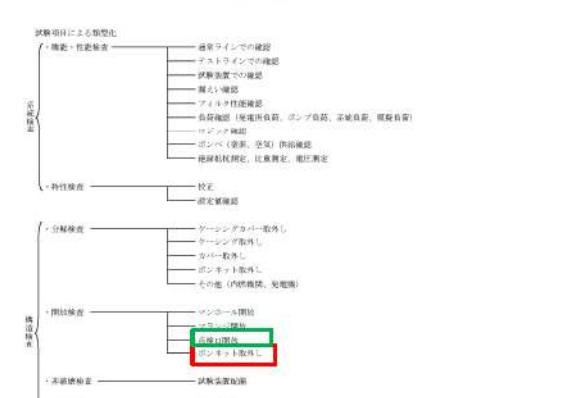
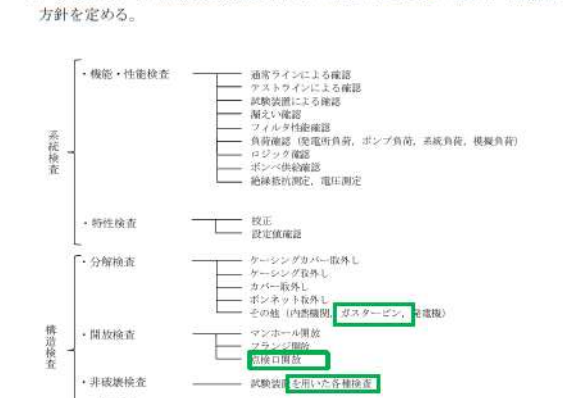

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等対処設備の試験・検査性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査（「発電用原子力設備における破壊を引き起こす裂きその他の欠陥の解釈について」に準じた検査を含む。）を実施できるよう、分解点検等ができる構造とする。</p> <p>また、接近性を考慮した配置、必要な空間等を備える設計、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする設計とするとともに非破壊検査が必要な設備については、試験装置を設置できる設計とする。</p> <p>これらの試験及び検査については、使用前検査、施設定期検査、定期安全管理検査及び溶接安全管理検査の法定検査を実施できることに加え、保全プログラムに基づく点検及び日常点検の保守点検内容を考慮して設計するものとする。</p> <p>機能・性能の確認においては、所要の系統機能を確認する設備について、原則、系統試験及び漏えい確認が可能な設計とする。系統試験においては、試験及び検査ができるテストライン等の設備を設置又は必要に応じて準備することにより、可搬型重大事故等対処設備のみで系統構成するものは独立した試験系統、常設重大事故等対処設備を含む設備にて系統構成するものは他設備から独立した試験系統にて確認できることで、試験範囲外の系統に悪影響を与えない設計とする。</p> <p>原子炉の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、運転中に定期的に試験又は検査ができる設計とする。ただし、運転中の試験又は検査によって原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合は、この限りとはしない設計とする。</p> <p>また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、その健全性並びに多様性及び多重性を確認するため、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</p> <p>運転中における安全保護系に準じる設備である、ATWS緩和設備においては、重大事故等対処設備としての多重性を有さないため、検査実施中に機能自体の維持はできないが、原則として運転中に定期的に健全性を確認するための試験ができる設計とするとともに、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系等の不必要な動作が発生しない設計とする。</p> <p>代替電源設備及び可搬型のポンプを駆動するための電源は、系統の重要な部分として適切な定期的試験又は検査が可能な設計とする。</p> <p>構造・強度を確認又は内部構成部品の確認が必要な設備については、原則分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 試験又は検査項目を踏まえた上で以下を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査性のある構造 <ul style="list-style-type: none"> ・分解ができる構造 ・点検口等の設置 ・非破壊検査ができる構造 ○ 系統構成、外部入力 <ul style="list-style-type: none"> ・テストライン等の構成 ・模擬負荷等の接続性あり 	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第1項第三号 試験・検査性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等対処設備の試験・検査性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。</p> <p>また、接近性を考慮して必要な空間等を備え、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする。</p> <p>試験及び検査は、使用前検査、施設定期検査、定期安全管理検査及び溶接安全管理検査の法定検査に加え、保全プログラムに基づく点検が実施可能な設計とする。</p> <p>発電用原子炉の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、運転中に定期的な試験又は検査が実施可能な設計とする。</p> <p>また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</p> <p>代替電源設備は、電気系統の重要な部分として、適切な定期試験及び検査が可能な設計とする。</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 重大事故等対処設備の試験・検査性は、「(1)基本設計方針」に示す基本的な設計方針に従うことで、設置許可基準規則第12条第4項の解釈に準じた設計とする。</p> <p>試験・検査性を考慮する対象の具体的な試験又は検査項目は、これまでの類似設備の保守経験等を基に策定することとし、「2.(2)設備区分ごとの設計方針の整理」に示す。「2.(2)設備区分ごとの設計方針の整理」においては、機器種類ごとに試験・検査性に関する設計方針を具体的に定め、これらの方針に従うことで「(1)基本設計方針」に示す基本的な設計方針に従う設備設計を実現する。</p> <p>設備設計にあたっては試験又は検査項目を踏まえた上で以下を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○検査性のある構造 <ul style="list-style-type: none"> ・分解ができる構造 ・点検口等の設置 ・非破壊検査ができる構造 ○系統構成、外部入力 <ul style="list-style-type: none"> ・テストラインの構成 ・模擬負荷等の接続性 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等対処設備の試験・検査性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査（「実発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」に準じた検査を含む。）を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。</p> <p>また、接近性を考慮して必要な空間等を備え、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする。</p> <p>試験及び検査は、使用前検査、使用前事業者検査及び定期事業者検査の法定検査に加え、保全プログラムに基づく点検が実施可能な設計とする。</p> <p>機能・性能の確認においては、所要の系統機能を確認する設備について、原則として系統試験及び漏えい確認が可能な設計とする。系統試験においては、試験及び検査ができるテストライン等の設備を設置又は必要に応じて準備することにより、可搬型重大事故等対処設備のみで系統構成するものは独立した試験系統、常設重大事故等対処設備を含む設備にて系統構成するものは他設備から独立した試験系統にて確認できることで、試験範囲外の系統に悪影響を与えない設計とする。</p> <p>発電用原子炉の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、運転中に定期的に試験又は検査が実施可能な設計とする。</p> <p>また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</p> <p>共通要因故障対策壁（自動制御壁）（ATWS緩和設備）は、運転中に重大事故等対処設備としての機能を停止した上で試験ができる設計とするとともに、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系等の不必要な動作が発生しない設計とする。</p> <p>代替電源設備は、電気系統の重要な部分として適切な定期試験及び検査が可能な設計とする。</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 重大事故等対処設備の試験・検査性は、「(1)基本設計方針」に示す基本的な設計方針に従うことで、設置許可基準規則第12条第4項の解釈に準じた設計とする。</p> <p>試験・検査性を考慮する対象の具体的な試験又は検査項目は、これまでの類似設備の保守経験等を基に策定することとし、「2.(2)設備区分ごとの設計方針の整理」に示す。「2.(2)設備区分ごとの設計方針の整理」においては、機器種類ごとに試験・検査性に関する設計方針を具体的に定め、これらの方針に従うことで「(1)基本設計方針」に示す基本的な設計方針に従う設備設計を実現する。</p> <p>設備設計にあたっては、試験又は検査項目を踏まえた上で以下を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査性のある構造 <ul style="list-style-type: none"> ・分解ができる構造 ・点検口等の設置 ・非破壊検査ができる構造 ○ 系統構成、外部入力 <ul style="list-style-type: none"> ・テストライン等の構成 ・模擬負荷等の接続性 	<p>規則改正による相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 設備区分による類型化</p> <p>(a) 設置許可基準規則で要求されている設備における試験又は検査項目を抽出する。</p> <p>(b) 考慮事項を踏まえて、分解点検を行うための分解ができる構造であること、開放点検を行うためのマンホールや点検口等が設置されていること、非破壊検査ができる構造であること、機能・性能検査を行うためのテストラインの系統構成ができること、機能・性能及び特性検査を行うための模擬負荷等の接続ができる構造であること等の整理を行う。</p> <p>(c) 設備区分は、設置許可基準規則で要求されている設備を機械設備（動的機器、静的機器）、電気設備、計測制御設備、構築物、その他に分類し、分類した設備を代表的な設備区分ごとにA～Mに分類する。</p> <p>(d) A～Mの区分に対して、試験及び検査項目に対する設計ができない場合は、個別に理由及び個別の設計方針を定める。</p> 	<p>b. 類型化</p> <p>(a) 設置許可基準規則で要求されている設備における試験又は検査項目を抽出する。</p> <p>(b) 考慮事項を踏まえて、分解点検が可能な構造であること、開放点検を行うためのマンホールや点検口等が設置されていること、非破壊検査が可能な構造であること、機能・性能検査を行うためのテストラインの系統構成が可能であること、機能・性能及び特性検査を行うための模擬負荷等の接続が可能な構造であること等の整理を行う。</p> <p>(c) 設備区分は、設置許可基準規則で要求されている設備を機械設備（動的機器、静的機器）、電気設備、計測制御設備、構築物又は通信連絡設備に分類し、分類した設備を代表的な設備区分ごとにA～Nに分類する。</p> <p>(d) A～Mの区分に対して、試験及び検査項目に対する設計ができない場合は、個別に設計方針を定める。</p> 	<p>b. 設備区分による類型化</p> <p>(a) 設置許可基準規則で要求されている設備における試験又は検査項目を抽出する。</p> <p>(b) 考慮事項を踏まえて、分解点検が可能な構造であること、開放点検を行うためのマンホールや点検口等が設置されていること、非破壊検査が可能な構造であること、機能・性能検査を行うためのテストラインの系統構成が可能であること、機能・性能及び特性検査を行うための模擬負荷等の接続が可能な構造であること等の整理を行う。</p> <p>(c) 設備区分は、設置許可基準規則で要求されている設備を機械設備（動的機器、静的機器）、電気設備、計測制御設備、構築物又は通信連絡設備に分類し、分類した設備を代表的な設備区分ごとにA～Mに分類する。</p> <p>(d) A～Mの区分に対して、試験及び検査項目に対する設計ができない場合は、区分をNとして個別に理由及び個別の設計方針を定める。</p> 	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、「その他」について類型化区分として付番しないが、A～Mに該当しない設備について個別に設計方針は同じである。 <p>類型化分類の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、「ガスタービン」に該当する設備を設けていないため、類型化分類していない。今後、ガスタービンに該当する設備を設ける場合には、分類「N」として個別に試験及び検査項目を策定し、必要な場合には類型化分類を更新する。
<p>c. 試験項目による類型化</p> <p>(a) 設置許可基準規則で要求されている設備における試験又は検査項目を抽出する。</p> <p>(b) 各設備の試験又は検査項目を考慮し、機能・性能検査、特性検査、分解検査、開放検査、非破壊検査、寸法検査及び外観検査に分類し、各検査における確認内容を分類する。</p> <p>(c) 分類に対して、試験及び検査項目に対する設計ができない場合は、個別に理由及び個別の設計方針を定める。</p> 	<p>c. 試験項目による類型化</p> <p>(a) 設置許可基準規則で要求されている設備における試験又は検査項目を抽出する。</p> <p>(b) 各設備の試験又は検査項目を考慮し、機能・性能検査、特性検査、分解検査、開放検査、非破壊検査、寸法検査及び外観検査に分類し、各検査における確認内容を分類する。</p> <p>(c) 分類に対して、試験及び検査項目に対する設計ができない場合は、個別に設計方針を定める。</p> 	<p>c. 試験項目による類型化</p> <p>(a) 設置許可基準規則で要求されている設備における試験又は検査項目を抽出する。</p> <p>(b) 各設備の試験又は検査項目を考慮し、機能・性能検査、特性検査、分解検査、開放検査、非破壊検査、寸法検査及び外観検査に分類し、各検査における確認内容を分類する。</p> <p>(c) 分類に対して、試験及び検査項目に対する設計ができない場合は、個別に設計方針を定める。</p> 	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、「ピット構造」の設備の点検口をアクセスドアと称している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉							相違理由		
		N	その他	(個別の設計)	(個別の設計)	(個別の設計)	(個別の設計)	-	-	-	

43条 重大事故等対処設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由	
(2)設備区分ごとの設計方針の整理 (1)で抽出した設備区分ごとにおける試験又は検査項目について、試験又は検査を可能とする設計方針について以下に整理する。 なお、A～Mの区分に対して、以下の試験及び検査項目に対する設計ができない場合は、個別に理由及び個別の設計方針を定める。			(2)設備区分ごとの設計方針の整理 (1)で抽出した設備区分ごとにおける試験又は検査項目について、試験又は検査を可能とする設計方針について以下に整理する。 なお、A～Mの区分に対して、以下の試験及び検査項目に対する設計ができない場合は、個別に設計方針を定める。			(2)設備区分ごとの設計方針の整理 a.(1)で抽出した設備区分ごとにおける試験又は検査項目について、試験又は検査を可能とする設計方針について以下に整理する。 なお、A～Mの区分に対して、以下の試験及び検査項目に対する設計ができない場合は、区分をNとして個別に理由及び個別の設計方針を定める。			<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、a.項として設備単体に対する試験及び検査にかかる設計方針を記載し、次ページのb.項にて系統機能に対する試験及び影響防止の設計方針を記載している。 	
設備区分	設計方針	エビデンス*	設備区分	設計方針	関係資料	設備区分	設計方針	関連資料		
A	ポンプ、ファン、圧縮機	機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。 ※影響防止のため、異系統での確認は個別で実施できる設計とする。 分解が可能な設計とする。	構造図 系統図	A	ポンプ、ファン、圧縮機	構造図 系統図	A	ポンプ、ファン		構造図 系統図
B	弁 （手動弁） 電動弁 空気作動弁 安全弁	機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。 分解が可能な設計とする。 余熱除去ポンプ入口弁は、遠隔駆動装置による開閉確認が可能な設計とする。	構造図 系統図	B	弁 （手動弁） （電気作動弁） （空気作動弁） （安全弁）	構造図 系統図	B	弁 （手動弁） 電動弁 空気作動弁 安全弁		構造図 系統図
C	容器 （タンク類）	機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。 ※影響防止のため、異系統での確認は個別で実施できる設計とする。 内部の確認が可能なように、マンホール等を取り付ける設計とする。 ほうげんタンク及び燃料取替用水ピットについては、ほうげん濃度及び有効水量が確認できる設計とする。 燃料取替用水ピット及び復水ピットについては、外観の確認が可能な設計とする。 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクについては、油量が確認できる設計とする。	構造図	C	容器 （タンク類）	構造図	C	容器 （タンク類）		構造図
D	熱交換器	機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。 ※影響防止のため、異系統での確認は個別で実施できる設計とする。 内部の確認が可能なように、マンホール等を取り付ける設計とする。 再生熱交換器は、他系統と独立した試験系統により機能・性能確認及び漏えいの確認が可能な設計とする。また、構造については応力割食対策、伝熱管の摩耗対策により健全性が確保でき、開放が不要な設計であることから、外観の確認が可能な設計とする。	構造図	D	熱交換器	構造図	D	熱交換器		構造図
E	空調ユニット	機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。 ※影響防止のため、異系統での確認は個別で実施できる設計とする。 差圧確認が可能な設計とする。また、内部の確認が可能なように、点検口を取り付ける設計とする。	構造図	E	空調ユニット	構造図	E	空調ユニット		構造図
F	流路	機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。 ※影響防止のため、異系統での確認は個別で実施できる設計とする。 内部の確認が可能な設計とする。	構造図	F	流路	構造図	F	流路		構造図
G	内燃機関 （欠番）	機能・性能検査が可能なように、発電機側の負荷を用いる試験系統等により、機能・性能確認ができる系統設計とする。 分解が可能な設計とする。	構造図 系統図	G	内燃機関	構造図 系統図	G	内燃機関		構造図 系統図
H	発電機	機能・性能検査が可能なように、各種負荷（ポンプ負荷、系統負荷、模擬負荷）により機能・性能確認ができる系統設計とする。 分解が可能な設計とする。	系統図	H	ガスタービン	構造図 系統図	H	発電機		系統図
I	その他電源設備	各種負荷（系統負荷、模擬負荷）、絶縁抵抗測定又は試験装置により、機能・性能の確認が可能な系統設計とする。又は、蓄電池は電圧及び比重測定が、他の電池は電圧測定が可能な系統設計とする。 分解が可能な設計とする。	構造図 系統図	I	発電機	系統図	I	その他電源装置		構造図 系統図
J	計測制御設備	特性又は機能・性能検査が可能なように、校正ができる設計とする。 特性検査が可能なように、設定値確認ができる設計とする。 機能・性能検査が可能なよう、ロジック回路動作確認ができる設計とする。	ブロック図	J	その他電源設備	構造図 系統図	J	計測制御設備		ブロック図
K	遮蔽	主要部分の断面寸法が確認できる設計とする。 外観の確認が可能な設計とする。	構造図	K	計測制御設備	ブロック図	K	遮蔽		構造図
M	その他	機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。 分解が可能な設計とする。 外観の確認が可能な設計とする。	構造図 系統図	L	遮蔽	構造図	L	通信設備	—	
				M	通信連絡設備	—	M	圧縮機	構造図	
				N	その他	—	N	その他	—	

*必要に応じて点検計画・設備概要を含む。

※ 個別条文中に記載する事項を主語部で示す


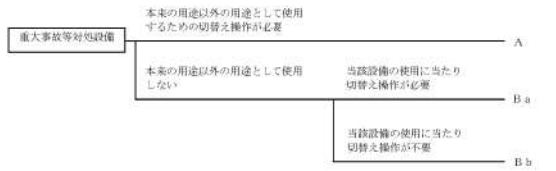
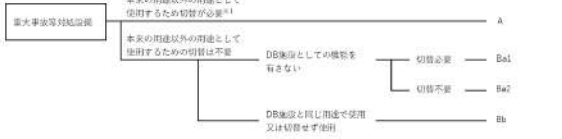
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>b. 機能・性能試験又は検査に際して、試験範囲外の他設備への悪影響を与えないための設計方針について以下に整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型重大事故等対処設備のみで系統構成する場合には、可搬型重大事故等対処設備のみで独立した試験系統にて確認できる設計とする。 ・常設重大事故等対処設備を含めた系統構成する場合には、試験範囲外の他設備へ影響を与えないよう適切な試験範囲を構成することで他設備から独立した試験系統にて確認できる設計とする。 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、切り替え性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備を含めて通常時に使用する系統から系統構成を変更する必要がある設備は、速やかに切替操作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</p> <p>(2) 対象選定の考え方 a. 考慮事項 速やかに切り替えられること b. 対象選定フロー 対象選定の考え方は以下のとおり。 重大事故等に対処するために使用する系統であって、重大事故等時に通常時から系統構成を変更する系統を選定する。</p>  <p>2. 設計方針について 【要求事項：本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。】 設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <table border="1" data-bbox="107 1018 683 1311"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>エビデンス</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備を含めて通常時に使用する系統から系統構成を変更する必要がある設備は、速やかに切替操作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</td> <td>系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>重大事故等対処設備のうち、通常時から系統構成を変更せずに使用できる系統設計又は設備とする。</td> <td>系統図 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計方針	エビデンス	備考	A	重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備を含めて通常時に使用する系統から系統構成を変更する必要がある設備は、速やかに切替操作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	系統図		B	重大事故等対処設備のうち、通常時から系統構成を変更せずに使用できる系統設計又は設備とする。	系統図 配置図		<p>■設置許可基準規則 第四十三条第1項第四号 系統の切替性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、切替性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</p> <p>(2) 対象選定の考え方 a. 考慮事項 速やかに系統を切り替えられること。 b. 対象選定 重大事故等に対処するために使用する系統であって、重大事故等時に通常時から系統構成を変更する系統を選定する。</p>  <p>2. 設計方針について 【要求事項：本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。】 設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <table border="1" data-bbox="712 1024 1326 1248"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本来の用途以外の用途として使用するための切替操作が必要</td> <td>A ○本来の用途以外の用途として使用するための切替操作が必要 通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なるように、系統に必要な弁等を設ける。</td> <td>系統図</td> </tr> <tr> <td>本来の用途以外の用途として使用しない</td> <td>Ba ○本来の用途として使用一切替操作が必要 事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なるように、系統に必要な弁等を設ける。</td> <td>系統図</td> </tr> <tr> <td>当該設備の使用に当たり切替操作が必要</td> <td>Bb ○本来の用途として使用一切替操作が不要 切替せず使用可能な設計とする。</td> <td>系統図</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ 個別条文へ記載する事項を下記箇所で示す</p>	区分	設計方針	関連資料	本来の用途以外の用途として使用するための切替操作が必要	A ○本来の用途以外の用途として使用するための切替操作が必要 通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なるように、系統に必要な弁等を設ける。	系統図	本来の用途以外の用途として使用しない	Ba ○本来の用途として使用一切替操作が必要 事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なるように、系統に必要な弁等を設ける。	系統図	当該設備の使用に当たり切替操作が必要	Bb ○本来の用途として使用一切替操作が不要 切替せず使用可能な設計とする。	系統図	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、切り替え性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切替操作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</p> <p>(2) 対象選定の考え方 a. 考慮事項 速やかに系統を切替えられること b. 対象選定フロー 対象選定の考え方は以下のとおり。 重大事故等に対処するために使用する系統であって、重大事故等時に通常時から系統構成を変更する系統を選定する。</p>  <p>※1 「泊発電所3号炉」「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料（技術的能力）において、切替が必要な対象設備を選定。</p> <p>A：技術的能力添付資料 1.0.1 表1において「本項対象」となるもの Ba1、Ba2：技術的能力添付資料 1.0.1 表1において「DB施設として機能」が×となるもの Bb：技術的能力添付資料 1.0.1 表1において「DB施設と異なる用途」が×となるもの 又は「切替え操作」が×となるもの</p> <p>2. 設計方針について 【要求事項：本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。】 設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <table border="1" data-bbox="1344 1024 1953 1380"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>本来の用途以外の用途として使用するために切替える設備 ・通常時に使用する系統から速やかに切替操作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</td> <td>系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Ba1</td> <td>本来の用途以外の用途として使用するために切替えない設備 (DB施設としての機能を有さず、切替必要；SA専用設備で系統操作のあるもの) ・事象発生前の系統構成から速やかに切替操作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。 ・ただし、事象発生後の即応性が必要な設備は、自動で作動する設計とする。</td> <td>系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Ba2</td> <td>本来の用途以外の用途として使用するために切替えない設備 (DB施設としての機能を有さず、切替不要；SA専用設備で系統操作のないもの) ・切替せず使用できる設計とする。</td> <td>系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Bb</td> <td>本来の用途以外の用途として使用するために切替えない設備 (DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用) ・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用する設計又は系統の切替をせず使用する設計とする。</td> <td>系統図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">* 共-2-1.3~2.6に各対応手順で使用される設備の区分を示す。</p>	区分	設計方針	関連資料	備考	A	本来の用途以外の用途として使用するために切替える設備 ・通常時に使用する系統から速やかに切替操作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	系統図		Ba1	本来の用途以外の用途として使用するために切替えない設備 (DB施設としての機能を有さず、切替必要；SA専用設備で系統操作のあるもの) ・事象発生前の系統構成から速やかに切替操作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。 ・ただし、事象発生後の即応性が必要な設備は、自動で作動する設計とする。	系統図		Ba2	本来の用途以外の用途として使用するために切替えない設備 (DB施設としての機能を有さず、切替不要；SA専用設備で系統操作のないもの) ・切替せず使用できる設計とする。	系統図		Bb	本来の用途以外の用途として使用するために切替えない設備 (DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用) ・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用する設計又は系統の切替をせず使用する設計とする。	系統図		<p><u>選定方法の相違</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、左記のとおり、本来の用途以外の用途に使用するために切替を要するSA手段を抽出する。 ・次業以降、本来の用途以外の用途で使用するために切替を行うSA手段の整理結果を添付する。（本整理方法は、伊方と同様であり、抽出結果についても同様のSA手段を整備していることから同じ結果である） ・大阪を含む開電プラントは、大阪欄に赤字で示すように、本来の用途以外の用途で使用するために切り替える必要のある手段以外にも、SM時に系統操作等を要するSA手段として抽出しており、DB施設を目的のまま使用する場合でも「切替える」手段に類型化する方針である。 ・結果として、系統操作を要するSA手段の43条適合性は、本方針の相違により、同操作であっても適合方針は異なった記載となっている。
区分	設計方針	エビデンス	備考																																												
A	重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備を含めて通常時に使用する系統から系統構成を変更する必要がある設備は、速やかに切替操作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	系統図																																													
B	重大事故等対処設備のうち、通常時から系統構成を変更せずに使用できる系統設計又は設備とする。	系統図 配置図																																													
区分	設計方針	関連資料																																													
本来の用途以外の用途として使用するための切替操作が必要	A ○本来の用途以外の用途として使用するための切替操作が必要 通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なるように、系統に必要な弁等を設ける。	系統図																																													
本来の用途以外の用途として使用しない	Ba ○本来の用途として使用一切替操作が必要 事象発生前の系統状態から速やかに切替操作が可能なるように、系統に必要な弁等を設ける。	系統図																																													
当該設備の使用に当たり切替操作が必要	Bb ○本来の用途として使用一切替操作が不要 切替せず使用可能な設計とする。	系統図																																													
区分	設計方針	関連資料	備考																																												
A	本来の用途以外の用途として使用するために切替える設備 ・通常時に使用する系統から速やかに切替操作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	系統図																																													
Ba1	本来の用途以外の用途として使用するために切替えない設備 (DB施設としての機能を有さず、切替必要；SA専用設備で系統操作のあるもの) ・事象発生前の系統構成から速やかに切替操作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。 ・ただし、事象発生後の即応性が必要な設備は、自動で作動する設計とする。	系統図																																													
Ba2	本来の用途以外の用途として使用するために切替えない設備 (DB施設としての機能を有さず、切替不要；SA専用設備で系統操作のないもの) ・切替せず使用できる設計とする。	系統図																																													
Bb	本来の用途以外の用途として使用するために切替えない設備 (DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用) ・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用する設計又は系統の切替をせず使用する設計とする。	系統図																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																
		<p>表1 各号機で使用される設備の相違区分(6/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相違区分</th> <th>項目</th> <th>相違内容</th> <th>設備名称</th> <th>相違理由</th> <th>相違理由</th> <th>相違理由</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">14</td> <td rowspan="10">炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">15</td> <td rowspan="10">炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">16</td> <td rowspan="10">炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> </tbody> </table>	相違区分	項目	相違内容	設備名称	相違理由	相違理由	相違理由	相違理由	14	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	15	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	16	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△	
相違区分	項目	相違内容	設備名称	相違理由	相違理由	相違理由	相違理由																																																																																																																																																																																																																												
14	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
15	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
16	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											
		炉内圧力調整装置(炉内圧力調整装置)	炉内圧力調整装置	炉内圧力調整装置	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																			
		<p>表1 各字種で使用される設備の切替性区分(注)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">品名</th> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">品名</th> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="4">切替性区分</th> </tr> <tr> <th>共通</th> <th>類似</th> <th>別種</th> <th>不明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">1.0</td> <td rowspan="10">1.0.1</td> <td rowspan="10">1.0.1.1</td> <td rowspan="10">1.0.1.1.1</td> <td>緊急停止装置</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置(安全弁)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置(安全弁)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置(安全弁)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置(安全弁)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置(安全弁)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置(安全弁)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置(安全弁)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置(安全弁)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置(安全弁)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table>		No.	品名	名称	品名	名称	切替性区分				共通	類似	別種	不明	1.0	1.0.1	1.0.1.1	1.0.1.1.1	緊急停止装置	○	○	○	A	緊急停止装置(安全弁)	○	○	○	B	緊急停止装置(安全弁)	○	○	○	B	緊急停止装置(安全弁)	○	○	○	B	緊急停止装置(安全弁)	○	○	○	B	緊急停止装置(安全弁)	○	○	○	B	緊急停止装置(安全弁)	○	○	○	B	緊急停止装置(安全弁)	○	○	○	B	緊急停止装置(安全弁)	○	○	○	B	緊急停止装置(安全弁)	○	○	○	B
No.	品名	名称	品名						名称	切替性区分																																																												
				共通	類似	別種	不明																																																															
1.0	1.0.1	1.0.1.1	1.0.1.1.1	緊急停止装置	○	○	○	A																																																														
				緊急停止装置(安全弁)	○	○	○	B																																																														
				緊急停止装置(安全弁)	○	○	○	B																																																														
				緊急停止装置(安全弁)	○	○	○	B																																																														
				緊急停止装置(安全弁)	○	○	○	B																																																														
				緊急停止装置(安全弁)	○	○	○	B																																																														
				緊急停止装置(安全弁)	○	○	○	B																																																														
				緊急停止装置(安全弁)	○	○	○	B																																																														
				緊急停止装置(安全弁)	○	○	○	B																																																														
				緊急停止装置(安全弁)	○	○	○	B																																																														
		<p>注1 ○：同一機能を持つ設備を指す。×：多機能設備を指す。△：設備を指さない。 注2 ○：同一設備を指す。×：異なる設備を指す。△：不明。 注3 ○：同一設備を指す。×：異なる設備を指す。△：不明。 注4 ○：同一設備を指す。×：異なる設備を指す。△：不明。 △：同一設備を指す。×：異なる設備を指す。△：不明。</p>																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
表1 各号機で整備される設備の相違区分(7/9)							
機 種	備 名	機 種 名	整備される機 種(注1)		整備される機 種(注1)		相違理由
			○	△	○	△	
1-2	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	○	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違
				機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違
				機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違
				機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違
				機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違
				機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違
				機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違
				機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違
				機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違
				機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違
				機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違
				機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違
				機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違
				機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違
				機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違
				機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違
				機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違	機種の相違に よる相違

注1 ○ 重大事故等対処設備に適合する設備、△ 重大事故等対処設備に適合しない設備
 注2 ○ 重大事故等対処設備に適合する設備、△ 重大事故等対処設備に適合しない設備
 注3 ○ 重大事故等対処設備に適合する設備、△ 重大事故等対処設備に適合しない設備
 注4 ○ 重大事故等対処設備に適合する設備、△ 重大事故等対処設備に適合しない設備
 A: 重大事故等対処設備に適合する設備に相当する設備(機種)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表1 各手続で使用される設備の必要性区分(注)

区分	項目	項目名称	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別
1.0	1.0.1	1.0.1.1	1.0.1.1.1	1.0.1.1.1.1	1.0.1.1.1.1	1.0.1.1.1.1	1.0.1.1.1.1	1.0.1.1.1.1	1.0.1.1.1.1
		1.0.1.1.2	1.0.1.1.2.1	1.0.1.1.2.1	1.0.1.1.2.1	1.0.1.1.2.1	1.0.1.1.2.1	1.0.1.1.2.1	1.0.1.1.2.1
		1.0.1.1.3	1.0.1.1.3.1	1.0.1.1.3.1	1.0.1.1.3.1	1.0.1.1.3.1	1.0.1.1.3.1	1.0.1.1.3.1	1.0.1.1.3.1
		1.0.1.1.4	1.0.1.1.4.1	1.0.1.1.4.1	1.0.1.1.4.1	1.0.1.1.4.1	1.0.1.1.4.1	1.0.1.1.4.1	1.0.1.1.4.1
		1.0.1.1.5	1.0.1.1.5.1	1.0.1.1.5.1	1.0.1.1.5.1	1.0.1.1.5.1	1.0.1.1.5.1	1.0.1.1.5.1	1.0.1.1.5.1
		1.0.1.1.6	1.0.1.1.6.1	1.0.1.1.6.1	1.0.1.1.6.1	1.0.1.1.6.1	1.0.1.1.6.1	1.0.1.1.6.1	1.0.1.1.6.1
		1.0.1.1.7	1.0.1.1.7.1	1.0.1.1.7.1	1.0.1.1.7.1	1.0.1.1.7.1	1.0.1.1.7.1	1.0.1.1.7.1	1.0.1.1.7.1
		1.0.1.1.8	1.0.1.1.8.1	1.0.1.1.8.1	1.0.1.1.8.1	1.0.1.1.8.1	1.0.1.1.8.1	1.0.1.1.8.1	1.0.1.1.8.1
		1.0.1.1.9	1.0.1.1.9.1	1.0.1.1.9.1	1.0.1.1.9.1	1.0.1.1.9.1	1.0.1.1.9.1	1.0.1.1.9.1	1.0.1.1.9.1
		1.0.1.1.10	1.0.1.1.10.1	1.0.1.1.10.1	1.0.1.1.10.1	1.0.1.1.10.1	1.0.1.1.10.1	1.0.1.1.10.1	1.0.1.1.10.1
1.0	1.0.2	1.0.2.1	1.0.2.1.1	1.0.2.1.1.1	1.0.2.1.1.1	1.0.2.1.1.1	1.0.2.1.1.1	1.0.2.1.1.1	1.0.2.1.1.1
		1.0.2.1.2	1.0.2.1.2.1	1.0.2.1.2.1	1.0.2.1.2.1	1.0.2.1.2.1	1.0.2.1.2.1	1.0.2.1.2.1	1.0.2.1.2.1
		1.0.2.1.3	1.0.2.1.3.1	1.0.2.1.3.1	1.0.2.1.3.1	1.0.2.1.3.1	1.0.2.1.3.1	1.0.2.1.3.1	1.0.2.1.3.1
		1.0.2.1.4	1.0.2.1.4.1	1.0.2.1.4.1	1.0.2.1.4.1	1.0.2.1.4.1	1.0.2.1.4.1	1.0.2.1.4.1	1.0.2.1.4.1
		1.0.2.1.5	1.0.2.1.5.1	1.0.2.1.5.1	1.0.2.1.5.1	1.0.2.1.5.1	1.0.2.1.5.1	1.0.2.1.5.1	1.0.2.1.5.1
		1.0.2.1.6	1.0.2.1.6.1	1.0.2.1.6.1	1.0.2.1.6.1	1.0.2.1.6.1	1.0.2.1.6.1	1.0.2.1.6.1	1.0.2.1.6.1
		1.0.2.1.7	1.0.2.1.7.1	1.0.2.1.7.1	1.0.2.1.7.1	1.0.2.1.7.1	1.0.2.1.7.1	1.0.2.1.7.1	1.0.2.1.7.1
		1.0.2.1.8	1.0.2.1.8.1	1.0.2.1.8.1	1.0.2.1.8.1	1.0.2.1.8.1	1.0.2.1.8.1	1.0.2.1.8.1	1.0.2.1.8.1
		1.0.2.1.9	1.0.2.1.9.1	1.0.2.1.9.1	1.0.2.1.9.1	1.0.2.1.9.1	1.0.2.1.9.1	1.0.2.1.9.1	1.0.2.1.9.1
		1.0.2.1.10	1.0.2.1.10.1	1.0.2.1.10.1	1.0.2.1.10.1	1.0.2.1.10.1	1.0.2.1.10.1	1.0.2.1.10.1	1.0.2.1.10.1

注1 ○ 必要時稼働する設備、△ 必要時稼働しない設備、× 必要時稼働しない設備
 注2 ○ 必要時稼働する設備、△ 必要時稼働しない設備、× 必要時稼働しない設備
 注3 ○ 必要時稼働する設備、△ 必要時稼働しない設備、× 必要時稼働しない設備
 注4 ○ 必要時稼働する設備、△ 必要時稼働しない設備、× 必要時稼働しない設備
 注5 △ 必要時稼働する設備、△ 必要時稼働しない設備、× 必要時稼働しない設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表1 各号機で使用される設備の相違性区分(%)

区分	項目	設備名称	相違性	相違理由
10	炉内設備	炉内設備	○	相違理由なし
		炉内設備	○	相違理由なし
		炉内設備	○	相違理由なし
		炉内設備	○	相違理由なし
		炉内設備	○	相違理由なし
		炉内設備	○	相違理由なし
		炉内設備	○	相違理由なし
		炉内設備	○	相違理由なし
		炉内設備	○	相違理由なし
		炉内設備	○	相違理由なし
11	炉外設備	炉外設備	○	相違理由なし
		炉外設備	○	相違理由なし
		炉外設備	○	相違理由なし
		炉外設備	○	相違理由なし
		炉外設備	○	相違理由なし
		炉外設備	○	相違理由なし
		炉外設備	○	相違理由なし
		炉外設備	○	相違理由なし
		炉外設備	○	相違理由なし
		炉外設備	○	相違理由なし
12	炉内設備	炉内設備	○	相違理由なし
		炉内設備	○	相違理由なし
		炉内設備	○	相違理由なし
		炉内設備	○	相違理由なし
		炉内設備	○	相違理由なし
		炉内設備	○	相違理由なし
		炉内設備	○	相違理由なし
		炉内設備	○	相違理由なし
		炉内設備	○	相違理由なし
		炉内設備	○	相違理由なし
13	炉外設備	炉外設備	○	相違理由なし
		炉外設備	○	相違理由なし
		炉外設備	○	相違理由なし
		炉外設備	○	相違理由なし
		炉外設備	○	相違理由なし
		炉外設備	○	相違理由なし
		炉外設備	○	相違理由なし
		炉外設備	○	相違理由なし
		炉外設備	○	相違理由なし
		炉外設備	○	相違理由なし

注1 ○：重大事故等対処設備(注1)に準ずる。×：本機と相違設備(注1)に準ずる。△：本機と相違設備(注1)に準ずる。
 注2 ○：炉内設備(炉内設備)に準ずる。×：炉内設備(炉内設備)に準ずる。△：炉内設備(炉内設備)に準ずる。
 注3 ○：炉外設備(炉外設備)に準ずる。×：炉外設備(炉外設備)に準ずる。△：炉外設備(炉外設備)に準ずる。
 注4 ○：重大事故等対処設備(注1)に準ずる。×：重大事故等対処設備(注1)に準ずる。△：重大事故等対処設備(注1)に準ずる。
 注5 △：炉内設備(炉内設備)に準ずる。×：炉内設備(炉内設備)に準ずる。△：炉内設備(炉内設備)に準ずる。




赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等対処設備の他の設備に対する悪影響の区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備は原子炉施設（他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）を含む。）内の他の設備（設計基準対象施設及び当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 他の設備への悪影響としては、他設備への系統的な影響、同一設備の機能的な影響、地震、火災、溢水、風（台風）及び竜巻による影響並びにタービンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮する。 他設備への系統的な影響（電気的な影響を含む。）に対しては、重大事故等対処設備は、他の設備に悪影響を及ぼさないように、 弁の閉止等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離をすること、通常時の分離された状態から接続により重大事故等対処設備としての系統構成をすること、又は他の設備から独立して単独で使用可能なこと、並びに通常時の系統構成を要することなく重大事故等対処設備としての系統構成をすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 特に放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系統を分離する場合は、通常時に確実に閉止し、使用時に通水できるようにディスタンスピースを、又は通常時に確実に取り外し、使用時に取り付けできるようにフレキシブルホースを設けることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 同一設備の機能的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能で使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化及び被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量をあわせて容量とし、兼用できる設計とする。容量の設定根拠については「1.3.2 容量等」に記載する。 地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震による火災源及び溢水源とならないように、耐震設計を行うとともに、可搬型重大事故等対処設備は、設置場所での固縛又は固定が可能な設計とする。 地震に対する耐震設計については「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。 地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知及び消火による火災防護を行う。 火災防護については「1.2 火災による損傷の防止」に示す。 地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他設備に悪影響を与えない設計とする。 放水砲による建屋への放水により、屋外の設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 風（台風）及び竜巻による影響については、重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置又は保管することで、他設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、屋外の重大事故等対処設備については、風荷重を考慮し、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとり、設計基準事故対処設備（防護対象施設）の他、当該設備と同じ機能をもつ他の重大事故等対処設備に悪影響を及ぼさない設計とする（「1.3.3 置境条件等」）。</p>	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第1項第五号 悪影響の防止について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等対処設備の他の設備に対する悪影響を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備は、発電用原子炉施設（他号炉を含む。）内の他の設備（設計基準対象施設及び当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 他の設備への悪影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）並びにタービンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。 系統的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすること、重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成をすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 特に放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系統を接続する場合は、重大事故等発生前（通常時）に確実に隔離し、使用時に通水できるように隔離弁を直列に2個設置するか、重大事故等発生前（通常時）に接続先と分離された状態とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 同一設備の機能的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能で使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた容量とし、兼用できる設計とする。容量の設定根拠については「1.3.2 容量等」に記載する。 地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震による火災源及び溢水源とならないように、耐震設計を行うとともに、可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認するか又は固縛等による固定が可能な設計とする。 耐震設計については「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。 地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知及び消火による火災防護を行う。 火災防護については「1.2 火災による損傷の防止」に示す。 地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 また、放水砲については、建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等対処設備の他の設備に対する悪影響を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備は、発電用原子炉施設（他号炉を含む。）内の他の設備（設計基準対象施設及び当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 他の設備への悪影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）、同一設備の機能的な影響、地震、火災、溢水、風（台風）及び竜巻による影響並びにタービンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮する。 系統的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすること、重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成をすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 特に放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系統を接続する場合は、重大事故等発生前（通常時）に確実に隔離し、使用時に通水できるように隔離弁を直列に2個設置するか、重大事故等発生前（通常時）に接続先と分離された状態とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 同一設備の機能的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能で使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた容量とし、兼用できる設計とする。容量の設定根拠については「1.3.2 容量等」に記載する。 地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震による火災源及び溢水源とならないように、耐震設計を行うとともに、可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認するか又は固縛等による固定が可能な設計とする。 耐震設計については「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。 地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知及び消火による火災防護を行う。 火災防護については「1.2 火災による損傷の防止」に示す。 地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 また、放水砲については、建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 風（台風）及び竜巻による影響については、重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、風荷重による浮上り及び横滑りを考慮し、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとり、屋外に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、他の設備との離隔距離及び保管場所の位置関係を考慮し、必要により固縛の措置をとり、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>記載方針の相違 ・本箇所からの設計方針（放水砲の影響を除く）は、悪影響防止の観点から考慮事項として設定している設計方針である（大阪と同様）。 ・但し各段落の末尾に記載のとおり、他要求事項の適合方針として策定すること、本項（悪影響防止）の設計方針としても有効な内容である。 ・屋外保管のSA設備は、竜巻影響を考慮した飛散防止固縛することで、他設備に悪影響を与えない方針としている。飛散防止固縛をした状態で竜巻被害を受けた場合、機能維持することはできにいが、屋外保管設備をすべて飛散防止固縛しておくことで共通要因故障防止も図る設計方針である。ただし、共通要因故障防止は位置的分散にて達成する設計方針としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>内部発生飛散物による影響に対しては、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する機器、高速回転機器の破損、ガス爆発及び重量機器の落下を考慮する。重大事故等対処設備としては、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する機器、爆発性ガスを内包する機器及び落下を考慮すべき重量機器はないが、高速回転機器については、飛散物とならない設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 系統設計的考慮事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 他設備への系統的な影響 ② 同一設備の機能的な影響（複数の機能要求） ○ 配置設計的考慮事項 <ul style="list-style-type: none"> ③ 地震による影響（地震起因の火災、溢水含む） ④ 火災による影響（地震起因以外） ⑤ 内部溢水による影響（地震起因以外） ⑥ 風（台風）及び竜巻 ○ その他の考慮事項 <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 内部発生飛散物による影響 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 悪影響防止については、①～⑥は同時に考慮すべき事項として考慮事項をA項目として類型化した。 また、内部発生飛散物について考慮する。 	<p>内部発生飛散物による影響に対しては、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発並びに重量機器の落下を考慮し、重大事故等対処設備がタービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 系統設計的考慮事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 系統的な影響 ・ その他の考慮事項 <ul style="list-style-type: none"> ② 内部発生飛散物による影響 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①については、「Aa」～「Ae」に分類し考慮する。 ・ ②については、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する機器を「Ba」、タービンを有する高速回転機器を「Bb」と分類し考慮する。 	<p>るとともに、故障により当該重大事故等対処設備の操作性等に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>内部発生飛散物による影響に対しては、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発並びに重量機器の落下を考慮し、重大事故等対処設備がタービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 系統設計的考慮事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 系統的な影響 ② 同一設備の機能的な影響（複数の機能要求） ○ 配置設計的考慮事項 <ul style="list-style-type: none"> ③ 地震による影響（地震起因の火災、溢水含む） ④ 火災による影響（地震起因以外） ⑤ 内部溢水による影響（地震起因以外） ⑥ 風（台風）及び竜巻 ○ その他の考慮事項 <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 内部発生飛散物による影響 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 悪影響防止については、①～⑥は同時に考慮すべき事項として考慮事項を設定し、①系統設計としての考慮事項についてはA項目として、Aa～Aeに分類し類型化した。 また、⑦内部発生飛散物について考慮する。 	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泊の①及び⑦と女川の①及び②は同一の設計方針であり、相違していない。 ・ 前ページ相違理由に記載のとおり、他要求事項への適合方針として実施する悪影響防止策についても、②～⑥として類型化し整理している（大阪と同様）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由			
2. 設計方針について				2. 設計方針について				2. 設計方針について							
<p>【要求事項：工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。】</p> <p>(1) 各考慮事項に対する設計方針は以下のとおり。</p> <p>①～④ 系統的な影響、機能的な影響、地震、溢水、火災、風（台風）及び竜巻</p>												系統設計の考慮事項			
項目	常設SA設備		可搬型SA設備		項目	常設SA設備		可搬型SA設備		項目	常設SA設備		可搬型SA設備		
系統的な影響	屋外	屋内	屋外	屋内	系統的な影響	屋外	屋内	屋外	屋内	系統的な影響	屋外	屋内	屋外	屋内	
	悪影響を及ぼさない以下以下の設計とする。 ・通常時の系統構成を変えることなく重大事故等時としての系統構成ができる。 ・通常時又は重大事故等時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離ができる。 ・通常時の分離された状態から接続することで重大事故等対処設備としての系統構成ができる。 ・他の設備から独立して単独で使用が可能。 特に放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系統を分離する場合は、通常時に確実に閉止し、使用時に通水できるようにディスタンスベースを、又は通常時に確実に取り外し、使用時に取り付けできるようにフレキシブルホースを付けることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。					他の系統へ悪影響を及ぼさない系統構成が可能となる以下のいずれかの設計とする。 ・通常時の系統構成から、弁等の操作によって重大事故等対処設備としての系統構成が可能となる設計とする。 ・通常時の隔離又は分離された状態から、弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成が可能となる設計とする。 ・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とする。 ・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用可能な設計とする。 ・上記のいずれにも該当しない場合は、設備ごとの設計により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。					他の系統へ悪影響を及ぼさない系統構成が可能となる以下のうちいずれかの設計とする。 ・通常時の系統構成から、弁等の操作によって重大事故等対処設備としての系統構成が可能となる設計とする。 ・通常時の分離された状態から、弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成ができる。 ・他の設備から独立して単独で使用可能な設計とする。 ・設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用可能な設計とする。 ・特に放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系統を接続する場合は、通常時に確実に隔離し、使用時に通水できるように隔離弁を直列に2個設置するか、通常時に接続先と分離された状態とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。				
機能的な影響	兼用		共用		機能的な影響	兼用		共用		機能的な影響	兼用		共用		
地震による他設備への影響（地震起因の火災、溢水を含む）	第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。		第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とするとともに、設置場所での固縛又は固定が可能な設計とする。		地震による他設備への影響（地震起因の火災、溢水を含む）	第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。		第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とするとともに、転倒しないことを確認するか又は固縛等による固定が可能な設計とする。		地震起因以外の火災による影響	第41条（火災による損傷の防止）に示す設計とする。		第41条（火災による損傷の防止）に示す火災防護を行う。		
地震起因以外の火災による影響	第41条（火災による損傷の防止）に示す設計とする。		第41条（火災による損傷の防止）に示す火災防護を行う。		地震起因以外の火災による影響	第41条（火災による損傷の防止）に示す設計とする。		第41条（火災による損傷の防止）に示す火災防護を行う。		地震起因以外の火災による影響	第41条（火災による損傷の防止）に示す設計とする。		第41条（火災による損傷の防止）に示す火災防護を行う。		
地震起因以外の溢水による影響	第9条（溢水による損傷の防止等）に基づき設計すること。他の設備へ悪影響を及ぼさない設計とする。	想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他設備に悪影響を与えない設計とする。	溢水源とならない。	溢水源とならない。	地震起因以外の溢水による影響	想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	溢水源とならない設計とする。	溢水源とならない設計とする。	地震起因以外の火災による影響	第41条（火災による損傷の防止）に示す設計とする。		第41条（火災による損傷の防止）に示す火災防護を行う。		
風（台風）竜巻	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計すること。竜巻防護対象設備に悪影響を及ぼさない設計とする。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置することで他設備に悪影響を及ぼさない設計とする。		風（台風）竜巻	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置することで他設備に悪影響を及ぼさない設計とする。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置することで他設備に悪影響を及ぼさない設計とする。〔1.3.3 確実条件等〕。		風（台風）竜巻	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計すること。他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置することで他設備に悪影響を及ぼさない設計とする。		
落雷	系統的な影響を含む。（系統分離）		系統的な影響を含む。（系統分離）		落雷	系統的な影響を含む。（系統分離）		系統的な影響を含む。（系統分離）		落雷	系統的な影響を含む。（系統分離）		系統的な影響を含む。（系統分離）		
外部火災	森林火災	地盤起因以外の火災による影響を含む。		外部火災	森林火災	地盤起因以外の火災による影響を含む。		地盤起因以外の火災による影響を含む。		外部火災	森林火災	地盤起因以外の火災による影響を含む。		地盤起因以外の火災による影響を含む。	
	飛来物				飛来物					外部火災	飛来物				
	爆発				爆発					外部火災	爆発				
	近隣工場の火災				近隣工場の火災					外部火災	近隣工場の火災				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
① 内部発生飛散物		② 内部発生飛散物による影響		① 内部発生飛散物		
項目	設計方針	項目	設計方針	項目	設計方針	記載方針の相違 ・泊は、内部発生飛散物となりうる「内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管」に該当するSA設備を新設していないが、高圧ガス保安法に適合する容器を使用する方針等は同じである。
内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断	内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する機器はない。	内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断	内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管について、十分な強度を有する設計とする。ポンベは高圧ガス保安法に適合する容器弁により飛散物が発生しないものとする。	内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断	内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管はない。 内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管について、十分な強度を有する設計とする。ポンベは高圧ガス保安法に適合する容器弁により飛散物が発生しないものとする。	
高速回転機器の破損	飛散物とならない設計とする。	高速回転機器	飛散物とならない設計とする。	高速回転機器の破損	飛散物とならない設計とする。	
ガス爆発	爆発性のガスを内包する機器はない。	ガス爆発	爆発性のガスを内包する機器は設置しない。	ガス爆発	爆発性のガスを内包する機器はない。	
重量機器の落下	落下により他の設備に悪影響を与えるような重量機器はない。	重量機器の落下	落下により他の設備に悪影響を与えるような重量機器は設置しない。	重量機器の落下	落下により他の設備に悪影響を与えるような重量機器はない。	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由	
各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				(2) 区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。					
影響評価項目	設計方針	エビデンス	備考	類型化区分	設計方針	関連資料		影響評価項目	設計方針	関連資料	備考		
系統設計の考慮事項	① (他設備への系統的な影響)	<ul style="list-style-type: none"> 弁の閉止等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離をすること、通常時の分離された状態から接続により重大事故等対処設備としての系統構成をすること、又は他の設備から独立して単独で使用可能なこと、並びに通常時の系統構成を要することなく重大事故等対処設備としての系統構成をすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 特に放射性物質又は海水を含む系統と含まない系統を分離する場合は、通常時に確実に閉止し、使用時に通水できるようにディスタンスベームを、又は通常時に確実に取り外し、使用時に取り付けできるようにフットホップホースを設けることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。(系統構成可能・系統分離) 	系統図 配置図	①系統的な影響	Aa	弁等の操作で系統構成	通常時の系統構成から、弁等の操作によって重大事故等対処設備としての系統構成が可能な設計とする。	系統図 配置図	① (他設備への系統的な影響)	Aa:	通常時の系統構成から、弁等の操作によって重大事故等対処設備としての系統構成が可能な設計とする。	系統図 配置図	
	② (同一設備の機能的な影響：二つ以上の機能要求)	要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能で使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化及び軽減を図れるものは、同時に要求される可能性のある複数の機能に必要な容量をあわせた容量とし、兼用できる設計とする。(容量の兼用) 容量の設定根拠については、「1.3.2 容量等」に記載する。	容量設定 根拠		Ab	通常時は隔離又は分離	通常時の隔離又は分離された状態から、弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成が可能な設計とする。			Ab:	通常時の隔離又は分離された状態から接続により重大事故等対処設備としての系統構成が可能な設計とする。		
配置設計の考慮事項	地震により他設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震による火災源、溢水源とならない設計とする。可搬型重大事故等対処設備は、設置場所での固縛又は固定が可能な設計とする。 (第39条 地震による損傷の防止)	—	(地震、溢水、火災により他設備へ影響を及ぼさない)	②内部発生飛散物による影響	Ba	内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する機器	内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管について、十分な強度を有する設計とする。	(強度計算書)	② (同一設備の機能的な影響：二つ以上の機能要求)	Ad:	設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用可能な設計とする。	容量設定 根拠	
					Bb	高速回転機器	タービン等が破損により飛散することがないように設計する。			—	—		
				比較のため次頁へ転記 ※ 個別条文へ記載する事項を下部位で示す									
配置設計の考慮事項	③ (地震)	地震により他設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震による火災源、溢水源とならない設計とする。可搬型重大事故等対処設備は、設置場所での固縛又は固定が可能な設計とする。 (第39条 地震による損傷の防止)	—	③ (地震)	—	—	—	—	③ (地震)	—	—	—	
	④ (火災)	地震起因以外の火災 火災発生防止、感知、消火による火災防護ができる設計とする。 (第41条 火災による損傷の防止)			—	④ (火災)	—			—	—		
⑤ (内部溢水)	地震起因以外の溢水 地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他設備に悪影響を与えない設計とする。放水筒による建屋への放水により、屋外の設計基準事故等対処設備及び重大事故等対処設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	—	⑤ (内部溢水)	—			—	—	⑤ (内部溢水)	—		—	—
⑥ (風(台風、竜巻))	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置又は保管することで、他設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 また、屋外の重大事故等対処設備については、風荷重を考慮し、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとり、設計基準事故等対処設備(防護対象施設)の他、当該設備と同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に悪影響を及ぼさない設計とする(「1.3.3 環境条件等」)。			—	⑥ (風(台風、竜巻))	—	—			—	⑥ (風(台風、竜巻))	—	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

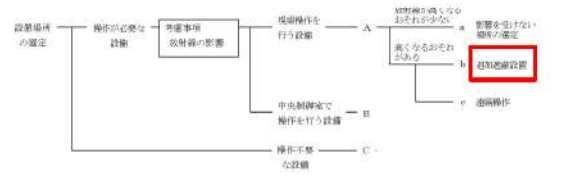

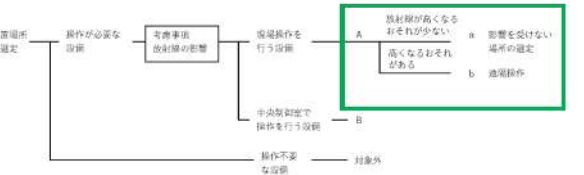
43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由			
影響評価項目		設計方針	エビデンス	備考	類型化区分		設計方針	関連資料	影響評価項目		設計方針		関連資料	備考	
I	⑦（内部発生飛散物）	高速回転機器は、飛散物とならない設計とする。	評価書		②内部発生飛散物	B a	内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する機器	内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管について、 <u>十分な強度を有する設計とする。</u>	(強度計算書)	B	⑦（内部発生飛散物）	Ba:	内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発並びに重量機器の落下を考慮する。内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管、爆発性ガスを内包する機器及び落下を考慮すべき重量機器はないが、高速回転機器については、変更許可申請以前から設計基準対象施設として設置している高速回転機器は、基準規則の要求事項に変更がないため、影響評価の対象外とする。	構造図	
						B b	高速回転機器	<u>タービン等が底根により飛散することがないように設計する。</u>	構造図						
						対象外	—	—							

記載方針の相違
 ・具体的に設置を検討するSA設備の構造等により、低圧配管のみが対象となるPWRに対し、高温・高圧流体を扱う配管を新設配管を設置するBWRでは、類型化し具体的な設計考慮を要する項目に相違が生じているが、考慮する事項には相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																									
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、設置場所の区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備の設置場所は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定し、設置場所として操作可能な設計とする。 放射線量が高くなるおそれがある場合は、追加の遮蔽の設置により設置場所で操作可能な設計とするか、放射線の影響を受けない異なる区画（フロア）又は離れた場所から遠隔で、若しくは中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・放射線の影響 b. 類型化 ・操作の有無で分類を行い、操作（復旧作業を含む。以下同じ。）不要な設備は「C」として分類。 ・中央制御室遮蔽区域の内か外かで分類し、放射線の影響を受ける中央制御室外の現場で操作を行う設備は「A」として分類。 ・現場操作を行う「A」分類の設備において、放射線量が高くなるおそれの少ない場合を「a」、高くなるおそれがある場合については、追加の遮蔽設置によるものを「b」、遠隔操作によるものを「c」として分類。 ・放射線の影響を考慮した設計を行っている中央制御室遮蔽区域である中央制御室での遠隔操作可能な設備は「B」として分類。</p>  <p>2. 設計方針について 【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれの少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。】 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <table border="1" data-bbox="89 1093 672 1412"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>エビデンス</th> <th>パターン</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A 現場操作</td> <td>a. 遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定し、設置場所で操作可能な設計とする。</td> <td>配置図</td> <td>Aa</td> <td rowspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>b. 放射線量が高くなるおそれがある場合は、追加の遮蔽の設置により設置場所で操作可能な設計とする。</td> <td>配置図</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>c. 放射線量が高くなるおそれがある場合は、放射線の影響を受けない異なる区画（フロア）又は離れた場所から遠隔で操作可能な設計とする。</td> <td>配置図</td> <td>Ac</td> </tr> <tr> <td>B 中央制御室操作</td> <td>中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</td> <td>—</td> <td>B</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C 操作不要</td> <td>設備の操作の必要がない機器（静的機器）については、設置場所に係る設計上の配慮は必要ない。</td> <td>仕様表</td> <td>C</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計方針	エビデンス	パターン	備考	A 現場操作	a. 遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定し、設置場所で操作可能な設計とする。	配置図	Aa	—	b. 放射線量が高くなるおそれがある場合は、追加の遮蔽の設置により設置場所で操作可能な設計とする。	配置図	Ab	c. 放射線量が高くなるおそれがある場合は、放射線の影響を受けない異なる区画（フロア）又は離れた場所から遠隔で操作可能な設計とする。	配置図	Ac	B 中央制御室操作	中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。	—	B	—	C 操作不要	設備の操作の必要がない機器（静的機器）については、設置場所に係る設計上の配慮は必要ない。	仕様表	C	—	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第1項第六号 重大事故等対処設備の設置場所について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、設置場所を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、放射線量の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所として操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・放射線の影響 b. 類型化 ・操作（復旧作業を含む。以下同じ。）の有無で分類を行い、操作が必要な設備を「A」又は「B」に、操作不要な設備を「対象外」として分類。 ・中央制御室遮蔽区域の内外で分類し、放射線の影響を受ける中央制御室外で現場操作を行う設備を「A」として分類し、設置場所で操作可能な設備を「a」、離れた場所から操作可能な設備を「b」として分類。 ・放射線の影響を考慮した設計を行っている中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設備を「B」として分類。</p>  <p>2. 設計方針について 【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれの少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。】 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <table border="1" data-bbox="705 1109 1321 1348"> <thead> <tr> <th>類型化区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A 現場操作</td> <td>A a 現場（設置場所）で操作可能 ○現場操作（設置場所） 放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所（使用場所）で操作可能な設計とする。</td> <td>配置図 接続図</td> </tr> <tr> <td>A b 現場（遠隔）で操作可能 ○現場操作（遠隔） 放射線の影響を受けない離れた場所から遠隔で操作可能な設計とする。</td> <td>配置図 接続図</td> </tr> <tr> <td>B 中央制御室操作</td> <td>○中央制御室操作 中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作不要 対象外</td> <td>○対象外（操作不要） 操作不要な設備については、設置場所に係る設計上の配慮はない。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 個別条文へ記載する事項を下設部で示す</p>	類型化区分	設計方針	関連資料	A 現場操作	A a 現場（設置場所）で操作可能 ○現場操作（設置場所） 放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所（使用場所）で操作可能な設計とする。	配置図 接続図	A b 現場（遠隔）で操作可能 ○現場操作（遠隔） 放射線の影響を受けない離れた場所から遠隔で操作可能な設計とする。	配置図 接続図	B 中央制御室操作	○中央制御室操作 中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。	—	操作不要 対象外	○対象外（操作不要） 操作不要な設備については、設置場所に係る設計上の配慮はない。	—	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、設置場所の区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備の設置場所は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、放射線量が高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所として操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・放射線の影響 b. 類型化 ・操作（復旧作業を含む。以下同じ。）の有無で分類を行い、操作が必要な設備を「A」又は「B」に、操作不要な設備は「対象外」として分類。 ・中央制御室遮蔽区域の内外で分類し、放射線の影響を受ける中央制御室外で現場操作を行う設備は「A」として分類。 ・現場操作を行う「A」分類の設備において、放射線量が高くなるおそれの少ない場合を「a」、高くなるおそれがある場合を「b」として分類。 ・放射線の影響を考慮した設計を行っている中央制御室遮蔽区域である中央制御室から操作可能な設備は「B」として分類。</p>  <p>2. 設計方針について 【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれの少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。】 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <table border="1" data-bbox="1344 1117 1948 1420"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A 現場操作</td> <td>a. 現場操作（設置場所） 放射線量が高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所（使用場所）で操作可能な設計とする。</td> <td>配置図 接続図</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>b. 現場操作（遠隔） 放射線の影響を受けない離れた場所から遠隔で操作可能な設計とする。</td> <td>配置図 接続図</td> </tr> <tr> <td>B 中央制御室操作</td> <td>中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(対象外) 操作不要</td> <td>操作不要な設備については、設置場所に係る設計上の配慮はない。</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計方針	関連資料	備考	A 現場操作	a. 現場操作（設置場所） 放射線量が高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所（使用場所）で操作可能な設計とする。	配置図 接続図	—	b. 現場操作（遠隔） 放射線の影響を受けない離れた場所から遠隔で操作可能な設計とする。	配置図 接続図	B 中央制御室操作	中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。	—	—	(対象外) 操作不要	操作不要な設備については、設置場所に係る設計上の配慮はない。	—	—
区分	設計方針	エビデンス	パターン	備考																																																								
A 現場操作	a. 遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定し、設置場所で操作可能な設計とする。	配置図	Aa	—																																																								
	b. 放射線量が高くなるおそれがある場合は、追加の遮蔽の設置により設置場所で操作可能な設計とする。	配置図	Ab																																																									
	c. 放射線量が高くなるおそれがある場合は、放射線の影響を受けない異なる区画（フロア）又は離れた場所から遠隔で操作可能な設計とする。	配置図	Ac																																																									
B 中央制御室操作	中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。	—	B	—																																																								
C 操作不要	設備の操作の必要がない機器（静的機器）については、設置場所に係る設計上の配慮は必要ない。	仕様表	C	—																																																								
類型化区分	設計方針	関連資料																																																										
A 現場操作	A a 現場（設置場所）で操作可能 ○現場操作（設置場所） 放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所（使用場所）で操作可能な設計とする。	配置図 接続図																																																										
	A b 現場（遠隔）で操作可能 ○現場操作（遠隔） 放射線の影響を受けない離れた場所から遠隔で操作可能な設計とする。	配置図 接続図																																																										
B 中央制御室操作	○中央制御室操作 中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。	—																																																										
操作不要 対象外	○対象外（操作不要） 操作不要な設備については、設置場所に係る設計上の配慮はない。	—																																																										
区分	設計方針	関連資料	備考																																																									
A 現場操作	a. 現場操作（設置場所） 放射線量が高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所（使用場所）で操作可能な設計とする。	配置図 接続図	—																																																									
	b. 現場操作（遠隔） 放射線の影響を受けない離れた場所から遠隔で操作可能な設計とする。	配置図 接続図																																																										
B 中央制御室操作	中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。	—	—																																																									
(対象外) 操作不要	操作不要な設備については、設置場所に係る設計上の配慮はない。	—	—																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、常設重大事故等対処設備の容量の適合性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の取束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の取束は、これらの系統の組合せにより達成する。</p> <p>「容量等」とは、必要となる機器のポンプ流量、タンク容量、ピット容量、伝熱容量、弁放出流量及び発電機容量並びに計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値とする。</p> <p>事故対応手段の系統設計において、常設重大事故等対処設備のうち異なる目的を持つ設計基準事故対処設備の系統及び機器を使用するものについては、設計基準事故対処設備の容量等の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量等の仕様に対して十分であることを確認した上で、設計基準事故対処設備の容量等の仕様と同仕様の設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち設計基準事故対処設備の系統及び機器を使用するもので、重大事故等時に設計基準事故対処設備の容量等を補う必要があるものについては、その後の事故対応手段とあわせて、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち設計基準事故対処設備以外の系統及び機器を使用するものについては、常設重大事故等対処設備単独で、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とする。</p> <p>(2) 類型化 a. 考慮事項 ・ 使用条件を踏まえた系統設計 ①圧力、②配管圧損、③温度について、設備仕様により考慮する。 ・ ④DBA 設備との容量比較 ⑤補給による追加手段 ・ その他、設備ごとの考慮事項があれば、必要により個別設備の設計方針に加える。</p> <p>b. 類型化 ・ 常設重大事故等対処設備のうち異なる目的を持つ設計基準事故対処設備の系統及び機器を使用するものについては、設計基準事故対処設備の容量等の仕様が、想定される重大事故等の取束に必要な容量等の仕様に対して十分であることを評価にて確認した上で、設計基準事故対処設備の容量等の仕様と同仕様の設計とし「A」と分類する。 ・ 常設重大事故等対処設備のうち設計基準事故対処設備の系統及び機器を使用するもので、重大事故等時に設計基準事故対処設備の容量等を補う必要があるものについては、その後の事故対応手段とあわせて想定される重大事故等の取束に必要な容量等を有する設計とし「B」と分類する。 ・ 設計基準事故対処設備以外の系統及び機器を使用する場合、常設重大事故等対処設備単独で想定される重大事故等の取束に必要な容量等を有する設計とし「C」として分類する。</p>	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第2項第一号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、常設重大事故等対処設備の容量等の適合性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の取束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の取束は、これらの系統の組合せにより達成する。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計とする。</p> <p>記載位置の相違</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち設計基準対象施設の系統及び機器を使用するものについては、設計基準対象施設の容量等の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量等に対して十分であることを確認した上で、設計基準対象施設としての容量等と同仕様の設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち設計基準対象施設の系統及び機器を使用するもので、重大事故等時に設計基準対象施設の容量等を補う必要があるものについては、その後の事故対応手段とあわせて、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とする。</p> <p>記載位置の相違</p> <p>なお、「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、伝熱容量、弁吹流量、発電機容量、蓄電池容量、計装設備の計測範囲、作動信号の設定値等とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・ 必要な容量等 ①圧力、②配管圧力損失及び③温度について、設備仕様により考慮する。 ・ ④設計基準対象施設との容量等の比較 ⑤補給による追加手段 ・ その他、設備ごとの考慮事項があれば、必要により個別設備の設計方針に加える。</p> <p>b. 類型化 ・ 常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器は「A」と分類する。</p> <p>記載位置の相違</p> <p>・ 常設重大事故等対処設備のうち設計基準対象施設の系統及び機器を使用するもので、設計基準対象施設の容量等の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量等に対して十分であるものについては「B」、重大事故等時に設計基準対象施設の容量等を補う必要があるものについては「C」に分類する。</p> <p>・ 流路として期待する配管、ストレーナ等は対象外とする。（これら設備の圧力損失は、詳細設計段階でポンプ流量の設定において考慮する。）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、常設重大事故等対処設備の容量等の適合性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の取束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の取束は、これらの系統の組合せにより達成する。</p> <p>「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、ピット容量、伝熱容量、弁吹流量、発電機容量、蓄電池容量、計装設備の計測範囲、作動信号等の設定値とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち設計基準対象施設の系統及び機器を使用するものについては、設計基準対象施設の容量等の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量等に対して十分であることを確認した上で、設計基準対象施設の容量等と同仕様の設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち設計基準対象施設の系統及び機器を使用するもので、重大事故等時に設計基準対象施設の容量等を補う必要があるものについては、その後の事故対応手段とあわせて、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・ 必要な容量等 ①圧力、②配管圧力損失及び③温度について、設備仕様により考慮する。 ・ ④設計基準対象施設との容量等の比較 ⑤補給による追加手段 ・ その他、設備毎の考慮事項があれば、必要により個別設備の設計方針に加える。</p> <p>b. 類型化 ・ 常設重大事故等対処設備のうち設計基準対象施設の系統及び機器を使用するもの、設計基準対象施設の容量等の仕様が、想定される重大事故等の取束に必要な容量等の仕様に対して十分であるものについては、評価にて確認した上で、設計基準事故対処設備の容量等の仕様と同仕様の設計とし「A」と分類する。 ・ 常設重大事故等対処設備のうち設計基準対象施設の系統及び機器を使用するもので、設計基準対象施設の容量等の仕様が、重大事故等時に設計基準対象施設の容量等を補う必要があるものについては、その後の事故対応手段とあわせて想定される重大事故等の取束に必要な容量等を有する設計とし「B」と分類する。 ・ 常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器は、常設重大事故等対処設備単独で想定される重大事故等の取束に必要な容量等を有する設計とし「C」として分類する。</p>	<p>記載方針の相違 ・ 泊は、43条まとめ本文の記載順と同じく、「容量等の定義」に続けて、常設SA設備の容量等の設計方針3つを記載する。</p> <p>類型化付番の相違 ・ 泊と女川で、常設SA設備の容量等の3つ設計方針は同じであるが、類型化付番が以下のとおり相違している。 ・ DB設備をSA時にそのまま使用するSA設備 泊：A、女川：B ・ DB設備をSA時に使用し、補給を要するSA設備 泊：B、女川：C ・ SA専用のSA設備 泊：C、女川：A ・ 女川は「BとC」を一項目で記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>・流路として期待する配管、ストレーナ、熱交換器等は対象外とする。（これら設備による圧力損失は、詳細設計段階でポンプ流量の設定において考慮する）また、“容量等”に該当しない各設備の容量についても対象外とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>必要な容量等の設計</p> <p>考慮事項 ① 圧力 ② 配管圧損 ③ 温度 ④ DHA設備との容量比較 ⑤ 補給 その他、設備ごとの考慮事項</p> <p>設計基準事故 対処設備を本機用</p> <p>A 設計基準事故対処設備の容量等が系統の目的に応じて必要となる容量等より同仕様で設計する設備に対して十分である設備</p> <p>設計基準事故対処設備の容量等を調べ、その目的の事故対応手段と合わせて系統の目的に応じて必要な容量等を有する設備</p> <p>設計基準事故 対処設備以外を機用 C 重大事故等対処設備系統で系統の目的に応じて必要な容量等を有する設備</p>	<p>必要な容量等の設計</p> <p>考慮事項 ① 圧力 ② 配管圧力損失 ③ 温度 ④ 設計基準対象施設との容量等の比較 ⑤ 補給による過剰手段その他設備ごとの考慮</p> <p>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</p> <p>A</p> <p>設計基準対象施設の系統及び機器を使用するもの</p> <p>必要な容量等に対して十分であるもの</p> <p>B</p> <p>容量等を補う必要があるもの</p> <p>C</p> <p>既設</p> <p>対象外</p>	<p>必要な容量等の設計</p> <p>考慮事項 ① 圧力 ② 配管圧損 ③ 温度 ④ DHA設備との容量比較 ⑤ 補給 その他、設備ごとの考慮事項</p> <p>設計基準事故 対処設備を本機用</p> <p>A 設計基準事故対処設備の容量等が系統の目的に応じて必要となる容量等より同仕様で設計する設備に対して十分である設備</p> <p>設計基準事故対処設備の容量等を調べ、その目的の事故対応手段と合わせて系統の目的に応じて必要な容量等を有する設備</p> <p>設計基準事故 対処設備以外を機用 C 重大事故等対処設備系統で系統の目的に応じて必要な容量等を有する設備</p> <p>既設</p> <p>対象外</p>	<p><u>類型化付番の相違</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泊と女川で、常設SA設備の容量等の3つ設計方針は同じであるが、類型化付番が以下のとおり相違している。 ・ DB設備をSA時にそのまま使用するSA設備 泊：A、女川：B ・ DB設備をSA時に使用し、補給を要するSA設備 泊：B、女川：C ・ SA専用のSA設備 泊：C、女川：A

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p>類型化区分に対する考慮事項の対応表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮事項</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 圧力（設備仕様により考慮）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>② 配管圧損（設備仕様により考慮）</td> <td rowspan="2">○</td> <td rowspan="2">○</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>③ 温度（設備仕様により考慮）</td> </tr> <tr> <td>④ DBA設備との容量比較</td> <td>○十分</td> <td>○同一</td> <td>○補給</td> </tr> <tr> <td>⑤ 補給</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>○：考慮必要、×：考慮不要</p>	考慮事項	A	B	C	① 圧力（設備仕様により考慮）	○	○	○	② 配管圧損（設備仕様により考慮）	○	○	○	③ 温度（設備仕様により考慮）	④ DBA設備との容量比較	○十分	○同一	○補給	⑤ 補給	×	×	○	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>類型化区分に対する考慮事項の対応表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮事項</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 圧力（設備仕様により考慮）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>② 配管圧損（設備仕様により考慮）</td> <td rowspan="2">○</td> <td rowspan="2">○</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>③ 温度（設備仕様により考慮）</td> </tr> <tr> <td>④ DBA設備との容量比較</td> <td>○十分</td> <td>○同一</td> <td>○補給</td> </tr> <tr> <td>⑤ 補給</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>○：考慮必要、×：考慮不要</p>	考慮事項	A	B	C	① 圧力（設備仕様により考慮）	○	○	○	② 配管圧損（設備仕様により考慮）	○	○	○	③ 温度（設備仕様により考慮）	④ DBA設備との容量比較	○十分	○同一	○補給	⑤ 補給	×	×	○	<p>記載方針の相違（大阪）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、DB設備をそのまま使用（類型化A）について、要求量に対し余裕がある（十分）、要求量どおり（同一）の2列で記載している。大阪は、そのまま使用するケースとして1列で記載している。 ・記載方針は相違するが、考慮事項は同じである。
考慮事項	A	B	C																																										
① 圧力（設備仕様により考慮）	○	○	○																																										
② 配管圧損（設備仕様により考慮）	○	○	○																																										
③ 温度（設備仕様により考慮）																																													
④ DBA設備との容量比較	○十分	○同一	○補給																																										
⑤ 補給	×	×	○																																										
考慮事項	A	B	C																																										
① 圧力（設備仕様により考慮）	○	○	○																																										
② 配管圧損（設備仕様により考慮）	○	○	○																																										
③ 温度（設備仕様により考慮）																																													
④ DBA設備との容量比較	○十分	○同一	○補給																																										
⑤ 補給	×	×	○																																										
<p>2. 設計方針について</p> <p>【要求事項：想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。】各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>設計基準事故対処設備の容量等が、系統の目的に応じて必要となる容量等に対して十分である設備</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>設計基準事故対処設備の容量等を補い、その後の事故対応手段とあわせて、系統の目的に応じて必要な容量等を有する設備</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>重大事故等対処設備単独で系統の目的に応じて必要な容量等を有する設備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計方針	A	設計基準事故対処設備の容量等が、系統の目的に応じて必要となる容量等に対して十分である設備	B	設計基準事故対処設備の容量等を補い、その後の事故対応手段とあわせて、系統の目的に応じて必要な容量等を有する設備	C	重大事故等対処設備単独で系統の目的に応じて必要な容量等を有する設備	<p>2. 設計方針について</p> <p>【要求事項：想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。】各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>類型化区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの</td> <td rowspan="3">容量設定根拠</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>設計基準対象施設の容量等を補うもの</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td>流路、その他設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※個別表で記載する事項を下設部で示す</p>	類型化区分	設計方針	関連資料	A	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	容量設定根拠	B	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	C	設計基準対象施設の容量等を補うもの	対象外	流路、その他設備	—	<p>2. 設計方針について</p> <p>【要求事項：想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。】各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>設計基準対象施設の容量等が、系統の目的に応じて必要となる容量等に対して十分である設備</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>設計基準対象施設の容量等を補う必要がある設備</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>設計基準事故対処設備以外の系統及び機器を使用する設備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計方針	A	設計基準対象施設の容量等が、系統の目的に応じて必要となる容量等に対して十分である設備	B	設計基準対象施設の容量等を補う必要がある設備	C	設計基準事故対処設備以外の系統及び機器を使用する設備	<p>類型化仕番の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊と女川で、常設SA設備の容量等の3つ設計方針は同じであるが、類型化仕番が以下のとおり相違している。 ・DB設備をSA時にそのまま使用するSA設備 泊：A、女川：B ・DB設備をSA時に使用し、補給を要するSA設備 泊：B、女川：C ・SA専用のSA設備 泊：C、女川：A 													
区分	設計方針																																												
A	設計基準事故対処設備の容量等が、系統の目的に応じて必要となる容量等に対して十分である設備																																												
B	設計基準事故対処設備の容量等を補い、その後の事故対応手段とあわせて、系統の目的に応じて必要な容量等を有する設備																																												
C	重大事故等対処設備単独で系統の目的に応じて必要な容量等を有する設備																																												
類型化区分	設計方針	関連資料																																											
A	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	容量設定根拠																																											
B	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分																																												
C	設計基準対象施設の容量等を補うもの																																												
対象外	流路、その他設備	—																																											
区分	設計方針																																												
A	設計基準対象施設の容量等が、系統の目的に応じて必要となる容量等に対して十分である設備																																												
B	設計基準対象施設の容量等を補う必要がある設備																																												
C	設計基準事故対処設備以外の系統及び機器を使用する設備																																												
		<p>流路としてのみの機能に期待する設備（熱交換器、ストレーナ等）については、詳細設計段階でポンプ流量の設定において圧力損失を見込む。</p> <p>容量等の設定が必要でない設備（弁（安全弁、逃がし弁以外）、制御設備、遮蔽等）については、本項適合の対象外として扱う。</p> <p>計装設備の計測範囲については、重大事故等時に想定される設計基準を超える状態において原子炉施設の状態を推定できるよう計測できる設計とし、作動信号の設定値は当該作動信号の目的に対し適切に系統を作動させることができる設計とすることで、容量等を有する設計とする。</p> <p>○容量等 機器のポンプ流量、タンク容量、ピット容量、伝熱容量、弁吹出力、発電機容量、蓄電池容量、計装設備の計測範囲、作動信号の設定値等とする。</p>	<p>記載方針の相違（女川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、類型化仕番を取らない「対象外」について、欄外に容量等への反映方法、「対象外」とする設備の例示を記載した。 また、計装設備の容量等の設計方針についても記載した。 																																										

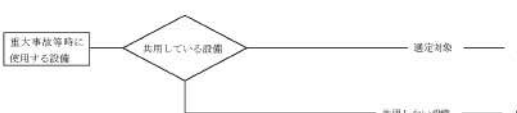
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、共用の禁止を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 常設重大事故等対処設備の各機器については、2以上の原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>ただし、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（安全機能）を満たしつつ、2以上の原子炉施設と共用することによって、安全性が向上する場合であつて、さらに同一の発電所内の他の原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、共用できる設計とする。</p> <p>共用する設備は、非常用取水設備のうち貯水堰、号機間電力融通ケーブル、他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）のディーゼル発電機（燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを含む。）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、中央制御室、中央制御室遮蔽、中央制御室空調装置、緊急時対策所及び通信連絡設備である。</p> <p>非常用取水設備のうち貯水堰は、共用により自号炉だけでなく他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）の海水取水箇所も使用することで、安全性の向上を図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>この設備は容量に制限がなく3号炉及び4号炉に必要な取水容量を十分に有しているが、共用により悪影響を及ぼさないように引き波時においても貯水堰により3号炉及び4号炉に必要な海水を確保する設計とする。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル又は号機間電力融通予備ケーブルを使用した他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）のディーゼル発電機（燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを含む。）からの号機間電力融通は、号機間電力融通ケーブルを手動で3号炉及び4号炉の非常用高圧母線へ接続し、遮断器を投入することにより、重大事故等の対応に必要な電力を供給可能となり、安全性の向上を図ることができることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>これらの設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう重大事故等発生時以外、号機間電力融通恒設ケーブルを非常用高圧母線の遮断器から切り離し、遮断器を開放することにより、他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）と分離可能な設計とする。</p> <p>また、重大事故等時にタンクローリーを用いた燃料補給を行う場合の燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、補給作業時間の短縮を図り作業員の安全性の向上を図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。3号炉及び4号炉の燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、共用により悪影響を及ぼさないよう独立して設置する設計とする。</p> <p>なお、ディーゼル発電機、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時に他号炉へ号機間電力融通を行う場合、3号炉及び4号炉共用とする。</p> <p>中央制御室及び中央制御室遮蔽は、プラントの状況に応じた運転員の相互融通等を考慮し、居住性にも配慮した共通のスペースとしている。スペースの共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な運転管理（事故対応を含む。）をすることで、安全性の向上を図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>各号炉の監視・操作盤は共用によって悪影響を及ぼさないよう、一部の共通設備を除いて独立して設置することで、一方の号炉の監視・操作中に、他方の号炉のプラント監視機能が喪失しない設計とする。</p> <p>中央制御室空調装置は、重大事故等時において中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットを電源復旧し使用するが、共用により自号炉の系統だけでなく他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）の系統も使用することで、安全性の向上を図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>3号炉及び4号炉それぞれの系統は、共用により悪影響を及ぼさないよう独立して設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、事故対応において3号炉及び4号炉双方のプラント状況を考</p> </div>	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第2項第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、共用の禁止を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 常設重大事故等対処設備の各機器については、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 100px;"> <p>設計方針の相違</p> </div>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、共用の禁止を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 常設重大事故等対処設備の各機器については、2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p>	<p>設計方針の相違 ・単基申請の泊・女川は共用しない設計方針であるのに対し、プルプラント申請の大飯では共用が必要な設備について共用する方針</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、SPDS表示装置及び通信連絡設備を設置又は保管する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上を図れることから、3号炉及び4号炉で共用できる設計とする。</p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、さらにプラントパラメータは、号炉ごとに表示及び監視できる設計とする。また、通信連絡設備は、3号炉及び4号炉各々に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できるよう設計されているため、共用により悪影響を及ぼさない。</p> <p>また、緊急時対策所は、1号炉及び2号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていないことを前提として1号炉及び2号炉原子炉補助建屋内に設置し、遮蔽のみを共用するため、1号炉及び2号炉に悪影響を及ぼさない。</p> <p>通信連絡設備は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共有する設計とする。</p> <p>通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、3号炉及び4号炉に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できる設計とする。</p> <p>(2) 対象選定の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。ただし、共用することによって安全性の向上が期待される配慮があり、さらに他の設備に悪影響を与えない場合は、共用できる。 <p>b. 対象選定フロー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定の考え方は以下のとおり。 重大事故等に対処するために使用する設備であって、共用している設備を選定する。  <p>2. 設計方針について</p> <p>【要求事項：二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。】</p> <p>設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <table border="1" data-bbox="89 1101 672 1420"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>エビデンス</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（安全機能）を満たしつつ、2以上の発電用原子炉施設と共用することによって、安全性が向上するよう配慮した上で、共用によりそれぞれの号炉の機能が喪失するような悪影響を及ぼさない設計とする。</td> <td>仕様表 (共-1 共用に関する設計上の考慮)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において、共用しない設備とする。</td> <td>仕様表</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計方針	エビデンス	備考	A	共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（安全機能）を満たしつつ、2以上の発電用原子炉施設と共用することによって、安全性が向上するよう配慮した上で、共用によりそれぞれの号炉の機能が喪失するような悪影響を及ぼさない設計とする。	仕様表 (共-1 共用に関する設計上の考慮)		B	2以上の発電用原子炉施設において、共用しない設備とする。	仕様表		<p>設計方針の相違</p> <p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>2. 設計方針について</p> <p>【要求事項：二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。】</p> <p>設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <table border="1" data-bbox="716 1085 1299 1228"> <thead> <tr> <th>設計方針</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計方針	備考	二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。		<p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>2. 設計方針について</p> <p>【要求事項：二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。】</p> <p>設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <table border="1" data-bbox="1344 1101 1926 1244"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計方針	関連資料	備考	-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-		
区分	設計方針	エビデンス	備考																								
A	共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（安全機能）を満たしつつ、2以上の発電用原子炉施設と共用することによって、安全性が向上するよう配慮した上で、共用によりそれぞれの号炉の機能が喪失するような悪影響を及ぼさない設計とする。	仕様表 (共-1 共用に関する設計上の考慮)																									
B	2以上の発電用原子炉施設において、共用しない設備とする。	仕様表																									
設計方針	備考																										
二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。																											
区分	設計方針	関連資料	備考																								
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、常設重大事故防止設備の共通要因故障防止に関する健全性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じた設計とする。</p> <p>ただし、常設重大事故防止設備のうち、計装設備について、重要代替 パラメータ（当該パラメータの他チャンネル又は他ループの計器を除く。）による推定は、重要な監視パラメータと異なる物理量（水位、注水量等）又は測定原理とすることで、重要な監視パラメータに対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替パラメータは重要な監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災及びサポート系を考慮する。</p> <p>自然現象については、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮及び森林火災を考慮する。地震及び津波以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び火山の影響による荷重の組合せを考慮する。地震及び津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮する。</p> <p>外部人為事象については、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート等の施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム及び重大事故等時の高圧降下を考慮する。</p> <p>なお、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備にて考慮する。 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備を内包する建屋並びに地中の配管トレンチについては、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷の防止が図られた設計とする。</p> <p>重大事故緩和設備についても、重大事故防止設備と同様に可能な限り多様性を考慮する。</p>	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第2項第三号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、常設重大事故防止設備の共通要因故障防止に関する健全性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備及び使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能を有する設備（以下「設計基準事故対処設備等」という。）の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</p> <p>ただし、常設重大事故防止設備のうち、計装設備について、重要代替監視パラメータ（当該パラメータの他チャンネルの計器を除く。）による推定は、重要監視パラメータと異なる物理量（水位、注水量等）又は測定原理とする等、重要監視パラメータに対して可能な限り多様性を有する方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは、重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水、火災及びサポート系の故障を考慮する。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。また、設計基準事故対処設備等と重大事故等対処設備に対する共通要因としては、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>自然現象の組合せについては、地震、津波、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講じることとする。</p> <p>建屋等については、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p> <p>サポート系の故障については、系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水、水源を考慮する。</p> <p>重大事故緩和設備についても、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性を有し、位置的分散を図ることを考慮する。</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、常設重大事故防止設備の共通要因故障防止に関する健全性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備及び使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能を有する設備（以下「設計基準事故対処設備等」という。）の機能と、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</p> <p>ただし、常設重大事故防止設備のうち、計装設備について、重要代替監視パラメータ（当該パラメータの他チャンネル又は他ループの計器を除く。）による推定は、重要監視パラメータと異なる物理量又は測定原理とする等、重要監視パラメータに対して可能な限り多様性を有する方法により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水、火災及びサポート系を考慮する。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。また、設計基準事故対処設備等と重大事故等対処設備に対する共通要因としては、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>自然現象の組合せについては、地震、津波、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>地震、津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮する。</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講じることとする。</p> <p>建屋等については、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p> <p>サポート系の故障については、系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水、水源を考慮する。</p> <p>重大事故緩和設備についても、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性を有し、位置的分散を図ることを考慮する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、常設重大事故防止設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.3.3 環境条件等」に記載する。風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪及び火山の影響並びに電磁波障害に対して常設重大事故防止設備は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震及び地滑りに対して常設重大事故防止設備は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づく地盤上に設置する。地震、津波及び火災に対して常設重大事故防止設備は、「1.1.2 耐震設計の基本方針」、「1.1.3 津波による損傷の防止」及び「1.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>地震、津波、溢水及び火災に対して常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備と位置的分散を図り、溢水量による溢水水位を考慮した高所に設置する。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びはい煙等の二次的影響）、有毒ガス及び電磁的障害に対して屋内の常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置する。屋外の常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を防護するとともに、設計基準事故対処設備と位置的分散を図り設置する。</p> <p>落雷に対して空冷式非常用発電装置は、避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により安全機能が損なわれるおそれのない設計とする。生物学的事象のうち、くらげ等の海洋生物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、多重性を持つ設計とする。</p> <p>高潮に対して常設重大事故防止設備は、津波に包絡されることから影響を受けない。</p>	<p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、常設重大事故防止設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「重大事故等時の環境条件における健全性について」に記載する。風（台風）、凍結、降水、積雪及び電磁的障害に対して常設重大事故防止設備は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震に対して常設重大事故防止設備は、「原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」に基づく地盤上に設置する。常設重大事故防止設備は、地震、津波及び火災に対して、「重大事故等対処設備について 2.1.2 耐震設計の基本方針」、「重大事故等対処設備について 2.1.3 津波による損傷の防止」及び「重大事故等対処設備について 2.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>地震による共通要因故障の特性は、設備等に発生する地震力（設備が設置される地盤や建物の影響によって設備等に発生する地震力は異なる。）又は地震による下位クラス施設からの波及的影響により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>津波による共通要因故障の特性は、津波の流入、進入、引き波による水位低下により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と高さ方向に位置的分散を図る。</p> <p>風（台風）による共通要因故障の特性は、風（台風）による荷重（風圧力、気圧差）により同じ機能を有する機器が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか、又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>竜巻による共通要因故障の特性は、竜巻による荷重（風圧力、気圧差、飛来物の衝撃荷重）により同じ機能を有する機器が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか、又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>落雷による共通要因故障の特性は、雷撃電流により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであるから、常設代替交流電源設備は、避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。</p> <p>火山の影響による共通要因故障の特性は、降下火砕物により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか、又は設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないように設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物による共通要因故障の特性は、電気室内での地絡・短絡により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とするか、又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>高潮による共通要因故障の特性は、没水、被水により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備（非常用取水設備は除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</p> <p>外部火災（森林火災、爆発及び近隣工場等の火災）による共通要因故障の特性は、熱損傷、はい煙により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>飛来物（航空機落下）による共通要因故障の特性は、衝突荷重により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>有毒ガスによる共通要因故障の特性は、有毒ガスの毒性影響により同じ機能を有する機器が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、外部から</p>	<p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、常設重大事故防止設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「重大事故等時の環境条件における健全性について」に記載する。風（台風）、凍結、降水、積雪及び電磁的障害に対して常設重大事故防止設備は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震及び地滑りに対して常設重大事故防止設備は、「原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」に基づく地盤上に設置する。常設重大事故防止設備は、地震、津波及び火災に対して、「重大事故等対処設備について 2.1.2 耐震設計の基本方針」、「重大事故等対処設備について 2.1.3 津波による損傷の防止」及び「重大事故等対処設備について 2.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>地震による共通要因故障の特性は、設備等に発生する地震力（設備が設置される地盤や建物の影響によって設備等に発生する地震力は異なる。）又は地震による下位クラス施設からの波及的影響により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>津波による共通要因故障の特性は、津波の流入、進入、引き波による水位低下により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と高さ方向に位置的分散を図る。</p> <p>風（台風）による共通要因故障の特性は、風（台風）による荷重（風圧力、気圧差）により同じ機能を有する機器が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか、又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>竜巻による共通要因故障の特性は、竜巻による荷重（風圧力、気圧差、飛来物の衝撃荷重）により同じ機能を有する機器が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか、又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>落雷による共通要因故障の特性は、雷撃電流により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであるから、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、常設代替交流電源設備は、避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。</p> <p>火山の影響による共通要因故障の特性は、降下火砕物により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか、又は設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物による共通要因故障の特性は、電気室内での地絡・短絡により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とするか、又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>高潮による共通要因故障の特性は、没水、被水により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備（非常用取水設備は除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</p> <p>外部火災（森林火災、爆発及び近隣工場等の火災）による共通要因故障の特性は、熱損傷、はい煙により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>有毒ガスによる共通要因故障の特性は、有毒ガスの毒性影響により同じ機能を有する機器が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、外部から</p>	

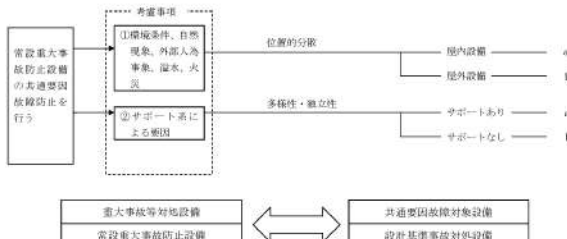
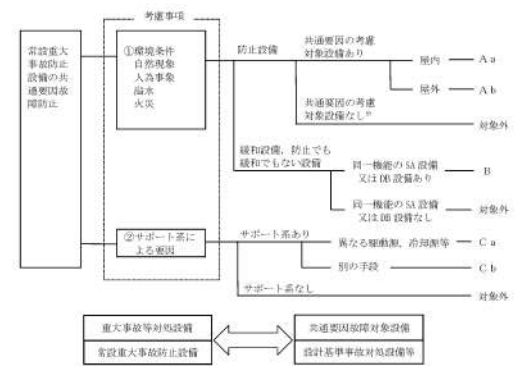
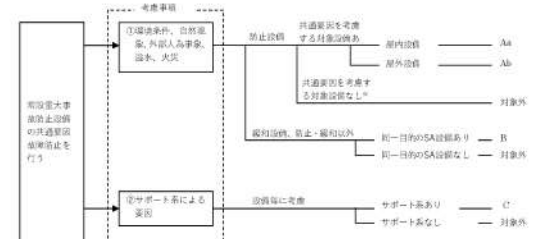
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、ダム の崩壊、爆発及び石油コンビナート等の施設火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地配置より設計上考慮する必要はない。</p> <p>常設重大事故緩和設備についても、可能な限り上記を考慮して多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p>サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油及び冷却水を考慮し、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備と異なる駆動源及び冷却源を用いる設計とし、駆動源及び冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備と可能な限り異なる水源を持つ設計とする。</p>	<p>の衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか、又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>船舶の衝突による共通要因故障の特性は、取水路閉塞により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>溢水による共通要因故障の特性は、没水、被水、蒸気の流出により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。また、常設重大事故防止設備は、地震による使用済燃料プールからの溢水に対して機能を損なわない設計とする。</p> <p>内部火災による共通要因故障の特性は、熱損傷により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>なお、洪水、地滑り及びダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>サポート系の故障に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油及び冷却水を考慮し、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等と異なる駆動源、冷却源を用いる設計、又は駆動源、冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と可能な限り異なる水源をもつ設計とする。</p> <p>なお、常設重大事故緩和設備並びに常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当しない常設重大事故等対処設備は、共通要因に対して、同一の機能を有する設備と同時に機能を損なうおそれがないように、同一の機能を有する設備と可能な限り多様性、位置的分散を図る設計とするか、又は修復性等を考慮し、可能な限り頑健性を有する設計とする。</p> <p>さらに、重大事故等対処設備は、共通要因により、重大事故等対処設備の有する発電用原子炉の未臨界移行機能、燃料冷却機能、格納容器除熱機能及び使用済燃料プール注水の各機能を損なわないよう、同一の機能を有する重大事故等対処設備と可能な限り多様性、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>の衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか、又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>船舶の衝突による共通要因故障の特性は、取水路閉塞により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>溢水による共通要因故障の特性は、没水、被水、蒸気の流出により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、想定する溢水水位を考慮した高所に設置すること等で想定する溢水水位に対して機能を損なうことのない設計とするとともに、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。また、常設重大事故防止設備は、地震による使用済燃料ピットからの溢水に対して機能を損なわない設計とする。</p> <p>内部火災による共通要因故障の特性は、熱損傷により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>なお、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、洪水及びダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>サポート系の故障に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油及び冷却水を考慮し、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等と異なる駆動源、冷却源を用いる設計、又は駆動源、冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と可能な限り異なる水源をもつ設計とする。</p> <p>なお、常設重大事故緩和設備並びに常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当しない常設重大事故等対処設備は、共通要因に対して、同一の機能を有する設備と同時に機能を損なうおそれがないように、同一の機能を有する設備と可能な限り多様性、位置的分散を図る設計とするか、又は修復性等を考慮し、可能な限り頑健性を有する設計とする。</p> <p>さらに、重大事故等対処設備は、共通要因により、重大事故等対処設備の有する発電用原子炉の未臨界移行機能、燃料冷却機能、格納容器除熱機能及び使用済燃料ピット注水の各機能を損なわないよう、同一の機能を有する重大事故等対処設備と可能な限り多様性、位置的分散を図る設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 類型化の考え方は以下のとおり。</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災による影響 ②サポート系による要因：共通要因故障対象設備に対し独立した又は多様性を有するサポート系としての系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水及び水源 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災については、屋内設備と屋外設備に分類する。 ②サポート系による要因については、設備ごとに考慮する。  <p>重大事故等対処設備 常設重大事故防止設備</p> <p>共通要因故障対象設備 設計基準事故対処設備</p>	<p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災 ②サポート系による要因：系統又は機器に供給される電力、燃料油、空気、冷却水、水源 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境条件、自然現象、人為事象、溢水及び火災については、屋内設備と屋外設備に分類する。 ②サポート系による要因については、設備ごとに考慮する。  <p>重大事故等対処設備 常設重大事故防止設備</p> <p>共通要因故障対象設備 設計基準事故対処設備等</p> <p>※設計基準対象施設の機能喪失を想定して設置する重大事故等対処設備だけでなく、重大事故等時に設計基準事故対処設備等としての機能を期待する設備についても重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づけている。これら設備については、設備共通要因故障を考慮すべき代替対象の設計基準対象施設がない。</p>	<p>(2) 類型化の考え方は以下のとおり。</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災 ②サポート系による要因：系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水、水源 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災については、屋内設備と屋外設備に分類する。 ②サポート系による要因については、設備毎に考慮する。  <p>重大事故等対処設備 常設重大事故防止設備</p> <p>共通要因故障対象設備 設計基準事故対処設備</p> <p>※設計基準対象施設の機能喪失を想定して設置する重大事故等対処設備だけでなく、重大事故等時に設計基準事故対処設備等としての機能を期待する設備についても重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づけている。これら設備については、設備共通要因故障を考慮すべき設計基準事故対処設備が当該設備となることから、共通要因故障の考慮については対象外として扱う。</p>	<p><u>類型化付番の相違</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊と女川で、サポート系の有無で類型化する方針は同じであるが、女川では多様化したが、+供給が可能であるので細分化している。 ・サポート系による共通要因故障を防止する方針として、泊においても同様の対応方針としており、類型化付番は相違するが共通要因故障防止のための考慮事項及び方針は同じである。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<p>2. 設計方針について</p> <p>【要求事項：常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。（第2項第3号）】</p> <p>「共通要因」とは、二つ以上の系統又は機器に同時に作用する要因であって、例えば環境の温度、湿度、圧力又は放射線等による影響因子、系統若しくは機器に供給される電力、空気、油及び冷却水等による影響因子及び地震、溢水又は火災等の影響をいう。（第2条第2項第18号解釈）</p> <p>（1）各考慮事項に対する設計方針は別紙のとおり。</p>	<p>2. 設計方針について</p> <p>【要求事項：常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。】</p> <p>（1）各考慮事項に対する設計方針は以下のとおり。</p> <p>①環境条件、地震、津波、その他自然現象、人為事象、溢水、火災</p>	<p>2. 設計方針について</p> <p>【要求事項：常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。（第2項第3号）】</p> <p>「共通要因」とは、二つ以上の系統又は機器に同時に作用する要因であって、例えば環境の温度、湿度、圧力又は放射線等による影響因子、系統若しくは機器に供給される電力、空気、油、冷却水等による影響因子及び地震、溢水又は火災等の影響をいう。（第2条第2項第18号解釈）</p> <p>（1）各考慮事項に対する設計方針は以下のとおり。</p> <p>①環境条件、地震、津波、その他自然現象、人為事象、溢水、火災</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">DB設備</th> <th colspan="2">常設SA設備</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境条件</td> <td colspan="2">第12条（安全施設）に基づく設計とする。</td> <td colspan="2">第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。</td> </tr> <tr> <td>地盤</td> <td colspan="2">第3条（設計基準対象施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。</td> <td colspan="2">第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地震</td> <td colspan="2">第4条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td colspan="2">第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波</td> <td colspan="2">第5条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td colspan="2">第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="4">敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">風（台風）</td> <td colspan="2">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">竜巻</td> <td colspan="2">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凍結</td> <td colspan="2">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">降水</td> <td colspan="2">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">積雪</td> <td colspan="2">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">落雷</td> <td colspan="2">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>常設代替交流電源設備は、避雷設備等により防護する設計とする。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td colspan="4">地滑りを起こすような地形は存在しない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火山の影響</td> <td colspan="2">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	DB設備		常設SA設備		屋外	屋内	屋外	屋内	環境条件	第12条（安全施設）に基づく設計とする。		第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。		地盤	第3条（設計基準対象施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。		第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。		地震	第4条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。		第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。		位置的分散（2項）				津波	第5条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。		第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。		位置的分散（2項）				洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。				風（台風）	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	位置的分散（2項）				竜巻	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	位置的分散（2項）				凍結	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	位置的分散（2項）				降水	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	位置的分散（2項）				積雪	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	位置的分散（2項）				落雷	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		常設代替交流電源設備は、避雷設備等により防護する設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	位置的分散（2項）				地滑り	地滑りを起こすような地形は存在しない。				火山の影響	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	位置的分散（2項）				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">DB設備</th> <th colspan="2">常設SA設備</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境条件</td> <td colspan="2">第12条（安全施設）に基づく設計とする。</td> <td colspan="2">第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。</td> </tr> <tr> <td>地盤</td> <td colspan="2">第3条（設計基準対象施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。</td> <td colspan="2">第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地震</td> <td colspan="2">第4条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td colspan="2">第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波</td> <td colspan="2">第5条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td colspan="2">第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="4">敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">風（台風）</td> <td colspan="2">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">竜巻</td> <td colspan="2">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凍結</td> <td colspan="2">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">降水</td> <td colspan="2">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">積雪</td> <td colspan="2">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">落雷</td> <td colspan="2">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>常設代替交流電源設備は、避雷設備等により防護する設計とする。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td colspan="4">地滑りを起こすような地形は存在しない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火山の影響</td> <td colspan="2">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	DB設備		常設SA設備		屋外	屋内	屋外	屋内	環境条件	第12条（安全施設）に基づく設計とする。		第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。		地盤	第3条（設計基準対象施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。		第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。		地震	第4条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。		第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。		位置的分散（2項）				津波	第5条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。		第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。		位置的分散（2項）				洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。				風（台風）	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	位置的分散（2項）				竜巻	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	位置的分散（2項）				凍結	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	位置的分散（2項）				降水	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	位置的分散（2項）				積雪	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	位置的分散（2項）				落雷	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		常設代替交流電源設備は、避雷設備等により防護する設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	位置的分散（2項）				地滑り	地滑りを起こすような地形は存在しない。				火山の影響	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	位置的分散（2項）				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">DB設備</th> <th colspan="2">常設SA設備</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境条件</td> <td colspan="2">第12条（安全施設）に基づく設計とする。</td> <td colspan="2">第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。</td> </tr> <tr> <td>地盤</td> <td colspan="2">第3条（設計基準対象施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。</td> <td colspan="2">第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地震</td> <td colspan="2">第4条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td colspan="2">第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波</td> <td colspan="2">第5条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td colspan="2">第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="4">敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">風（台風）</td> <td colspan="2">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">竜巻</td> <td colspan="2">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凍結</td> <td colspan="2">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">降水</td> <td colspan="2">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">積雪</td> <td colspan="2">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">落雷</td> <td colspan="2">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>常設代替交流電源設備は、避雷設備等により防護する設計とする。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td colspan="4">地滑りを起こすような地形は存在しない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火山の影響</td> <td colspan="2">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	DB設備		常設SA設備		屋外	屋内	屋外	屋内	環境条件	第12条（安全施設）に基づく設計とする。		第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。		地盤	第3条（設計基準対象施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。		第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。		地震	第4条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。		第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。		位置的分散（2項）				津波	第5条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。		第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。		位置的分散（2項）				洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。				風（台風）	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	位置的分散（2項）				竜巻	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	位置的分散（2項）				凍結	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	位置的分散（2項）				降水	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	位置的分散（2項）				積雪	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	位置的分散（2項）				落雷	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		常設代替交流電源設備は、避雷設備等により防護する設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	位置的分散（2項）				地滑り	地滑りを起こすような地形は存在しない。				火山の影響	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	位置的分散（2項）				
項目		DB設備		常設SA設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	屋外	屋内	屋外	屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
環境条件	第12条（安全施設）に基づく設計とする。		第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
地盤	第3条（設計基準対象施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。		第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
地震	第4条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。		第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
津波	第5条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。		第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
風（台風）	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
竜巻	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
凍結	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
降水	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
積雪	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
落雷	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		常設代替交流電源設備は、避雷設備等により防護する設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
地滑り	地滑りを起こすような地形は存在しない。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
火山の影響	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
項目	DB設備		常設SA設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	屋外	屋内	屋外	屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
環境条件	第12条（安全施設）に基づく設計とする。		第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
地盤	第3条（設計基準対象施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。		第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
地震	第4条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。		第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
津波	第5条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。		第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
風（台風）	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
竜巻	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
凍結	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
降水	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
積雪	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
落雷	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		常設代替交流電源設備は、避雷設備等により防護する設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
地滑り	地滑りを起こすような地形は存在しない。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
火山の影響	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
項目	DB設備		常設SA設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	屋外	屋内	屋外	屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
環境条件	第12条（安全施設）に基づく設計とする。		第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
地盤	第3条（設計基準対象施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。		第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
地震	第4条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。		第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
津波	第5条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。		第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
風（台風）	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
竜巻	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
凍結	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
降水	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
積雪	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
落雷	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		常設代替交流電源設備は、避雷設備等により防護する設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
地滑り	地滑りを起こすような地形は存在しない。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
火山の影響	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由			
項目	内容	原設備		常設SA設備		項目	内容	原設備			常設SA設備		
		屋外	屋内	屋外	屋内			屋外	屋内	屋外	屋内		
自然現象	生物学的事象	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計とする。		ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計とする。		ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	
	高潮	影響を受けない敷地高さに設置する（非常用取水設備は除く）。											
外部火災	森林火災	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、防火帯の内側に設置し、延焼しない設計とする。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、防火帯の内側に設置し、延焼しない設計とする。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	
	爆発・近隣工場等の火災	位置的分散（2項）											
飛来物（航空機落下）	航空機落下	航空機落下耐半評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。		航空機落下耐半評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。		航空機落下耐半評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。		航空機落下耐半評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。	
	位置的分散	位置的分散（2項）											
ダム崩壊	発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。												
有毒ガス	有毒ガス	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	
	位置的分散	位置的分散（2項）											
人為事象	船舶の衝突	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	
	位置的分散	位置的分散（2項）											
電磁的障害	電磁的障害	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	
	位置的分散	位置的分散（2項）											
故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	（屋内の可搬型重大事故防止設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。屋外に保管する可搬型重大事故防止設備は、原子が建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故防止設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する設計とする。）												
漏水	漏水	第9条（漏水による損傷の防止等）に基づき設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。		第9条（漏水による損傷の防止等）に基づき設計とする。		第9条（漏水による損傷の防止等）に基づき設計とする。		想定される漏水水位に対して機能を喪失しない設計とする。		第9条（漏水による損傷の防止等）に基づき設計とする。	
	位置的分散	位置的分散（区画）（2項）											
火災	火災	第8条（火災による損傷の防止）に基づき設計とする。		第41条（火災による損傷の防止）に基づき設計とする。		第8条（火災による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。		第8条（火災による損傷の防止）に基づき設計とする。		第41条（火災による損傷の防止）に基づき設計とする。		第8条（火災による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	
	位置的分散	位置的分散（区画）（2項）											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
		②サポート系										
共通要因	ポンプ等	発電機	弁	パラメータ		共通要因	ポンプ等	発電機	弁	パラメータ		
電源	・電源の多様性 [常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備（⇔非常用交流電源設備）]	—	・電源の多様性 [常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備（⇔非常用交流電源設備）]	・電源の多重性 (A系：計装電源A(区分Ⅰ)) (B系：計装電源B(区分Ⅱ)) ※重大事故等対処設備のみに使用するパラメータは、A系又はB系より給電可能 ・電源の多様性 [常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備（⇔非常用交流電源設備）、可搬型代替直流電源設備（⇔非常用直流電源設備）]	—	電源	・電源の多様性 [常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備（⇔非常用交流電源設備）]	—	・電源の多様性 [常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備（⇔非常用交流電源設備）]	・電源の多重性 [常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備（⇔非常用交流電源設備）、可搬型代替直流電源設備（⇔非常用直流電源設備）]		
燃料油	—	・位置的分散 [ガスタービン発電設備軽油タンク（⇔軽油タンク）]	—	—	—	燃料油	—	・位置的分散 [ディーゼル発電機貯油槽（⇔燃料タンク（SA））]	—	—		
空気	—	—	—	・駆動方式の多様性 [高圧窒素ガスポンプ（⇔アキウムレータ）]	—	空気	—	—	・駆動方式の多様性 [窒素ガスポンプ（⇔前扉用圧縮空気）]	—		
冷却方式	・冷却方式の多様性 [自己冷却（⇔原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。））]	・冷却方式の多様性 [空気冷却（⇔原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。））]	—	・冷却方式の多様性 [原子炉補機代替冷却水系（⇔原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。））]	—	冷却方式	・冷却方式の多様性 [自己冷却（⇔原子炉補機冷却設備）]	・冷却方式の多様性 [自己冷却（⇔原子炉補機冷却設備）]	—	・冷却方式の多様性 [代替補機冷却（⇔原子炉補機冷却設備）]		
水源	・異なる水源 [復水貯蔵タンク、淡水貯水槽（No.1）、淡水貯水槽（No.2）（⇔サブレーションチェーンバ）]	—	—	—	—	水源	・異なる水源 代替給水ビット、原水槽、海（⇔燃料取替用水ビット、補助給水ビット）]	—	—	—		

※括弧内の設備は、多様性の対象となる設計基準対象施設を表す。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				記載箇所の相違 ・泊と女川で、類型化区分に応じた設計方針は同様であるが、記載箇所が以下のとおり相違している。 ・女川が「共通」として記載している設計方針の対象は「屋外」に設置する設備の対象であり、泊では別の「屋外」の設計方針に記載している。 ・女川が屋内及び屋外に記載している「地震、津波」の設計方針は、共通要因故障防止を図る対象設備がある緩和及び防止・緩和以外の設備においても共通する設計方針であり、泊では「共通」に記載している。 ・泊は、対象外に分類する類型化区分について、類型化の対象外であるため設計方針を記載していない。女川においても共通要因の考慮対象がないため、当該設備を頭端及び修復する方針を記載している。
影響評価項目	設計方針	エビデンス	備考	類型化区分	設計方針	関連資料	影響評価項目	設計方針	関連資料	備考		
①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	共通	地震、津波、溢水及び火災に対して常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備と位置的分散を図り、 <u>溢水水位による溢水水位を考慮した高所に設置する。</u>	—	共通	共通	ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。	①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	共通	津結、降水、積雪及び電磁的障害に対して、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。 地震、津波、溢水及び火災に対して常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計とする。 想定される溢水水位に対して機能が喪失しない設計とする。	配置図 系統図	—	—
	a. 屋内	風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス及び電磁的障害に対して屋内の常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置する。	配置図		屋内	Aa		○防止設備－対象（代替対象 DB 設備あり）－屋内地震、津波、溢水及び火災に対しては、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計とする。 風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高潮、飛来物（航空機墜落）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置する。	配置図 系統図			
②サポート系による要因	b. 屋外	風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス及び電磁的障害に対して屋外の常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を位置的分散を図り設置する。 落雷に対して空冷式非常用発電装置は、避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により安全機能が損なわれるおそれのない設計とする。生物学的事象のうち、くらげ等の海洋生物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、多重性を持つ設計とする。高潮に対して常設重大事故防止設備は、津波に包摂されることから影響を受けない。	配置図	常設重大事故防止設備あり	屋外	Ab	○防止設備－対象（代替対象 DB 設備あり）－屋外地震、津波、溢水及び火災に対しては、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計とする。 風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高潮、飛来物（航空機墜落）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、位置的分散を図り設置する。	配置図 系統図	配置図 系統図	—	—	
	共通要因の考慮対象設備なし	対象外	○防止設備－対象外（共通要因の考慮対象設備なし） — （環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災及びサポート系の故障に対して、修復性等を考慮し、可能な限り頑健性を有する設計とする。）	共通	—	○緩和設備又は防止でも緩和でもない設備－対象（同一機能のSA設備あり） 環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災及びサポート系の故障に対して、可能な限りの多様性、位置的分散を図る設計とする。若しくは修復性等を考慮し、可能な限り頑健性を有する設計とする。	配置図 系統図					
②サポート系による要因	サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油及び冷却水を考慮し、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備と異なる駆動源及び冷却源を用いる設計とする。また、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備と可能な限り異なる水源を持つ設計とする。（多様性、独立性）	配置図、系統図	—	②サポート系あり	異なる駆動源、冷却源	Ca	○対象（サポート系あり）－異なる駆動源、冷却源常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と異なる駆動源、冷却源を用いる設計とする。また、水源についても可能な限り異なる水源を用いる設計とする。	系統図 単線結線図	C. サポート系あり	系統図 単線結線図	—	—
				別の手段	Cb	○対象（サポート系あり）－別の手段常設重大事故防止設備は、駆動源、冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、水源についても可能な限り異なる水源を用いる設計とする。						
				サポート系なし	—	○対象外（サポート系なし）						

※ 個別条文中に記載する事項を下波部で示す

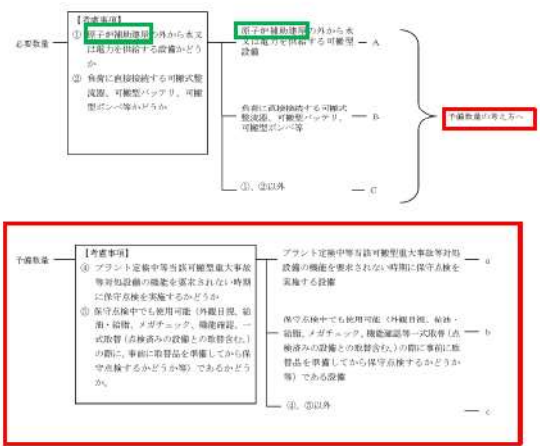
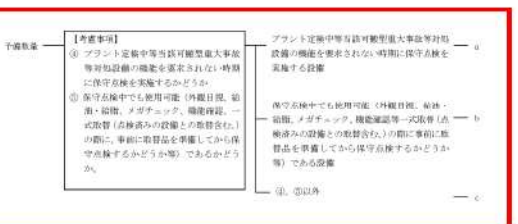

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の容量の適合性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の取束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の取束は、これらの系統の組合せにより達成する。 「容量等」とは、必要となる機器のポンプ流量、タンク容量、発電機容量、蓄電容量及びポンベ容量並びに計装設備の計測範囲とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の容量等は、系統の目的に応じて1セットに必要な容量等を有する設計とする。これを複数セット保有することにより、必要な容量等に加え、十分に余裕のある容量等を有する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち複数の機能を兼用することで、設置の効率化及び被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性のある複数の機能に必要な容量等をあわせた容量等とし、兼用できる設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する電源設備及び注水設備は、必要となる容量等を賄うことができる設備を1基当たり2セット以上持つことに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備のうち、負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンベは、1負荷当たり1セットに、発電所全体で故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを加えた容量等を確保する。</p> <p>ただし、待機要求のない時期に保守点検を実施、又は保守点検が目視点検等であり保守点検中でも使用可能なものについては、保守点検時中は考慮せずに、故障時のバックアップを考慮する。</p> <p>(2) 類型化 a. 考慮事項 (a) 容量 ・想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。 (b) 数量 ・可搬型設備の使用方法を考慮し、バックアップの数量を設計する。</p> <p>考慮事項1 ①原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか ②負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンベかどうか ③①、②以外</p> <p>考慮事項2 考慮事項1において、それぞれの設備が ④プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備が待機要求されない時期に保守点検を実施するかどうか ⑤保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給脂、メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む）の際に事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）であるかどうか ⑥④、⑤以外</p>	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第3項第一号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の容量等の適合性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の取束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の取束は、これらの系統の組合せにより達成する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保することにより、必要な容量等に加え、十分に余裕のある容量等を有する設計とする。</p> <p>なお、「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、伝熱容量、発電機容量、蓄電池容量、ポンベ容量、計測器の計測範囲等とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減を図れるものは、同時に要求される可能性のある複数の機能に必要な容量等を合わせた容量等とし、兼用できる設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要となる容量等を有する設備を1基当たり2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で予備を確保する。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備のうち、負荷に直接接続する高圧窒素ガスポンベ、主蒸気速がし安全弁用可搬型蓄電池等は、必要となる容量等を有する設備を1基当たり1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で予備を確保する。</p> <p>上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量等を有する設備を1基当たり1セットに加え、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 (a) 容量 ・想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。 (b) 数量 ・可搬型設備の使用方法を考慮し、必要数量を設計する。</p> <p>①原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備か、 ②負荷に直接接続する可搬型直流電源設備等か、</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の容量等の適合性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の取束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の取束は、これらの系統の組合せにより達成する。 「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、蓄電池容量、ポンベ容量、計装設備の計測範囲等とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保することにより、必要な容量等に加え、十分に余裕のある容量等を有する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減を図れるものは、同時に要求される可能性のある複数の機能に必要な容量等を合わせた容量等とし、兼用できる設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要となる容量等を有する設備を1基当たり2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で予備を確保する。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備のうち、負荷に直接接続する加圧器速がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ、加圧器速がし弁操作用バッテリー等は、必要となる容量等を有する設備を1負荷当たり1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で予備を確保する。</p> <p>上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量等を有する設備を1基当たり1セットに加え、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</p> <p>(2) 類型化の考え方は以下のとおり。 a. 考慮事項 (a) 容量 ・想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。 (b) 数量 ・可搬型設備の使用方法を考慮し、必要数量を設計する。</p> <p>考慮事項1 ①原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか ②負荷に直接接続する加圧器速がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ、加圧器速がし弁操作用バッテリー等かどうか ③①、②以外</p>	<p>記載位置の相違</p> <p>類型化考慮事項の相違 ・大阪は、可搬型SA設備の予備保有数を保守管理等の内容を考慮した類型化考慮事項として設定している。 ・泊は、大阪と同様の方針を基本とするが、設備個別で予備保有数を設定し、機能期待する期間にわたって必要数を維持する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 類型化</p> <p>(a) 必要容量</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。(類型化なし) <p>(b) 数量</p> <ul style="list-style-type: none"> 配備する必要数量の考え方については以下の「A」～「C」区分に分類し、さらにその予備数量の考え方については以下の「a」～「c」区分に分類し、必要数量と予備数量とをあわせて整理する。 <p>必要数量の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備を「A」とする。 負荷に直接接続する可搬型設備を「B」とする。 ①、②以外を「C」とする。 <p>予備数量の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備が待機要求されない時期に保守点検を実施する設備を「a」とする。 保守点検中でも使用可能(外観目視、給油・給脂、メガチェック、機能確認、一式取替(点検済みの設備との取替含む))の際に事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等)である設備を「b」とする。 ①、②、③いずれにも該当しない設備を「c」とする。 	<p>b. 類型化</p> <p>(a) 容量</p> <ul style="list-style-type: none"> 類型化なし <p>(b) 数量</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備を「A」、負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備を「B」、それ以外を「C」に分類する。 	<p>b. 類型化</p> <p>(a) 容量</p> <ul style="list-style-type: none"> 類型化なし (想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。) <p>(b) 数量</p> <ul style="list-style-type: none"> 配備する必要数量の考え方については以下の「A」～「C」区分に分類し、さらにその予備数量の考え方をあわせて整理する。 <p>必要数量の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備を「A」とする。 負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備を「B」とする。 ①、②以外を「C」とする。 	<p>相違理由</p> <p>類型化考慮事項の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は、可搬型SA設備の予備保有数を保守管理等の内容を考慮した類型化考慮事項として設定している。 泊は、大飯と同様の方針を基本とするが、設備個別で予備保有数を設定し、機能期待する期間にわたって必要数を維持する。

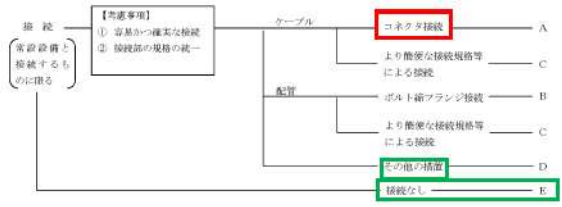
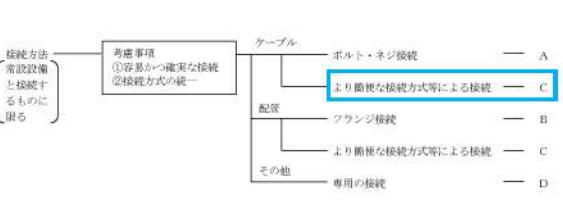

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<p>2. 設計方針について</p> <p>【要求事項：想定される重大事故等の取込に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。】</p> <p>各区分における設計方針について、以下のとおりまとめた。</p> <p>(1) 必要容量</p> <p>システムの目的に応じて必要な容量を有する設計とする。</p> <p>複数の機能を兼用することで、設置の効率化及び被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性のある複数の機能に必要な容量をあわせた容量とし、兼用できる設計とする。</p> <p>(2) 数量</p> <table border="1" data-bbox="89 414 672 718"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象設備</th> <th>設計方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備</td> <td>システムの目的に応じて必要となる容量等の仕度を有するものを3号炉及び4号炉でそれぞれ2セット保有する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等</td> <td>システムの目的に応じて必要となる容量等の仕度を有するものを3号炉及び4号炉でそれぞれ1セット保有する。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>A、B以外</td> <td>システムの目的に応じて必要となる容量等の仕度を有するものを3号炉及び4号炉でそれぞれ1セット保有する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象設備	設計方針	A	原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備	システムの目的に応じて必要となる容量等の仕度を有するものを3号炉及び4号炉でそれぞれ2セット保有する。	B	負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等	システムの目的に応じて必要となる容量等の仕度を有するものを3号炉及び4号炉でそれぞれ1セット保有する。	C	A、B以外	システムの目的に応じて必要となる容量等の仕度を有するものを3号炉及び4号炉でそれぞれ1セット保有する。	<p>2. 設計方針について</p> <p>【要求事項：想定される重大事故等の取込に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。】</p> <p>各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <p>(1) 必要容量</p> <p>システムの目的に応じて必要な容量等を有する設計とする。</p> <p>複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性のある複数の機能に必要な容量等を合わせた容量等とし、兼用可能な設計とする。</p> <p>(2) 数量</p> <table border="1" data-bbox="716 414 1299 718"> <thead> <tr> <th>類型化区分</th> <th>設計方針</th> <th>対象設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>必要となる容量等を有する設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で1台以上確保する。</td> <td>・大容量送水ポンプ（タイプ1） ・電源車 ・熱交換器ユニット</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>必要となる容量等を有する設備を1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で1台以上確保する。</td> <td>・高圧窒素ガスボンベ ・主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>必要となる容量等を有する設備を1セット確保することに加え、プラントの安全性を向上させる観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</td> <td>・その他設備</td> </tr> </tbody> </table>	類型化区分	設計方針	対象設備	A	必要となる容量等を有する設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で1台以上確保する。	・大容量送水ポンプ（タイプ1） ・電源車 ・熱交換器ユニット	B	必要となる容量等を有する設備を1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で1台以上確保する。	・高圧窒素ガスボンベ ・主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池	C	必要となる容量等を有する設備を1セット確保することに加え、プラントの安全性を向上させる観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。	・その他設備	<p>2. 設計方針について</p> <p>【要求事項：想定される重大事故等の取込に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。】</p> <p>各区分における設計方針について、以下のとおりまとめた。</p> <p>(1) 必要容量</p> <p>システムの目的に応じて1セットで必要な容量等を有する設計とする。</p> <p>複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性のある複数の機能に必要な容量等を合わせた容量等とし、兼用可能な設計とする。</p> <p>(2) 数量</p> <table border="1" data-bbox="1344 414 1926 718"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象設備</th> <th>設計方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備</td> <td>必要となる容量等を有する設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で1台以上確保する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備</td> <td>必要となる容量等を有する設備を1セットに、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で1台以上確保する。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>A、B以外</td> <td>必要となる容量等を有する設備を1セットに加え、プラントの安全性を向上させる観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象設備	設計方針	A	原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備	必要となる容量等を有する設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で1台以上確保する。	B	負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備	必要となる容量等を有する設備を1セットに、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で1台以上確保する。	C	A、B以外	必要となる容量等を有する設備を1セットに加え、プラントの安全性を向上させる観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。	
区分	対象設備	設計方針																																					
A	原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備	システムの目的に応じて必要となる容量等の仕度を有するものを3号炉及び4号炉でそれぞれ2セット保有する。																																					
B	負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等	システムの目的に応じて必要となる容量等の仕度を有するものを3号炉及び4号炉でそれぞれ1セット保有する。																																					
C	A、B以外	システムの目的に応じて必要となる容量等の仕度を有するものを3号炉及び4号炉でそれぞれ1セット保有する。																																					
類型化区分	設計方針	対象設備																																					
A	必要となる容量等を有する設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で1台以上確保する。	・大容量送水ポンプ（タイプ1） ・電源車 ・熱交換器ユニット																																					
B	必要となる容量等を有する設備を1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で1台以上確保する。	・高圧窒素ガスボンベ ・主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池																																					
C	必要となる容量等を有する設備を1セット確保することに加え、プラントの安全性を向上させる観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。	・その他設備																																					
区分	対象設備	設計方針																																					
A	原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備	必要となる容量等を有する設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で1台以上確保する。																																					
B	負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備	必要となる容量等を有する設備を1セットに、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で1台以上確保する。																																					
C	A、B以外	必要となる容量等を有する設備を1セットに加え、プラントの安全性を向上させる観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。																																					
<table border="1" data-bbox="89 750 672 1165"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象設備</th> <th>設計方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備</td> <td>機能要求の無い時期に保守点検を実施するため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個を保管し、その予備は共有できる設計とする。</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給脂、メガチェック、機能確認等）である設備</td> <td>保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個を保管し、その予備は共有できる設計とする。</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>a、b以外</td> <td>故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用の2個を保管し、その予備は共有できる設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">設計方針の相違</p>	区分	対象設備	設計方針	a	プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備	機能要求の無い時期に保守点検を実施するため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個を保管し、その予備は共有できる設計とする。	b	保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給脂、メガチェック、機能確認等）である設備	保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個を保管し、その予備は共有できる設計とする。	c	a、b以外	故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用の2個を保管し、その予備は共有できる設計とする。		<p>計装設備の計測範囲については、重大事故等時に想定される設計基準を超える状態において原子炉施設の状態を推定できるよう計測できる設計とすることで、容量等を有する設計とする。</p> <p>○容量等 「容量等」とは、必要となるポンプ流量、タンク容量、発電機容量、蓄電池容量、ポンプ容量、計装設備の計測範囲等とする。</p>	<p>記載方針の相違（女川） ・泊は、計装設備の容量等の設計方針についても記載した。</p>																								
区分	対象設備	設計方針																																					
a	プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備	機能要求の無い時期に保守点検を実施するため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個を保管し、その予備は共有できる設計とする。																																					
b	保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給脂、メガチェック、機能確認等）である設備	保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個を保管し、その予備は共有できる設計とする。																																					
c	a、b以外	故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用の2個を保管し、その予備は共有できる設計とする。																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続できるように、ケーブルは種別によって規格の統一を考慮したコネクタ又はより簡便な接続規格等を、配管は配管径や内部流体の圧力によって、高圧環境においてはフランジを、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続規格等を用いる設計とする。</p> <p>また、原子炉施設が相互に使用することができるように3号炉及び4号炉とも同一規格又は同一形状とするともに同一ポンプを接続する配管は同口径のフランジ接続とする等、複数の系統での規格の統一も考慮する。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・容易かつ確実に接続する。</p> <p>・相互に使用することができるように3号炉及び4号炉との同一形状とする。</p> <p>b. 類型化 ・内部流体等（水、空気、油、電気）に応じて各々適切な接続形態を採用しており、その接続形態に応じた区分の類型化を実施した。</p> 	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第3項第二号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続できるように、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式等を用い、配管は配管径や内部流体の圧力によって、大口径配管又は高圧環境においてはフランジを用い、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続方式等を用いる設計とする。</p> <p>高圧窒素ガスポンプ、空気ポンプ、タンクローリ等については、各々専用の接続方式を用いる。また、同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式の統一も考慮する。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・容易かつ確実に接続できる設計とする。</p> <p>・複数の系統で相互に使用することが可能なように接続方式の統一も考慮した設計とする。</p> <p>b. 類型化 ・内部流体等（水、空気、油、電気）に応じて各々適切な接続方式を採用しており、その接続形態に応じた区分に類型化する。</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続できるように、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式等を用い、配管は配管径や内部流体の圧力によって、大口径配管又は高圧環境においてはフランジを用い、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続方式等を用いる設計とする。</p> <p>可搬型窒素ガスポンプ、可搬型タンクローリ等については、各々専用の接続方式を用いる。また、同一ポンプを接続する配管のうち、当該ポンプを同容量かつ同揚程で使用する系統では口径を統一する等、複数の系統での接続方式の統一も考慮する。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・容易かつ確実に接続できる設計とする。</p> <p>・接続部の接続方式の統一も考慮した設計とする。</p> <p>b. 類型化 ・内部流体等（水、空気、油、電気）に応じて各々適切な接続方式を採用しており、その接続形態に応じた区分に類型化する。</p> 	<p>相違理由</p> <p>類型化の相違（大飯） ・大飯は、可搬型電源車の供給ケーブルの接続を接続が容易なコネクタを採用している。 ・泊は、電源車ケーブルの接続方法として一般的かつ頑丈な構造の羽子板を採用し、長期SB時にも市中からの電源車応援に対応できるよう設計している。</p> <p>類型化付番の相違 ・泊と女川で、容易かつ確実な接続のための設計方針は同一であるが、ケーブル類型化付番が相違している。 泊は、母線供給のための接続（ボルト・ネジ接続）と通信・計装・設備負荷の接続とに分類し、専用接続と表記し、専用接続と同じケーブルとして記している。 ・女川・大飯は、ケーブル・配管の主とする接続方法とそれ以外（簡便な接続）としてケーブル記している。 ・類型化付番は異なるが、分類する考え方は同じである。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
区分	設計方針	エビデンス	備考	区分	設計方針	関連資料	備考	区分	設計方針	関連資料	備考	
2. 設計方針について 【要求事項：常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。】 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				2. 設計方針について 【要求事項：常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。】 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				2. 設計方針について 【要求事項：常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。】 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				類型化の相違（大飯） ・大飯は、可搬型電源車の供給ケーブルの接続を接続が容易なコネクタを採用し、「コネクタ接続」に分類している。 ・女川は、電源車ケーブルを簡便な接続として分類している。 ・泊は、電源車ケーブルの接続方法として一般的なかつ頑丈な構造の羽子板を採用し、長期SD時にも市中からの電源車応援に対応できるよう設計している。 ・同一接続方式を採用する場合、いずれの類型化分類であっても確実かつ容易な接続が実施可能である。
A	【コネクタ接続】 ケーブルは種別によって規格の統一を考慮したコネクタを用いる設計とする。 また、原子炉施設が相互に使用できるように3号炉及び4号炉とも同一規格又は同一形状とするとともに、複数の系統での規格の統一も考慮する。	系統図 (写真)		A	ケーブルは、ボルト・ネジ接続等を用い、容易かつ確実に接続できる設計とする。	配置図 接続図 (写真)	・主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池 ・可搬型計測器等	A	【端子のボルトネジによる接続】 ケーブルは、種別によって規格の統一を考慮したボルトネジ接続等を用い、容易かつ確実に接続できるとともに外部支保の受け入れが容易な設計とする。	配置図 接続図 (写真)	・可搬型代替電源車 ・可搬型加圧器逃がし弁操作バッテリー等	
B	【ボルト締フランジ接続】 配管は配管径や内部流体の圧力によって、高圧環境においてはフランジを用いる設計とする。 また、原子炉施設が相互に使用できるように3号炉及び4号炉とも同一規格又は同一形状とするとともに同一ポンプを接続する配管は同口径のフランジ接続とする等、複数の系統での規格の統一も考慮する。	系統図 (写真)	同一ポンプを接続する配管は同口径のフランジ接続とする。	B	配管は、大口径又は高圧の系統においては、フランジ接続により容易かつ確実に接続できる設計とする。	配置図 接続図 (写真)	・大容量送水ポンプ（タイプ1）等	B	【ボルト締フランジ接続】 配管は配管径や内部流体の圧力によって、大口径配管又は高圧環境においてはフランジを用い、容易かつ確実に接続できる設計とする。 また、同一ポンプを接続する配管のうち、当該ポンプを同容量かつ同揚程で使用する系統では口径を統一する等、複数の系統での接続方式の統一も考慮する。	配置図 接続図 (写真)	・可搬型大容量海水送水ポンプ車（自主対策手順）等	
C	【より簡便な接続規格等による接続】 ケーブルは種別によってより簡便な接続規格等を用いる設計とする。 配管は配管径や内部流体の圧力によって、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続規格等を用いる設計とする。 また、原子炉施設が相互に使用できるように3号炉及び4号炉とも同一規格又は同一形状とするとともに同一ポンプを接続する配管は同口径のフランジ接続とする等、複数の系統での規格の統一も考慮する。	系統図 (写真)	「より簡便な接続規格等」とは「カブラ接続」「圧縮筒子接続」等のことをいう。	C	ケーブルは、より簡便な接続方式としてコネクタ接続を用い、容易かつ確実に接続できる設計とする。 配管は、小口径かつ低圧の系統は、簡便な接続方式としてはめ合い構造を用い、容易かつ確実に接続できる設計とする。 同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式の統一を図った設計とする。	配置図 接続図 (写真)	・電源車 ・大容量送水ポンプ（タイプ1） ・熱交換器ユニット等	C	【より簡便な接続規格等による接続】 配管は配管径や内部流体の圧力によって、小口径配管かつ低圧環境においては簡便な接続方式としてはめ合い構造を用い、容易かつ確実に接続できる設計とする。 また、同一ポンプを接続する配管のうち、当該ポンプを同容量かつ同揚程で使用する系統では口径を統一する等、複数の系統での接続方式の統一も考慮する。	配置図 接続図 (写真)	・可搬型大型送水ポンプ車等	
D	【その他適切な措置】 上記以外の接続方法については、個別に設計するが、3号炉及び4号炉とも同一規格又は同一形状とする。	系統図 (写真)		D	上記以外の接続方法については、個別に設計する。	配置図 接続図 (写真)	・高圧窒素ガスポンプ ・空気ポンプ ・タンクローリー等	D	【専用の接続】 燃料油配管、計装設備とその電線及び付属配管、通信設備並びに緊急時対策用の各設備は、各々専用の接続方法を用い、容易かつ確実に接続できる設計とする。	配置図 接続図 (写真)	・可搬型窒素ガスポンプ ・可搬型タンクローリー等	
E	常設設備と接続しない設計とする。	系統図		※ 個別条文中に記載する事項を下波部で示す								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備



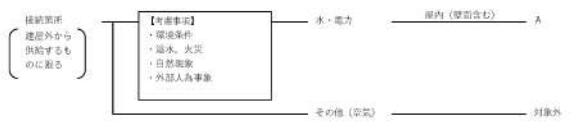
大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所 の確保について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、異なる複数の接続箇所の確保を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備と、常設設備との接続口は、共通要因によって、接続することができなくなることを防止するため、建屋の異なる面の隣接しない位置に、適切な離隔距離をもって複数箇所設置する。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を考慮する。</p> <p>自然現象については、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮及び森林火災を考慮する。</p> <p>地震及び津波以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び火山の影響による荷重の組合せを考慮する。</p> <p>地震及び津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮する。</p> <p>外部人為事象については、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート等の施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びびい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム及び重大事故等時の高放射線を考慮する。なお、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備にて考慮する。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、屋内若しくは建屋面に設置する場合は、又は屋内及び屋外にそれぞれ設置する場合は、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所、屋外に設置する場合は、接続口から建屋又は地中の配管トンネルまでの経路を含めて十分な離隔距離を確保した位置に複数箇所設置する。</p> <p>重大事故等時の環境条件における健全性については「1.3.3 環境条件等」に記載する。風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪及び火山の影響並びに電磁波障害に対しては、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震及び地滑りに対しては屋内又は建屋面に設置する場合は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づく地盤上に、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置する。屋内及び屋外にそれぞれ設置する場合は、屋外側は地震により生ずる敷地下斜面の滑り、液状化及び噴き入り込みによる不等沈下、地盤支持力の不足並びに地下構造物の損壊等の影響を受けない位置に設置するとともに、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置する。</p>	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第3項第3号 異なる複数の接続箇所 の確保について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、異なる複数の接続箇所の確保を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水及び火災を考慮する。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>自然現象の組合せについては、地震、津波、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、接続口は、建屋内及び建屋面の適切に離隔した隣接しない位置に複数箇所設置する。</p> <p>重大事故等時の環境条件における健全性については「重大事故等時の環境条件における健全性について」に記載する。風（台風）、凍結、降水、積雪及び電磁的障害に対しては、環境条件にて考慮し、機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震に対しては接続口は、「原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」に基づく地盤上の建屋内又は建屋面に複数箇所設置する。</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所 の確保について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、異なる複数の接続箇所の確保を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備との接続口は、共通要因によって、接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水及び火災を考慮する。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>自然現象の組合せについては、地震、津波、風（台風）、積雪及び火山の影響による荷重の組合せを考慮する。</p> <p>地震、津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮する。</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</p> <p>重大事故等時の環境条件における健全性については「重大事故等時の環境条件における健全性について」に記載する。風（台風）、凍結、降水、積雪及び電磁的障害に対しては、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震及び地滑りに対しては接続口は、「原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」に基づく地盤上の建屋内又は建屋面に複数箇所設置する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>屋外に設置する場合は、地震により生ずる敷地下斜面の滑り、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足並びに地下構造物の損壊等の影響を受けない位置に設置するとともに、接続口から建屋又は地中の配管トンネルまでの経路を含めて十分な離隔距離を確保した位置に複数箇所設置する。</p> <p>地震、津波、溢水及び火災に対しては、「1.1.2 耐震設計の基本方針」、「1.1.3 津波による損傷の防止」及び「1.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とし、溢水量による溢水水位を考慮した高所に設置する。屋内若しくは建屋面に設置する場合、又は屋内及び屋外にそれぞれ設置する場合は、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置する。屋外に設置する場合は、接続口から建屋又は地中の配管トンネルまでの経路を含めて十分な離隔距離を確保した位置に複数箇所設置する。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び内れい煙等の二次的影響）、有毒ガス及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して屋内若しくは建屋面に設置する場合、又は屋内及び屋外にそれぞれ設置する場合は、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置する。</p> <p>屋外に設置する場合は、接続口から建屋又は地中の配管トンネルまでの経路を含めて十分な離隔距離を確保した位置に複数箇所設置する。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に設置する場合は、開口部の閉止により安全機能が損なわれるおそれのない設計とする。</p> <p>高潮に対して接続口は、津波に包絡されることから影響を受けない。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート等の施設の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地配置より設計上考慮する必要はない。</p> <p>電磁的障害に対しては、計測制御回路がないことから影響を受けない。</p> <p>また、複数の機能で一つの接続口を同時に使用しない設計とする。大容量ポンプを用いた海水供給については、3号炉及び4号炉同時供給時においても、それぞれ独立した接続口、ホースにて供給できる設計とする。</p>	<p>地震、津波及び火災に対しては、「重大事故等対処設備について 2.1.2 耐震設計の基本方針」、「重大事故等対処設備について 2.1.3 津波による損傷の防止」及び「重大事故等対処設備について 2.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、飛来物（航空機墜落）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、接続口は、建屋内及び建屋面の適切に離隔した隣接しない位置に複数箇所設置する。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して、屋外に設置する場合は、開口部の閉止により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。</p> <p>高潮に対して接続口は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</p> <p>なお、洪水、地滑り及びダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。</p> <p>同時に使用する可能性がある場合は、合計の容量を確保し、状況に応じて、それぞれの系統に必要な容量を同時に供給できる設計とする。</p>	<p>地震、津波及び火災に対しては、「重大事故等対処設備について 2.1.2 耐震設計の基本方針」、「重大事故等対処設備について 2.1.3 津波による損傷の防止」及び「重大事故等対処設備について 2.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に設置する場合は、開口部の閉止により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。</p> <p>高潮に対して接続口は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、ダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>電磁的障害に対して接続口は、計測制御回路がないことから影響を受けない。</p> <p>また、一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊及び大阪で設置する接続口は、交流給電又は直流給電、送水のための接続口であり、電磁波による悪影響を受けやすい制御系ケーブルの接続口は設けていないことから、影響を受けないと記載した。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、有効性評価/技術的能力の手順において、一つの接続口を同時に使用することはないが、複数の機能で使用する場合にはそれぞれの機能に必要な容量が確保できることを設計方針とした。（柏崎刈羽と同様）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線による影響因子 溢水、火災 自然現象のうち地震、津波、風（台風）、竜巻、落雷及び生物学的事象 外部人為事象のうち故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補助建屋の外からの可搬型重大事故等対処設備接続対象として、炉心冷却及び格納容器冷却機能、使用済燃料ピットの補給又は格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却に必要な水又は電力と、その他（空気）で分類し、水又は電力の接続場所に応じて屋内（壁面含む）のみの場合と屋外及び屋外それぞれに設置の場合に分類した。  <p>2. 設計方針について</p> <p>【要求事項：常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。】</p> <p>(1) 各考慮事項に対する設計方針は別紙のとおり。</p>	<p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境条件 ②自然現象 ③人為事象 ④溢水 ⑤火災 ⑥容量 <p>記載順の相違</p> <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備の接続対象として、原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものを「A」と分類し、その他設備を対象外と分類。 <p>・複数の機能で一つの接続口を使用する設備については「a」、その他を「b」と分類。</p>  <p>2. 設計方針について</p> <p>【要求事項：常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。】</p> <p>(1) 各考慮事項に対する設計方針は、以下の表にまとめた。</p>	<p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境条件 溢水、火災 自然現象のうち地震、津波、風（台風）、竜巻、落雷及び生物学的事象 外部人為事象のうち故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備の接続対象として、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給するものと、その他（空気）を供給するもので分類し、水又は電力の接続場所は屋内（壁面含む）に分類した。  <p>2. 設計方針について</p> <p>【要求事項：常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。】</p> <p>(1) 各考慮事項に対する設計方針は、以下の表にまとめた。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="712 161 831 204">項目</th> <th colspan="2" data-bbox="831 161 1317 181">可搬型 SA 設備と常設 SA 設備の接続口</th> </tr> <tr> <td data-bbox="712 181 831 204"></td> <th data-bbox="831 181 1061 204">建屋面</th> <th data-bbox="1061 181 1317 204">建屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="712 204 831 256">環境条件</td> <td colspan="2" data-bbox="831 204 1317 225">第 43 条第 1 項第 1 号の環境条件として健全性を確認している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 225 831 256"></td> <td colspan="2" data-bbox="831 225 1317 256">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 256 831 284">地盤</td> <td colspan="2" data-bbox="831 256 1317 284">第 38 条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 284 831 311">地震</td> <td colspan="2" data-bbox="831 284 1317 311">第 39 条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 311 831 338">津波</td> <td colspan="2" data-bbox="831 311 1317 338">第 40 条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 338 831 391">洪水</td> <td colspan="2" data-bbox="831 338 1317 391">敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 391 831 497">風（台風）</td> <td data-bbox="831 391 1061 466">接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。</td> <td data-bbox="1061 391 1317 466">第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 497 831 526"></td> <td colspan="2" data-bbox="831 497 1317 526">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 526 831 633">竜巻</td> <td data-bbox="831 526 1061 601">接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。</td> <td data-bbox="1061 526 1317 601">第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 633 831 662"></td> <td colspan="2" data-bbox="831 633 1317 662">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 662 831 753">凍結</td> <td data-bbox="831 662 1061 737">接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。また、凍結に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。</td> <td data-bbox="1061 662 1317 737">第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 753 831 782"></td> <td colspan="2" data-bbox="831 753 1317 782">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 782 831 873">降水</td> <td data-bbox="831 782 1061 857">接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。また、降水による浸水に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。</td> <td data-bbox="1061 782 1317 857">第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 873 831 901"></td> <td colspan="2" data-bbox="831 873 1317 901">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 901 831 992">積雪</td> <td data-bbox="831 901 1061 976">接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。また、積雪に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。</td> <td data-bbox="1061 901 1317 976">第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 992 831 1021"></td> <td colspan="2" data-bbox="831 992 1317 1021">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 1021 831 1112">落雷</td> <td data-bbox="831 1021 1061 1096">接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。</td> <td data-bbox="1061 1021 1317 1096">第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 1112 831 1141"></td> <td colspan="2" data-bbox="831 1112 1317 1141">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 1141 831 1169">地滑り</td> <td colspan="2" data-bbox="831 1141 1317 1169">地滑りを起こすような地形は存在しない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 1169 831 1260">火山の影響</td> <td data-bbox="831 1169 1061 1244">接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。また、降下火砕物に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。</td> <td data-bbox="1061 1169 1317 1244">第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 1260 831 1289"></td> <td colspan="2" data-bbox="831 1260 1317 1289">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	可搬型 SA 設備と常設 SA 設備の接続口			建屋面	建屋内	環境条件	第 43 条第 1 項第 1 号の環境条件として健全性を確認している。			位置的分散（複数箇所）		地盤	第 38 条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。		地震	第 39 条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。		津波	第 40 条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。		洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。		風（台風）	接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。		位置的分散（複数箇所）		竜巻	接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。		位置的分散（複数箇所）		凍結	接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。また、凍結に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。		位置的分散（複数箇所）		降水	接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。また、降水による浸水に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。		位置的分散（複数箇所）		積雪	接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。また、積雪に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。		位置的分散（複数箇所）		落雷	接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。		位置的分散（複数箇所）		地滑り	地滑りを起こすような地形は存在しない		火山の影響	接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。また、降下火砕物に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。		位置的分散（複数箇所）		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1344 161 1462 204">項目</th> <th colspan="2" data-bbox="1462 161 1948 181">可搬型 SA 設備と常設 SA 設備の接続口</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 181 1462 204"></td> <th data-bbox="1462 181 1693 204">建屋面</th> <th data-bbox="1693 181 1948 204">建屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1344 204 1462 256">環境条件</td> <td colspan="2" data-bbox="1462 204 1948 225">第 43 条第 1 項第 1 号の環境条件として健全性を確認している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 256 1462 284">地盤</td> <td colspan="2" data-bbox="1462 256 1948 284">第 38 条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 284 1462 311">地震</td> <td colspan="2" data-bbox="1462 284 1948 311">第 39 条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 311 1462 338">津波</td> <td colspan="2" data-bbox="1462 311 1948 338">第 40 条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 338 1462 391">洪水</td> <td colspan="2" data-bbox="1462 338 1948 391">敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 391 1462 497">風（台風）</td> <td data-bbox="1462 391 1693 466">接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> <td data-bbox="1693 391 1948 466">第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 497 1462 526"></td> <td colspan="2" data-bbox="1462 497 1948 526">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 526 1462 633">竜巻</td> <td data-bbox="1462 526 1693 601">接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> <td data-bbox="1693 526 1948 601">第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 633 1462 662"></td> <td colspan="2" data-bbox="1462 633 1948 662">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 662 1462 753">凍結</td> <td data-bbox="1462 662 1693 737">接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。また、凍結に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。</td> <td data-bbox="1693 662 1948 737">第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 753 1462 782"></td> <td colspan="2" data-bbox="1462 753 1948 782">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 782 1462 873">降水</td> <td data-bbox="1462 782 1693 857">接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。また、降水による浸水に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。</td> <td data-bbox="1693 782 1948 857">第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 873 1462 901"></td> <td colspan="2" data-bbox="1462 873 1948 901">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 901 1462 992">積雪</td> <td data-bbox="1462 901 1693 976">接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。また、積雪に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。</td> <td data-bbox="1693 901 1948 976">第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 992 1462 1021"></td> <td colspan="2" data-bbox="1462 992 1948 1021">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 1021 1462 1112">落雷</td> <td data-bbox="1462 1021 1693 1096">接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> <td data-bbox="1693 1021 1948 1096">第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 1112 1462 1141"></td> <td colspan="2" data-bbox="1462 1112 1948 1141">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 1141 1462 1169">地滑り</td> <td colspan="2" data-bbox="1462 1141 1948 1169">接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 1169 1462 1260">火山の影響</td> <td data-bbox="1462 1169 1693 1244">接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。また、降下火砕物に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。</td> <td data-bbox="1693 1169 1948 1244">第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 1260 1462 1289"></td> <td colspan="2" data-bbox="1462 1260 1948 1289">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	可搬型 SA 設備と常設 SA 設備の接続口			建屋面	建屋内	環境条件	第 43 条第 1 項第 1 号の環境条件として健全性を確認している。		地盤	第 38 条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。		地震	第 39 条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。		津波	第 40 条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。		洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。		風（台風）	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。		位置的分散（複数箇所）		竜巻	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。		位置的分散（複数箇所）		凍結	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。また、凍結に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。		位置的分散（複数箇所）		降水	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。また、降水による浸水に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。		位置的分散（複数箇所）		積雪	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。また、積雪に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。		位置的分散（複数箇所）		落雷	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。		位置的分散（複数箇所）		地滑り	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。		火山の影響	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。また、降下火砕物に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。		位置的分散（複数箇所）		
項目	可搬型 SA 設備と常設 SA 設備の接続口																																																																																																																																									
	建屋面	建屋内																																																																																																																																								
環境条件	第 43 条第 1 項第 1 号の環境条件として健全性を確認している。																																																																																																																																									
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																									
地盤	第 38 条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。																																																																																																																																									
地震	第 39 条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																									
津波	第 40 条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																									
洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。																																																																																																																																									
風（台風）	接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																																								
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																									
竜巻	接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																																								
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																									
凍結	接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。また、凍結に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																																								
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																									
降水	接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。また、降水による浸水に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																																								
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																									
積雪	接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。また、積雪に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																																								
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																									
落雷	接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																																								
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																									
地滑り	地滑りを起こすような地形は存在しない																																																																																																																																									
火山の影響	接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。また、降下火砕物に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																																								
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																									
項目	可搬型 SA 設備と常設 SA 設備の接続口																																																																																																																																									
	建屋面	建屋内																																																																																																																																								
環境条件	第 43 条第 1 項第 1 号の環境条件として健全性を確認している。																																																																																																																																									
地盤	第 38 条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。																																																																																																																																									
地震	第 39 条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																									
津波	第 40 条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																									
洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。																																																																																																																																									
風（台風）	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																																								
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																									
竜巻	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																																								
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																									
凍結	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。また、凍結に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																																								
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																									
降水	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。また、降水による浸水に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																																								
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																									
積雪	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。また、積雪に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																																								
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																									
落雷	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																																								
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																									
地滑り	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																																									
火山の影響	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。また、降下火砕物に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																																								
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">可搬型SA設備と常設SA設備の接続口</th> </tr> <tr> <th>建屋面</th> <th>建屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生物学的事象</td> <td>開口部の閉止により機能が損なわれるおそれのない設計とする。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td colspan="2">高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外部火災</td> <td>森林火災</td> <td>接続口は、防火帯の内側の適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td>爆発 近隣工場等の火災</td> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">飛来物（航空機落下）</td> <td>接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td>ダムの崩壊</td> <td colspan="2">発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有毒ガス</td> <td>接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">船舶の衝突</td> <td>接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電磁的障害</td> <td>接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。また、電磁波に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム</td> <td>接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">溢水</td> <td>溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火災</td> <td>第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	可搬型SA設備と常設SA設備の接続口		建屋面	建屋内	生物学的事象	開口部の閉止により機能が損なわれるおそれのない設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。	位置的分散（複数箇所）		高潮	高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。		外部火災	森林火災	接続口は、防火帯の内側の適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。	爆発 近隣工場等の火災	位置的分散（複数箇所）		飛来物（航空機落下）	接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。	位置的分散（複数箇所）		ダムの崩壊	発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。		有毒ガス	接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。	位置的分散（複数箇所）		船舶の衝突	接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。	位置的分散（複数箇所）		電磁的障害	接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。また、電磁波に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。	位置的分散（複数箇所）		故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。		位置的分散（複数箇所）		溢水	溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。		位置的分散（複数箇所）		火災	第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。		位置的分散（複数箇所）		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">可搬型SA設備と常設SA設備の接続口</th> </tr> <tr> <th>建屋面</th> <th>建屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生物学的事象</td> <td>開口部の閉止により機能が損なわれるおそれのない設計とする。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td colspan="2">高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外部火災</td> <td>森林火災</td> <td>接続口は、防火帯の内側の建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td>爆発 近隣工場等の火災</td> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">飛来物（航空機落下）</td> <td>航空機落下確率評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。</td> <td>航空機落下確率評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td>ダムの崩壊</td> <td colspan="2">発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有毒ガス</td> <td>接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">船舶の衝突</td> <td>接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電磁的障害</td> <td>接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。また、電磁波に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。なお、接続口は、計測制御回路がないことから影響を受けない。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム</td> <td>接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">溢水</td> <td>溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火災</td> <td>第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	可搬型SA設備と常設SA設備の接続口		建屋面	建屋内	生物学的事象	開口部の閉止により機能が損なわれるおそれのない設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。	位置的分散（複数箇所）		高潮	高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。		外部火災	森林火災	接続口は、防火帯の内側の建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。	爆発 近隣工場等の火災	位置的分散（複数箇所）		飛来物（航空機落下）	航空機落下確率評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。	航空機落下確率評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。	位置的分散（複数箇所）		ダムの崩壊	発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。		有毒ガス	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。	位置的分散（複数箇所）		船舶の衝突	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。	位置的分散（複数箇所）		電磁的障害	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。また、電磁波に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。なお、接続口は、計測制御回路がないことから影響を受けない。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。	位置的分散（複数箇所）		故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。		位置的分散（複数箇所）		溢水	溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。		位置的分散（複数箇所）		火災	第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。		位置的分散（複数箇所）		
項目	可搬型SA設備と常設SA設備の接続口																																																																																																																						
	建屋面	建屋内																																																																																																																					
生物学的事象	開口部の閉止により機能が損なわれるおそれのない設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																					
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																						
高潮	高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。																																																																																																																						
外部火災	森林火災	接続口は、防火帯の内側の適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																				
	爆発 近隣工場等の火災	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																					
飛来物（航空機落下）	接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																					
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																						
ダムの崩壊	発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。																																																																																																																						
有毒ガス	接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																					
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																						
船舶の衝突	接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																					
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																						
電磁的障害	接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。また、電磁波に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																					
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																						
故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	接続口は、適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。																																																																																																																						
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																						
溢水	溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。																																																																																																																						
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																						
火災	第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																						
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																						
項目	可搬型SA設備と常設SA設備の接続口																																																																																																																						
	建屋面	建屋内																																																																																																																					
生物学的事象	開口部の閉止により機能が損なわれるおそれのない設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																					
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																						
高潮	高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。																																																																																																																						
外部火災	森林火災	接続口は、防火帯の内側の建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																				
	爆発 近隣工場等の火災	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																					
飛来物（航空機落下）	航空機落下確率評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。	航空機落下確率評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。																																																																																																																					
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																						
ダムの崩壊	発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。																																																																																																																						
有毒ガス	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																					
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																						
船舶の衝突	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																					
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																						
電磁的障害	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。また、電磁波に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。なお、接続口は、計測制御回路がないことから影響を受けない。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に隔離した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																					
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																						
故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所を設置する。																																																																																																																						
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																						
溢水	溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。																																																																																																																						
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																						
火災	第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																						
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

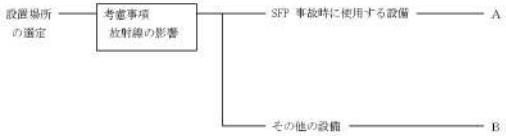
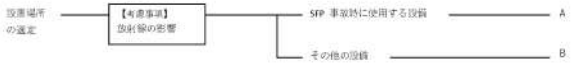
43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				(2)各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				
区分	設計方針	エビデンス	備考	類型化区分	設計方針	関連資料	区分	設計方針	関連資料	備考		
A	屋内又は建屋面に設置する場合は、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置する。	配置図		Aa	可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備と常設設備との接続口は、環境条件、自然現象、人為事象、溢水及び火災の影響による共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所を設置する。 また、一つの接続口で、複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保可能な接続口を設ける。	接続図	A	可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備との接続口は、環境条件、自然現象、人為事象、溢水及び火災の影響による共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所を設置する。 また、一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	接続図			
B	屋内及び屋外にそれぞれ設置する場合は異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所、屋外に設置する場合は、接続口から建屋又は地中の配管トンネルまでの経路を含めて十分な離隔距離を確保した位置に複数箇所設置する。	配置図		Ab	可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備と常設設備との接続口は、環境条件、自然現象、人為事象、溢水及び火災の影響による共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所を設置する。	接続図	対象外	原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水及び電力を供給する設備ではなく、接続箇所に対する設計上の考慮は行わない。	—			
C	原子炉補助建屋の外から水及び電力を供給する設備ではなく、接続箇所に対する設計上の考慮は行わない。	配置図		対象外	—	—	対象外	原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水及び電力を供給する設備ではなく、接続箇所に対する設計上の考慮は行わない。	—			
D	原子炉補助建屋の外から水及び電力を供給する設備ではなく、接続箇所に対する設計上の考慮は行わない。	配置図										

※ 個別条文に記載する事項を下部で示す

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																															
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の設置場所を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置、及び常設設備との接続に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定するが、放射線量が高くなるおそれがある場合は、追加の遮蔽の設置により、当該設備の設置、及び常設設備との接続が可能な設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・放射線の影響 b. 類型化 ・使用済燃料ピット事故時には遮蔽としてのSFP水量が減少していくことから、使用済燃料ピット事故時に使用する設備については、「A」として分類。 ・上記以外の設備については、作業に対する放射線の影響で分類でき、「B」とする。</p>  <p>2. 設計方針について 【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。】</p> <p>各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <table border="1" data-bbox="89 1021 683 1372"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>エビデンス</th> <th>パターン</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A SFP</td> <td>設備の設置及び接続場所は、放射線の影響を想定した環境条件においても、SFP水による遮蔽や線源からの距離により、設置場所が操作可能となるように、放射線量の低い場所を選定して設置する。</td> <td>配置図</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B SFP以外</td> <td>設備の設置及び接続場所は、放射線の影響を想定した環境条件においても、線源からの距離により、設置場所が操作可能となるように、放射線量の低い場所を選定して設置するか追加遮蔽の設置を行う。</td> <td>配置図</td> <td>B</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計方針	エビデンス	パターン	備考	A SFP	設備の設置及び接続場所は、放射線の影響を想定した環境条件においても、SFP水による遮蔽や線源からの距離により、設置場所が操作可能となるように、放射線量の低い場所を選定して設置する。	配置図	A		B SFP以外	設備の設置及び接続場所は、放射線の影響を想定した環境条件においても、線源からの距離により、設置場所が操作可能となるように、放射線量の低い場所を選定して設置するか追加遮蔽の設置を行う。	配置図	B		<p>■設置許可基準規則 第四十三条第3項第四号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の設置場所を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、放射線量の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・放射線の影響 b. 類型化 ・なし</p> <p>2. 設計方針について 【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。】</p> <p>各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <table border="1" data-bbox="705 981 1321 1181"> <thead> <tr> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型重大事故等対処設備は、放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により、想定される重大事故等が発生した場合においても、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</td> <td>配置図 接続図</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 個別条文中に記載する事項を正設型で示す</p>	設計方針	関連資料	可搬型重大事故等対処設備は、放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により、 想定される重大事故等が発生した場合においても、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	配置図 接続図	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の設置場所を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、放射線量が高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・放射線の影響 b. 類型化 ・使用済燃料ピット事故時には遮蔽としてのSFP水量が減少していくことから、使用済燃料ピット事故時に使用する設備については、「A」として分類。 ・上記以外の設備については、作業に対する放射線の影響で分類でき、「B」とする。 ・また、可搬型重大事故等対処設備のうち“設置”又は“接続”を行わない可搬型の単体計測器等は、対象外とする。</p>  <p>2. 設計方針について 【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。】</p> <p>各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <table border="1" data-bbox="1344 1005 1937 1348"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A SFP</td> <td>可搬型重大事故等対処設備は、放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、SFP水による遮蔽や線源からの距離により、想定される重大事故等が発生した場合においても、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</td> <td>配置図 接続図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B SFP以外</td> <td>可搬型重大事故等対処設備は、放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、遮蔽の設置や線源からの距離により、想定される重大事故等が発生した場合においても、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</td> <td>配置図 接続図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計方針	関連資料	備考	A SFP	可搬型重大事故等対処設備は、放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、SFP水による遮蔽や線源からの距離により、 想定される重大事故等が発生した場合においても、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	配置図 接続図		B SFP以外	可搬型重大事故等対処設備は、放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、遮蔽の設置や線源からの距離により、 想定される重大事故等が発生した場合においても、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	配置図 接続図		<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、類型化せず設計方針を策定している。 ・泊は、事象進展に伴い作業環境の線量が増加（悪化）する設置場所としてSFP事故に使用する可搬型SA設備を分類し、それ以外は一時的な遮蔽・距離距離確保に分類した。（PRは同様）
区分	設計方針	エビデンス	パターン	備考																														
A SFP	設備の設置及び接続場所は、放射線の影響を想定した環境条件においても、SFP水による遮蔽や線源からの距離により、設置場所が操作可能となるように、放射線量の低い場所を選定して設置する。	配置図	A																															
B SFP以外	設備の設置及び接続場所は、放射線の影響を想定した環境条件においても、線源からの距離により、設置場所が操作可能となるように、放射線量の低い場所を選定して設置するか追加遮蔽の設置を行う。	配置図	B																															
設計方針	関連資料																																	
可搬型重大事故等対処設備は、放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により、 想定される重大事故等が発生した場合においても、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	配置図 接続図																																	
区分	設計方針	関連資料	備考																															
A SFP	可搬型重大事故等対処設備は、放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、SFP水による遮蔽や線源からの距離により、 想定される重大事故等が発生した場合においても、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	配置図 接続図																																
B SFP以外	可搬型重大事故等対処設備は、放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、遮蔽の設置や線源からの距離により、 想定される重大事故等が発生した場合においても、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	配置図 接続図																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等対処設備の保管場所を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波 その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を考慮する。 自然現象については、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮及び森林火災を考慮する。</p> <p>地震及び津波以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び火山の影響による荷重の組合せを考慮する。 地震及び津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮する。 外部人為事象については、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート等の施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港内に入港する船舶の火災及び内海等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム及び重大事故等時の高線量下を考慮する。 なお、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備にて考慮する。 重大事故緩和設備についても、重大事故防止設備と同様に可能な限り多様性を考慮する。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.3.3 環境条件等」に記載する。 風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪及び火山の影響並びに電磁波障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。 地震及び地滑りに対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づき設置された建屋内に保管する。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は地震により生ずる敷地斜面の滑り、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けない位置に保管する。</p>	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第3項第五号 保管場所について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の保管場所を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故対処設備等及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。 これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。 自然現象の組合せについては、地震、津波、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。 環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「重大事故等時の環境条件における健全性について」に記載する。</p> <p>地震に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」に基づく地盤上に設置する建屋等内に保管する。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地斜面の滑り、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響を受けない複数の保管場所に分散して保管する設計とする。</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等対処設備の保管場所を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故対処設備等及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水及び火災を考慮する。 発電所敷地で想定される自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。 これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。 自然現象の組合せについては、地震、津波、風（台風）、積雪及び火山の影響による荷重を考慮する。 地震、津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮する。 発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。 環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「重大事故等時の環境条件における健全性について」に記載する。 風（台風）、凍結、降水、積雪及び電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震及び地滑りに対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」に基づく地盤上に設置する建屋等内に保管する。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をする。 屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を</p>	<p>相違理由</p> <p>設計方針の相違 ・重大事故等の発生頻度を踏まえ、重大事故等時の環境条件の設定として竜巻、火山の影響は対象外。（補足説明資料 共—3）（女川と同様）</p> <p>設計方針の相違 ・泊は、SA対応に必要な機能を喪失しない措置として、必要かつ数を強固な地盤上に保管する設計方針</p>


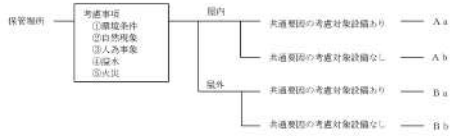
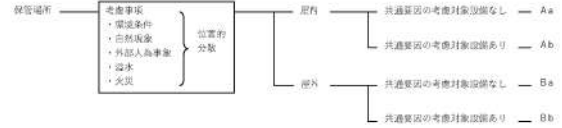
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.1.2 耐震設計の基本方針」、「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.2 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。</p> <p>地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、溢水量による溢水水位を考慮した高所に保管する。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びびり煙等の二次的影響）、有毒ガス及び電磁的障害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を防護するとともに、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。</p> <p>生物学的事象のうち、くらげ等の海洋生物に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、複数の取水箇所を選定できる設計とする。</p> <p>高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、津波に包絡されることから影響を受けない。</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するとともに、可能な限り設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、少なくとも1セットは、屋外の常設重大事故等対処設備からも100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管、又は屋外の設計基準事故対処設備から100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート等の施設の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地配置より設計上考慮する必要はない。</p>	<p>地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「重大事故等対処設備について 2.1.2 耐震設計の基本方針」、「重大事故等対処設備について 2.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「重大事故等対処設備について 2.2 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。</p> <p>地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。</p> <p>飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>なお、洪水、地滑り及びダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p>	<p>供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は掘り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響を受けない位置に保管する。</p> <p>地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「重大事故等対処設備について 2.1.2 耐震設計の基本方針」及び「重大事故等対処設備について 2.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「重大事故等対処設備について 2.2 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。</p> <p>地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備の機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に保管する場合は、開口部の閉止により機能が損なわれるおそれのない設計とする。</p> <p>クラゲ等の海生生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計とする。</p> <p>高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。</p> <p>飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋又はディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から少なくとも1セットは100m以上の離隔距離を確保して保管する設計とする。</p> <p>なお、洪水及びダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p>	<p>針とする。（伊方と同様）</p> <p>設計方針の相違 ・泊は、SA対応に必要な機能を喪失しない措置として、必要々数を強固な地盤上に保管する設計方針とする。（伊方と同様）</p> <p>設計方針の相違 ・大飯には、「屋外の設計基準事故対処設備」があるが、泊は屋外にはなく循環水ポンプ建屋内に設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却海水ポンプがあるため、建屋名を記載している</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境条件 ・ 自然現象 ・ 外部人為事象 ・ 溢水 ・ 火災 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応する常設重大事故等対処設備があるものについては、保管場所を屋内「A」と屋外「B」に分類し、分散配置の考え方を明確にした。 	<p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境条件 ・ 自然現象 ・ 人為事象 ・ 溢水 ・ 火災 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備の保管場所で、屋内「A」と屋外「B」に分類し、さらに、当該設備に対応する常設重大事故等対処設備があるものについては、「A a」又は「B a」、対応する常設重大事故等対処設備がないものについては「A b」又は「B b」に分類し、分散配置の考え方を明確にした。 	<p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境条件 ・ 自然現象 ・ 外部人為事象 ・ 溢水 ・ 火災 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応する常設重大事故等対処設備があるものについては、保管場所を屋内「A」と屋外「B」に分類し、それぞれ共通要因の考慮対象設備のなし「a」と共通要因の考慮対象設備あり「b」について、分散配置の考え方を明確にした。 	<p>類型化付番の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泊と女川で、共通要因の考慮対象設備の有無の子付番が相違しているが、類型化及び考慮事項は同じである。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由				
項目	固設備		常設SA設備		可搬型SA設備		項目	固設備		常設SA設備		可搬型SA設備		
	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内		屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	
降水	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。		設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能が損なわれないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	
	位置的分散（2項）						位置的分散（2項）						位置的分散（2項）	
	位置的分散（3項）						位置的分散（3項）						位置的分散（3項）	
積雪	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。		設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能が損なわれないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	
	位置的分散（2項）						位置的分散（2項）						位置的分散（2項）	
	位置的分散（3項）						位置的分散（3項）						位置的分散（3項）	
落雷	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。		設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能が損なわれないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	
	位置的分散（2項）						位置的分散（2項）						位置的分散（2項）	
	位置的分散（3項）						位置的分散（3項）						位置的分散（3項）	
自然現象	地滑り		地滑りを起こすような地形は存在しない。				地滑り		地滑りを起こすような地形は存在しない。					
	火山の影響		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	
	位置的分散（2項）						位置的分散（2項）						位置的分散（2項）	
生物学的現象	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。		設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能が損なわれないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	
	位置的分散（2項）						位置的分散（2項）						位置的分散（2項）	
	位置的分散（3項）						位置的分散（3項）						位置的分散（3項）	
人為事象	高潮		影響を受けない敷地高さに設置する（非常用取水設備は除く）。				高潮		影響を受けない敷地高さに設置する（非常用取水設備は除く）。					
	森林火災		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	
	位置的分散（2項）						位置的分散（2項）						位置的分散（2項）	
人為事象	森林火災		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	
	位置的分散（2項）						位置的分散（2項）						位置的分散（2項）	
	位置的分散（3項）						位置的分散（3項）						位置的分散（3項）	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">DB設備</th> <th colspan="2">常設SA設備</th> <th colspan="2">可搬型SA設備</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">漏水</td> <td colspan="2">第9条（漏水による損傷の防止等）に基づく設計とする。</td> <td colspan="2">設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう、位置的分散を図り設置する。</td> <td rowspan="3">屋外タンクからの漏水による影響を受けない場所に設置する。</td> <td rowspan="3">設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td colspan="2">位置的分散（3項）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（3項）</td> <td colspan="2">位置的分散（3項）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火災</td> <td colspan="2">第8条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td colspan="2">第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td rowspan="3">第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td colspan="2">位置的分散（3項）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（3項）</td> <td colspan="2">位置的分散（3項）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	DB設備		常設SA設備		可搬型SA設備		屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	漏水	第9条（漏水による損傷の防止等）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう、位置的分散を図り設置する。		屋外タンクからの漏水による影響を受けない場所に設置する。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	位置的分散（2項）		位置的分散（3項）		位置的分散（3項）		位置的分散（3項）		火災	第8条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。		第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。		第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。		位置的分散（2項）		位置的分散（3項）		位置的分散（3項）		位置的分散（3項）		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">DB設備</th> <th colspan="2">常設SA設備</th> <th colspan="2">可搬型SA設備</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">漏水</td> <td colspan="2">第9条（漏水による損傷の防止等）に基づく設計とする。</td> <td colspan="2">想定される漏水水位に対して機能を喪失しない設計とする。</td> <td rowspan="3">想定される漏水水位に対して機能を喪失しない設計とする。</td> <td rowspan="3">想定される漏水水位に対して機能を喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td colspan="2">位置的分散（3項）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（3項）</td> <td colspan="2">位置的分散（3項）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火災</td> <td colspan="2">第8条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td colspan="2">第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td colspan="2">火災防護計画に基づき、火災の発生防止、感知及び消火対策を行う。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td colspan="2">位置的分散（3項）</td> <td colspan="2">位置的分散（3項）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（3項）</td> <td colspan="2">位置的分散（3項）</td> <td colspan="2">位置的分散（3項）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	DB設備		常設SA設備		可搬型SA設備		屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	漏水	第9条（漏水による損傷の防止等）に基づく設計とする。		想定される漏水水位に対して機能を喪失しない設計とする。		想定される漏水水位に対して機能を喪失しない設計とする。	想定される漏水水位に対して機能を喪失しない設計とする。	位置的分散（2項）		位置的分散（3項）		位置的分散（3項）		位置的分散（3項）		火災	第8条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。		第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。		火災防護計画に基づき、火災の発生防止、感知及び消火対策を行う。		位置的分散（2項）		位置的分散（3項）		位置的分散（3項）		位置的分散（3項）		位置的分散（3項）		位置的分散（3項）		
項目	DB設備		常設SA設備		可搬型SA設備																																																																																								
	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内																																																																																							
漏水	第9条（漏水による損傷の防止等）に基づく設計とする。		設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう、位置的分散を図り設置する。		屋外タンクからの漏水による影響を受けない場所に設置する。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。																																																																																							
	位置的分散（2項）		位置的分散（3項）																																																																																										
	位置的分散（3項）		位置的分散（3項）																																																																																										
火災	第8条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。		第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。		第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																								
	位置的分散（2項）		位置的分散（3項）																																																																																										
	位置的分散（3項）		位置的分散（3項）																																																																																										
項目	DB設備		常設SA設備		可搬型SA設備																																																																																								
	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内																																																																																							
漏水	第9条（漏水による損傷の防止等）に基づく設計とする。		想定される漏水水位に対して機能を喪失しない設計とする。		想定される漏水水位に対して機能を喪失しない設計とする。	想定される漏水水位に対して機能を喪失しない設計とする。																																																																																							
	位置的分散（2項）		位置的分散（3項）																																																																																										
	位置的分散（3項）		位置的分散（3項）																																																																																										
火災	第8条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。		第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。		火災防護計画に基づき、火災の発生防止、感知及び消火対策を行う。																																																																																								
	位置的分散（2項）		位置的分散（3項）		位置的分散（3項）																																																																																								
	位置的分散（3項）		位置的分散（3項）		位置的分散（3項）																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3 / 4号炉				女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉				相違理由
(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。			(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				
区分	設計方針	エビデンス	備考	類型化区分	設計方針	関連資料	区分	設計方針	関連資料	備考	
共通	地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、溢水量による溢水水位を考慮した高所に保管する。	-		共通	可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、溢水及び火災に対して、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なわないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する設計とする。	-	共通	風（台風）、凍結、降水、積雪及び電磁的影響に対して、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。 地震、津波、溢水及び火災に対して設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能が損なわないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する設計とする。 想定される溢水水位に対して機能が喪失しない設計とする。	-		
A 屋内	地震及び地滑りに対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づき設置された建屋内に保管する。 風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び内火等の二次的影響）、有毒ガス及び電磁的障害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管する。 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するとともに、可能な限り設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。	配置図		Aa 屋内 (共通要因の考慮対象設備あり)	可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高潮、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管する。また、可搬型重大事故等対処設備のうち設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備の機能を代替するものは、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に保管する設計とする。		Aa 屋内	地震及び地滑りに対しては、屋内の可搬型重大事故等対処設備は「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づき設置された建屋内に保管する 風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管する	配置図 保管場所図		
				Ab 屋内 (共通要因の考慮対象設備なし)	可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高潮、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管する設計とする。		Ab 屋内	地震及び地滑りに対しては、屋内の可搬型重大事故等対処設備は「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づき設置された建屋内に保管する 風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管する 飛来物（航空機墜下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。	配置図 保管場所図		
B 屋外	地震及び地滑りに対して、屋外の可搬型重大事故等対処設備は地震により生ずる敷地斜面の滑り、液状化及び掃り込みによる不等沈下、地盤支持力の不足並びに地下構造物の損壊等の影響を受けない位置に保管する。 風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び内火等の二次的影響）、有毒ガス及び電磁的障害に対して、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を防護するとともに、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。生物学的事象のうち、くらげ等の海洋生物に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、複数の取水箇所を選定できる設計とする。高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、津波に包絡されるため影響を受けない。 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉補助建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、少なくとも1セットは、屋外の常設重大事故等対処設備からも100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管、又は屋外の設計基準事故対処設備から100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。	配置図		Ba 屋外 (共通要因の考慮対象設備あり)	可搬型重大事故等対処設備は、地震により生ずる敷地斜面の滑り、液状化又は掃り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により、必要な機能を喪失しない複数の位置に分散して保管する設計とする。 風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高潮、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に保管する設計とする。 飛来物（航空機墜下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数の箇所に分散して保管する設計とする。	配置図 保管場所図	Ba 屋外	地震及び地滑りに対しては、共通要因によりすべての設備が同時に機能を喪失しないよう転倒しないことを確認するか又は必要により固縛等の処置をする。 屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要となる容量等を賄うことができる設備の1セットについて、地震により生ずる敷地斜面の滑り、液状化又は掃り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する。	配置図 保管場所図		
				Bb 屋外 (共通要因の考慮対象設備なし)	可搬型重大事故等対処設備は、地震により生ずる敷地斜面の滑り、液状化又は掃り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により、必要な機能を喪失しない複数の位置に分散して保管する設計とする。						大阪、女川の青字部分は泊の「Bb」と比較 （比較のため、次頁に転記）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉			相違理由
B 屋外	配置図	B a	<p>可搬型重大事故等対処設備は、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は掃り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により、必要な機能を喪失しない複数の位置に分散して保管する設計とする。</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高潮、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に保管する設計とする。</p> <p>飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数の箇所に分散して保管する設計とする。</p>	区分	設計方針	関連資料	備考
				Bb 屋外	<p>可搬型重大事故等対処設備は、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は掃り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響を受けない位置に保管する。</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時に必要な機能を損なわないように、設計基準事故対処設備等ととともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に保管する場合は、開口部の閉止により機能が損なわれるおそれのない設計とする。</p> <p>高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。</p> <p>飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことのできる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことのできる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋又はディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から少なくとも1セットは、100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。</p>	配置図 保管場 所図	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、SA対応に必要な機能を喪失しない措置として、必要セット数を強固な地盤上に保管する設計方針とする。（伊方と同様）。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯には、「屋外の設計基準事故対処設備」があるが、泊は屋外ではなく循環水ポンプ建屋内に設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却海水ポンプがあるため、建屋名を記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、発電所内の屋外道路及び屋内通路を確保するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。</p> <p>屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）は、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬又は移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートは、自然現象に対して地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮及び森林火災を考慮し、</p> <p>外部人為事象に対して飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート等の施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び重大事故等時の高線量下を考慮する。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート等の施設の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地配置より設計上考慮する必要はない。</p> <p>電磁的障害に対しては道路・通路面が直接影響を受けることはないことから、屋外及び屋内アクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び敷地地下斜面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なルート</p>	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第3項第6号 アクセスルートについて</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、発電所内の屋外道路及び屋内通路を確保するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。</p> <p>屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）は、自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに対する自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに対する発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>また、有毒ガスが発生した場合を考慮し、防護具を配備する。</p> <p>なお、洪水、地滑り及びダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>船舶の衝突に対しては、カーテンウォールにより船舶の侵入が阻害されることからアクセスルートへの影響はない。</p> <p>電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び敷地地下斜面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なルート</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、発電所内の屋外道路及び屋内通路を確保するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。</p> <p>屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）は、自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに対する自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに対する発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>なお、洪水及びダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>電磁的障害に対しては道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び敷地地下斜面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なルート</p>	<p>相違理由</p> <p>設備の相違 ・カーテンウォールは女川の固有設備。泊において船舶の衝突は、人為事象として考慮し、複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p>

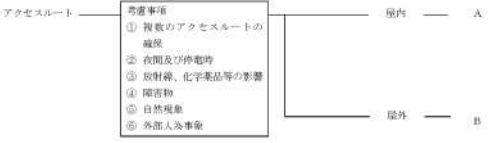
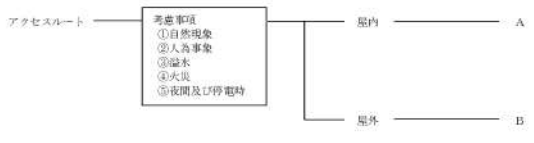

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>トの中から早期に復旧可能なルートを確認するため、障害物を除去可能なブルドーザ1台（予備1台）を保管及び使用する。</p> <p>また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>津波の影響については、防潮堤の中に早期に復旧可能なアクセスルートを確認する設計とする。想定を上回る万一のガレキ発生に対してはブルドーザにより速やかに撤去することにより対処する。</p> <p>また、高潮に対しては津波に包絡されることから影響を受けない。</p> <p>自然現象のうち凍結及び森林火災、外部人為事象のうち、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>落雷に対しては避雷設備が必要となる箇所にアクセスルートを設定しない設計とする。生物学的事象に対しては容易に排除可能なことから影響を受けない。</p> <p>屋外アクセスルートは、基準地震動に対して耐震裕度の低い周辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する設計とする。</p> <p>アクセスルートの地盤については、基準地震動による地震力に対して、耐震裕度を有する地盤に設定することで通行性を確保する設計とする。また、耐震裕度の低い地盤に設定する場合は、道路面のすべりによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する設計とする。不等沈下に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を講じる設計とするとともに、段差が発生した場合には、ブルドーザによる段差発生箇所の復旧を行う設計とする。さらに、地下構造物の損壊が想定される箇所については、陥没対策を講じる設計とする。なお、想定を上回る段差が発生した場合は、複数のアクセスルートによる迂回やブルドーザによる段差解消対策により対処する。</p> <p>屋外アクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち、凍結及び積雪に対しては、車両へのオールシーズンタイヤ又はスタッドレスタイヤを配備することにより通行する。</p> <p>また、地震による薬品タンクからの溢水に対する薬品防護具の運用については『「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料（以下「技術的能力説明資料」という。） 1.0 重大事故等対策における共通事項』に示す。</p> <p>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時の屋外アクセスルートの確保及び消火活動等については、「技術的能力説明資料2.0大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。</p>	<p>ドーザ及びバックホウをそれぞれ1台使用する。ブルドーザの保有数は1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を分散して保管する設計とする。また、バックホウの保有数は1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を分散して保管する設計とする。</p> <p>また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>津波の影響については、基準津波に対し余裕を考慮した高さの防潮堤及び防潮壁で防護することにより、複数のアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>また、高潮に対しては、通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>森林火災については、通行への影響を受けない距離にアクセスルートを確認する。飛来物（航空機墜下）、爆発、近隣工場等の火災及び有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>落雷に対しては、道路面が直接影響を受けることはないため、さらに生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対処設備の運搬に必要な幅員を確保することにより通行性を確保できる設計とする。</p> <p>また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、これらがアクセスルートに影響を及ぼす可能性がある場合は段差緩和対策の実施、迂回又は砕石による段差箇所の仮復旧により対処する設計とする。</p> <p>屋外アクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち、凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両については常時スタッドレスタイヤを装着することにより、並びに急勾配の箇所のすべり止め材配備及びすべり止め舗装を施すことにより通行性を確保できる設計とする。</p> <p>地震による薬品タンクからの漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。</p> <p>なお、融雪剤の配備等の運用については『「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について（以下「技術的能力説明資料」という。） 1.0 重大事故等対策における共通事項』に示す。</p> <p>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時の消火活動等については、「技術的能力説明資料 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」に示す。</p>	<p>ルローダ及び段差箇所の復旧に対処可能なバックホウをそれぞれ1台使用する。ホイールローダの保有数は1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を分散して保管する設計とする。また、バックホウの保有数は1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を分散して保管する設計とする。</p> <p>また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>津波の影響については、基準津波に対し余裕を考慮した高さの防潮堤で防護することにより、複数のアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>また、高潮に対しては通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>地滑りに対しては、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>森林火災については、通行への影響を受けない距離にアクセスルートを確認する。飛来物（航空機墜下）、爆発、近隣工場等の火災及び有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>落雷に対しては道路面が直接影響を受けることはないため、さらに生物学的事象に対しては容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対処設備の運搬に必要な幅員を確保することにより通行性を確保できる設計とする。</p> <p>また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、これらがアクセスルートに影響を及ぼす可能性がある場合は段差緩和対策の実施、迂回又は砕石による段差箇所の復旧により対処する設計とする。</p> <p>屋外アクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち、凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはスタッドレスタイヤ等を配備することにより通行性を確保できる設計とする。</p> <p>地震による薬品タンクからの漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。</p> <p>なお、融雪剤の配備等については『「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料（以下「技術的能力説明資料」という。） 1.0 重大事故等対策における共通事項』に示す。</p> <p>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時の消火活動等については、「技術的能力説明資料2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。</p> <p>屋外アクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止策（可燃物収納容器の固縛による転倒防止及びボンベロ金の通常閉運用）及び火災の拡大防止策（大量の可</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧に使用する設備の相違 ・泊は、障害物の除去にはホイールローダを用いる。あらかじめ段差緩和対策を実施しているが、想定を上回る段差が発生した場合には段差箇所の復旧にバックホウを用いる。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、発電所敷地内に地滑り地形があることから、考慮する共通要因としている。地滑り地形の影響箇所は、限定的であることから、地滑り地形の影響範囲を避ける方針とした。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・凍結路面用タイヤとしてスパイク付を装着する車両もあるため“等”とした。 ・また、スパイク付は冬に装着するため“常時”とは記載しない。 ・泊発電所のアクセスルートに急勾配箇所はなく、すべり止め舗装はしない。 <p>設計方針の相違（女川）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>屋外アクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止策（可燃物収納容器の固縛による転倒防止及びボンベ口金の通常閉運用）及び火災の拡大防止策（大量の可燃物を内包する変圧器、油計量タンク及び補助ボイラ燃料タンクの防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定める。</p> <p>屋内アクセスルートは、地震、津波、その他自然現象による影響（台風及び竜巻による飛来物、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、降灰及び森林火災）及び外部人為事象（近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所進港内に入港する船舶の火災及び内い煙等の二次的影響）及び有毒ガス）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p> <p>屋内アクセスルートにおいては、溢水等に対して、アクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護具を着用する。また、地震時に資機材の転倒及び散乱により通行が阻害されないように火災の発生防止対策や、通行性確保対策として、撤去出来ない資機材は設置しないこととともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛又は転倒防止により支障をきたさない措置を講じる。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートにおいては、</p> <p>停電時及び夜間等の確実な運搬や移動のため可搬型照明装置を配備する。これらの運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」並びに「1.2 火災による損傷の防止」に示す。</p> <p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数のアクセスルートの確保 夜間及び停電時 放射線、化学薬品等の影響 障害物の除去 自然現象のうち地震、津波、風（台風）、竜巻、落雷及び生物学的事象等 外部人為事象のうち、故意による大型航空機の衝突、その他のテロリズムの影響等 <p>b. 類型化</p> <p>屋内アクセスルートと屋外アクセスルートに分類した。</p> 	<p>屋外アクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止策（可燃物収納容器の固縛による転倒防止）及び火災の拡大防止策（大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定める。</p> <p>屋内アクセスルートは、自然現象として選定する津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮による影響に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせるおそれがある事象であって人為によるものとして選定する飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び船舶の衝突に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p> <p>屋内アクセスルートにおいては、機器からの溢水に対して適切な防護具を着用する。また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の固縛、転倒防止対策及び火災の発生防止対策を実施する。万一通行が阻害される場合は迂回する又は乗り越える。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。</p> <p>また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明設備を配備する。これらの運用については、「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。</p> <p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自然現象 ② 人為事象 ③ 溢水 ④ 火災 ⑤ 夜間及び停電時 <p>b. 類型化</p> <p>屋内アクセスルートと屋外アクセスルートに分類した。</p> 	<p>燃物を内包する変圧器及び補助ボイラ燃料タンクの防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定める。</p> <p>屋内アクセスルートは、自然現象として選定する津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮による影響に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせるおそれがある事象であって人為によるものとして選定する飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び船舶の衝突に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p> <p>屋内アクセスルートにおいては、機器からの溢水に対して適切な防護具を着用する。また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の固縛、転倒防止対策及び火災の発生防止対策を実施する。万一通行が阻害される場合は迂回する又は乗り越える。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。</p> <p>また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備する。これらの運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。</p> <p>2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間及び停電時 放射線、化学薬品等の影響 自然現象 外部人為事象 溢水 火災 <p>b. 類型化</p> <p>屋内アクセスルートと屋外アクセスルートに分類した。</p> 	<p>・泊には発電所敷地内に可燃物ボンベがあり、大飯同様火災の発生防止策としてボンベ口金の通常閉運用も定める。 <u>設計方針の相違（大飯）</u></p> <p>・泊は、油計量タンクは運用停止して空にしており火災の拡大防止策を定める対象ではない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
2. 設計方針について 【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。】 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。 (1) 各考慮事項に対する設計方針は以下のとおり。 ①環境要因、地震、津波その他の自然現象、外部人為事象、溢水及び火災			2. 設計方針について 【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。】 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。 (1) 各考慮事項に対する設計方針は以下のとおり。 ①環境要因、地震、津波、その他自然現象、人為事象、溢水、火災			2. 設計方針について 【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。】 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。 (1) 各考慮事項に対する設計方針は以下のとおり。 ①環境要因、地震、津波その他の自然現象、外部人為事象、溢水、火災			
考慮事項	屋内	屋外	考慮事項	屋内	屋外	考慮事項	屋内	屋外	
環境条件	夜間及び停電時	可搬型照明の運用は「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。	環境条件	夜間及び停電時	可搬型照明の運用は「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。	環境条件	夜間及び停電時	可搬型照明の運用は「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。	
自然現象	地震	迂回路も考慮して複数のアクセサルトを確保する。	地震	耐震設計を行った建屋内に、迂回路も考慮した複数のアクセサルトを確保する設計とする。	地震	耐震設計を行った建屋内に、迂回路も考慮した複数のアクセサルトを確保する設計とする。	地震	耐震設計を行った建屋内に、迂回路も考慮した複数のアクセサルトを確保する設計とする。	地震
		また、耐震性能の低い地盤に設定する場合、は、道路面の滑りによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する設計とする。		また、耐震性能の低い地盤に設定する場合、は、道路面の滑りによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する設計とする。		また、耐震性能の低い地盤に設定する場合、は、道路面の滑りによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する設計とする。		また、耐震性能の低い地盤に設定する場合、は、道路面の滑りによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する設計とする。	
自然現象	津波	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	津波	基準津波に対して防潮壁及び防潮壁により防護された建屋内に確保する設計とする。	津波	基準津波に対して防潮壁及び防潮壁により防護された建屋内に確保する設計とする。	津波	基準津波に対して防潮壁を配置することから建屋近傍まで遡る浸水はないため、影響を受けない。	津波
		複数のアクセサルトの中から早期に復旧可能なブルドーザを保管、使用する。		複数のアクセサルトの中から早期に復旧可能なブルドーザを保管、使用する。		複数のアクセサルトの中から早期に復旧可能なブルドーザを保管、使用する。		複数のアクセサルトの中から早期に復旧可能なブルドーザを保管、使用する。	
その他（外部人為事象としてD B）	凍結	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	凍結	車両は常時スタッドレスタイヤを装着し、また、急勾配の箇所については、サベリ止め材を配備することにより通行する。	凍結	車両は常時スタッドレスタイヤを装着し、また、急勾配の箇所については、サベリ止め材を配備することにより通行する。	凍結	車両はスタッドレスタイヤ等を装着し、また、急勾配の箇所については、サベリ止め材を配備する。（「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」）	凍結
		外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。		外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。		外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。		外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
降水	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確認する設計とする。	適切な降雨強度に基づき設計した構内排水設備により、海城へ排水される設計とする。	降水	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確認する設計とする。	適切な降雨強度に基づき設計した構内排水設備により、海城へ排水される設計とする。	
積雪	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。 車両へのオールシーズンタイヤ又はスタッドレスタイヤを配備することにより通行する。	複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確認するため、障害物を除去可能なブルドーザを保管、使用する。	アクセスルート上の積雪については、ブルドーザにより撤去を行う設計とする。 車両は常時スタッドレスタイヤを装着し、また、急勾配の箇所については、すべり止め材を配備するとともにすべり止め舗装等を施す。 （「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」）	積雪	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確認する設計とする。	アクセスルート上の積雪については、ホイールローダにより撤去を行う。 車両はスタッドレスタイヤ等を装着し、また、急勾配の箇所については、すべり止め材を配備する。（「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」）	
落雷	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	避雷設備が必要となる箇所にアクセスルートを設定しない設計とする。	落雷に対しては道路面が直接影響を受けることはない。	落雷	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確認する設計とする。	道路面が直接影響を受けることはない。	
地滑り	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	基準地震動に対して耐震初級の低い周辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い通行性を確保する設計とする。	地滑りを起こすような地形は存在しない。	地滑り	地滑りにより影響を受ける範囲にない。	通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する。	
火山の影響（降灰）	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確認するため、障害物を除去可能なブルドーザを保管、使用する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確認する設計とする。	火山の影響（降灰）	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確認する設計とする。	アクセスルート上の降下火砕物については、ホイールローダ等により撤去を行う設計とする。	
生物学的事象	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	容易に排除可能なことから影響を受けない。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確認する設計とする。	生物学的事象	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確認する設計とする。	容易に排除可能なことから影響はない。	
森林火災（外部火災）	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確認する設計とする。	森林火災（外部火災）	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確認する設計とする。	通行への影響を受けない距離にアクセスルートを確認する。	
高潮	津波に包絡されることから影響を受けない。		高潮	通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確認する。	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確認する。	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由								
(外部事象としてDBと同じ7事象+10を決定) 外部人為事象+10	考慮事項	屋内 敷地付近に石油コンビナート施設はないため、影響を受けない。 屋外 近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス	考慮事項	アクセスルート 屋内 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。 屋外 アクセスルートは防火帯の内側であり、相對強度を考慮しても影響はない。	考慮事項	屋内 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。 屋外 迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。	考慮事項	屋内 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。 屋外 迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。	相違理由								
	自然現象	森林火災 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	自然現象	森林火災 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	自然現象	森林火災 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	自然現象	森林火災 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。		近隣の産業施設の火災（外部火災）							
	人為事象	外部火災 爆発近隣工場等の火災 飛来物（航空機落下） 船舶の衝突 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム 飛来物（航空機落下） ダムの崩壊 有毒ガス 船舶の衝突 電磁的障害（その他使用条件）	人為事象	外部火災 爆発近隣工場等の火災 飛来物（航空機落下） 船舶の衝突 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム 飛来物（航空機落下） ダムの崩壊 有毒ガス 船舶の衝突 電磁的障害（その他使用条件）	人為事象	外部火災 爆発近隣工場等の火災 飛来物（航空機落下） 船舶の衝突 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム 飛来物（航空機落下） ダムの崩壊 有毒ガス 船舶の衝突 電磁的障害（その他使用条件）	人為事象	外部火災 爆発近隣工場等の火災 飛来物（航空機落下） 船舶の衝突 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム 飛来物（航空機落下） ダムの崩壊 有毒ガス 船舶の衝突 電磁的障害（その他使用条件）			(外部事象としてDBと同じ7事象を決定) 外部人為事象+10						
	船舶の衝突	船舶が取水口に漂着する可能性は低い。また、日本海航行中の大型タンカー等が埋没し、重油が流出した場合は、取水機能に影響を与えないようオイルフェンスを設置することから取水路が閉塞することなく、影響を受けない。	船舶の衝突	船舶が取水口に漂着する可能性は低い。また、日本海航行中の大型タンカー等が埋没し、重油が流出した場合は、取水機能に影響を与えないようオイルフェンスを設置することから取水路が閉塞することなく、影響を受けない。	船舶の衝突	船舶が取水口に漂着する可能性は低い。また、日本海航行中の大型タンカー等が埋没し、重油が流出した場合は、取水機能に影響を与えないようオイルフェンスを設置することから取水路が閉塞することなく、影響を受けない。	船舶の衝突	船舶が取水口に漂着する可能性は低い。また、日本海航行中の大型タンカー等が埋没し、重油が流出した場合は、取水機能に影響を与えないようオイルフェンスを設置することから取水路が閉塞することなく、影響を受けない。				「技術的能力説明資料2」大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。					
	故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	「技術的能力説明資料2」大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。	故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	「技術的能力説明資料2」大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。	故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	「技術的能力説明資料2」大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。	故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	「技術的能力説明資料2」大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。					「技術的能力説明資料2」大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。				
	飛来物（航空機落下）	防護設計の要否判断の基準を超えないことから、設計上考慮する必要はない。	飛来物（航空機落下）	防護設計の要否判断の基準を超えないことから、設計上考慮する必要はない。	飛来物（航空機落下）	防護設計の要否判断の基準を超えないことから、設計上考慮する必要はない。	飛来物（航空機落下）	防護設計の要否判断の基準を超えないことから、設計上考慮する必要はない。						第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。			
	ダムの崩壊	近傍にダムが無いことから影響を受けない。	ダムの崩壊	発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。	ダムの崩壊	発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。	ダムの崩壊	発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。							迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。		
	電磁的障害（その他使用条件）	道路・通路面が直接影響を受けることはない。	電磁的障害（その他使用条件）	道路・通路面が直接影響を受けることはない。	電磁的障害（その他使用条件）	道路・通路面が直接影響を受けることはない。	電磁的障害（その他使用条件）	道路・通路面が直接影響を受けることはない。								迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。	
	溢水	アクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護具を着用する。 地震による薬品タンクからの溢水に対する薬品防護具の運用については「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。	溢水	道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。 地震による薬品タンクからの溢水に対する薬品防護具の運用については「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。	溢水	屋内アクセスルートにおける溢水に対しては防護具の着用により通行可能。（「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」）	溢水	屋内アクセスルートにおける溢水に対しては防護具の着用により通行可能。（「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」）									地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。
	火災	地震時に資機材の転倒及び散乱により通行が阻害されないように火災の発生防止対策や、通行性確保対策として、撤去出来ない資機材は設置しないこととするとともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛、転倒防止により支障をきたさない措置を講じる。これらの運用については、「1.2 火災による損傷の防止」に示す。	火災	地震発生時における、火災の発生防止策（可燃物収納容器的の固縛による転倒防止及びボンベロ金の通常閉運用）及び火災の拡大防止策（大量の可燃物を内包する変圧器、油計量タンク及び補助ボイラ燃料タンクの防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定める。	火災	地震発生時における、火災の発生防止策（可燃物収納容器的の固縛による転倒防止及びボンベロ金の通常閉運用）及び火災の拡大防止策（大量の可燃物を内包する変圧器及び補助ボイラ燃料タンクの防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定める。	火災	地震発生時における、火災の発生防止策（可燃物収納容器的の固縛による転倒防止及びボンベロ金の通常閉運用）及び火災の拡大防止策（大量の可燃物を内包する変圧器及び補助ボイラ燃料タンクの防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定める。									
夜間及び停電時	可搬型照明の運用は「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。	夜間及び停電時	可搬型照明の運用は「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。	夜間及び停電時	可搬型照明の運用は「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。	夜間及び停電時	可搬型照明の運用は「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。	記載箇所の相違（前ページ最上段）									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				
区分	設計方針	エビデンス	備考	類型化区分	設計方針	関連資料	備考	区分	設計方針	関連資料	備考	
A 屋内	<ul style="list-style-type: none"> 迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。 屋内アクセスルートは、地震、津波、その他自然現象による影響（台風及び竜巻による飛来物、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、降灰及び森林火災）及び外部人為事象（近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガス）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。 屋内アクセスルートにおいては、溢水等に対して、アクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護員を着用する。 地震時に資機材の転倒及び散乱により通行が阻害されないように火災の発生防止対策や、通行性確保対策として、撤去出来ない資機材は設置しないこととする。また、撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛又は転倒防止により支障をきたさない措置を講じる。停電時及び夜間等の確実な運搬や移動のため可搬型照明装置を配備する。これらの運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」並びに「1.2 火災による損傷の防止」に示す。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルート説明資料 		アクセス必要	<ul style="list-style-type: none"> 迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。 ○屋内アクセスルートの確保 <ul style="list-style-type: none"> 自然現象による影響（津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災）及び人為事象（飛来物（航空機墜落）爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び船舶の衝突）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。 比較のため記載順を入れ替え <ul style="list-style-type: none"> 屋内アクセスルート上には、転倒した場合に通行不可となる物品は設置しないこととする。また、迂回・乗り越え可能な物品についても必要に応じて固縛、転倒防止措置により、通行に支障をきたさない措置を講じる。 	アクセスルート図		A 屋内	<ul style="list-style-type: none"> 迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。 屋内アクセスルートは、自然現象による影響（津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）及び外部人為事象（飛来物（航空機墜落）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び船舶の衝突）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。 屋内アクセスルートにおいては、機器からの溢水等に対して、適切な防護員を着用する。 地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の固縛、転倒防止対策及び火災の発生防止対策を実施する。万一通行が阻害される場合は迂回する又は乗り越える。 被ばくを考慮した放射線防護員の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。また、停電時及び夜間の確実な運搬や移動のため可搬型照明装置を配備する。これらの運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」並びに「1.2 火災による損傷の防止」に示す。 	アクセスルート図		
	B 屋外		<ul style="list-style-type: none"> 迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。 屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物の倒壊、周辺機器の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり）、その他自然現象による影響（津波による漂着物、台風及び竜巻による飛来物、積雪並びに降灰）を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確認するため、障害物を除去可能なブルドーザー1台（予備1台）を保管及び使用する。また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する設計とする。 津波の影響については、防壊壁の中に早期に復旧可能なアクセスルートを確認する設計とする。想定を上回る万一のガレキ発生に対してはブルドーザーにより速やかに撤去することにより対処する。また、高潮に対しては津波に包摂されることから影響を受けない、自然現象のうち津波及び森林火災、外部人為事象のうち、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。落雷に対しては避雷設備が必要となる箇所にアクセスルートを設定しない設計とする。生物学的事象に対しては容易に排除可能なことから影響を受けない。 屋外アクセスルートは、基準地震動に対して耐震裕度の低い周辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザーによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する設計とする。 アクセスルートの地盤については、基準地震動による地震力に対して、耐震裕度を有する地盤に設定することで通行性を確保する設計とする。また、耐震裕度の低い地盤に設定する場合は、道路面のすべりによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザーによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する設計とする。不等沈下に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を講じる設計とする。また、段差が発生した場合には、ブルドーザーによる段差発生箇所の復旧を行う設計とする。さらに、地下構造物の損壊が想定される箇所については、陥没対策を講じる設計とする。なお、想定を上回る段差が発生した場合は、複数のアクセスルートによる迂回やブルドーザーによる段差解消対策により対処する。 屋外アクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち、凍結及び積雪に対しては、車両へのオールシーズンタイヤ又はスタッドレスタイヤを配備することにより通行する。また、地震による薬品タンクからの溢水に対する薬品防護員の運用については「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時の屋外アクセスルートの確保及び消火活動等については、「技術的能力説明資料2.0 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。 屋外アクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止策（可燃物収納容器の固縛による転倒防止及びボンベロ金の通常閉運用）及び火災の拡大防止策（大量の可燃物を内包する変圧器、油計量タンク及び補助ボイラ燃料タンクの防油壁の設置）については、「火災防護計画」に定める。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルート説明資料 		B 屋外	<ul style="list-style-type: none"> ○屋外アクセスルートの確保 <ul style="list-style-type: none"> 地震による影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び敷地外斜面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪、火山の影響）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なブルドーザー及びバックホウをそれぞれ1台（予備1台）保管、使用する。また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する設計とする。 津波の影響については、基準津波に対して防壊壁及び防壊壁により防護されたアクセスルートを確認する設計とする。 屋外アクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び敷地外斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対処設備の運用に必要な幅員を確保する。また、不等沈下に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策等を行う。迂回する。又は砕石による段差解消対策により対処する設計とする。 屋外アクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち、凍結及び積雪に対しては、車両は常時スタッドレスタイヤを装着し、また、急勾配の箇所については、すべり止め材を配備するとともにすべり止め舗装等を施すことにより通行性を確保できる設計とする。 	アクセスルート図		B 屋外	<ul style="list-style-type: none"> 迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。 地震による影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び敷地外斜面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なホイールロード及び段差箇所の復旧に可能なバックホウをそれぞれ1台を保管、使用する。また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する設計とする。 津波の影響については、基準津波に対し余裕を考慮した高さの防壊壁で防護することにより、複数のアクセスルートを確認する設計とする。また、高潮に対しては通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確認する設計とする。 森林火災については、通行への影響を受けない距離にアクセスルートを確認する。 飛来物（航空機墜落）、爆発、近隣工場等の火災及び有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。落雷に対しては道路面が直接影響を受けることはないため、生物学的事象に対しては容易に排除可能なことからアクセスルートへの影響はない。 屋外アクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び敷地外斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対処設備の運用に必要な幅員を確保する。不等沈下に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策の実施、迂回又は砕石による段差箇所の復旧により対処する設計とする。 	アクセスルート図
対象外 (アクセス不要)	中央制御室又は緊急時制御室で保管及び使用する。											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・停電時及び夜間等の確実な運搬や移動のため可搬型照明装置を配備する。 これらの運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。</p>			